

# 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

## 第17回議事次第

平成27年3月27日（金）

15:00～17:00

厚生労働省 19階共用第9会議室

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 「社会的養護の課題と将来像」実現のための主な取組等について
- (2) 平成26年度における各種ワーキンググループ等における検討について
- (3) 平成25年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況等について
- (4) その他

### 3. 閉会

## 配布資料一覧

- 資料 1 - 1 「社会的養護の課題と将来像」実現のための主な取組等について
- 資料 1 - 2 社会的養護の平成 27 年度予算案
- 資料 1 - 3 「養子縁組あっせん」に係る取組等について
- 資料 1 - 4 平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度の各種ワーキングについて
- 資料 1 - 5 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会について
  
- 資料 2 - 1 自立援助ホーム運営指針について
- 資料 2 - 2 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について（通知）
- 資料 2 - 3 「子育て支援員」研修について
  
- 資料 3 - 1 平成 25 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について
- 資料 3 - 2 被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループについて

### (参考資料)

- 参考 1 - 1 社会的養護の課題と将来像の実現に向けて
- 参考 1 - 2 社会的養護の現状について
- 参考 2 平成 27 年度厚生労働省家庭福祉対策関係予算案の概要
- 参考 3 児童養護施設入所児童等調査結果
- 参考 4 施設運営ハンドブック（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）、児童自立支援施設、母子生活支援施設）
- 参考 5 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン
- 参考 6 ファミリーホーム事例集
- 参考 7 社会的養護関係施設における第三者評価促進のための受審完了状況一覧
  
- 参考 8 - 1 全国里親委託等推進委員会調査報告（平成 25 年度）
- 参考 8 - 2 全国里親委託等推進委員会調査報告（平成 26 年度）

**社会保障審議会児童部会  
社会的養護専門委員会 委員名簿**

平成27年2月1日時点

◎

委員名	所 属
犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
大塩 孝江	母子生活支援施設倉明園施設長 全国母子生活支援施設協議会会長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
梶原 敦	北海道立向陽学院長 全国児童自立支援施設協議会会長
栗原 博	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長
関根 美智子	児童家庭支援センターシャローム施設長 全国児童家庭支援センター協議会副会長
中村 みどり	Children's Views & Voices ユースプロジェクト・ディレクター
長井 晶子	久良岐乳児院施設長 全国乳児福祉協議会会長
西田 由美子	大阪府富田林市子ども家庭センター 大阪府富田林市子ども家庭センター所長
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
平井 誠敏	自立援助ホーム「慈泉寮」施設長 全国自立援助ホーム協議会副会長
平田 美音	名古屋市児童福祉センターくすのき学園長 全国情緒障害児短期治療施設協議会会長
星野 崇	公益財団法人全国里親会会長
ト蔵 康行	ざおうホーム、日本ファミリーホーム協議会会長
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
武藤 素明	児童養護施設二葉学園統括施設長 全児童養護施設協議会副会長
横田 光平	同志社大学専門職学位課程教授

◎委員長

(敬称略、五十音順)

# 「社会的養護の課題と将来像」実現のための主な取組等について

## 23年度までの主な取組

### ○基本的人員配置以外の加算職員等

- ・平成11年度：児童養護施設へ心理療法担当職員の配置、乳児院へ家庭支援専門相談員の配置
- ・平成12年度：地域小規模児童養護施設の創設
- ・平成13年度：児童養護施設の個別対応職員の配置
- ・平成16年度：児童養護施設の小規模グループケア加算の創設

### 平成23年4月：「社会的養護の課題と将来像」を先取りした実施要綱改正等

- ・小規模グループケアの定員要件の弾力化（児童養護施設「原則6人」→「原則6人～8人」等）
- ・小規模グループケアのグループ数の緩和（1施設2グループから要件を満たす場合、最大6グループまで指定可能）
- ・地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化（本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止等）

### 平成23年6月：「社会的養護の課題と将来像」を先取りした児童福祉施設最低基準の見直し

- ・加算職員の配置の義務化
  - ①家庭支援専門相談員
  - ②個別対応職員
  - ③心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

### 平成23年7月「社会的養護の課題と将来像」の策定（家庭的養護の推進、人員配置の見直し等）

- ・施設養護をできる限り小規模グループケアやグループホームの形態に変えていく
- ・児童養護施設の例（児童指導員、保育士）
  - 0歳児 1.7:1 → 0・1歳児 1.3:1、3歳以上 4:1 → 3:1、小学生以上 6:1 → 4:1
- ・里親支援担当職員、自立支援担当職員の配置、心理療法担当職員の全施設配置
- ・チーム責任者の配置

等

### 平成24年3月：「社会的養護施設運営指針及び里親等養育指針」の策定

- ・児童養護施設等及び里親・ファミリーホームにおける養育・支援の内容と運営に関する指針を定めるもの。

## 24年度の主な取組

### 予算における対応

#### (1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

児童養護施設	小学生以上	6	:	1	→	5.5	:	1
	1歳児	2	:	1	→	1.6	:	1
	0歳児	1.7	:	1	→	1.6	:	1
乳児院	0・1歳児	1.7	:	1	→	1.6	:	1
情緒障害児短期治療施設		5	:	1	→	4.5	:	1
児童自立支援施設		5	:	1	→	4.5	:	1
母子生活支援施設 (母子支援員)	20世帯未満	1人	→	10世帯未満	1人			
				10世帯以上20世帯未満	2人			
	20世帯以上	2人	→	20世帯以上	3人			

#### (2) 施設の小規模化の推進

- 小規模グループケア（713か所→743か所）や、地域小規模児童養護施設（210か所→240か所）の増。
- 全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるよう配置数の増（160か所→743か所）。
- 地域小規模児童養護施設等を賃貸物件を活用して実施する場合に建物賃借料の一部を措置費算定。

#### (3) 里親支援専門相談員の配置

- 児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置。



平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（小規模化等の手引き）を策定。

- ・ 施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法等について取りまとめ。

## (24年度の主な取組のつづき)

### ワーキンググループ報告書等

#### 平成25年2月：「里親等委託率アップの取り組み報告書」（全国里親委託等推進委員会）

- ・ 委託率を大きく増加させた福岡市、大分県の取組を紹介することにより、各自治体や児相、里親支援機関等の取組推進を図るもの。

#### 平成25年3月：「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」（全国里親委託等推進委員会）

- ・ 養育指針の解説、里親等が養育に引き付けられるよう事例を収集。地方自治体、児童相談所、里親会に配布。養育里親更新研修等で活用。

#### 平成25年3月：「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」 （親子関係再構築支援ワーキンググループ）

- ・ 実際に施設において実施された親子関係再構築に向けた支援例を紹介することにより、各施設における取組の参考とするもの。

#### 平成25年3月：「施設の小規模化等事例集」（施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ）

- ・ 小規模化等の手引きを具体的にイメージできるようにするため、参考となると思われる先行事例等をまとめ。

## 25年度の主な取組

平成25年7月：「家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の作業等について」（事務連絡）を各自治体へ発出。

- ・各自治体に都道府県計画の策定に向け、具体的な検討内容や留意すべき事項、作業スケジュール等の具体的な事項を示したもの。
- ・「子ども・子育て支援計画」との関係やこの計画と整合性を図りつつ検討を進めること等についても記載。



平成25年8月：「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（事務連絡）を各自治体へ発出。

- ・「子ども・子育て支援計画」の基本的記載事項として、「社会的養護体制の充実（家庭的養護の推進、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実等）」の記載を求めるもの。



平成25年12月

**持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）成立**

第3条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させておくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点から、次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

一～三 （略）

四 社会的養護の充実に当たって必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

(25年度の主な取組のつづき)

## ワーキンググループ報告書等

平成26年2月：「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」  
(全国里親委託等推進委員会)

- ・ 自治体の里親支援体制と其中的の里親支援専門相談員の活動、里親支援機関の活動、里親サロン活動を調査し、そのポイント等について紹介。

平成26年3月：「社会的養護の施設運営ハンドブック」  
(施設運営等指針の手引書の作成ワーキンググループ検討、社会的養護第三者評価等推進研究会監修)

- ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設運営の手引書を策定

平成26年3月：「親子関係再構築支援ガイドライン」(親子関係再構築支援ワーキンググループ)

- ・ 親子関係再構築支援の内容や方法を体系的に記したガイドラインを策定

平成26年3月：「ファミリーホーム事例集」(ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ)

- ・ ファミリーホーム運営の事例収集や実態調査、開設手続きや運営の留意事項等についてとりまとめ

## 26年度の主な取組

### 26年度予算における対応

消費税増収分による「社会保障の充実」として、社会的養護の充実を図る。

#### 【量的拡充】

- 受入児童数の拡大

#### 【質の改善】

- 施設の小規模化の推進

① 小規模グループケア	743か所	→	1,059か所	(+316か所)
② 地域小規模児童養護施設	240か所	→	293か所	(+53か所)
③ 賃借対象施設	76か所	→	144か所	(+68か所)
○ 心理担当職員の配置箇所数の増	499か所	→	743か所	(+294か所)

### 平成26年5月：「都道府県推進計画進捗状況調査」を実施

- ・ 都道府県推進計画の策定の進捗状況、策定上の課題等について調査  
→ 課題として、「人口減少と社会的養護需要量のバランスが難しい」（25自治体）、「施設と計画について議論しているが、施設  
の方向と計画の趣旨が必ずしも一致しない」（26自治体）など



### 平成26年5月～：都道府県推進計画進捗状況にかかる自治体ヒアリングを実施

- ・ 都道府県推進計画策定上の課題等について、15府県市からヒアリングを実施



### 平成26年10月：「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進に係るQ&A」（事務連絡）を各自治体へ発出。

- ・ 「都道府県推進計画進捗状況調査」や自治体ヒアリングの結果等を踏まえ、課題への対応について国の考え方を提示

## 27年度予算案における対応

### <社会保障の充実>

「社会的養護の課題と将来像」に掲げる職員配置の改善等を行う。

#### 【量的拡充】

- 受入児童数の拡大

#### 【質の改善】

- 児童養護施設等の職員配置の改善

児童養護施設	小学生以上	5.5:1	→	4:1	
	0・1歳児	1.6:1	→	1.3:1	
	3歳以上幼児	4:1	→	3:1	
乳児院	0・1歳児	1.6:1	→	1.3:1	
	3歳以上幼児	4:1	→	3:1	
情緒障害児短期治療施設	心理療法担当職員	4.5:1	→	3:1	
	心理療法担当職員	10:1	→	7:1	
児童自立支援施設	心理療法担当職員	4.5:1	→	3:1	
	心理療法担当職員			10:1	
母子生活支援施設	母子支援員				
	20世帯以上	3人	→	20世帯以上30世帯未満 30世帯以上	3人 4人
	少年指導員				
	20世帯未満	1人	→	10世帯未満 10世帯以上20世帯未満	1人 2人
	20世帯以上	2人	→	20世帯以上30世帯未満 30世帯以上	3人 4人

- 小規模グループケア(1,059か所→1,091か所)、地域小規模児童養護施設(293か所→299か所)の実施箇所数の増(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにする)
- 民間児童養護施設等の職員給与の改善(平均+3%相当)
- 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員(1名)の配置の推進(27年度から15年かけて全施設で実施)

### <自立支援の充実>

- 児童入所施設措置費等において、①小学生等に対する学習支援(学習ボランティア等)、②高校生等に対する学習支援(学習塾代等)、③特別な配慮を必要とする児童に対する学習支援(個別学習指導)を新たに実施
- 自立援助ホーム入所者についても、就職支度費を支弁
- 自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を実施

# ○社会的養護の平成27年度予算案

①児童入所施設措置費等	1,076億円
②児童虐待・DV対策等総合支援事業	47億円
③次世代育成支援対策施設整備交付金 など	57億円

(※以下の( )内の丸数字は上記各事業に対応)

## 1. 施設における家庭的養護の推進

### ○児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】

社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図る。

- 職員配置の改善等、「社会保障の充実」(①)
- 地域小規模児童養護施設等を実施する場合の既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成(①・③)
- 児童養護施設の小規模化等、施設入所児童等の生活環境改善を図るための補助(②)

### 社会的養護における「社会保障の充実」 142億円(国費)

- 量的拡充
- 質の改善
  - ① 児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)
  - ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)
  - ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(平均+3%相当)
  - ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員(1名)の配置の推進(27年度から15年かけて全施設で実施)

## 2. 里親委託の推進等

### ○里親支援機関事業の拡充【一部新規】(②)

里親登録されているが、児童を委託されていない里親(未委託里親)に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を新たに実施し、里親委託の推進を図る(10か所)。

### ○里親支援専門相談員の配置の推進(①)

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

## 3. 被虐待児童等への支援の充実

### ○児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】(②)

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る(101か所→106か所)。
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増(20か所→27か所)を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る(33か所)。

### ○児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実(①)

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童(※1)の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等(※2)に対する学習支援(学習ボランティア等) (1人当たり月額@8千円)
- ・ 高校生等(※2)に対する学習支援(学習塾代等) (1人当たり月額@15千円)
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童(中学生・高校生)に対する学習支援(個別学習指導) (1人当たり月額25千円)

※1 里親委託児童及びファミリーホーム入所児童を含む。

※2 母子生活支援施設は中学生を含む。

### ○就職支度費の支給対象の拡大【新規】(①)

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

### ○児童養護施設等の職員の人材確保対策(②)

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

## (参考)児童養護施設等の耐震化整備の推進(平成26年度補正予算)

### ○児童養護施設等の耐震化等整備の推進 8.8億円

自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等における防災対策等の推進のため、耐震化等に要する費用の補助を行う。

# 「養子縁組あっせん」に係る取組等について

平成27年3月27日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課

# 1. 現行の仕組み

## ○ 民間事業者による養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成24年度116人（15事業者の計）（家庭福祉課調べ）

※ 民間事業者のほか、児童相談所も養子縁組あっせんを実施。養子縁組による措置解除数 平成24年度306人（家庭福祉課調べ）

## ○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止

※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

- ・ 業として実施する場合は、**社会福祉法**の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要

※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

## ○ 養子縁組あっせん事業に関する通知

### ■ 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

- ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する**実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。**

- ・ **児童の権利条約の規定を十分に尊重**するための遵守事項を規定

※ 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定

- ・ **事業の適正な運営を担保**するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定

※ 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、**営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。**

### ■ 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ・ 実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定

- ・ 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、養親希望者等への説明等を規定

## 2. 改善に向けた取組

### 養子縁組あっせん事業者の事業運営の透明化・適正化に向けた取組

#### (1) 養子縁組あっせん事業者に対する指導に係る通知（第2種社会福祉事業の指導基準）の見直し

##### 【主な改正事項】

26年5月1日に自治体あて発出

##### ① 事業運営の透明性の確保に係る事項

- ・ 外形的に営利目的が疑われるような事業運営（関連会社の役員の兼任等）を禁止
- ・ 養親希望者等から金品を徴収する際のルールを明確化 →実費の積算、負担金、寄付・会費の受取り等のルールの明確化等
- ・ 負担金の積算方法や金額の目安等の情報開示の徹底を必須化

##### ② 児童、実親、養親への支援の適切性の担保に係る事項

- ・ 事業者が実親に対し、養子縁組の同意を強制したり、同意の撤回を妨害することを禁止
- ・ あっせん記録の保管を必須化
- ・ 支援内容や必要な費用等の公表を必須化
- ・ 事業者が作成する業務方法書に児童、実親、養親への支援方法を記載することを必須化
- ・ 事業者が事業を廃止した後、あっせんに係る文書やあっせん終了後の支援を都道府県等へ引き継ぐことを明確化

#### (2) 養子縁組あっせん事業者に対する調査・公表の見直し

24年度分を公表済み

- ・ 都道府県等の調査が円滑に行われるよう、調査様式等を見直し（24年度分～）
- ・ 事業者の支援内容や支援体制、実費の目安など、実親や養親希望者の事業者選択等に必要な情報を公表

### 養子縁組あっせん事業者の支援の質の向上に向けた取組

#### (3) 養子縁組あっせんに係る調査研究の実施（厚生労働科学研究）

26年度・27年度実施

- ・ 国際養子縁組も含め、あっせん技法や児童や実親、養親に対する支援方法等について専門的観点から調査分析し、適切な手法を検討
- ・ 国外の養子縁組に係る制度について調査、整理
- ・ 児童相談所におけるあっせんの実態（民間事業者との連携を含む）を調査・分析し、あり方について検討

### 3. 養子縁組あっせんに係る調査研究の進め方

#### 現在実施中の調査研究

#### 平成26年度～平成27年度「児童の養子縁組あっせんに関する研究」（厚生労働科学研究）

- 国際養子縁組も含め、あっせん技法や児童や実親、養親に対する支援方法等について専門的観点から調査分析し、適切な手法を検討
- 国外の養子縁組に係る制度について調査、整理
- 児童相談所におけるあっせんの実態（民間事業者との連携を含む）を調査・分析し、あり方について検討

主任研究者 林浩康（日本女子大学教授）

#### 1. 児童相談所調査班（9名）

林浩康（日本女子大学教授）、櫻井奈津子（和泉短期大学教授）、横堀昌子（青山学院女子短期大学教授）、山口敬子（立教大学助教）、高橋一弘（大正大学）、久保樹里（大阪市子ども相談センター相談支援担当課長代理）、山本真知子（日本女子大学大学院）、栗原明子（元埼玉県熊谷児童相談所）、三輪清子（大学非常勤講師）

#### 2. 民間機関調査班（8名）

宮島清（日本社会事業大学准教授）、白井千晶（静岡大学准教授）、西野奈穂子（NPO法人子ども家族いきいきプロジェクト・あっとほーむ理事）、吉田一史美（立命館大学専門研究員）、益田早苗（東京成徳大学教授）、樂木章子（岡山県立大学准教授）、野辺陽子（東京大学研究員）、林美恵子（大阪府中央子ども家庭センター企画情報室長）

#### 3. 海外調査班（12名）

鈴木博人（中央大学）、高橋由紀子（帝京大学教授、養子と里親を考える会理事長）、徳永祥子（国立武蔵野学園厚生労働教官、児童自立支援専門官）、増田幸弘（日本女子大学）、菊池緑（養子と里親を考える会）、津崎哲雄（京都府立大学）、張羽寧（キングスカレッジ大学院）、上鹿渡和宏（長野大学准教授）、姜恩和（首都大学東京助教）、野辺陽子（東京大学研究員）、森和子（文京学院大学）、栗津美穂（NPO法人IFCA理事）

#### 4. 国際養子縁組調査班（6名）

平田美智子（和泉短期大学准教授）、菊池緑（養子と里親を考える会）、姜恩和（首都大学東京助教）、高倉正樹（読売新聞東京本社編集局社会保障部）、益田早苗（東京成徳大学教授）、野辺陽子（東京大学研究員）

# 平成24年度、平成25年度、平成26年度の各種ワーキングについて

- 厚生労働省では、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、同年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
- 「社会的養護の課題と将来像」における提言内容の実現に向けて平成24年度から以下の通り、各種ワーキングを実施している。

## (1) 全国里親委託等推進委員会（参考1）

（概要） 里親委託等の推進を図るため、里親委託等の推進方策や里親の養育技術の向上等を図るための調査研究を行い、事例集やマニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供を行う。（平成24年度より実施）

### 【平成24年度の取組】

- 「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、配布。
  - ・ 里親委託率が大幅に増加した福岡市と大分県の事例について、取りまとめ。自治体・児相・里親会に配布。
- 「里親 ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成。
  - ・ 養育指針の解説、里親等が養育に引き付けられるよう事例を収集。自治体・児相・里親会に配布。養育里親更新研修等で活用。

### 【平成25年度の取組】

- 「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」を作成。
  - ・ 自治体の里親支援体制とその中の里親支援専門相談員の活動、里親支援機関の活動、里親サロン活動を調査し、そのポイント等について紹介。
- 「IFCO2013大阪世界大会記録集」の作成。
  - ・ 大会の講演やワークショップの内容を記録、家庭養護に関する国際的潮流について紹介。

### 【平成26年度の取組】

- 平成26年度調査研究報告書として、「①『里親サロン運営マニュアル』、②『里親研修でグループ演習を行うファシリテータのために』、③『委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み』、④『里親リクルートに関する調査報告書(中間報告)』を作成。

## (2) 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ（参考2）

（概要） 児童養護施設と乳児院における小規模化に係る計画の策定を進めることにより、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化・地域分散化や養育単位の小規模化についての具体例や工夫を収集・整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について施設や自治体への提供を行う。  
（平成24年度に実施）

### 【平成24年度の取組】

- 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」の作成。
  - ・ 小規模化等を行う上での留意点を整理し、マニュアル化。
- 「施設の小規模化等事例集」の作成。
  - ・ 児童養護施設における小規模化の6事例、乳児院における小規模化の4事例を収集し、取りまとめ。

## (3) ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（参考3）

（概要） ファミリーホームの設置を推進するために、設置に当たる具体例や工夫などを収集、整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について、自治体や施設への提供を行う。  
（平成25年度に実施）

### 【平成25年度の取組】

- 「ファミリーホームの設置を進めるために」の作成。
  - ・ ファミリーホームの設置を進めるため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、マニュアル化。
- 「ファミリーホーム事例集」、「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」の作成。
  - ・ ファミリーホームの先駆的な事例を収集するとともにファミリーホームの現状を調査し、取りまとめ。

#### (4) 親子関係再構築支援ワーキンググループ（参考4）

（概要） 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の充実を図るため、親子関係再構築支援の取組事例を収集し、留意点を整理した事例集やガイドラインを作成するとともに、当該事例集やガイドラインについて、自治体や施設、児童相談所への提供を行う。（平成24年度より実施）

##### 【平成24年度の取組】

- 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」の作成。
  - ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭センターにおける親子関係再構築支援の26事例を収集し、留意点等について整理。

##### 【平成25年度の取組】

- 「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成。
  - ・ 児童相談所との連携の方策など、親子関係再構築支援における考え方やその内容について整理。

#### (5) 施設運営の手引書編集委員会（参考5）

（概要） 施設運営の質の向上を図るために、施設種別ごとの運営指針に基づいた「運営ハンドブック」を作成する。（平成24年度より実施）

##### 【平成24年度、平成25年度の取組】

施設種別ごとの手引書編集委員会において、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた以下の「運営ハンドブック」を編集。（下記の社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会が監修。）

- 児童養護施設運営ハンドブック
- 乳児院運営ハンドブック
- 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック
- 児童自立支援施設運営ハンドブック
- 母子生活支援施設運営ハンドブック

## (6) 社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会（参考6）

（概要） 社会的養護関係施設に義務づけられている第三者評価事業の質の向上や施設の第三者評価・自己評価への取組の推進を図るため、研修会の開催やテキスト等の作成の他、上記の施設運営ハンドブックについての監修などを行う。

（平成24年度より実施）

### 【平成24年度の取組】

○ 「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」の作成。

- ・ 施設、第三者評価機関に対して、自己評価と第三者評価の具体的な取り組み方を提示。

○ 「社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価の手引き」の作成。

- ・ 施設に対して第三者評価を受審するためのマニュアルとして、評価調査者に対しては養成研修用テキストとして活用。

### 【平成25年度の取組】

○ 「第三者評価基準見直しのための資料」の作成。

- ・ 施設及び第三者評価機関に対するアンケート調査及びインタビュー調査の集計結果等を分析した内容。平成26年度に第三者評価基準見直しのための資料として使用。

### 【平成26年度の取組】

○ WGを立ち上げ、第三者評価基準の見直しを行う。（共通評価基準解説版、内容評価基準改定版を作成。）

## (7) 自立援助ホーム運営指針策定ワーキンググループ

（概要） 児童養護施設等の社会的養護関係施設では、運営指針を平成23年度に策定したが、自立援助ホームは当時、まだ数の増加を目標としていたため、指針を策定しなかった。数が増加してきたことに伴い、自立援助ホーム運営指針の策定を図ることとなる。

### 【平成26年度の取組】

○ WGを立ち上げ、4回の検討会を経て、運営指針案を策定した。

## 全国里親委託等推進委員会について

### 1 趣旨

里親委託等の推進を図るため、関係各方面の参画を得て、公益財団法人全国里親会に全国里親委託等推進委員会を設け、関係者による情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進方策の向上を図るための調査研究を行い、里親等からの相談事例、子どもからの意見、児童相談所、里親支援機関等の関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供する。

### 2 検討内容

この取り組みとして、平成24年度は、①里親委託率の増加幅の大きな自治体の取り組みをまとめた事例集「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、②里親等や支援者向けの「里親及びファミリーホーム養育指針」の手引書「里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成を行った。

平成25年度は、①里親支援専門相談員の活動の推進に資するため、里親支援専門相談員と同様に児童相談所とは違う立場から里親委託等の推進を行っている里親支援機関の活動等の調査報告に加え、里親サロンの運営で、里親が集まりやすく、話がしやすいような工夫や課題などの調査を報告し、②平成25年9月に行われた家庭養護に関する世界大会（IFCO2013大阪世界大会）の講演やワークショップの内容を記録し、家庭養護に関する国際的潮流について紹介する報告書を作成した。

平成26年度は、①平成25年度の調査に基づき里親サロン運営にあたって配慮すべきことをまとめた「里親サロン運営マニュアル」、②参加型の里親研修に参考となる「里親研修でグループ演習を行うファシリテーターのために」、③里親支援機関への訪問調査により「委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み」、④児童相談所や民間里親支援機関等を対象に実施した「里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」からなる報告書を作成した。

### 3 構成（◎は座長）

◎星野 崇	全国里親会会長	御所 伸之	全国里親会副会長
木ノ内博道	全国里親会副会長	草野 恵子	山形県里親会会長(北海道・東北ブロック)
青葉 紘宇	東京養育家庭の会理事長(関東・甲信越ブロック)	二飯田秀一	石川県里親会会長(東海北陸ブロック)
宮川 長生	大阪市里親会会長(近畿ブロック)	河内 美舟	山口県里親会会長(中・四国ブロック)
原田 泉	福岡市里親会常任理事(九州ブロック)	ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム)
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授	宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科教授	藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター所長
奥田 晃久	東京都児童相談センター相談援助課長	武藤 素明	全国児童養護施設協議会副会長(二葉学園)
摩尼 昌子	全国乳児福祉協議会広報・研修副委員長(ドルカスベビーホーム)		
坂口 明夫	全国児童家庭支援センター協議会副会長(あまぎやま)	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長

※ 事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、全国里親会が行う。

## (参考2)

# 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

## 1 趣旨

「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。

これを受け、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、マニュアル及び事例集を作成する。

## 2 検討内容

マニュアルについては、施設の小規模化の意義や課題等をまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめとし、併せて、都道府県推進計画及び家庭的養護推進計画の策定及び具体的計画期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を平成24年11月30日付で各都道府県等に発出した。※ 雇児発1130第3号 平成24年11月30日 各都道府県、指定都市、児童相談所設置市市長宛

事例集等については平成24年度中に取りまとめ、各都道府県等や児童養護施設及び乳児院に発出済。

### (スケジュール)

第1回平成24年6月29日 マニュアルの論点整理

第2回 7月25日 マニュアルの議論

第3回 8月27日 マニュアルの取りまとめ

※10月15日 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会においてマニュアルを議論

※11月30日 社会的養護専門委員会での意見を踏まえマニュアルを修正し、社会的養護専門委員会取りまとめするとともに計画の策定及び具体的期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知を発出

第4回平成25年1月29日 事例集等の議論

第5回 2月28日 事例集について議論し、修正の上発出を確認

## 3 構成 (◎は座長)

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員、恵明学園乳児部施設長

## (参考3)

# ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループについて

## 1 趣旨

平成24年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で発出した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」では、児童養護施設や乳児院の小規模化を行うとともに、里親委託やファミリーホームの設置推進を図ることとしている。

これは、現在、施設が9割、里親が1割のところ、施設1/3、グループホーム1/3、里親1/3という姿に変えていくため、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間で、その実現に向けて計画的に進めていくことにしている。

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居(ファミリーホーム)において、児童の養育を行う制度である。

養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということで生まれた経緯がある。

子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備する目標(平成23年4月現在126か所)となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込んでいる。

このワーキンググループでは、ファミリーホームの設置を推進するため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、設置のための留意事項等を作成するとともに、設置類型毎の事例を収集する。

## 2 検討内容

- ・設置に当たる具体例や工夫などを収集した事例集の作成
- ・ファミリーホームの実態の把握
- ・設置のための留意事項等の作成

## 3 構成(◎は座長)

- ◎横堀昌子 青山学院女子短期大学子ども学科教授
- 吉田隆三 アメニティホーム広畑学園施設長
- 栗延雅彦 和泉乳児院施設長
- ト蔵康行 日本ファミリーホーム協議会会長
- 星野 崇 全国里親会
- 河野洋子 大分県中央児童相談所主幹

## (参考4)

# 親子関係再構築支援ワーキンググループについて

## 1 趣旨

社会的養護の施設においては、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

親子関係再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら、社会的養護の地域支援の拠点として、その取組を推進する。また、児童家庭支援センターも、施設と地域をつなぐ拠点として、親子関係の再構築支援における役割の充実が期待されている。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、地域支援の役割を高めていく社会的養護の施設の方向性として、施設による親子関係の再構築支援の充実を掲げ、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制整備の推進、児童相談所との連携などを図っていくこととした。

このワーキンググループは、これらの社会的養護の施設における親子関係の再構築支援の充実を図るため、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、平成24年度に発足した。平成24年度は取組事例を収集し、留意すべき点などを整理し、事例集を作成した。平成25年度は、事例集を作成する過程での検討を通して明確化してきた支援についての考え方や内容を基にガイドラインを作成する。

## 2 検討内容

- (1) 施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集
- (2) 施設による親子関係再構築支援のガイドラインの作成

## 3 構成 (◎は座長)

◎ 犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長
松永 忠	児童養護施設 光の園施設長
塩田 規子	児童養護施設 救世軍世光寮副施設長
軀川 恒	乳児院 かのや乳児院施設長 (平成24年度は、谷本 恭子 乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長)
山元 喜久江	乳児院 広島乳児院施設長
平岡 篤武	情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長
相澤 孝予	国立きぬ川学院 調査課長
川崎 今日子	母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員
藤井 美憲	児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長
鈴木 浩之	児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長
管野 道英	児童相談所 滋賀県彦根子ども家庭相談センター長

## (参考5)

# 施設運営の手引書編集委員会について

### 1 趣旨

平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書を作成する。平成24年度から2年間で編集を行い、平成25年度末に作成を終え、完成物は厚生労働省ホームページ上に掲載した。

### 2 検討内容

各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修する。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者とし、手引書名称は「運営ハンドブック」とした。運営指針でも共通内容となっている「社会的養護の理念と原理」については、事務局（家庭福祉課）で作成し、5施設共通のものとする事とした。

### 3 構成（施設種別ごと ◎は座長）

児童養護施設	◎平井誠敏、吉田隆三、丑久保恒行、太田一平、沓野一誠、横川聖、福田雅章、村瀬嘉代子
乳児院	◎平田ルリ子、今田義夫、栗延雅彦、都留和光、増沢高
情緒障害児短期治療施設	◎高田治、青木正博、滝川一廣、福永政治、辻亨、塩見守、下木猛史、平田美音
児童自立支援施設	◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美、西浪祥子、鈴木崇之
母子生活支援施設	◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美

## (参考6)

# 社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会について

## 1 趣旨

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」に基づき、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、社会的養護関係施設においては、平成24年度から、3年に1度の第三者評価の受審及び毎年度の自己評価の実施が義務化され、これにあわせて社会的養護の各施設の第三者評価基準が定められるとともに、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証等の仕組みが定められた。

この研究会は、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長及び学識経験者に加え、社会的養護施設の第三者評価に経験と識見を有する評価調査者の参画を得て、評価のフォローアップ、今後の評価基準の見直しに向けた論点の蓄積等を行い、社会的養護第三者評価事業の評価の質の向上や、各施設の取組の推進を図ることを目的として、平成24年度に発足した。平成24年度は、自己評価や第三者評価の理解のための施設及び評価調査者養成研修用のテキストとして、「自己評価、第三者評価の手引き」を作成した。平成25年度は評価基準見直しのために調査を行い、それを元に平成26年度に第三者評価基準の改定を行う。

## 2 構成（◎は座長）

◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
武藤 素明	全国児童養護施設協議会副会長 二葉学園統括施設長
福田 雅章	社会福祉法人養徳園総合施設長
平田ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長 清心乳児園施設長
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長 横浜いずみ学園施設長
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院院長
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会副会長 仙台市社会事業協会事務局長
岡田 賢宏	NPO法人福祉経営ネットワーク事務局長
藤本 勝彦	大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター評価調査者
坂口 繁治	岩手県社会福祉協議会評価調査者 坂口社会福祉士事務所所長
田崎 基	新潟県社会福祉士会評価調査者
新津ふみ子	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科客員教授

## (参考7)

# 社会的養護関係施設第三者評価基準見直しワーキンググループ

### 1 見直しの背景

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

### 2 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置された「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

### 3 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
  - ①評価項目や着眼点の数が多。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
  - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
  - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

# 社会的養護関係施設第三者評価基準見直しWGの検討経過

- 社会的養護関係施設第三者評価基準については、3年毎に見直すこととなっている。  
(平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)
- 平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が、53項目から45項目に改定。  
(平成26年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)
- 平成26年6月23日 平成26年度第1回第三者評価等推進研究会開催。
  - ・[児童養護WG] 7/22,8/18,9/11,10/6(4回)
  - ・[乳児院WG] 7/22,8/29,9/22,10/16(4回)
  - ・[情短施設WG] 7/24,8/29,9/30,10/23(4回)
  - ・[児童自立支援施設WG] 7/14,8/13,9/4,10/7(4回)
  - ・[母子生活支援施設WG] 7/25,8/26,10/8,11/6(4回)
- 平成26年11月19日 平成26年度第2回第三者評価等推進研究会開催

## 第三者評価基準見直しワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎武藤素明、福田雅章、則武直美、側垣二也、高橋誠一郎、山縣文治、岡田賢宏、新津ふみ子)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、横川哲、水谷暢子、甲斐國英、本間正彦、潮谷恵美、藤本勝彦)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、平田美音、松風勝代、白土隆司、細江逸雄、坂口繁治)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、梶原敦、井苅献太、田中進、吉川正美、野田正人、新津ふみ子、岡田賢宏)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、大澤正男、廣瀬みどり、芹澤出、乙部公裕、山辺朗子、田崎基)

第三者評価等推進研究会(厚労省)・児童部会社会的養護小委員会(全社協)  
柏女靈峰委員長+5WG座長+5評価調査者

福祉サービスの質の向上推進委員会(第三者評価全国推進組織:全国社会福祉協議会)

平成27年2月17日  
通知発出

評価調査者継続研修・評価調査者養成研修(全社協)

# 旧評価基準と新評価基準の比較

旧評価基準 (運営指針各論に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
1	養育・支援	1	30	1	19	1	28	1	28	1	23
2	家族への支援		3		3		3		3		
3	自立支援計画、記録	6		6		6		6		6	1
4	権利擁護	8	10	8	4	8	11	8	10	8	7
5	事故防止と安全対策	3		3		3		3		3	1
6	関係機関連携・地域支援	7	1	7		7		7	1	7	
7	職員の資質向上	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
8	施設の運営	25		25		25		25		25	
共通評価・内容評価各項目数		53	45	53	27	53	43	53	43	53	33
評価基準合計項目数		98		80		96		96		86	

新評価基準 (共通評価基準に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
I	支援の基本方針と組織	1	理念・基本方針	1		1		1		1	
		2	経営状況の把握	2		2		2		2	
		4	3事業計画の策定	4		4		4		4	
		2	4支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み	2		2		2		2	
II	組織の運営管理	4	1施設長の責任とリーダーシップ	4		4		4		4	
		7	2人材の確保・育成	7		7		7		7	
		2	3運営の透明性の確保	2		2		2		2	
		5	4地域との交流、地域貢献	5		5		5		5	
III	適切な支援の実施	12	1子ども本位の支援	12	4	12	16	12	15	12	9
		6	2支援の質の確保	6	18	6	26	6	26	6	19
共通評価・内容評価各項目数		45	41	45	22	45	42	45	41	45	28
評価基準合計項目数		86		67		87		86		73	

## 自立援助ホーム運営指針策定ワーキンググループ

### 1 趣旨

- ・「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)において、施設の運営や里親の養育の質の向上を図るため、指針を策定するよう提言がなされた。
- ・そのため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の各運営指針及び里親・ファミリーホーム養育指針を策定した。
- ・平成26年度には自立援助ホームが100施設を超えたことを契機として運営の質の向上を図る必要から、自立援助ホームにおいても、他の社会的養護関係施設等と同様にワーキンググループを立ち上げ運営指針の策定を行うこととした。

### 2 構成 (◎は座長)

- ◎高橋一正(ふくろうの家／協議会副会長・研修委員長)
- 平井誠敏(慈泉寮／協議会副会長)
- 恒松大輔(あすなろ荘／協議会事務局長)
- 前川礼彦(湘南つばさの家／協議会調査研究委員長)
- 村井美紀(東京国際大学准教授)

### 3 内容

- ・4回の検討会(9/29、10/21、11/11、12/11)を経て、運営指針案を策定した。

#### 第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 自立援助ホームの役割と理念
4. 利用者
5. 支援のあり方の基本
6. 自立援助ホームの将来像

#### 第Ⅱ部 各論

1. 支援
2. 自立支援計画、記録
3. 利用者の権利擁護
4. 事故防止と安全対策
5. 関係機関連携・地域支援
6. スタッフの資質向上
7. ホームの運営

# 社会保障審議会児童部会

## 第 6 回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

### 議 事 次 第

平成 2 7 年 3 月 2 日

1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

場所：中央合同庁舎 5 号館 9 階省議室

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- ( 1 ) 新任委員の紹介
- ( 2 ) 検討事項について
- ( 3 ) その他

#### 3. 閉 会

#### < 配付資料 >

- 資料 1 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について
- 資料 2 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会「初期対応検討チーム」及び「自立支援検討チーム」委員名簿
- 資料 3 自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について
- 資料 4 社会的養護の現状について
- 資料 5 社会保障審議会児童部会児童虐待の在り方に関する専門委員会これまでの議論のとりまとめ (H26. 11. 28)
- 資料 6 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議資料 (H26. 12. 26)
- 参 考 子どもを守る地域ネットワーク等調査結果

# 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について

## 1. 趣旨

児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、効果的な児童虐待防止対策を検討するため専門委員会を設置する。

## 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室が行う。

## 3. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について
- (6) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について
- (7) 親子関係の調整のための取組について
- (8) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について
- (9) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について

## 4. その他

委員会は原則公開とする。

## 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長、☆新任委員)

### ○委員

- 秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長  
泉谷 朋子 目白大学人間学部 助教  
磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士  
岡井 崇 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会  
総合母子保健センター愛育病院 病院長  
加藤 曜子 流通科学大学サービス産業学部 教授  
☆木ノ内 博道 公益財団法人全国里親会 副会長  
☆草間 吉夫 東北福祉大学 特任教授  
☆作本 和美 福岡県志免町健康課 課長補佐  
笹井 康治 沼津市市民福祉部福祉事務所子育て支援課長  
佐藤 拓代 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長  
菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長  
辰田 雄一 東京都八王子児童相談所 所長  
☆中板 育美 公益社団法人日本看護協会 常任理事  
浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士  
☆平井 誠敏 全国自立援助ホーム協議会 副会長  
全国児童家庭支援センター協議会 会長  
☆平田 ルリ子 全国乳児福祉協議会 副会長  
☆藤川 澄代 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部 部長  
藤平 達三 浦安市こども家庭支援センター 所長  
☆ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会 会長  
◎松原 康雄 明治学院大学社会学部教授  
☆武藤 素明 全国児童養護施設協議会 副会長

### ○オブザーバー

内閣府  
総務省  
法務省  
文部科学省  
警察庁

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会  
「初期対応検討チーム」委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

- あきやま ち え こ 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長  
秋山 千枝子
- いずみや と も こ 目白大学人間学部 助教  
泉谷 朋子
- いそがえ ふ み あ き くれたけ法律事務所 弁護士  
磯谷 文明
- おかい た か し 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会  
岡井 崇  
総合母子保健センター愛育病院 病院長
- かとう よ う こ 流通科学大学サービス産業学部 教授  
加藤 曜子
- ささい こうじ 沼津市市民福祉部福祉事務所子育て支援課長  
笹井 康治
- さとう た く よ 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
佐藤 拓代  
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長
- すがの みちひで 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長  
菅野 道英
- たつた ゆういち 東京都八王子児童相談所 所長  
辰田 雄一
- はまだ ま さ き 浜田・木村法律事務所 弁護士  
浜田 真樹
- ふじひら たつぞう 浦安市こども家庭支援センター 所長  
藤平 達三
- まつばら やすお ◎松原 康雄 明治学院大学社会学部教授

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会  
「自立支援検討チーム」委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長、☆新任委員)

- あきやま ち え こ  
☆秋山千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
- いずみ や と も こ  
☆泉谷朋子 目白大学人間学部 助教
- いそが え ふ み あ き  
磯谷文明 くれたけ法律事務所 弁護士
- きの う ち ひろ み ち  
☆木ノ内博道 公益財団法人全国里親会副会長
- く さ ま よ し お  
☆草間吉夫 東北福祉大学特任教授
- すが の み ち ひ で  
菅野道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長
- た つ た ゆ う い ち  
辰田雄一 東京都八王子児童相談所 所長
- は ま だ ま さ き  
浜田真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士
- ひ ら い な り と し  
☆平井誠敏 全国自立援助ホーム協議会副会長、全国児童家庭支援センター協議会会長
- ひ ら た る り こ  
☆平田ルリ子 全国乳児福祉協議会副会長
- ふ じ か わ す み よ  
☆藤川澄代 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部部长
- ほ く ら や す ち き  
☆ト蔵康行 日本ファミリーホーム協議会会長
- まつばら や す お  
◎松原康雄 明治学院大学社会学部 教授
- む とう そ め い  
☆武藤素明 全国児童養護施設協議会副会長

(第6回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、家庭福祉課

## 検討事項

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係の調整のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

# 課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

## ○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

### 【現行制度と現状】

#### ○ 平成25年度の実績

所内一時保護:21,281件(内、児童虐待10,105件(47.5%))

一時保護委託:12,016件(内、児童虐待5,382件(44.8%))

所内一時保護の平均保護日数:29.0日

※以上、平成25年度福祉行政報告例から

#### ○ 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所。また、81~100%の一時保護所は24か所 (平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)

\* 平成26年4月の一時保護所数 134カ所

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

#### ○ 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。

#### ○ 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。

#### ○ 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。※平成25年度福祉行政報告例から

#### ○ 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

## 課題(2) 親子関係の調整のための取組

### ○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

#### 【現行制度と現状】

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

# 課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

## ①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

### 【現行制度と現状】

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。
- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。  
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合:大学等11.4%  
専修学校等・・・11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
  - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合:43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)  
(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合:40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)  
(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)
  - ・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%  
(H24文部科学省)
- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

## 課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

### ②里親や里親に委託している児童に対する支援

#### 【現行制度と現状】

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
- 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
- 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
- 里親委託児は大学等への進学割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。  
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路：  
里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0% 児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
  - ※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

#### 【現行制度と現状】

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

# 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

## ②施設退所児童のアフターケア

### 【現行制度と現状】

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。

# 社会的養護の現状について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課

# 社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親 家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
			9,441世帯	3,560世帯		4,636人	ホーム数
区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人		委託児童数	993人
	専門里親	652世帯	157世帯	209人			
	養子縁組里親	2,706世帯	223世帯	227人			
	親族里親	477世帯	460世帯	674人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	519人

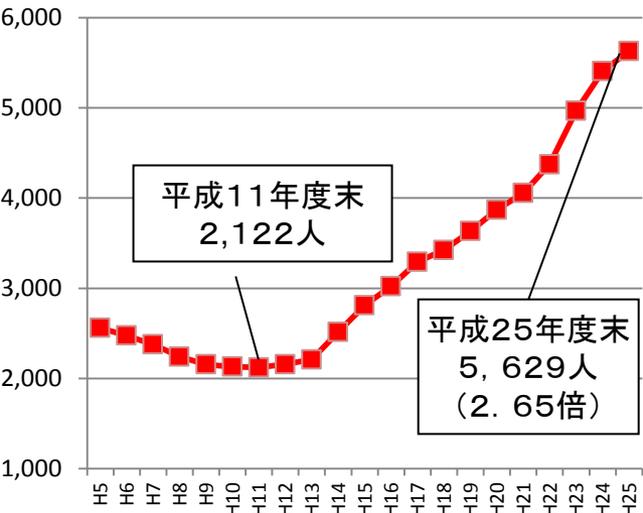
※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)  
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

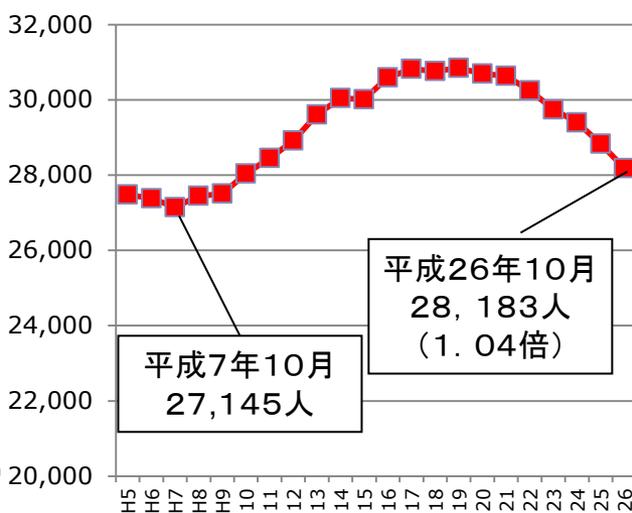
# 要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

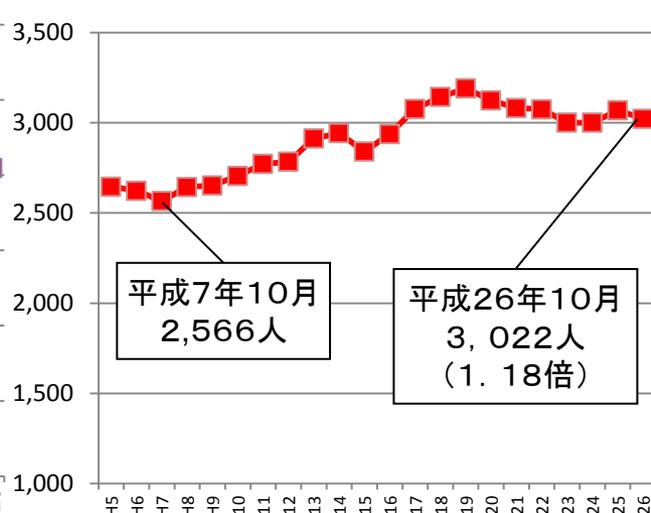
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

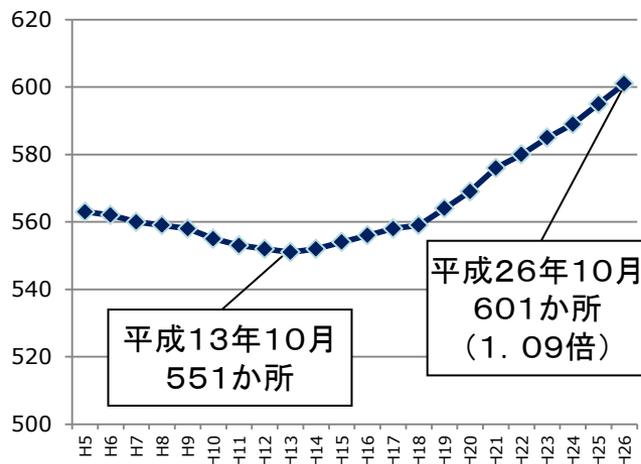


○ 乳児院の入所児童数

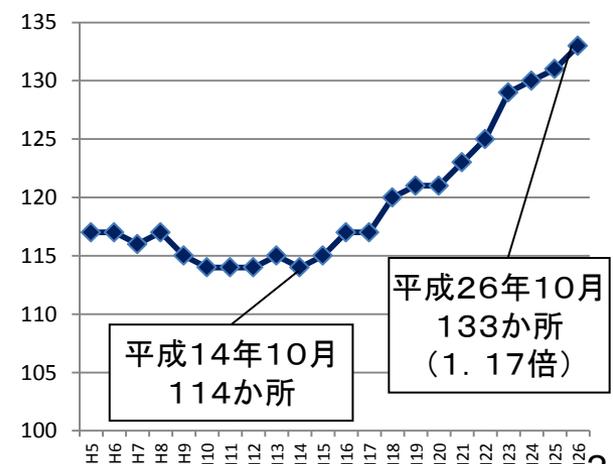


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)  
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



# 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

## ①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

## ②在籍児童の在籍期間

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

## ③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

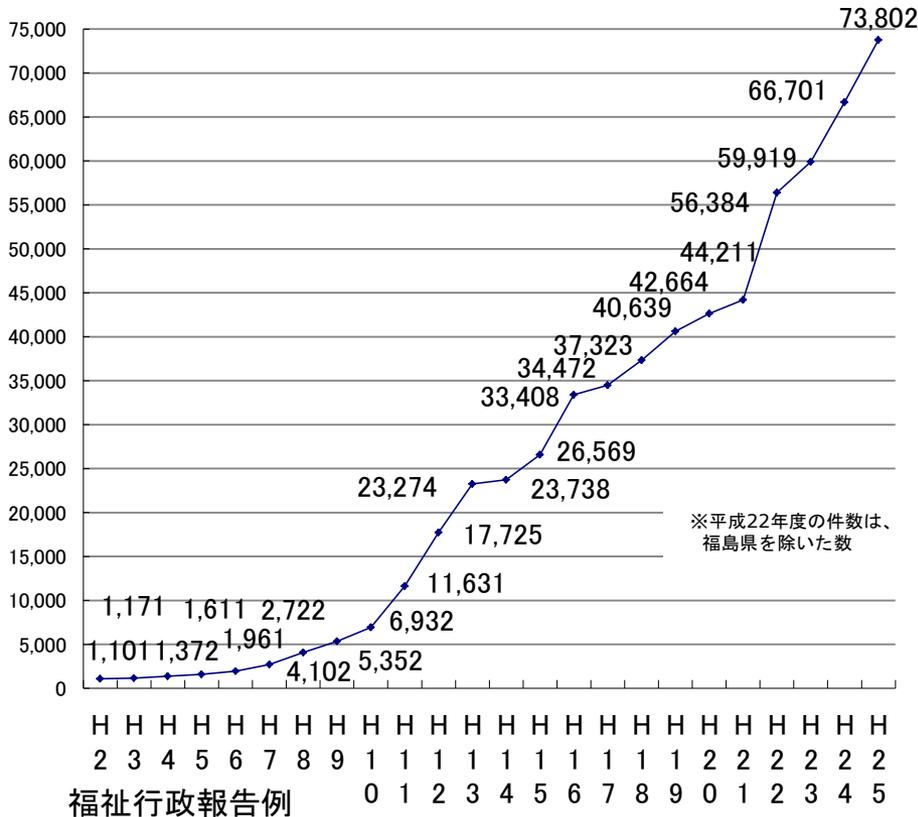
	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

# 虐待を受けた児童の増加

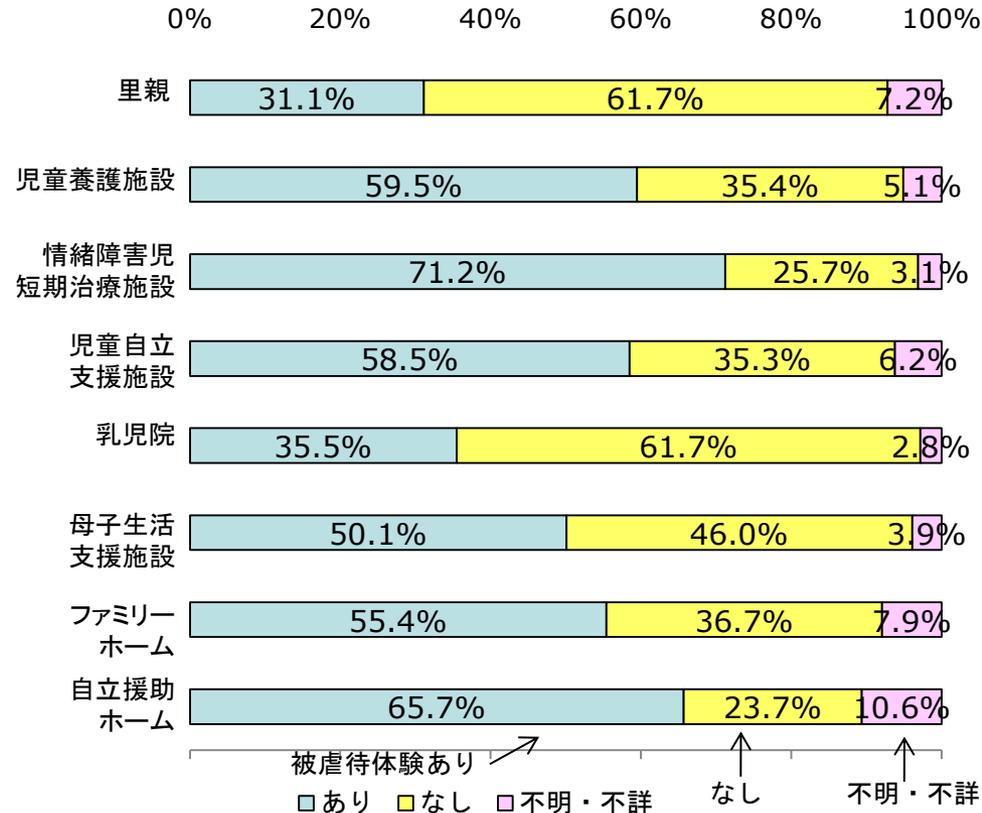
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度には約6.3倍に増加。

(件数)



○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



# 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

里親等委託率

# ・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

## 児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合)  
0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか  
就学児童 5.5:1(→4:1)  
3歳以上 4:1(→3:1)  
3歳未満 2:1

\* ( ) は27年度予算案

601か所  
定員33,579人  
現員28,183人

## 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所  
定員3,872人、現員3,022人

## 地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直  
26年度298か所→26年度目標300か所

## 小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)  
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)  
職員1人+管理宿直を加算

26年度1,078か所→  
26年度目標 800か所達成済(乳児院等を含む)

## 小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者  
合わせて3人

25年度223か所  
→26年度目標  
140か所達成済  
→将来像1000か所

## 里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	9,441世帯
うち養育里親	7,489世帯
専門里親	652世帯
養子縁組里親	2,706世帯
親族里親	477世帯

委託里親数 3,560世帯  
委託児童数 4,636人

→26年度目標  
養育里親登録 8,000世帯  
専門里親登録 800世帯

## 児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

26年度118か所  
→26年度目標 160か所

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

26年3月末 15.6% → 26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1  
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ。

# 自立支援の充実

## ①自立生活能力を高める養育

- ・安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

## ②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要
- ・大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
  - 平成24年度から、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円）。
  - また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）

## ③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。
  - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
- ・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

## ④アフターケアの推進

- ・平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。
- ・退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- ・身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（保証開始後原則最長3年）の延長を検討。
  - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とする。
- ・奨学金の情報を施設団体で整理し、各施設へ提供

# 18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

## 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

## 児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

### (5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

## 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人（平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

# ○進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

## ①中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
(参考) 全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

## ②高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

## ③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# ○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成21年度 (H22. 5. 1)		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)	
		人数	割合								
児童養護施設児(単位:人)		2,509人	100.0%	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%
進学	高校等	2,305人	91.9%	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%
	専修学校等	64人	2.6%	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%
就職		62人	2.5%	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%
その他		78人	3.1%	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%
里親委託児(単位:人)		209人	100.0%	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%
進学	高校等	197人	94.3%	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%
	専修学校等	4人	1.9%	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%
就職		3人	1.4%	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%
その他		5人	2.4%	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%
(参考)全中卒者(単位:千人)		1,188千人	100.0%	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%
進学	高校等	1,163千人	97.9%	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%
	専修学校等	5千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%
就職		6千人	0.5%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
その他		14千人	1.2%	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# ○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成21年度 (H22. 5. 1)		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)	
		人数	割合								
児童養護施設児(単位:人)		1,444人	100.0%	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%
進学	大学等	187人	13.0%	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%
	専修学校等	146人	10.1%	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%
就職		969人	67.1%	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%
その他		142人	9.8%	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%
里親委託児(単位:人)		175人	100.0%	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%
進学	大学等	47人	26.9%	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%
	専修学校等	34人	19.4%	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%
就職		75人	42.9%	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%
その他		19人	10.9%	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%
(参考)全高卒者(単位:千人)		1,064千人	100.0%	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%
進学	大学等	573千人	53.9%	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%
	専修学校等	230千人	21.6%	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%
就職		192千人	18.0%	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%
その他		69千人	6.5%	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

## 1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

## 2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

## 3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

## 4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

## 5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

## 6. 補助率

1/2

(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

## 7. その他

1か所当たり単価：14,400千円（平成26年度予算）

単価の内訳（国と地方を合わせた額）

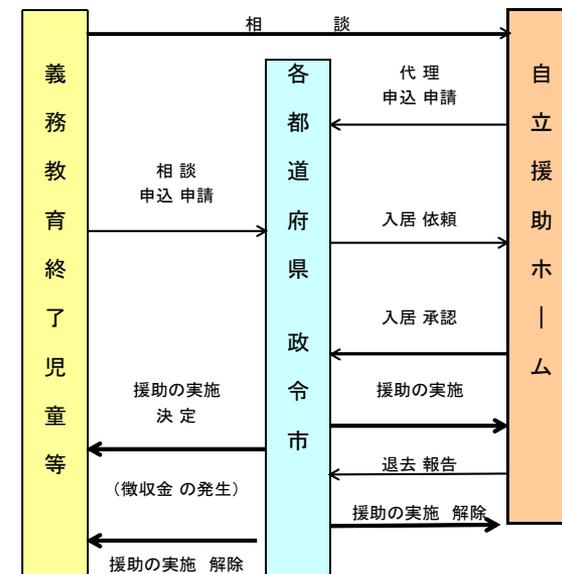
定員6人のホームのモデル

事務費月額保護単価約19万円

＋一般生活保護単価月額約1万円

20万円×6人×12月＝14,400千円

## 自立援助ホーム利用の流れ (イメージ)



※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシェルターについて、自立援助ホームの制度を適用。

・実績か所数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
か所数	73	82	99	113	118

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1日現在)

※子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)では、平成26年度までに160か所を目標としている。

# 児童家庭支援センターの概要

## 1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠 児童福祉法第44条の2

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 1/2  
(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

6. その他 補助単価(26年度(1か所当たり))  
・常勤心理職配置の場合 12,660千円 ※相談員:常勤①非常勤①、心理職:常勤①  
・非常勤心理職配置の場合 9,263千円 ※相談員:常勤①非常勤①、心理職:非常勤①

## 実績か所数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
か所数	82	87	92	98	104

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1日  
現在)

※子ども・子育てビジョン(平成22年  
1月閣議決定)では、平成26年度ま  
でに120か所を目標としている。

# 退所児童等アフターケア事業について (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

## 2. 補助単価（26年度（1か所当たり））

- ①退所児童等アフターケア事業 7,350千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,713千円

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施  
→平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。

### 退所児童等アフターケア事業

#### 主な事業内容

##### ○退所前の児童に対する支援

- ・社会常識や生活技能等修得するための支援
- ・進路等に関する問題の相談支援
- ・児童同士の交流等を図る活動

##### ○退所後の支援

- ・住居、家庭等生活上の問題の相談支援
- ・就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
- ・児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

### 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

#### 主な事業内容

- ・適切な職場環境の確保
- ・雇用先となる職場の開拓
- ・就職面接等のアドバイス
- ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ

※児童の保護者も事業の対象  
※従来の退所児童等アフターケア事業と別の事業者で実施することも可能とする

### 期待される 主な効果

- 退所(前)児童面からは、生活面、就労面のそれぞれあった相談窓口が一本化される。(退所(前)児童の相談時の負担軽減)
- 事業者面からは、退所(前)児童の個人情報から生活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所(前)児童が抱える課題に対する支援が可能となる。

退所(前)児童に対する生活支援・就業支援、両面からの自立支援を一体的に実施

# 退所児童等アフターケア事業実施状況 (平成26年10月) ※家庭福祉課調べ

	自治体名	事業所名	運営事業者		
			個人名又は団体名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	生活支援及び就業支援
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業	ワーカーズコープ	NPO	生活支援及び就業支援
3	東京都	日向ぼっこ	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	NPO	生活支援
4	東京都	ゆずりは	子供の家	社会福祉法人	生活支援
5	東京都	株式会社 パソナグループ	株式会社 パソナグループ	その他の法人	就業支援
6	神奈川県	あすなろサポートステーション	白十字会林間学校	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
7	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	生活支援
8	岐阜県	Lalaの部屋	岐阜羽島ボランティア協会	NPO	生活支援
9	滋賀県	びっつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
10	大阪府 大阪市 堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
11	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援
12	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援
13	高知県	おひさま	社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
14	高知県	あおば	社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
15	福岡県 福岡市	いっしょ☆ふくおか	青少年の自立を支える福岡の会	NPO	生活支援及び就業支援
16	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
17	札幌市	札幌市	札幌市	都道府県・市区町村	就業支援
18	横浜市	よこはま Port For	ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び就業支援
19	広島市	児童アフターケアひかり	社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
20	金沢市	金沢市	金沢市	都道府県・市区町村	生活支援及び就業支援

# 身元保証人確保対策支援事業について (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

## 2. 補助単価（26年度） 年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

## 3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

運営主体：全国社会福祉協議会

## 4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

## 5. 補助率

国 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、一般市及び福祉事務所設置町村 1 / 4

# 職業指導員について

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（抄）（平成24. 4. 5雇児発0405第11号）

## 第5 職業指導員

### 1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

### 2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

### 3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

### 4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

## ○その他

- ・ 1か所当たり単価 年額約500万円 ※児童養護施設定員50名、値域区分6/100の場合
- ・ 実績か所数の推移（H24～）

	H24	H25	H26
か所数	12	27	44

※家庭福祉課調べ

# 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。

		支弁される額 (H26年度)		
幼稚園費	実費	※平成21年度～		
入進学支度費	小学校1年生: 40,600円(年額/1人)	中学校1年生: 47,400円(年額/1人)		
教育費	学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人)	中学校: 4,300円(月額/1人)	
	教材代	実費		
	通学費	実費		
	学習塾費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～	
	部活動費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～	
特別育成費	公立高校: 22,910円(月額/1人) 私立高校: 33,910円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 60,970円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象			
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)			
見学旅行費	小学校6年生: 21,190円(年額/1人) 中学校3年生: 57,290円(年額/1人) 高等学校3年生: 111,290円(年額/1人)			
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円	} 合計276,190円		

## 児童養護施設等入所児童への学習支援の充実

### 事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

### 事業内容

#### ○小学生等(※)に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。  
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

#### ○高校生等(※)に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。  
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

#### ○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。  
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

### 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

# ○児童の今後の見通し

	総 数	保護者のもとへ復帰	親類等の家庭への引き取り	自立まで現在のままで養育	養子縁組又は里親・ファミリーホーム委託	現在のままでは養育困難	その他	不 詳
里親委託児	4,534 100.0%	485 10.7%	55 1.2%	3,105 68.5%	578 12.7%	112 2.5%	191 4.2%	8 0.2%
養護施設児	29,979 100.0%	8,328 27.8%	499 1.7%	16,522 55.1%	395 1.3%	2,420 8.1%	1,756 5.9%	59 0.2%
情緒障害児	1,235 100.0%	547 44.3%	11 0.9%	238 19.3%	14 1.1%	96 7.8%	327 26.5%	2 0.2%
自立施設児	1,670 100.0%	997 59.7%	32 1.9%	206 12.3%	38 2.3%	53 3.2%	337 20.2%	7 0.4%
ファミリーホーム児	829 100.0%	158 19.1%	5 0.6%	580 70.0%	5 0.6%	31 3.7%	43 5.2%	7 0.8%
援助ホーム児	376 100.0%	24 6.4%	3 0.8%	303 80.6%	1 0.3%	23 6.1%	19 5.1%	3 0.8%

	総 数	保護者のもとへ復帰	親類等の家庭への引き取り	現在の乳児院で養育	児童養護施設へ	母子生活支援施設へ	養子縁組又は里親委託	その他	不 詳
乳児院児	3,141 100.0%	736 23.4%	29 0.9%	1,324 42.1%	621 19.7%	5 0.2%	266 8.5%	155 4.9%	11 0.3%

児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

# 施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	従来	現行 (24年度～)	「社会的養護の課題と 将来像」の目標水準 (27年度予算案)	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: 1. 7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>4:1</u> 小学生以上: <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1. 3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u> 小学生以上: <u>4:1</u>  ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1. 7:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u>  ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人  少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人  少年指導員  <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u>  少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>	昭和57年

# 平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案			(参考) 平成26年度 予算額	
		(注1)	国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6	64	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	602	301	544	
		392	277	115	353	
	医療・介護サービスの提供体制改革 地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	—	
		1,051	531	520	—	
		236	118	118	43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

# 平成27年度における「社会保障の充実」関係施策(抄)

【金額は国費】

## 子ども・子育て支援の充実

(子ども・子育て支援新制度の実施) (略)

(社会的養護の充実)

【142億円】

○ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

・ 児童養護施設等の職員配置の改善

児童養護施設等の職員配置について、現行の 5.5 : 1 を 4 : 1 に引き上げる等の改善を行う。

・ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進

児童養護施設等における小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増を図る。

・ 職員の定着・確保のための給与の改善

民間児童養護施設等に勤務する職員給与の改善 (平均3%相当の改善) を行う。

(育児休業中の経済的支援の強化) (略)

# 平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

## 1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3)社会的養護関係	121億円

## 4. 質の改善 (社会的養護関係)

①項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 ②項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善 (保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→ +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布 / 平成26年1月17日施行

## 目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

## 大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

## 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

## 施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子供の貧困対策に関する大綱について

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。  
など、10の基本的な方針

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%  
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
  - ・母子家庭の就業率:80.6%  
(正規39.4% 非正規47.4%)
  - ・父子家庭の就業率:91.3%  
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率  
16.3% (平成24年)

など、25の指標

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### <教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - ・きめ細かな学習指導による学力保障
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
  - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
  - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
  - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

### <保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
  - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

### <生活の支援>

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
  - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

### <経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

### <施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての  
子供たちが  
夢と希望を  
持って成長  
していける  
社会の  
実現

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)  
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /  
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)  
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)  
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)  
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)  
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### 教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
  - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
  - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
  - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
  - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

### 生活の支援

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
  - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
  - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### 保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

### 経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

### 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

### 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

# 平成27年度社会的養護関係予算案の概要

## 社会的養護の充実

1,031億円 → 1,180億円

〔 児童入所施設措置費等 : 1,076億円  
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 47億円  
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 57億円 など 〕

## (1) 施設における家庭的養護の推進

### ○ 児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行う。

また、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

< 社会保障の充実（社会的養護関係） >

#### 【量的拡充】

受入児童数増への対応

#### 【質の改善】

- ① 児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする）
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（平均+3%相当）
- ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進（27年度から15年かけて全施設で実施）

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

### ○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【※子育て支援臨時特例交付金からの一部組み替え】

児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う（基準額：1施設当たり800万円等）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

## (2) 里親委託の推進等

### ○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う。また、新たに、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を実施し、里親委託の推進を図る（10か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 里親支援専門相談員の配置の推進

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

## (3) 被虐待児童等への支援の充実

### ○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る。（101か所→106か所）
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増（20か所→27か所）を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る（33か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援の実施【一部新規】

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）
  - ・ 高校生等に対する学習支援（学習塾代等）
  - ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）
- （※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。）

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 就職支度費の支給対象の拡大【新規】

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕B1

社会保障審議会児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

これまでの議論のとりまとめ

平成26年 11月 28日

## 目次

1. はじめに	1
2. 専門委員会の検討経過	2
3. 児童虐待防止対策のあり方（提言）	3
(1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について	3
(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の 連携強化について	7
(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について	9
(4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に 対応できる体制整備について	12
(5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について	14
(6) その他	14

### 参考資料

1. 開催経過
2. 専門委員会設置要綱

### 別添

第1回～第3回専門委員会事務局提出資料

## 1. はじめに

- 平成 12 年に児童虐待防止法が制定されて以降、民法・児童福祉法の改正を含め 3 度の改正などを通じて、虐待対応体制は逐次強化されてきた。特に平成 16 年の児童福祉法改正では、市町村（特別区を含む。以下同じ。）も児童相談の窓口と定め、児童相談所との二層構造による児童相談体制の構築や、要保護児童対策地域協議会を法定して地域ネットワークによる支援の充実を図るなど、早期対応や重篤化の防止が図られてきた。また、子ども虐待対応の手引きの逐次改訂や児童相談所運営指針の改定など、市町村と児童相談所の対応方法が整備されてきた。
- しかしながら、平成 25 年度の児童虐待対応件数は 73,765 件（速報値）であり、統計を取り始めてからの最多となり、平成 24 年度の児童虐待による死亡事例数及び死亡した児童の人数は 78 事例、90 人であり、近年も同程度の死亡事例数が依然として発生している。
- 児童虐待相談対応件数が増え、重篤な事例も発生している中、市町村や児童相談所が安全確認段階に多くの時間を費やし、奔走する現状を見るにつけ、虐待予防や迅速な初動を通して、虐待件数をいかにしてなくしていけるかが問われている。また、母子保健サービスや子育て支援サービスが必ずしも、それを必要とする方に利用されていないことや、虐待リスクの可能性が懸念される居住実態が把握できない児童への対応も大きな課題となっている。
- このため、平成 26 年 8 月 29 日に、第 1 回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）が開催され、「厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること」、「居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること」とされ、年内を目途として一定のとりまとめを行うこととされた。

これを受けて厚生労働省においては、社会保障審議会児童部会の下に児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、副大臣等会議に示した児童虐待防止に係る「当面の課題・施策の方向について」の 5 つの課題を中心として 5 回にわたる議論を行ってきたところである。

- この度、副大臣等会議への報告を念頭に、これまでの議論についてとりまとめを行うこととした。子どもの虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応できるよう、本とりまとめが有効に活用されることを期待する。

## 2. 専門委員会の検討経過

本専門委員会は、平成26年9月19日に第1回会合を開催し、以後、同年11月28日までに5回の会合を開催してとりまとめを行った。

第3回（平成26年10月31日）には、4人の有識者からヒアリングを行った。

なお、本専門委員会で検討した「当面の課題・施策の方向について」の5つの課題は以下のとおりである。

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

### 3. 児童虐待防止対策のあり方（提言）

#### （1）妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%（心中を除いた死亡事例）を占め、とりわけ0日児死亡事例は17.2%を占める。また、その0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が71.3%となっている。（※）

死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が指摘されている。

（※）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）  
第1次報告から第10次報告の集計

#### ① 妊娠期からの相談しやすい体制の整備

##### ア 特定妊婦情報の連絡

- 虐待を予防するためには、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが肝要。

産科医療機関は妊婦健康診査の機会等を通じて、妊婦と接点を持ちやすいことから、特定妊婦（※）を把握した場合に、市町村へ情報をつなげるための工夫が必要。

（※）特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

- 日本産婦人科医会では、既に妊娠経過各期における対応チェックリストを提示しており、また産科等医療機関において「安心母と子の委員会」を設置して対応するように奨励している。こうした手法の活用により、産科等医療機関にあっては、特定妊婦の情報を確実に把握し、その情報を市町村につなげて支援していくことが必要。

##### イ 妊娠や出産の情報・乳幼児の健康状態の把握

- 虐待の未然防止や子どもの健全育成のためには、ただちに手厚い支援が必要とまでは言えないが見守りなどが必要な妊産婦や乳幼児について、その情報を市町村の保健師や地域の支援機関につなぐことも必要。

- こうした取組が有効に機能するためには、例えば、医療機関からの情報が市町村に提供され、妊娠期から養育支援訪問事業などにつなげる、あるいは乳児家庭全戸訪問事業で把握された情報を子育て支援機関につなげるなど、医療・保健・福祉が連携した体制が必要。

ウ 妊娠等に関する相談窓口の周知と相談しやすい場の設置

- 妊娠をしても医療機関を受診せず誰にも相談しないなど、支援機関との接点を持たない事例について、どのように把握し支援につなげるかが課題。

こうした事例の中には、妊娠に関する相談窓口があること自体を知らない場合があることから、そうした情報の周知に努めることが重要。

なお、相談窓口の周知に当たっては、多くの人の目にとまりやすい場所や方法で実施するなどの効果的な手法を工夫することが必要。

- また、相談しやすさという点では、NPOなどの民間機関を活用することが有効。

エ 思春期からの生と性に関する啓発と研究

- 望まない妊娠を減らし、望まれる妊娠へと転換していくためには、思春期の子どもたちに対し、命の尊さや妊娠・出産や避妊に関する内容に加え、妊娠した場合の対応や相談機関に関する情報等についても啓発することが大切。併せて、生と性に関する啓発について研究することも必要。

② 妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくり

ア 妊婦健康診査や分娩費用の費用負担軽減の周知

- 妊娠確認のための診察・妊婦健康診査・分娩に要する費用負担を懸念して、医療機関での受診をためらう事例がある。妊婦健康診査にかかる費用は、地方財政措置が講じられていること、また、分娩費用については入院助産制度などが設けられていることを積極的に周知し、費用負担が重荷である場合であっても医療機関との接点を持てるように配慮。

(※) 入院助産制度(助産施設):「保健上必要があるにもかかわらず、

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする」施設。(児童福祉法第36条)

イ 家族・友人等の周囲の者の妊婦への支援

- 行政が把握しにくい妊婦の場合は、本人に自発的に行政との接点を持つよう求めていくばかりではなく、周囲のサポートが重要。例えば、家族や友人、地域の人たちなど周囲の人が妊娠を積極的に受けとめ、妊婦健康診査の受診を勧めたり、相談窓口の存在を本人に伝え相談することを促すといった協力を求めていく取組も必要。

③ 妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援の仕組み

ア 家庭での養育状況を把握するために行政との接点を増やす取組

- 家庭の養育状況を把握できる場となり得る乳幼児健康診査を有効活用するなど、よりの確に虐待リスクを発見できるよう工夫するとともに、必要に応じて継続的にフォローすることを確実に実施。

- 乳幼児健康診査を未受診の家庭に対しては、市町村は地域の実情に応じた様々な手法により、接点を設けるための取組を継続的に実施。

- 接点を持ちにくい家庭に対する支援のあり方として、地域での訪問型支援は有効。但し、そのための専門職員の確保と質の向上が必要。

- 乳幼児健康診査が実施されない年齢の場合、保育所・幼稚園・認定こども園を通じて養育状況の把握が可能であるが、中には保育所・幼稚園・認定こども園に就園していない場合など行政との接点を持ちにくい家庭もあることから、行政との接点を増やす取組を検討。

イ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や継続的支援

- 保健師や子育てケアマネージャーが担当者となって、妊娠期からの支援プランを作成し、継続的に支援するといった取組を実施している自治体があり、継続した見守りは虐待予防に効果があると評価されている。

こうした事例を参考に、地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたり継続的に支援する体制を整備。

- 保護者に対して身近に寄り添って支援できる子育て支援拠点としては、乳児期早期から関わっている地域の小児科医の協力を得ることも重要。

ウ 養育者の精神的な問題に対する精神科医療機関との連携

- 重篤な虐待事例の中には、養育者が精神面での問題を抱えている事例が見られるため、産科、小児科医療機関等においては、これまで以上に養育者の精神面についても留意して診ていくことが必要。  
その上で、市町村の保健・福祉担当と産科医療機関、小児科医療機関、精神科医療機関との連携が必要。また、要保護児童対策地域協議会に精神科医療機関の参加を求めていくことも検討。

④ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み

ア 保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へ必要な情報が引き継がれる取組

- 保育所、幼稚園、認定こども園が虐待リスク等、家庭の養育環境に関する情報を把握した場合には、当該情報が小学校に、小学校が当該情報を把握した場合には、中学校に引き継がれる工夫が必要。  
このため、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校へ学習の状況や健康の状況等に関する情報が、引き継ぎ等されるよう、学校等の間の連携の一層の推進が必要。

イ 学校や保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する取組

- 学校や保育所等の職員に、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などの研修等の取組が必要である。その中で、要保護児童対策地域協議会を活用する意義を理解してもらうことが重要。

ウ スクールソーシャルワーカー等の積極的活用

- 学齢児においては、保健部門や福祉部門と学校との連携により、支援が必要な子どもを早期に発見して関係機関につなぐために、スクールソーシャルワーカーの役割が重要であり、スクール

ソーシャルワーカーの活用と配置の充実が必要。また、家庭に課題を抱えた子どもの心のケアにはスクールカウンセラーの役割が重要であり、スクールカウンセラーの積極的な活用が必要。

⑤ 学校、病院等の組織としての通告の周知徹底

- 虐待通告は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の義務として規定されている（児童虐待防止法第6条）。一方、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体は早期発見に努めることとされているが、組織としての通告となると必ずしもうまく機能していない場合がある。

確実な通告が行われるためには、職員等に委ねるのではなく、組織としても虐待防止に取り組むことが重要。

(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書では、市町村と児童相談所の双方が相手方の支援を期待してしまい、対応が後手に回ってしまったなど、それぞれの役割を十分に果たし得なかった結果、重大な事態を招いた事例が散見されている。

また、同報告書では、市町村や児童相談所が受けた相談について十分なアセスメントが行われず、虐待の危機感を持たないまま重大事態に至った事例も見られた。こうしたことから迅速、的確に初期対応が行われるような取組が求められる。

一方、市町村や児童相談所の体制については、一人の職員が対応できるケースには限界がある中で、そもそも相談件数に比して、十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していること、さらには、研修の機会が少ないことなどが指摘されている。

① 見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携

ア アセスメントの共有

- 関係機関は共通の方針を持って支援を実施することが重要である

が、初期対応を確実に実施するためには、家庭の養育状況に関する情報を関係機関が共有した上で、共通で利用できるアセスメントツールを開発・共有し、関係機関が相互に納得して適切な対応方針を策定することが有効。

#### イ 支援方針の共有と関係機関の役割分担の明確化

- 関係機関はそれぞれの役割に応じて支援を実施することとなるが、その内容は重なる部分があり、方針を共有しどの機関がどう対応するかを明確にすることで、より効率よく効果的に支援を実施することが必要。

また、各機関が行っている支援の方向性については、定期的に再評価することで、家庭の養育状況の変化を踏まえた適切な支援を行えるようにすることが必要。

#### ウ 専門的知見に基づく相談・助言の実施

- 相談や支援を行う過程で判断に迷う場合があるが、そのような場合、児童相談所に弁護士や警察官OB等から専門的知見に基づく相談・助言が受けられる体制があれば有効。
- 同様の観点から市町村が支援方針について適切な判断を行えるよう、定期的に市町村を巡回して専門的に助言する者を児童相談所等に配置するなどの体制整備の工夫も必要。

### ② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化

#### ア 市町村が果たす役割

- 市町村が通告先とされたことから、市町村も介入的な機能を果たす機会が増加している。一方で、市町村は住民に近い存在として継続的な支援を行う中核的な役割を担っている。この両方の役割を果たすには、市町村と児童相談所とで役割分担を明確にした上で、支援方針等の調整など連携を十分に行うことが必要。

#### イ 市町村と児童相談所の体制強化

- 複雑な事情を抱えたケースも多く、市町村職員の専門性を高めることが必要。また、特に相談対応をする家庭相談員の人材確保に

ついて、専門的人材が得られるような工夫が必要。

- 児童相談所が初期対応に追われて、各事例のフォローアップが十分にできない状況を改善することが必要であり、児童相談所の業務に見合う職員配置が重要。
- 民間団体の活用や民間団体職員の柔軟な任用等を行うなど、外部の専門家を活用する工夫も重要。また、地域の人材が不足しているのであれば、こうした分野で活躍してもらえる人材や機関を育成していくことも必要。
- 都道府県職員と市町村職員の人事交流や、市町村職員の児童相談所への派遣などにより、様々な経験を積むことは有効。

### (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）は、支援が必要な子どもの状況や対応について、地域の関係機関間で情報を共有し、支援の内容を協議することを目的としている。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書によると、死亡事例の中には協議会に要保護児童として登録されていなかったり、登録されていても関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていない事例が見受けられた。

一方、市町村によっては協議会の実務者会議において進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にあることが指摘されている。

- ① 協議会参加機関が役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫
  - ア 協議会参加機関に情報が届く仕組み
    - 協議会で把握された各事例の情報が、参加各機関に迅速かつ確実に届く仕組みや、協議会に登録された事例の状況や支援状況等の情報を収集・蓄積できる仕組みが必要。
  - イ 関係機関が情報提供を行いやすい仕組み

- 個人情報保護にとられるあまり、子どもの安全がないがしろになってはならない。一方で、どこまで情報提供をしてよいのか判断に迷うケースもある。このため、関係機関が情報提供を行いやすくなるよう、どこまでなら情報提供が認められるのかといったことを具体的に例示することが有効。

その際、個人情報保護との関係をどう整理するかも併せて検討。

#### ウ 協議会の運営方法の見直し

- 協議会の登録ケースが増加したことにより、実務者会議における関係機関間での十分な情報共有が困難な場合がある。このため、例えば、部会方式や参加者を限定した機関での連絡会の実施などの運営方法の工夫が必要。

#### エ 協議会の対象とされている特定妊婦、要支援児童を確実に把握する工夫

- 特定妊婦や要支援児童について、その定義、把握方法、支援方法について整理し、関係機関で共有することが重要。

また、医療機関が把握した特定妊婦や要支援児童の情報を共有して支援につなげるため、医療機関が積極的に協議会に参加することが必要。

(※) 要支援児童：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」（児童福祉法第6条の3第5項）

#### オ 養育者の精神的な問題に対応するための機関連携

- 養育者に精神面での問題がみられることがあるため、精神保健分野との連携の強化が必要。

### ② 協議会調整機関の専門性強化と支援の役割分担の明確化

#### ア 支援内容が重複したり、複数の判断がある場合の調整

- 各機関が特色や専門性を活かして、重層的に効果的な支援を行うことが必要。そのためには、調整機関が主たる援助機関を定めたり、支援内容の集約と支援方針を一本化する役割を明確に付与することも必要。

#### イ 協議会調整機関の専門性

- 調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすためには、職員の高い専門性が必須。協議会の中軸となる調整機関への専門職員配置の拡充が必要。  
また、専門職員については一定の期間継続して勤務することや、異動時の引継ぎが十分に行われるような配慮が必要。

#### ウ 専門性強化のための研修

- 虐待対応に関する知識を深め、それぞれの機関の役割を認識するために、例えば具体的な事例の検証を通じて相互の役割を確認し合うなど、協議会の関係機関で構成される多機関多職種による合同研修の実施が有効。

#### エ 協議会への児童相談所の積極的関与

- 児童相談所の事例を協議会へ確実に登録、市町村へのスーパーバイズ、市町村の子育て支援サービスを把握し、所管市町村間の連携を図るなど、児童相談所の協議会への主体的な関与が必要。
- 児童相談所は協議会の助言者としての役割を持つ一方で、同時に構成員でもあり、自らが対応方針を判断して必要な介入を行うことが求められる。したがって、児童相談所は助言者の役割と支援者としての役割をそれぞれ積極的に果たすことが重要。

#### オ 子育て支援事業の活用

- 協議会がその機能を十分に発揮するためには、協議会の登録の際に要保護児童と特定妊婦・要支援児童とを分けて位置づけることも有効。
- 要支援児童については、子ども・子育て支援法の施行に伴い創設される利用者支援事業や、養育支援訪問事業、あるいは地域子育て支援拠点における相談や居場所づくりといった多様な育児支援を積極的に活用し、地域全体で支えるとともに虐待予防につなげる。そのことが結果的に協議会や児童相談所の負担軽減にもつながる。
- このような子育て支援事業に携わる者に対しては、虐待対応の知識に関する研修を実施することが必要。

#### (4) 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

平成 25 年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成 11 年度に比べて約 6.3 倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間に約 2.3 倍となっている。また、児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の 44.5%（平成 26 年 4 月 1 日現在）となっている。

厚生労働省は、より相談しやすくするため、児童相談所全国共通ダイヤルの 3 桁化を検討しており、こうした動きも踏まえた夜間休日を含む対応体制を強化することが課題。

また、児童相談所が介入によって保護者と対立した後では、長期にわたる継続的な支援に移行する際に、保護者が支援を受け入れにくいという課題がある。

##### ① 児童相談所が専門的な支援を確実にけるための体制強化

###### ア 児童相談所職員の配置

- 一人の職員が担当するケース数には限界があるため、児童相談所の児童福祉司の人員増やスーパーバイザー、児童心理司、医師、保健師等の専門職の配置を充実。

###### イ 児童相談所職員の専門性確保のための専門研修を充実

- 児童福祉司は高い専門性と経験が求められる職種であり、とりわけ虐待対応には専門の知識や技術を必要とすることから、高い専門性を持った職員を養成するための教育・学習システムが必要。

###### ウ 夜間休日の相談・通告への対応

- 児童相談所共通ダイヤルの 3 桁化が導入されれば、相談・通告件数のさらなる増加が予想される。こうした状況にあつて、初動の重要性を考えれば、夜間休日対応も含め、的確なアセスメントができるように、児童相談所を含む地域の関係機関でどのような工夫ができるのか検討が必要。

###### エ 警察とのさらなる連携強化

- 児童相談所と警察の相互の協力を図るため、平素からの情報交換や合同の研修の実施が重要。また、警察官の出向や警察官 O B が

配置されることで警察署との連携や、専門的助言も得られることから、配置は効果的。

また、現に子どもが虐待されているおそれがあり、緊急の対応が必要と判断され、かつ、児童相談所だけでは職務の執行が困難な場合等に行う警察への援助要請が円滑に進むよう、事前に相互理解を図っておくことが重要。

## ② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化

### ア 介入機能と支援機能の分離

- 通告・調査・アセスメント・法による介入を行う機能と、虐待予防・親子再統合・保護者支援（在宅支援を含む）・子どもの支援（心理的治療を含む）を行う機能に分けることについて検討。
- さらに、支援やケアを担当する職員と介入する職員を別にするのみならず、長期的な視野で現在のシステムそのもののあり方を見直し、虐待対応と相談支援を分割して別機関とすることを検討。

### イ 市町村や民間団体との役割分担

- 児童相談所が、泣き声通告等を受けたとしても、その後の対応を市町村や NPO などの児童相談所以外の団体において実施することをどう考えるのかなど、業務の再整理についてどのような考えがあり得るか、また、それぞれのメリット・デメリットについて検討。
- 親子再統合事業やペアレントトレーニングあるいは安全確認に実績を有する団体がある場合には、それらを民間団体に委託することが考えられる。但し、児童相談所が一定の関わりを持ちつつ、判断の責任は児童相談所が負う形での実施が適当。

### ウ 児童相談所等が行う調査に対する回答の義務化

- 児童相談所等が必要な情報を確実に得られるようにするためには、児童相談所等が行う調査に対する関係機関の回答義務化が有効。

### エ 児童家庭支援センターの相談体制を強化

- 地域の子育て支援拠点などと児童家庭支援センターが連携して、地域の中での相談・居場所づくりが行えるようにすることが必要。

オ 社会的養護と一体での検討

- 児童相談所のあり方は、その後の受け皿としての一時保護所の充実や、児童養護施設等の施設や里親等のあり方と一体で検討。

## (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

出頭要求から臨検・捜索に至る手続きの実施数は、平成20年度から平成25年度までの6年間で、出頭要求が187事例、再出頭要求が19事例、臨検・捜索は7事例となっている。

また、臨検・捜索事例7件の、出頭要求から臨検・捜索までの所要日数は1～70日と様々であった。

### ① 臨検・捜索の実施件数が少ない理由等の実態の把握

- 臨検・捜索のあり方を議論する前提として、これまでの臨検・捜索実施件数が少ない理由、迅速に行われないことで弊害が生じているのかを確認することが必要。

### ② 臨検・捜索を迅速に執行するための工夫

- 手続きの全体像や標準的な流れを簡潔に示したマニュアルと標準的な進行スケジュールを策定して示すことが有効。

また、既存のものよりさらに詳しい必要な書式の整備やQ&Aの作成も有効。

- 事例によっては、例えば、立ち入り調査等のステップを踏まずに、直ちに臨検・捜索をすることが可能となることを検討。

## (6) その他

- 本専門委員会は、「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」と相互に関連させて議論を行っており、副大臣等会議が、年内を目途に一定のとりまとめを行う方針であることや、本専門委員会でのこれまでの議論を踏まえた取組についても具体化した上で、都道府県、市町村や関係機関の理解を得て実施に至るものであることと考え、本専門委員会におけるこれまでの議論を一旦、とりまとめることとした。

- 一方で、専門委員会での発言の中には、「児童相談所のあり方を考えるのであれば、その後の受け皿としての一時保護所や児童養護施設、里親等のあり方と一体で考えるべき」との意見もあったところ。
- これまでの議論に加え、自立に向けた支援のあり方や初期対応についても、一時保護所や児童養護施設、里親等のあり方と一体で考えるという視点も必要である。
- このため、さらに児童虐待防止の取組について、予防から支援までの全体を見通して、引き続き議論することが必要。

## 参考資料

### 1. 開催経過

第1回 日時：平成26年9月19日（金）

議題：・委員長の選任

- ・今後の進め方について
- ・当面の課題・施策の方向について
- ・児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催について
- ・児童虐待防止対策について
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について  
（第10次報告）の概要について

第2回 日時：平成26年10月9日（木）

議題：・児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（第2回）について

- ・「当面の課題・施策の方向について」課題（1）及び（2）について

第3回 日時：平成26年10月31日（金）

議題：・有識者からのヒアリング

- ・「当面の課題・施策の方向について」課題（3）～（5）について

第4回 日時：平成26年11月14日（金）

議題：「当面の課題・施策の方向について」課題（1）～（5）について

第5回 日時：平成26年11月28日（金）

議題：これまでの議論のとりまとめ（案）について

## 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について

### 1. 趣旨

児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、効果的な児童虐待防止対策を検討するため専門委員会を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室が行う。

### 3. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

### 4. その他

委員会は原則公開とする。

(別紙)

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

○委員

- 秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
- 泉谷 朋子 目白大学人間学部 助教
- 磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士
- 岡井 崇 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会  
総合母子保健センター愛育病院 病院長
- 加藤 曜子 流通科学大学サービス産業学部 教授
- 笹井 康治 沼津市市民福祉部福祉事務所子育て支援課長
- 佐藤 拓代 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長
- 菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長
- 辰田 雄一 東京都八王子児童相談所 所長
- 浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士
- 藤平 達三 浦安市こども家庭支援センター 所長
- ◎ 松原 康雄 明治学院大学社会学部教授

○オブザーバー

- 内閣府  
総務省  
法務省  
文部科学省  
警察庁

## 児童虐待防止対策等について（案）

## 1. 児童虐待防止対策について

- 児童虐待の問題は、平成25年度における児童相談所の相談対応件数が、73,802件と過去最高となっており、また虐待により死亡に至る事例も100件前後で推移している等、依然として深刻な状況にあり、また、居住実態が把握できない児童への対応も喫緊の課題となっていたところである。
- このような状況を踏まえ、本年8月29日に児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を開催し、
  1. 厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること。
  2. 居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること。
  3. 年内を目途に一定のとりまとめを行うこと。の対応方針を申し合わせた。
- これを受けて、居住実態が把握できない児童への取組みと併せて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策について、関係省庁で連携して検討を行うとともに、厚生労働省において、同年9月19日に社会保障審議会児童部会の下に設置した児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会においても、関係省庁の参加のもと、5回にわたる議論を行い、同年11月28日に「これまでの議論のとりまとめ」(参考)を行ったところである。
- 今般、当副大臣等会議においては、厚生労働省が設置した社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会による「これまでの議論のとりまとめ」を踏まえ、下記の5項目を中心に、関係省庁で連携して速やかな実施に向けて取り組むべき対応策について、別添1のとおりとりまとめた。
  - I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方
  - II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
  - III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化
  - IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備
  - V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

## 2. 「居住実態が把握できない児童」への対応について

- 「居住実態が把握できない児童」への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況等を把握する必要があるため、同年11月13日の当副大臣等会議において、厚生労働省が実施した調査結果を公表するとともにその結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策をとりまとめた。(別添2)。

## ＜速やかな実施に向けて取り組む主な対応策＞

【別添1】

### 妊娠期からの切れ目ない支援

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%（心中を除いた死亡事例）を占め、とりわけ0日児死亡事例は17.2%を占める。また、その0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が71.3%となっている。（※）

死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が指摘されている。これらを踏まえ、妊娠期からの切れ目ない支援のため、以下の取組を実施する。

（※）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）第1次報告から第10次報告の集計

#### ① 妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援の仕組み

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実（※1）及び利用者支援事業の活用を促進【厚生労働省】
- ◇ 精神科医療機関と産科医療機関や小児科医療機関との間の情報共有を促進【厚生労働省】

#### ② 妊娠期からの相談しやすい体制の整備

- ◇ 行政がこれまで以上に医療機関から特定妊婦（※2）に関する情報を入手し、支援につなげることを可能とするため、医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条（秘密漏示）や個人情報保護法第23条（第三者提供の制限）等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知【厚生労働省】
- ◇ 特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進【厚生労働省】
- ◇ 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえた性に関する指導を充実【文部科学省】

#### ③ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み

- ◇ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置の充実【文部科学省】
- ◇ 保育指針において、保育所から就学先となる小学校へ送付されることとなっている保育所児童保育要録における「養護（生命の保持及び情緒の安定）に関する事項」欄に、児童虐待に関する情報が確実に記載されるよう徹底【厚生労働省】
- ◇ 進学・転学等の際の学校等との間の情報共有や、学校と児童相談所等関係機関の連携の促進、適切な通告の実施などについて改めて周知徹底【文部科学省】

（※1）平成26年度中に着手

（※2）出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

## 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書では、市町村と児童相談所の双方が相手方の支援を期待してしまい、対応が後手に回ってしまったなど、それぞれの役割を十分に果たし得なかった結果、重大な事態を招いた事例が散見されている。また、同報告書では、市町村や児童相談所が受けた相談について十分なアセスメントが行われず、虐待の危機感を持たないまま重大事態に至った事例も見られた。こうしたことから迅速、的確に初期対応が行われるような取組が求められる。

一方、市町村や児童相談所の体制については、一人の職員が対応できるケースには限界がある中で、そもそも相談件数に比して、十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していること、さらには、研修の機会が少ないことなどが指摘されている。これらを踏まえ、初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化のため、以下の取組を実施する。

### ① 見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携

- ◇ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備  
(児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備)【厚生労働省】
- ◇ 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点別に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルを作成【厚生労働省】
- ◇ 子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設【厚生労働省】
- ◇ 切迫性、危険性の判断能力向上に資するための警察官OB等の配置については、自治体からの相談や要望に応じて、積極的に対応【警察庁】

### ② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化

- ◇ 市町村と児童相談所の役割分担を明確化するため、マニュアルを整備【厚生労働省】

## 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)は、支援が必要な子どもの状況や対応について、地域の関係機関間で情報を共有し、支援の内容を協議することを目的としている。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書によると、死亡事例の中には協議会に要保護児童として登録されていなかったり、登録されていても関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていない事例が見受けられた。一方、市町村によっては協議会の実務者会議において進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にあることが指摘されている。これらを踏まえ、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、以下の取組を実施する。

### ① 要保護児童対策地域協議会参加機関が役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫

- ◇ 要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成【厚生労働省】

### ② 協議会調整機関の専門性強化と支援の役割分担の明確化

- ◇ 支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化【厚生労働省】
- ◇ 支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進【厚生労働省】

## 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備

平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約6.3倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍となっている。また、児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の44.5%(平成26年4月1日現在)となっている。

厚生労働省は、より相談しやすくするため、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化を検討しており、こうした動きも踏まえた夜間休日を含む対応体制を強化することが課題。

また、児童相談所が介入によって保護者と対立した後では、長期にわたる継続的な支援に移行する際に、保護者が支援を受け入れにくいという課題がある。これらを踏まえ、児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備のため、以下の取組を実施する。

### ① 児童相談所が専門的な支援を確実にけるための体制強化

- ◇ 児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化  
(※)【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所の夜間休日対応のための体制強化【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所の業務について、例えば夜間休日対応を民間団体に委託する等、民間団体等への委託を積極的に進めるよう、事例集等を作成【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所や市町村の人員体制の強化【厚生労働省】
- ◇ 緊急時の援助要請に基づく執行力を向上するために、児童相談所と警察の一層の相互理解と連携強化を促進【厚生労働省・警察庁】

### ② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化

- ◇ 要支援の事例では、利用者支援事業のケース会議に確実に引き継ぎ、分担して対応することを促進【厚生労働省】  
(見守りや相談、助言等により対応が可能な事例については、利用者支援事業のケース会議により支援等をフォロー)
- ◇ 児童相談所が、より困難ケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進【厚生労働省】

(※)平成26年度中に着手

## 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

出頭要求から臨検・捜索に至る手続きの実施数は、平成20年度から平成25年度までの6年間で、出頭要求が187事例、再出頭要求が19事例、臨検・捜索は7事例となっている。また、臨検・捜索事例7件の、出頭要求から臨検・捜索までの所要日数は1～70日と様々であった。

これらを踏まえ、緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施のため、以下の取組を実施する。

### ○ 臨検・捜索を迅速に執行するための工夫

- ◇ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使できる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底【厚生労働省、警察庁】
- ◇ 短期間で臨検・捜索を実施している実例を踏まえ、臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ&Aを作成【厚生労働省】
- ◇ 警察職員や児童相談所に配置されている警察官OB等が、児童相談所職員に対して臨検・捜索等を迅速に執行するために必要な裁判所への許可状請求手続き等の知識、書類作成、職務執行等について指導・助言を行い、更にはロールプレイ方式の実践的訓練を実施するなどによる児童相談所職員の能力向上への協力、更なる連携強化の促進【警察庁】

## 子どもの人権

- ◇ 全国の法務局において、人権相談所を引き続き開設し、児童虐待を含む、あらゆる人権問題について相談に応じる。子どもたちからのアクセスがしやすいように引き続き以下の取組を実施【法務省】
  - ・子どもの人権110番
  - ・子どもの人権SOSミニレター
  - ・インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)
- ◇ 引き続き、児童虐待などの情報をいち早く把握し、人権侵害の疑いのある事案については、調査を行い、児童相談所や学校と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を実施【法務省】
- ◇ 21世紀の社会を担う子どもたちの人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な取組を実施【法務省】

## ○ 下記の事項についても、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」におけるとりまとめを踏まえ、取り組む【厚生労働省】

### 妊娠期からの切れ目ない支援

- ◇ 取組の好事例集作成(産科医療機関とのネットワークを構築し、特定妊婦等に関する情報提供を受け、その後の継続支援へつなげている自治体の実践例等)
- ◇ 妊娠に関する相談を促したり、相談窓口に関する広報・啓発を実施
- ◇ 取組の好事例集作成(妊娠SOS相談等)
- ◇ 命の尊さや妊娠・出産や避妊に関する内容に加えて「妊娠した場合の対応等について」の広報・啓発を促進
- ◇ 助産施設(入院助産制度)の更なる周知
- ◇ 特定妊婦と同居している保護者(特定妊婦の親)等が、特定妊婦に対して健診を促したり、保健センターや市区町村の児童福祉担当部署に連絡や相談を行うよう広報・啓発を実施
- ◇ 乳幼児健康診査で把握された「経過観察が必要な子ども」については今後ともフォローアップを確実に実施
- ◇ 取組の好事例集作成(乳幼児健康診査の未受診者フォローに関する取組の実践例等)
- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の着実な実施
- ◇ 子育て支援員研修制度の創設
- ◇ インターネットや動画を活用し、最新の知見に基づく研修教材を配信する等の工夫
- ◇ 医師・助産師・看護師等が、特定妊婦に関する情報を行政に提供することを努力義務とすることを検討(※)
- ◇ 特定妊婦と同居している保護者等に対し、特定妊婦が健診の受診、保健センターや市区町村の児童福祉担当部署に対して相談することを促すこと、更には保護者等自らが相談、情報提供を行う責務を明確化することを検討(※)

### 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化

- ◇ 虐待の重篤化を防ぐポイント等を分析整理し、具体的改善策を自治体に提示(施設退所後の一定期間に必要な面接頻度や安全確認方法、保護者が約束に違反した場合の対応等)
- ◇ 死亡事例の検証において、発生要因の分析を深め、発生予防に向けた効果的な手法を開発
- ◇ 児童相談所への民間からの人材活用を促進

### 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ◇ 自治体間や公的機関同士での情報共有の促進について、個人情報保護法等の関係と併せて周知
- ◇ 要支援事例について、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業を積極的に活用することを促進
- ◇ 調整機関が関係機関に対して必要な措置をとるよう求めることができることを明確化することを検討(※)

## 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備

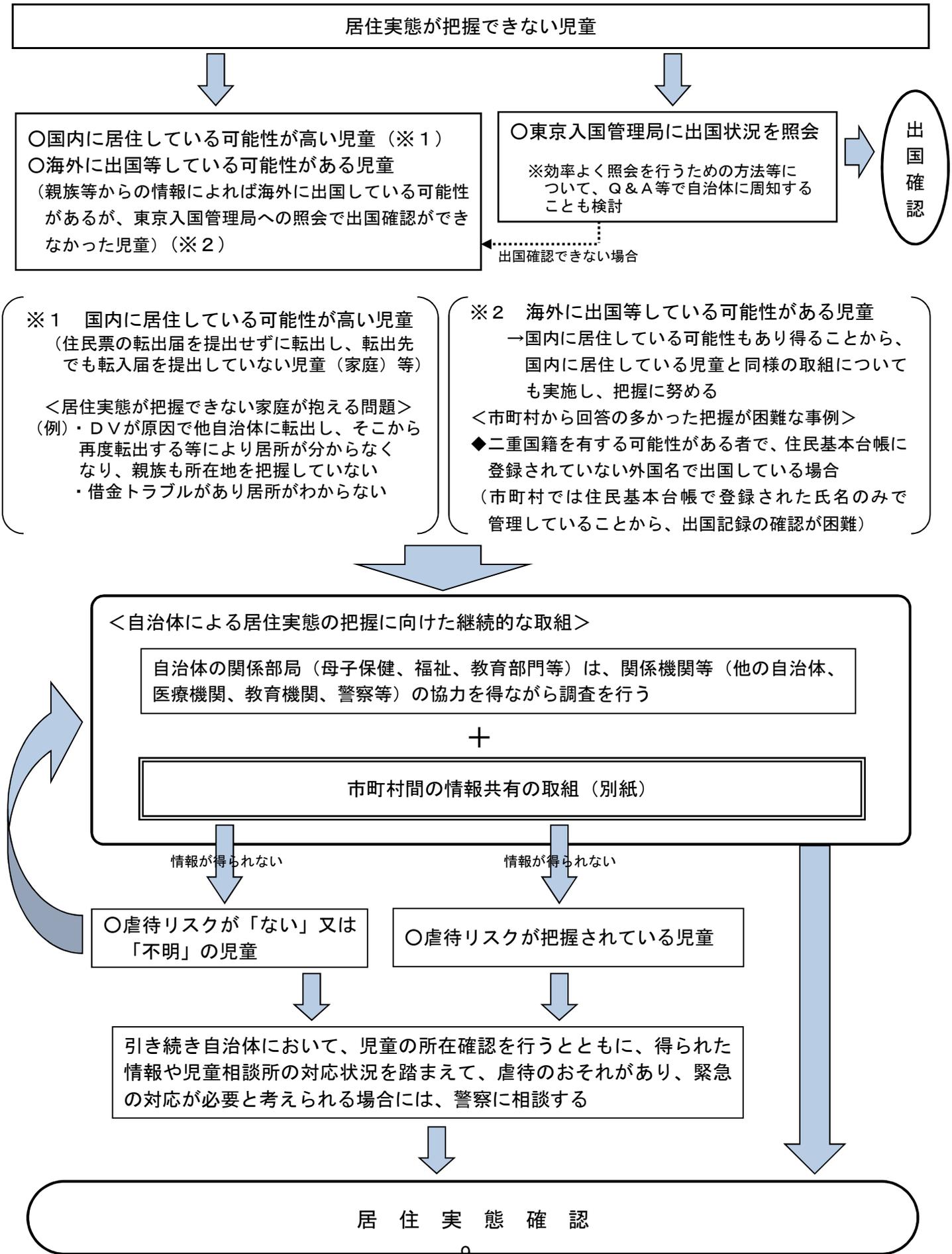
- ◇ 児童相談所への保健師等の配置について、有効事例をマニュアルに明記し積極的な配置を促進
- ◇ 児童家庭支援センターの設置促進
- ◇ 児童相談所の調査に対する回答義務を検討(※)
- ◇ 安全確認や家族支援等、機能面から児童相談所の業務を分離する仕組みを検討(※)

## 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

- ◇ 臨検・捜索の実施状況等について調査を実施
- ◇ 臨検・捜索手続を見直し、立入調査や再出頭要請を経ずとも、裁判官の許可状に基づき臨検・捜索を可能とすることを検討(※)

(※)については、厚生労働省の社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会において、被虐待児の自立に向けた支援策と併せて、引き続き議論

「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果を踏まえた今後の対応方策について

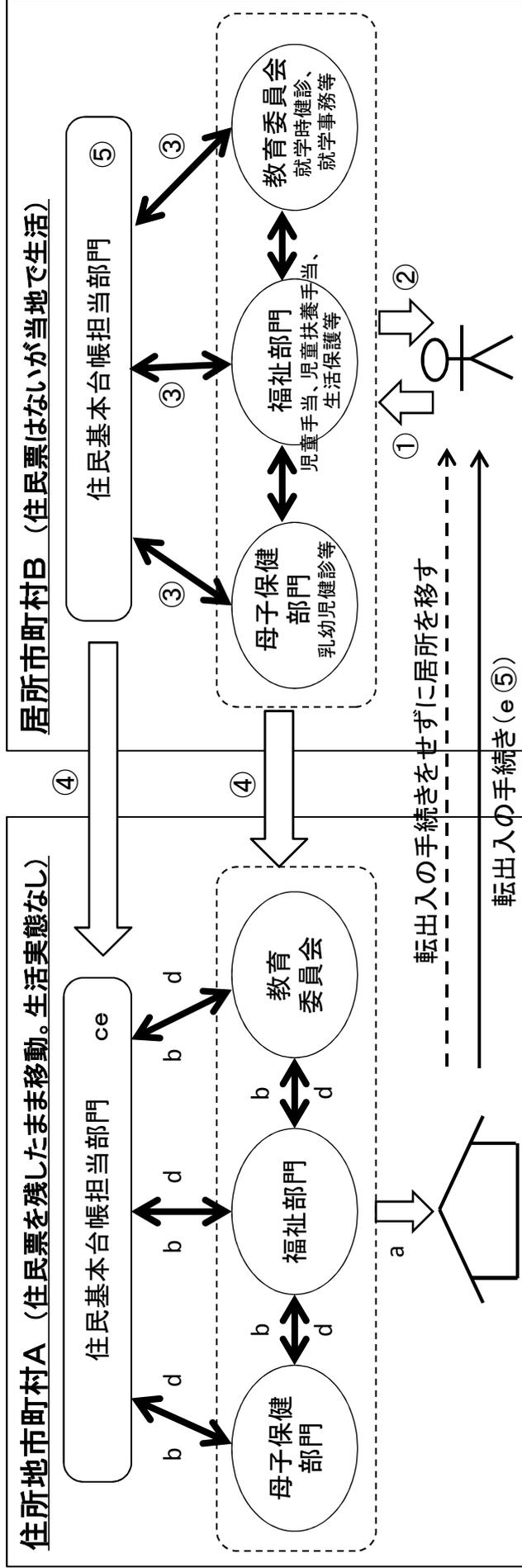


# 「居住実態が把握できない児童」の市町村間の情報共有の取組について

【総務省・文科省・厚労省】

- 居住実態が把握できない児童であって、市町村内での関係部門による情報共有、調査等を行ったにもかかわらず所在が把握できない場合は、海外に出国している場合を除き、転出入の手続きをしないまま別の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- この場合、居所市町村において、母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていること等が考えられる。このため、その居住実態を把握した場合には、居所市町村と住所市町村と住所市町村が情報共有するなどして、居住実態の把握に努める。

<イメージ図>



- a 居住実態が把握できない児童(家庭)の存在を確認
- b 市町村内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施
- c 居所市町村より④の連絡を受け、住民基本台帳と突合
- d 居住実態が把握できた旨を関係部門間で情報共有
- e 本人からの届出等に基づき、住民票を削除

- ① 母子保健や児童福祉サービスの申込、就学手続き等
- ② ①の際に転出入手続きについての状況確認及び助言
- ③ 福祉部門等と住民基本台帳担当部門等の情報共有については、DVによる避難やその後の支援を実施する観点等から、本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重
- ④ 住所地市町村へ連絡
- ⑤ 本人からの届出等に基づき、住民票を記載

# 自立援助ホーム運営指針

未定稿

## 第 I 部 総論

### 1. 目的

- ・この「運営指針」は、自立援助ホームにおける支援の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う自立援助ホームにおける運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、自立援助ホームで暮らし、そこから巣立っていく子どもにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また、社会的養護には社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、自立援助ホームを社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこで暮らす青少年に生きる力を保障する取組を創出していくとともに、自立援助ホームが持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

### 2. 社会的養護の基本理念と原理

#### (1) 社会的養護の基本理念

##### ①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

## ②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

## (2) 社会的養護の原理

- ・社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

### ①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

### ②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

### ③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

### ④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに、配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取組である。

### ⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子

ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

#### ⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入居や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

#### (3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源としてハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取組の強化と運営能力の向上が求められている。

### 3. 自立援助ホームの役割と理念

#### (1) 自立援助ホームの目的

- ・自立援助ホームは、児童福祉法第6条の3に基づき、児童自立生活援助事業として位置づけられている。児童自立生活援助事業は、児童の自立を図る観点から義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（援助の実施）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

#### (2) 自立援助ホームの理念

##### ①自立援助ホームの原点

- ・自立援助ホームは、社会的養護を必要としながら、福祉、医療、労働、司法などの制度の狭間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰一人も見捨てない」、「最後の砦」という思いを持つ人々によって開設された歴史がある。
- ・平成10年の児童福祉法改正の際に、全国自立援助ホーム連絡協議会（現、全国自立援助ホーム協議会）は第二種社会福祉事業を選択したが、これは自立援助ホームに入居した児童だけではなく、退居した児童も含めた利用者一人ひとりのニーズに継続的に対応できる柔軟性や、福祉と近接する領域との制度の枠組みを超えた連携による支援を可能にするためである。
- ・そういった支援を民間のボランティア活動から始めて長きにわたり支援してきた人々の思いは、更に制度化が進んできている現在も引き継がれている。

##### ②大切にされる経験の保障

- ・自立援助ホームの利用者は、自分で選ぶことができなかった厳しい養育環境をやっとの思いでくぐり抜けてきているため、必然的に否定的な行為を表出しやすい場合が多い。これは、大切にされ、ありのままを受け入れてもらった経験が乏しいためであることが理解できる。
- ・大切にされる経験が保障されなければ、人への信頼感を獲得し成長していくことは難しい。したがって、自立援助ホームでは、「しつけ」や「指導」を優先するのではなく、利用者の自尊心が育まれる受容的、支持的関わりを中心とした支援を行うことが大切である。

##### ③真剣に向き合う姿勢

- ・自立援助ホームでは、利用者の様々な表出行動が生じることも多い。自傷や他害を問わず、危険な行為に及ぶ場合がある。そういった場合の対応としては、受容的、支持的な関わりだけではなく、対話を中心とした利用者への真剣な向き合いが求められる。軋轢を覚悟の上で相手のことを思いながらの厳しさを伴っ

て向き合うことが重要となる。

- ・丁寧な生活の営みの中で、時にきれい事ではすまない真剣なぶつかり合いが心の糸に触れ、信頼関係を築くことになる。利用者と真剣に向き合うことを基本的に支援していくことが自立援助ホームの理念の一つである。

#### ④継続する支援

- ・自立援助ホームでの目標は、基本的な生活習慣や金銭管理、生活技術の獲得以上に、利用者がスタッフとの信頼関係を築き、困った時に相談できるようになることが重要となる。
- ・利用者は退居後に、実社会の中で自活しながら様々な失敗を経験し、自分で乗り越えることで地域社会において定着できるようになる。したがって、入居中と同じ位、退居後の相談支援が利用者にとって大切であることを常に意識して、利用者が求め続けている間は、支援を継続する必要がある。

## 4. 利用者

### (1) 利用者の年齢及び入退居の手続き等

- ・自立援助ホームの対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等となっており、里親やファミリーホームへの措置委託や社会的養護関係施設での措置を解除された児童、あるいは都道府県知事が自立のための援助及び生活指導等が必要と認めた児童である。
- ・措置費の対象外であっても、利用者の最善の利益を考慮して必要と判断される場合は支援を行う。また、年齢に関係なく相談支援や通所型支援を行うこともできる。
- ・入居の手続きは、本人の申し込み及び当該ホームが代行して児童相談所に申請を行い、児童相談所が当該ホームに受け入れの可否を確認し、委託措置を決定することで入居となる。また、退居の手続きについても入居と同様に、本人の意向を尊重し、児童相談所と協議した上で、委託措置解除の決定をもって退居となる。

### (2) 利用者の特徴と背景

#### ①厳しい養育環境

- ・厚生労働省の児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日現在）では、自立援助ホーム入居者376名のうち、家庭からの入居者は177名（47.1%）で、児童福祉施設等からの入居者は135名（35.9%）、単身での入居者は24名（6.4%）となっている。
- ・入居者の27.4%が両親ともいないまたは不明で、65.7%が被虐待体験があるという厳しい養育環境で生活してきている。

## ②複合的な課題を抱えている利用者

- ・利用者の65.7%は被虐待経験者であり、家庭において大切にされる経験が乏しく愛着障害を抱えている場合も多い。人への信頼感を獲得できずにいるため、対人関係に困難を抱えていることが多い。
- ・また、身近に接した負のモデルから屈折した価値観を学んでいたり、社会体験が保障されてこなかったことから常識的行動に欠ける利用者も多い。年齢相応の発達が保障される養育環境になかったばかりか、軽度の知的障害や学習障害やADHDなどの発達障害を抱えている利用者も37.0%いる。
- ・深刻な虐待経験に起因する様々な精神的な症状を表出しやすい利用者もいる。自立援助ホームは、医療などの専門機関との連携が必要な複合的な課題を抱えている利用者が辿り着くところでもある。

## ③中卒・高校中退の学歴

- ・自立援助ホームの利用者の多くが、中卒及び高校中退の学歴で入居している。知的に問題があるのではなく、学習環境が保障されなかったことや複合的な課題を抱えている中、学校生活に馴染めずに不登校や時に非行等の問題を抱え、結果として学ぶ機会を奪われてきた。
- ・また、保護者の経済的問題から進学を断念したり、やむを得ず卒業を断念してきた利用者も存在する。高校卒業資格を取得するための支援が必要である。

## (3) 入居期間等

- ・自立援助ホームの利用期間は、短期間であり、必ずしも望ましい形で退居する利用者だけとは限らない。退居後に実社会に出て経験を積むことで、真の自立を達成する支援方法を用いるからである。
- ・しかし、複合的な課題を抱えている利用者にとっては、実社会に定着して行くのは容易なことではない。失敗の連続でもあり、再入居支援の判断が求められることもある。利用できる部屋が空いている場合や、ステップハウスを活用できる場合は、積極的に支援する必要がある。
- ・再入居支援が難しい場合は、ネットワーク等を活用して支援先につなげたり、当面の生活資金を支援をするなどの対応が必要となる。

## 5. 支援のあり方の基本

### (1) 基本的な考え方

- ・家族の愛に包まれて育つことができる「子ども期」は、社会の中で他者と関わりを持ちながら生きるための力を獲得するために絶対的に必要な時期である。しかしながら、自立援助ホームには、こうした機会を不条理に奪われ、人と関わることや、生きることそのものに希望や期待を持たずに社会に押し出され、そこで傷つき辿りついた子どもたちが多く存在する。想像を絶する悲惨な養育環

境をくぐり抜けてきた利用者は、年齢相応の発達を保障されてこなかったばかりか、発達障害などの特性を理解されないまま虐待的対応を強いられてもきている。心を固く閉ざしている利用者が多いのも当然と言える。

- ・このように深く傷ついている利用者に対し、はじめは「ありのままで良い。」というメッセージを日頃の生活場面を通して利用者が感得できるように伝える努力が求められる。大切にされているということが実感できる生活環境を保障することである。あくまでも、心の安心感と生活の安心につながる環境を保障しなければならない。
- ・決して規則優先の生活環境であってはならない。利用者の否定的な表出行動にスタッフが一喜一憂するようでは安心感を保障できない。自立援助ホームのスタッフは、利用者进行评估したり、躰をして利用者を変えようとする指導者であってはならない。一人一人の個性を尊重し、常に肯定的メッセージを送り続ける応援者の立場であることを肝に銘じておかなければならない。緩やかに自尊心を高め、一人で生きていく力が少しずつ蓄えられるような丁寧で良質な支援を基本的な考え方とする。

## (2) 丁寧な生活の営み

- ・自立援助ホームは、5名から最大でも20名定員のグループホームであり、殆どが6名定員のホームである。家庭機能に近い体制であり、少なくとも小規模、小舎が基本となるため、一人一人の個性や特性を尊重した生活環境を作りやすい条件がある。
- ・利用者の多くは、負の生活環境に長くいたことから衣食住を基本とした当たり前の生活が理解されていないことも多い。心地よく感じられる快適な生活環境と共に、スタッフ、利用者同士の語らいの環境づくりを大切にし、自尊心が育まれる心配りを可能にすることが「丁寧な生活の営み」の保障と言える。

## (3) 信頼関係の再構築

- ・利用者がこれまで出会ってきた大人は、見守ってほしい時、助けてほしい時に応えてくれなかった大人であったと言える。すなわち、安心して甘えることができなかつた利用者にとっては、人を信用すると裏切られ、辛い感情だけが残ることを嫌というほど経験してきたという事実がある。
- ・自尊心が育まれ、自己肯定感が向上しないと人との好ましい関係を築くことは難しいと言われる。安心できる大人との出会いの中で、受容的、支持的な関わりを保障されることで、少しずつ信頼感を取り戻すことになる。大切にされる経験なくして他者への優しさは育たないとも言われる。自立援助ホームは、スタッフと利用者の信頼関係の構築の場でもある。

#### (4) 主体性の尊重

- ・利用者の多くは、虐待環境での生活や長期の施設生活を強いられてきており、自分で考えて行動するという自己選択の機会が保障されてこなかった事実がある。実社会で生きて行くためには、自分で判断して行動しなければならない場面が数多くあり、とりわけ困難場面を乗り越える力が必要となる。
- ・しかし、自分の意思や考えを表出すること自体が認められなかった利用者や、逆にスタッフの行き届いた指導により失敗を保障されてこなかった利用者は、自己評価が低い場合もあり、困難な場面になると回避的な行動に走りやすい傾向がある。このため、自立援助ホームは、できるだけ利用者の意向を尊重した支援を大切にする。
- ・入居や退居にあたっては、利用者の主体性に基づき契約により行われるのもそのためである。利用者の主体性を尊重し、自己選択、自己責任の機会を保障し、困難を乗り越える力が獲得されるようにつなげることが大切である。

#### (5) 就労への定着化

- ・自立援助ホームは、若くして自立を余儀なくされている利用者に対し、自分で収入を得て自活できるよう支援する場所でもある。求人募集の最低条件として、18歳以上、高校卒業以上、普通自動車免許取得が挙げられることが多く、15歳～17歳の利用者、また、中卒の学歴で入居している利用者にとっては、就職面接までこぎつけることでも容易ではない。ましてや興味のある仕事に付けることは、現実的には非常に難しい。
- ・限られた条件であっても、利用者と一緒に仕事を探し、採用されるように履歴書の書き方、面接の練習などの支援も行い、採用後は就労を継続できるように、職場訪問や上司に連絡を取るなどして仕事の様子や職場での人間関係などの情報を得ながら継続できるよう支援することが重要である。場合によっては、就学や資格取得につなげる支援も必要である。

#### (6) 支援を担うスタッフのあり方（チームワークも含む）

- ・自立援助ホームのスタッフは、自分で選ぶことができなかった利用者のこれまでの厳しく辛かったであろう生活に思いを馳せ、利用者の尊厳を大切にする姿勢を貫く覚悟が求められる。利用者の様々な表出行動に一喜一憂するのではなく、一人ひとりの利用者を客観的に、また、深く理解する姿勢が重要であり、受容と支持的関わりを大切にし、利用者の自己肯定感の向上につながるよう日頃の支援のあり方を振り返る謙虚さが求められる。
- ・丁寧な生活の営みを大切にし、利用者が安心できる語らいの環境を保障しながら、一人の大人としてのモデルになるよう努めることが重要である。とりわけ、誠実に聴くという行為と生活の営みの中で、「細やかな気遣い」と「さりげない

言葉がけ」を常に意識することが大切である。

- ・スタッフ組織は、常に「支援の質」「良質な生活環境」を追求する姿勢を持ち、利用者の状況について率直な意見交換をすることや児童相談所等の専門機関の協力を得てのケースカンファレンスを行うことが必要である。
- ・利用者は、スタッフの動きや考え方、チームとしての協働の仕方などを毎日の生活の中でよく見ており、スタッフの人間関係が大きな影響を与えることも忘れてはならない。

#### (7) 家族環境調整

- ・児童相談所や関係機関と連携し、利用者と家族との関係調整を行う必要がある。
- ・被虐待などの理由により親子分離が必要で入居する場合は、保護者からの強引な引取り等を想定し、関係機関と連携して利用者の権利と安全が守られるよう慎重に対応する必要がある。
- ・状況によっては、保護者に支援のあり方を説明し、理解を求めることも必要である。

#### (8) 退居者への支援

- ・退居者支援は、自立援助ホームの重要な支援の柱として位置づけられる。
- ・複合的な課題を抱えている利用者にとっては、実社会の中にすぐに定着することは容易なことではない。様々な困難に遭遇した時、誰にも相談できず孤立感を深めると、犯罪に巻き込まれたり生きる希望を失うことにもなる。問題解決への支援や希望につなげる意味においても、ホームが「心の安全基地」として機能することが重要である。
- ・「自立力」というのは、自分で何でもできる力ではなく、適切に依存し依存されることができる力と言える。退居者支援は、利用者が退居前からスタッフと気軽に相談できる関係性を築くことが大切であり、ホーム全体が、困った時、疲れた時にいつでも相談にのる用意があることと、いつでも心を休めるために立ち寄って良いという安心感を醸し出していることが重要である。

#### (9) 地域とのつながりと連携

- ・自立援助ホームが継続的に運営されていくためには、地域からの理解と様々な支援を受けられる関係にあることが不可欠である。地域から支えられ、助けられて運営できることを忘れてはならない。また、利用者が自立していくためには、様々な機関とつながった有効な連携が重要になる。

##### ①地域社会の理解と連携

- ・自立援助ホームは、一般的に市街地や住宅地域に開設している場合が多く、日頃から地域住民の理解と信頼を得られるよう努めなければならない。

- ・具体的には、スタッフの持っている専門的なノウハウを活用した子育て支援や、思春期問題等の相談機能を提供したり、地域の人たちが参加できる様々な催し物を行ったり、ホームの活動の様子が分かる通信等の発行も理解を得るには有効である。
- ・また、地域の行事に参加したり、町内活動の役員を引き受けたり、会合に参加するなどの協力姿勢が、ホームの理解と信頼につながることは言うまでもない。

## ②関係機関とのネットワーク

- ・自立援助ホーム単独で行うことができる支援には限りがある。複合的課題を抱えている利用者が必要とする支援を実現するためには、企業、医療、福祉、保健、教育、警察、司法など公的、民間を問わず様々な機関や団体との連携が必要になる。また、限られた制度を有効に活用するためにも手続き等に関する正しい情報を得ることが必要となる。
- ・地域の要保護児童対策地域協議会に協力したり、他の機関や団体の研修会や会合に参加するなどして、関係機関などとのつながりを強めていくことも重要な取組である。

## 6. 自立援助ホームの将来像

### (1) 自立援助ホームの現状

- ・平成20年度のホーム数は54カ所だったが、平成26年10月1日現在では105カ所に増加している。「子ども子育てビジョン」での160カ所の目標には届いていないが、ホーム数の急増は、平成23年度に措置費の定員払化が実現したことが大きな要因となったと言える。
- ・また、建物が賃貸の場合は家賃補助が認められ、収入の少ない利用者には、措置費の中で医療費を補助することも実現している。平成21年には、入居年齢が18歳未満から20歳未満へと引き上げられた。このように、開設しやすい条件、利用しやすい条件が着実に整備されてきている現実がある。
- ・しかし、一方では量的な拡大とともに支援のあり方の「質」が問われており、現状の課題を整理する中で自立援助ホームの将来像を考える必要がある。

### (2) 機能の多様化

#### ①20歳までの一貫した自立支援機能

- ・児童養護施設の将来像に「地域化」「小規模化」「高機能化」が掲げられ、施設の自立支援機能も強化されつつある。
- ・しかしながら、就労自立を支援するための環境を児童養護施設内に設置することは難しく、施設に適應できない児童への支援のあり方にも課題がある。こうした児童の支援ニーズを補完する機能を果たすことは、これまでもこれからも自立援助ホームの重要な役割と言える。

②社会的養護経験のない児童のための自立支援機能

- ・自立援助ホームに入居する児童の中には、社会的養護を経験しないで育った児童も多く存在する。子どもの貧困問題が社会的な課題となっているが、福祉事務所などには児童相談所に届かない要保護児童、いわゆる「埋もれた社会的養護児童」の存在が問題として認識されている。
- ・児童自らが申し出、都道府県が自立支援を必要と判断したときには、児童相談所以外の窓口でも対応できる仕組みが必要であると思われる。

③医療的な支援等、個別支援を可能にする自立支援機能

- ・深刻な虐待経験のある児童は、医療機関等での治療が必要である。しかしながら、同時に生活環境が整わず、自立援助ホームに入居する事例も少なくない。一般就労は難しいが、中間的就労、職業機能訓練、授産事業を通して社会的自立を目指していくことを支援できる自立援助ホームも必要となる。
- ・しかし、幅広い様々な専門性が求められることでもあり、医療・福祉・教育・司法・労働などの専門機関と有効な連携が不可欠である。また、心理士等の専門職員の配置も必要である。

④就学支援機能

- ・近年、全日制高校在学中の児童が家庭で生活できず、児童養護施設にも入所できないケースが自立援助ホームに辿り着いている。高校卒業認定試験や定時制高校、通信制高校も含めた高校卒業資格取得が得られるよう支援することができる自立援助ホームがますます必要となっている。

⑤20歳以降の青年期支援機能

- ・社会的養護児童の自立は20歳で支援が終結する現状ではなく、20歳以降も継続して支援する必要がある。特に20代前半の支援が乏しいことで、社会的養護の対象であった児童が若年層のホームレス、生活保護受給となる事例も少なくない。
- ・必要な場合には、児童養護施設等での措置を延長して、20歳になるまで支援するようになってきた現在、自立援助ホームは20歳以降の青年期支援を機能化することにより、社会的養護の底上げを実現することにつながると言える。自立援助ホームの役割として青年期支援は、今後の大きな検討課題である。

⑥地域相談支援機能

- ・思春期から青年期支援までの様々な相談に応えられる児童家庭支援センターと同じような機能を自立援助ホームに併設する必要があると言える。とりわけ、低所得家庭で育つ児童への学習支援や、就労につなげるための情報提供などの相談支援、生活全般に関する相談支援が必要とされている。
- ・自立援助ホームは、入居支援だけではない通所型の自立支援機能を備えることも必要である。

### ⑦退居者支援機能

- ・現在、自立援助ホームが近隣に借り入れたアパートを利用できることにより、退居者は自活訓練ができ、段階的に地域生活へ移行できる支援の実践例もある。こういった退居者のために準備されたアパートなどは、ステップハウスと呼ばれているが、退居後、経済的困窮に陥り生活基盤を失ったことから緊急の生活支援が必要となる場合もあることから、今後ますます必要となってくると考えられる。自立援助ホームが自前で備えることは容易なことではないが、検討していかなければいけない課題の一つである。

### (3) 自立援助ホームとその他の施設の相互利用

- ・一般的には、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し自立援助ホームを利用することが多いが、生活体験の乏しさや情緒的未熟さが顕著であり就労すること自体困難な場合も少なくない。そのため、再度施設での支援に委ねたり、一定期間を経て再度自立援助ホームを利用するなどの相互利用ができるようにすることが必要である。
- ・社会的養護経験のない利用者が自立援助ホームに入居してから、施設で支援を受けることの方が有効であると考えられる場合、柔軟に措置変更ができるなどの対応が必要である。
- ・犯罪に巻き込まれてしまう場合や非行深度が進んでしまう場合には、自立援助ホームが利用者にとって最善の支援を行うために、警察や司法関係機関とスムーズに連携できる取組が必要である。

## 第Ⅱ部 各論

### 1. 支援

#### (1) 支援の基本

##### ①利用者に安心感、安全感、満足感につながる環境を保障する。

- ・利用者の抱えている課題は、個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかることは言うまでもない。利用者にとって、安心感、安全感、満足感につながる環境を保障（ありのままの受け止め等）することが最も重要となる。
- ・存在そのものを受け入れるところから始まり、少しずつ自尊心を取り戻し、自己肯定感の向上を図ることが大切になる。このことは、スタッフの高い専門性に基づく受容的・支持的関わりが重要であり、基本的信頼感の構築につなげることもである。
- ・スタッフはこれまで出会った大人とは違い、どこか安心感を抱かせる大人となることが必要であり、利用者一人ひとりを深く理解し、対応できる寄り添いの専門家としての立ち位置が重要となる。

##### ②利用者に丁寧な当たり前の生活を保障する。

- ・ホームは利用者にとって大切にされていることを実感できる生活環境でなければならない。丁寧で当たり前の生活の営みを大切にすることである。
- ・利用者視点に立った心地よく快適な環境であり、スタッフや他の利用者との語らいが保障されている環境でもある。
- ・基本的には、快につながる当たり前の衣食住の保障であり、ホーム全体に自由な雰囲気醸成が齎し出されていることが重要である。

##### ③利用者の主体性を尊重する。

- ・基本的には自己選択、自己責任の機会の保障と言える。規則で縛ったり、管理的になると自分で考えて行動する主体性を妨げることにもなる。
- ・社会人でもある利用者は、実社会（主に職場）から学ぶことが多い。失敗経験を保障しないと問題解決力につながらない。
- ・手を差し伸べることは簡単だが、利用者が自分の意志で行動するまで待つことが自立援助ホームのスタッフには求められる。（待つ支援）
- ・一様ではなく、一人ひとりの利用者に相応しい、待つという行為を意識しなければならない。スタッフと利用者が一緒に問題解決の方法を考えることも重要である。

##### ④利用者の発達課題に考慮して支援する。

- ・利用者は様々な表出行動を見せるが、その行動の背景にある心理的な問題が何なのかを理解することが不可欠である。一人ひとりの利用者を客観的に理解し、個別的に対応できる専門性を備えなければならない。

- ・児童相談所をはじめとし、あらゆる社会資源と連携することが必要となる。とりわけ困難ケースは、関係機関とのケースカンファレンスを行い、継続したアセスメントが重要である。
- ・利用者の自立支援の方針を明確にすることは重要であり、その際、退居後を見据えたソーシャルワーク的視点は不可欠である。

## (2) 食生活

### ①食事の時間がコミュニケーションの場となるようにする。

- ・食事は、心身の健康を促す源であり、とりわけ精神的・情緒的な安定を図るうえで大切な要素となる。年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、美味しく感じられる、くつろいだ雰囲気を保障することが重要である。
- ・食事を作っている時のスタッフとのやり取りや食事時の何気ない会話が心癒されるものであり、コミュニケーションの場としての食事文化を大切にす。

### ②利用者の嗜好や就労に配慮した食事を提供する。

- ・食事は、手作りを基本とし、栄養のバランスだけではなく利用者の嗜好に配慮することが必要であり、温かいものは温かいうちに冷たいものは冷たいうちに食べてもらう手間を惜しんではない。
- ・美味しく食べてもらうには、食器の使い方や盛りつけにも配慮することが大切である。
- ・季節感や行事に配慮した食事、そこに込められた願いや考え方を伝える。
- ・また、食事時間は、基本的な生活習慣の確立につながる設定とともに、利用者の就労に合わせた柔軟な設定も必要であり、例え一人であってもスタッフが「お疲れさま」という気持ちで会話を可能にする対応が必要である。

### ③利用者の自立・自活を考えて、一緒に食事作りをする機会を持つ。

- ・食事作りは、利用者の自立・自活を見据えて、時にスタッフと一緒に作る機会も大事にしたいものである。自分の弁当を作る経験やケーキ・お菓子作りも楽しい機会となり、和やかな雰囲気の中でスタッフと一緒に作ることは、関係性を築くうえでも必要である。

## (3) 衣生活

### ①清潔で体に合い、季節にあったものを身に着ける等、身だしなみの育成をする。

- ・また、職場や仕事内容に合わせられる、求められる髪型、衣類の着こなしも重要であり、TPOに応じた服装ができるよう導くことも必要である。
- ・多くの利用者は、自分で決めることのできなかつた生活期間が長かつたことから、化粧や髪型などおしゃれに目覚めることが多い。このため自分で決めることを保障しながら、少しずつ人から受け入れられるような清潔感や年齢相応の「おしゃれ」が意識できるように支援することも必要である。

#### (4) 住生活

- ①生活の場は、安全性や快適性に配慮し、癒され、くつろげる空間とする。
- ・居室は、4.95㎡以上の広さが確保されており、プライバシーが保障されている構造になっていることが基本である。また、ベッド、机、私物が収納できるタンスやクローゼットが備えられていることも大切である。
  - ・リビング、食堂等の共同スペースは明るく落ち着く環境になっていることが重要である。また、台所、浴室、洗面所、トイレなどは、いつも衛生面を意識した清潔な環境が保たれていることが求められる。
  - ・建物全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されていて、決して贅沢ではないが、癒される、くつろげる空間を提供することが必要である。

#### (5) 健康と安全

- ①利用者が自らの健康や安全を守る権利があることを伝える。
- ・年齢、発達状況等に応じ、身体の健康について自己管理できるように支援する必要がある。
  - ・清潔という状態が理解できない利用者も多く、言葉で伝えるだけでなく、掃除の仕方や洗濯の仕方、たたみ方、整頓の仕方など実際に一緒にやってみせることが必要である。
  - ・医療機関と連携してひとり一人の利用者に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。
  - ・健康維持の観点から特別な配慮が必要な利用者については、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、スタッフ間でも情報の共有化を図るよう努める。
  - ・受診や服薬が必要な場合、利用者が理解できるよう説明し、服薬管理には十分に配慮する。

#### (6) 性に関する教育

- ①社会人としての性モラル、パートナーを尊重する大切さを伝える。
- ・相手の気持ちや立場を考えて交際することの大切さを伝える。
  - ・好きな相手であっても嫌なことは「イヤ」と伝えることが重要であることを教える。
  - ・DVなどについて具体的な事例の中で説明することが大切である。
- ②性感染症の予防や避妊についての知識を説明する。
- ・具体的な性感染症や避妊方法について理解できるよう説明するとともに、自分を守るということの重要性を理解してもらう。
- ④結婚についての基本的知識を説明する。

- ・パートナーと一緒に生活するうえで、必要となる手続きなど様々な課題について理解できるよう説明する必要がある。
- ・スタッフは、性をタブー視せず、利用者の疑問や不安に答えられるようにする。
- ・必要に応じて外部の専門家を招いて利用者とスタッフが一緒に学ぶ機会を作る必要がある。

## (7) ホーム内外での問題の対応

①想定される行動上の問題が表出された時の対応について、スタッフ間で予め共有する。

- ・受け入れにあたり、スタッフ間で利用者の理解を深めることが重要である。
- ・自分の意思で入居することを決めることが前提であるが、背中を押され仕方なく入居する場合もあり、恨み辛みや見捨てられ感を強く抱いている利用者、精神的に不安定になりやすい利用者など行動上の問題を表出しやすい利用者も存在する。
- ・ホーム内外の規則に違反した場合、利用者からその理由を丁寧に聞くことが必要であり、問題の背景について十分に理解することが重要となる。自立援助ホームは、失敗を保障する場所であり、決して規則で縛る場所ではない。罰を科したり、契約不履行だからとの理由で簡単に退居させることがないような対応が必要となる。
- ・心理的背景なども理解しながら、問題解決に向けて一緒に考えることが必要である。契約書の内容や約束事がなぜあるのかをあらためて説明したり、ホーム利用の目的を繰り返し確認することも大切である。少しでも前向きに生活できるまで辛抱強く待つことが求められる。
- ・利用者にとってホームが安心感の持てる場所となっているかどうか振り返る等により、利用者の行動上の問題がホームの環境（人間関係も含む）によって誘発されていないか検討することも重要である。

②ホームでの対応が困難と判断される場合は、必要に応じて、児童相談所、司法機関、専門医療機関と協力し対応する。

- ・他の利用者やスタッフに危険が及ぶ場合や、ホームが所在する地域に対して明らかに迷惑を掛けている場合など、緊急に対応することが必要な場合は、警察などの協力を得て、身柄を確保してもらうこと等も判断する必要がある。
- ・ホーム内で利用者間の暴力、いじめ、差別などが発生しないように、日頃からスタッフをはじめ、他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識をホーム文化として根付かせることが大切である。

## (8) 心理的ケア

①利用者に対して心理的な支援を行う。

- ・深刻な虐待を受けてきた利用者、発達障害などを抱えている利用者に対して心理

的な支援を行う。

- ・児童相談所や精神科医等の専門家と連携し、ホーム内で行うことが可能な個別的支援を行う。

#### (9) 自主性・自律性を尊重した日常生活

①利用者自身が自分たちの日常生活について主体的に考えるよう支援する。

- ・日頃から自己選択、自己責任の機会を利用者が意識できる支援を行う。
- ・自分たちの意見がとり上げられるような話し合いを行うなどして、利用者の意見を反映させられるようなホーム運営に心がける。
- ・スタッフを含む大人の助言以上に利用者同士の行動は影響力がある。ホームを上手に利用している利用者が一人でもいる状態を作ることが大切である。

②自由時間や余暇を主体的に過ごせるよう支援する。

- ・利用者の興味関心事に配慮し、地域のサークル活動やレクリエーション等に参加できるように支援する。

③自立に向け、経済観念や金銭感覚が少しでも身に付くよう支援する。

- ・計画的なお金の使い方や貯蓄ができるよう支援する。
- ・失敗も許容しながら、自分の考えでお金を使用する経験を積むこと、利用者と一緒に家計簿や小遣い帳を用いて金銭を自己管理するためのスキルを獲得できるように支援を行う。

#### (10) 自己領域の確保

①日常生活の中で共有のものを大切に扱うことができるよう伝える。

- ・できるだけ自分のものは自分で購入し、自分で管理するという意識を持つように支援する。
- ・食器や日用品などを自分の好み、嗜好に合わせて購入し利用できるようにする。

#### (11) 就労・就学支援

①就労支援は、本人の興味・関心事を丁寧に聞くという主体性を尊重した支援をする。

- ・ハローワーク、ジョブカフェ、仕事ガイドなどの使い方を分かりやすく説明し、就労先が決まるまで一緒に動くよう努める。
- ・履歴書の書き方、面接のノウハウ等も時間をかけてサポートする。
- ・採用が決まった後、仕事先（職場）で必要とされる物の準備や給料振込先の口座手続き等のサポートも行う。
- ・職種や仕事先にもよるが、職場訪問や上司に連絡を取るなどして、仕事の様子や職場での人間関係などの情報を得ながら、仕事が継続されるようサポートする。

②定時制高校、通信制高校、高校卒業程度認定試験等についての情報を提供する。

- ・利用者が高校卒業資格を取得したい希望を示した場合、その環境を保障しサポート体制を作る。
- ・自力での学習が難しい利用者のため、学習ボランティアなどの活用も行う。

③利用者の夢や目標が努力次第では実現可能であることを丁寧に説明する。

- ・資格取得のための方法や費用のことも含めた情報を提供する。
- ・大学等上級学校に進学するための方法や費用のことも含めた情報を提供する。
- ・制度活用の道があることを伝える。
- ・自動車免許や介護、パソコン事務等の資格取得に興味関心を持っている利用者には積極的に情報を提供しサポートを行う。

(12) 支援の継続性の確保と退居者支援

①委託措置の変更や家庭への移行、アパート等の自活移行などにあたり、支援の継続性に配慮する。

- ・いずれの場合も緊急時は除き、利用者話し合い、利用者の意思を尊重することが大切である。
- ・退居にあたり、退居後も活用できる制度や社会資源を明確に提示するなど、退居後の継続支援体制について説明する。
- ・退居の条件が整っていない場合であっても、スタッフとの関係を切らないことが重要である。どんな形であってもスタッフと相談できる状況を維持して退居できるようにする。
- ・発達障害を抱えていたり、医療の継続支援が必要な利用者は、退居後も関係機関と定期的な支援会議等を開催する中で情報の共有化を図り、適時適切に支援を行う。

②退居者支援は、退居者の現状に相応しい様々な方法を活用して行う。

- ・具体的には、メール・手紙交換、電話連絡、職場訪問、アパート訪問、通信や誕生日にメッセージカードの送付、忘年会、新年会の誘い等々である。
- ・ホームで生活している入居者と退居者が交流することで、実社会での生活イメージが想起できるようにするために、普段から退居者が気兼ねなく遊びに来ることができる環境や関係を作ることが必要である。

(13) 家族関係調整

①利用者と家族との程よい距離感を見つけることを支援する。

- ・自立援助ホームにおける家族関係調整はあくまでも利用者の意思を尊重することが大切である。
- ・本人が家族との交流を拒否している場合、もしくは強引な引取りやストーカー行為などが予め予想される場合は、児童相談所等の関係機関と連携し、入居先を家族に教えないことも可能である。また、利用者の理解度の低さから友人やSNS

等から居場所が特定される可能性もあるため、その点について利用者にその危険性を伝えておくことも必要である。

- ・保護者への対応については、本人も含めスタッフ間で統一的な対応を周知することが重要である。
- ・緊急時に協力が得られるように、日頃から児童相談所や警察署などと連絡・調整ができる関係を築いておくことが重要である。

## 2. 自立支援計画、記録

### (1) アセスメントの実施と利用者の自立支援計画

- ①入居時にはアセスメントをもとに、自立支援計画を策定し、スタッフ間で共有する。
  - ・入居相談・決定の際に、児童相談所等から提供される情報や本人との面接等から得られる情報をもとに、アセスメントを行い、自立支援計画を策定する。利用者が抱えている様々な問題や課題を把握し、連携が必要な関係機関等を把握することが重要である。情報が不足している場合には、関係機関に直接問い合わせるなどして、全体像を把握することが必要である。
  - ・また、必要であれば定期的に関係機関を一堂に集め、関係者会議を開催し方針を共有することも必要である。
  - ・自立支援計画は、利用者に理解できる努力目標として利用者に説明する。
- ②自立支援計画は、定期的の実施状況を振り返りや見直しを行う。
  - ・新たな情報が加わったり、利用者の状況が変化したりした場合も、すぐに再アセスメントを行い、自立支援計画を見直していく。
  - ・自立支援計画の見直しは、利用者とともに生活や就労状況等の振り返り、利用者の意向を確認する。利用者の最善の利益を考慮して行う。
  - ・自立支援計画の見直し時には、支援方法を振り返り、支援の成果について分析等を行い、ホーム全体の支援の向上に反映させるよう努める。
  - ・自立支援計画は入居者だけでなく退居者についても必要に応じて作成することが大切である。

### (2) 利用者の支援に関する適切な記録

- ①利用者一人ひとりの支援の状況を適切に記録する。
  - ・利用者の最善の利益を守るためには、利用者一人ひとりのニーズや特性、課題等を理解するとともに、援助者として日々の支援が適切に行われているか、何が問題であるかを振り返ることが重要である。
  - ・そのためには記録が、重要な役割を果たす。利用者の理解が深まり、新たな支援に向けての具体的な方法が見えてくることも多く、スタッフ組織の支援方針の周知にもつながる。

- ・利用者の特性や行動の背景にあるものを理解するうえで、日常生活の様子を知ること、とりわけ行動の因果関係などを知ることが重要となる。記録を読み取ることによって利用者理解につながり、支援方針が明確化する。
- ・困難ケースの場合、児童相談所など関係機関とのケースカンファレンスを行うことが必要であり、アセスメントを行うためには記録が重要な役割を持つ。
- ・スタッフによる利用者への対応や、利用者間で発生した問題について説明責任が問われる場合がある。第三者評価委員会などにおいて記録の開示が求められる。時間が経過しても客観的な事実が残っていることで、スタッフや利用者を守ることにつながる。

②個人情報保護と情報開示の観点を考え、記録の記載方法や管理を適切に行う。

### 3. 利用者の権利擁護

#### (1) 利用者の尊重と最善利益の考慮

①自立援助ホームが大切にしている実践の「思い」と「眼差し」を確認する。

- ・利用者は、人間の尊厳の根幹である自由を奪われ、自分の意思が尊重され、大切にされる経験が少ないまま入居するケースが多い。このため、スタッフには、入居の段階から利用者の意向を尊重する一貫した姿勢が求められる。最初に契約を交わすことも、利用者の意見表明権を尊重するためでもある。
- ・また、全国自立援助ホーム協議会としても、日々の実践が権利擁護の視点に貫かれ、利用者の最善の利益につながる支援が重要と考え、「倫理綱領」を作成している。ここでは、第1条から6条までのキーワードを記載する。

#### 第1条「生命の尊厳」

利用者をこの世に生を持って生まれ生きている、たった一人のかけがえのない存在として、ありのままの姿を認め、大切にする。

#### 第2条「人権の擁護」

不条理に心も身体も傷つけられてきた利用者を二度と傷つけはしない。

#### 第3条「安心、安全の保障」

安心感、安全感に満ちた、たんたんとした当たり前の生活の繰り返しの中で、手を出さず、目を離さない大人との関係の中で、主体性と利用者との愛着関係を育み、何かあった時に頼れる心の安全基地となる。

#### 第4条「主体性・自己決定の尊重」

間違えたらやり直すことができるという失敗の保障をし、内側しかついていないドアノブに自ら手がかけられることをじっと待つ。

#### 第5条「説明責任と傾聴」

生活のふとした瞬間に語られる気持ちに共感し、肯定も否定もせず傾聴することで、言葉を獲得し、自分の気持ちを表現することへの安心感を宿す。

## 第6条「プライバシーの保護」

自分の大切な物や時間、場所が誰にも不条理に侵されず、快と不快を適切に訴えることができる暮らし、関係を目指す。

### (2) 守秘義務

①知り得た情報を外部には非公開とすることを厳守する。

- ・利用者の入居に至る背景や家族等の状況など、スタッフとして知り得た利用者や家族等の情報のうち、利用者を守るために開示できない情報については、予め境界線を決めて確認し、守秘義務を守ることが大切である。

### (3) 利用者の意向への配慮

①日常生活の中で語らいの環境を保障し、利用者の意向を汲み取る。

- ・利用者の不安や疑問、課題を改善できるように話し合いの機会が常に得られるように配慮したホーム運営が重要である。
- ・利用者の生い立ちの整理は、重要な課題である。自己の生い立ちを知ることは、自己形成の視点からも重要であり、利用者の発達状況や特性などに応じて、可能な限り事実を伝える。
- ・家族等が、利用者に知られたくないと考える情報があることも考慮し、伝え方等は、スタッフ間で話し合いを行い、方針を共有し、また、児童相談所等と連携することも必要である。

②契約については、自己決定を尊重する。

- ・自立援助ホームへの入居は、利用者の申し込みが前提となり、利用者とホームとの間で契約を交わし委託措置による入居となる。このことは、文書での形式的な契約ではなく、あくまでも利用者自身の意向を尊重することを重視しているからである。
- ・もちろん、選べない現実の中で入居する利用者もいる。利用者に「契約を交わしたのだから」と伝えても、簡単には自立に向けたスタートは切れないことも少なくない。利用者自身の気持ちを汲みとりながら、自分の意思で歩み出すのを待つことが大切である。

③入居についての約束事があることを伝え、確認をする。

- ・自立に向けた支援のあり方は一人一人皆違うものである。しかしながら、ホームは共同生活場面であること、地域住民の一人であることから、周りに迷惑を掛けないことが入居の条件となる。また、一日も早く独り立ちができることが目標となるため、生活の安定、就労の安定が不可欠であり、そのために、数少ないながらも約束事があることを伝え確認することが必要である。

### (4) 権利についての説明

①入居の際に契約書の内容を丁寧に説明する。

- ・入居の際、利用者とホームは対等な立場であることを伝え、契約はいつでも破棄できるものであることも伝える。スタッフが信用できない存在となり、ホームでの生活の継続を望まない場合、退居する権利があることを丁寧に説明する。
- ・また、契約を交わす時にスタッフに相談できない場合には、弁護士等に相談できることを伝えるとともに、連絡場所・電話番号などを記載した契約書を渡すことが必要である。

(5) 利用者が意見や思いを述べやすい環境

①日頃から利用者とコミュニケーションをとり、良好な人間関係づくりを努める。

- ・このためには、スタッフが常に「聴く」姿勢を持っていることが前提となる。
- ・スタッフは、利用者の考え、抱えている悩みなどを誠実に聴くことを心がけ、いつでも求めに応じる姿勢を用意していることを伝える。
- ・ホームは、共同生活であるため、利用者、スタッフ全員が心地よく、快適に生活することができるようにしなければならない。このため、不満や不快に感じていることがある場合、話し合いを行い、意見を出し合って解決、改善していくことに努める。

②自分の意見が受け入れられる経験や人の意見を聞いて折り合う経験を保障する。

- ・利用者の意見や希望に応えられない場合、その理由を丁寧に説明する。

(6) 利用者等への虐待の防止

①いかなる場合においても体罰や利用者の人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。

- ・就業規則等の規程に体罰の禁止、守秘義務について明記する。
- ・体罰、虐待的対応が起こりやすい状況や場面について研修や学習会を行い、体罰を伴わない援助技術をスタッフに習得させる。
- ・ホーム内の基本的な支援のあり方を常に振り返る努力や体罰や利用者の人格を辱めるような行為へと発展していかないように十分な振り返りを行う。
- ・利用者に対し、スタッフが過剰に感情的な対応をしたり、支援方針とは異なる方向にしていることが認められる場合には、スタッフ同士指摘できる関係を作る。

②利用者に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。

- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、スタッフに徹底する。
- ・利用者間の暴力やいじめを放置することも不適切な関わりであり、防止する。
- ・不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないこ

との確認やスタッフ体制の密室・死角等の建物構造の点検と改善を行う。

- ・利用者が自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。

③利用者への虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。

- ・利用者への虐待が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、ホーム内で検証し、第三者の意見を聞くなど、ホーム運営の改善を行い、再発防止に努める。

#### (7) 他者の尊重

①様々な生活体験や多くの人たちとのふれ合いを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。

- ・信頼感を獲得するなどの良好な人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重して共生できる人間性を育成する。

### 4. 事故防止と安全対策

①事故、感染症の発生時などの緊急時の利用者の安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。

②災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行う。

- ・災害規程を作成し、火災、地震等の災害に対応できるように努める。
- ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
- ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄をすすめる。
- ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物、設備類の必要な対策を講じる。

### 5. 関係機関連携・地域支援

#### (1) 関係機関等の連携

①ホームの役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所等関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報をスタッフ間で共有する。

- ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、スタッフ間で情報の共有化を図る。

②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。

- ・利用者や退居後も継続して支援が必要なケースについて、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
- ・児童相談所とホームは、利用者や家族の情報を相互に提供する。
- ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有することもネットワ

一ク作りには有効である。

## (2) 地域とのつながりと連携

- ①地域の行事や活動に参加するよう努めるとともに、町内会の活動への協力、ホーム行事や研修会への案内、招待等を行う。
- ②ホームが有する機能を地域に開放・提供する取組を行う。
  - ・思春期問題や虐待問題に関する講習会や研修会などを開催し、参加を呼びかける。
  - ・地域へ向けて、理念や基本方針、ホームで行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
  - ・ボランティアの受け入れについては、ホームの状況を考慮しながら慎重にすすめることが必要である。
- ③地域の非行や子育ての相談・助言や市町村の少年育成研修会などの事業に協力する。また、地域の関係機関と連携しながら様々な活動に協力する。

## 6. スタッフの資質向上

- ①組織として、自立援助ホームの援助のあり方の基本姿勢を明示する。
  - ・ホームが目指している援助の基本姿勢やスタッフが求められる援助技術について確認する機会をつくる。
- ②スタッフの教育・研修に関する計画を策定し、教育・研修を実施する。
  - ・ホーム内外の研修を計画的に実施し、スタッフの自己研鑽に必要な環境を確保する。具体的には、全国自立援助ホーム協議会が主催する各種研修会の機会を有効に活用する。
  - ・スタッフ一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、関係団体が主催する研修会などに積極的に参加し、様々な人との関わりの中で共に学び合う機会を大事にする。
  - ・研修を終了したスタッフは、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化するよう努める。
- ③スタッフ一人一人の援助技術の向上を図るため、他職種の専門家を招いて勉強会を開くことも必要である。
  - ・ホーム長、先輩スタッフなどにいつでも相談できる体制を確立する。
  - ・スタッフが一人で問題を抱え込まないように、日頃から経験に関係なく、スタッフ同士意見を出し合う組織作りに努力する。意見や考え方に違いがあっても、支援方針が出された場合は、組織として動くよう努める。

## 7. ホームの運営

### (1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ①法人やホームの運営理念や基本姿勢を明文化し、周知を図る。
  - ・理念には利用者の権利擁護や丁寧な生活支援の視点を盛り込み、ホームの使命や方向、考え方を反映させる。
  - ・基本方針は、「自立援助ホーム運営指針」を踏まえ、理念と整合性があり、利用者の権利擁護や丁寧な生活支援の視点を盛り込み、スタッフの行動規範となる具体的な内容とする。

### (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ①中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定する。
  - ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、支援内容や組織体制等の現状分析を行う。
- ②中・長期計画を踏まえた単年度計画を策定し、スタッフ同士で共有化を図る。
- ③事業計画の策定と実施状況の評価・見直しを組織として行い、スタッフが理解する。
- ④事業計画は、オープンにし、スタッフはもちろん、地域の応援者、その他の関係者にも配布できるようにする。

### (3) ホーム長の責任とリーダーシップ

- ①ホーム長は、自らの役割と責任をスタッフに対して表明し理解を図る。
  - ・ホーム長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
  - ・ホーム長は、スタッフの模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②ホーム長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行う。
  - ・ホーム長は、法令遵守の観点でのホーム運営に関する研修や勉強会に参加する。
  - ・ホーム長は、スタッフに対して遵守すべき法令等を周知し、これを遵守するための具体的な取組を行う。
- ③ホーム長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮する。
  - ・ホーム長は、支援の質の現状について常に問題意識を持ち、質の向上を図るためにスタッフの意見や外部の声にも耳を傾け、具体的な体制を構築するよう努める。

る。

- ④ホーム長は、経営や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮する。
- ・ホーム長は、ホームの理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、スタッフの働きやすい環境整備等を行う。また、経営や業務の効率化や改善のために具体的な体制を構築するよう努める。

#### (4) 経営状況の把握

- ①ホーム経営を取り巻く環境と運営状況を的確に把握・分析する。
- ・ホーム運営を継続的に進めていくために、社会的養護の動向、ホームが位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ②運営課題を明確にし、具体的な取組を進める。
- ・運営状況や改善すべき課題について、スタッフに周知し、スタッフの意見を聞いたり、スタッフ同士の検討の場を設定する等、ホーム全体での取組にする。
- ③運営の透明性を確保するための情報公開を行う。
- ・ホームページ等の活用により、法人・ホームの理念や基本方針、支援の内容・事業計画、事業報告、予算、決算情報を適切に公開する。
  - ・運営指導監査を受け、指摘を受けた場合は速やかに改善を行う。

#### (5) 人事管理の体制整備

- ①必要な人材の確保・定着等に関する具体的な取組を実施できる体制を作る。
- ・丁寧な生活支援や退居者支援を可能にする人員体制の充実に努める。
  - ・スタッフが互いの専門性や役割を理解し合い、チームとして支援に取り組む体制を確立する。
- ②スタッフの就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場作りに取り組む。
- ・勤務時間、健康状況を把握し、スタッフが常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整備する。とりわけ利用者からの暴力の防止と対策には十分配慮する必要がある。
  - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
  - ・スタッフの心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。とくに、スタッフのメンタルヘルスには十分に留意し、精神科医などの専門家に相談できるよう配慮する。
- ③様々なボランティアや実習等の受け入れについては、ホームの状況を考慮しながら慎重にすすめることが必要である。

#### (6) 標準的な実施方法の確立

- ①支援について、標準的な実施方法を文書化し周知する。
  - ・全国自立援助ホーム協議会で作成した実践編ハンドブックや自立援助ホーム運営指針との整合性ある支援を行うよう努力する。
  - ・利用者の状況に即応した個別的対応、個別的支援を可能にする柔軟で客観的な支援体制に努める。
- ②標準的な実施方法について、常に見直しや振り返りができる体制にする。
  - ・標準的な実施方法やホームの規則等について、スタッフや利用者等からの意見や提案を受ける機会を作り、支援の質という視点から改善を図ることも重要である。

#### (7) 評価と改善の取組

- ①支援の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能させる。
  - ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を行う。
- ②評価結果に基づき、組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施する。

雇児発 0 2 1 7 第 6 号  
社援発 0 2 1 7 第 4 4 号  
平成 2 7 年 2 月 1 7 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
中 核 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

### 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

社会福祉施設等の第三者評価については、平成 1 6 年 5 月 7 日付雇児発第 0507001 号、社援発第 0507001 号、老発第 0507001 号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(以下「第三者評価指針通知」という。)により実施しているが、平成 2 4 年度より、社会的養護関係施設に第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられることとなり、当該施設に対する第三者評価については、第三者評価指針通知のほか、平成 2 4 年 3 月 2 9 日付雇児発第 0329 第 2 号、社援発第 0329 第 6 号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(以下、「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。)及び平成 2 4 年 3 月 2 9 日付雇児福発 0329 第 1 号、社援基発 0329 第 1 号「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」(以下、「第三者評価基準等課長通知」という。)により実施しているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準は、同通知に示すとおり、概ね 3 年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、平成 2 6 年 4 月 1 日付雇児発第 0401 第 12 号、社援発第 0401 第 33 号、雇児発第 0401 第 11 号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(以下「第三者評価指針改正通知」という。)により、第三者評価指針が全部改正されたことも受けて、今般、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた福祉サービス質

の向上推進委員会等で、見直しが行われたところである。

同委員会の報告を踏まえて、第三者評価基準の改定を行い、社会的養護関係施設第三者評価通知を改正することとなった。

本通知の改正内容については、平成27年4月1日から適用することとするが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施にご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

これにより、社会的養護関係施設第三者評価通知は廃止とする。

## 記

### 1. 趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項で、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められ、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。）については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。

このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の3及び第84条の3で、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにその結果の公表を義務づけることとした。また、各都道府県、指定都市及び児童相談所を設置する市（母子生活支援施設については各都道府県、指定都市及び中核市）では、この基準を参酌し、条例で児童福祉施設の最低基準を定めることとされている。

第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、質の向上に結びつけることを目的とするものである。

第三者評価は、まず、評価基準に沿って自己評価を行うことから始まり、施設の

職員全体で、施設運営を振り返り、できていることやできていないことを洗い出し、そして、外部の目で評価を受けることを通じて、今後の取組課題を把握することが重要である。外部の第三者に対して、自らの取組を説明できるようになることも重要である。

社会的養護の施設においては、子どもの最善の利益の実現のために、施設運営の質の向上を図るための取組として、第三者評価及び自己評価を行う。

## 2. 定期的な実施

- (1) 社会的養護の施設は、第三者評価指針改正通知及びこの通知に基づいて行われる第三者評価を3か年度に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、その間の年度においては、第三者評価基準の評価項目に沿って、自己評価を行わなければならない。

## 3. 推進組織

社会的養護関係施設の第三者評価については、第三者評価指針改正通知に基づく次の推進組織において推進する。

### ① 全国推進組織

第三者評価指針改正通知の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」により、全国社会福祉協議会が、第三者評価事業の全国推進組織と定められている。

なお、同指針による業務に加え、全国推進組織は、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

### ② 都道府県推進組織

第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に、第三者評価事業の都道府県推進組織が設置されている。

## 4. 第三者評価基準

### (1) 施設運営指針と全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、平成24年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により施設種別ごとの施設運営指針が定められ、第三者評価指針通知の別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づく共通評価基準53項目を全て含むとともに、施設種別ごとの内容評価基準の項目も合わせて一体のものとして作成していたものである。

しかし、今回の社会的養護関係施設の第三者評価通知の改正により、社会的養

護関係施設の第三者評価基準は、運営指針に対応するものとするが、今後、評価をより効果的に実施するため、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準を分けたものとして改定したところである。

共通評価基準は、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、53項目を45項目に改定しているが、社会的養護関係施設での評価が円滑に実施されるように、本来の趣旨が変わらぬよう配慮して、別紙のように「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「社会的養護関係施設独自の内容の付加」を行って、共通評価基準及び判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点についての解説版を作成したところである。

共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、児童養護施設（45項目を41項目）、乳児院（27項目を22項目）、情緒障害児短期治療施設（43項目を42項目）、児童自立支援施設（43項目を41項目）、母子生活支援施設（33項目を28項目）と項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定したところである。

各施設種別の共通評価基準の解説版及び改定した内容評価基準を別添1-1から別添5-2までのとおり示すこととする。

また、第三者評価基準等課長通知は、廃止とし、評価基準及び判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方については、別添6-1から別添10-2までのとおり本通知に含めることとした。

なお、社会的養護関係施設の第三者評価基準は、第三者評価指針改正通知の定めにかかわらず、原則として全国共通のものとするを申し添える。

## （2）都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、（1）にかかわらず、第三者評価指針改正通知の別添1（都道府県推進組織に関するガイドライン）により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護の各施設の施設運営指針に基づくとともに、（1）の全国共通の第三者評価基準をガイドラインとしてこれに基づいて定めるものとする。

なお、第三者評価指針改正通知においては、社会福祉事業共通の第三者評価事業について、国の定めるガイドラインに基づいて都道府県推進組織で第三者評価基準を定める仕組みとしていることから、当該基準の内容が国のガイドラインと同じである場合も、都道府県推進組織で第三者評価基準自体の策定は行う必要がある。しかしながら、社会的養護については、国が全国共通の第三者評価基準を定めることから、都道府県独自の第三者評価基準を定めない場合には、都道府県推進組織で基準を定める必要はなく、全国共通の第三者評価基準がそのまま適用される。

## 5. 第三者評価機関

### （1）社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設の第三者評価を行う評価機関は、「社会的養護関係施設第三

者評価機関」の認証を受けた機関でなければならない。なお、当該認証の有効期間は、認証を受けた日から3か年度毎の満了日とする。

社会的養護関係施設は、虐待を受けた児童等が多く措置される施設であったり、DV被害を受けた母子が多く入所する施設であるとともに、今般、第三者評価を義務実施とするため、一層質の高い第三者評価が求められる。しかしながら、社会的養護関係施設については、各地域の施設数が少ない中で第三者評価機関の評価の質を高めるためには、社会的養護関係施設の特質と動向を十分知り、社会的養護関係施設の評価を多数経験し、社会的養護関係施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。この場合、評価機関数が多くなり評価経験が蓄積できなくなることを避ける必要があり、評価機関はブロックなどの広域あるいは全国の単位で活動することが適当である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。

## (2) 全国共通の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関の認証は、次の要件により、原則として全国推進組織が行い、この認証は全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあつては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修あるいは継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。なお、認証の更新時には、3か年度毎に10か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。
- ② ①以外の評価機関にあつては、第三者評価指針改正通知の別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

## (3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(2)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることを要件とする。なお、認証の更新時には、一定以上の評価実績と評価の質を要件とする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

## (4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合に

は、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修、あるいは継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づいて都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度終了後速やかに全国推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

## 6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

この養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、③乳児院の現状と第三者評価、④情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知験を有する講師により、講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針改正通知の別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

## 7. 利用者調査の実施

第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」の5(3)において、「利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。」とされているが、社会的養護関係施設については、利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、第三者評価基準等課長通知の廃止により、評価基準の判断基準と同様に、別添1 1から別添1 2までのとおり本通知に含めることとした。

## 8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。

なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施

設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果（すべての評価細目ごとの a, b, c の 3 段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント）を記述して公表し、その様式は、第三者評価基準等課長通知の廃止により、別添 1 3 から別添 1 7 までのとおり本通知に含めることとした。

なお、4（2）で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針改正通知の別添 5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

## 9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織において、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設け、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、取組を行う。

## 10. 自己評価の実施

- (1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価の評価基準に基づき、自己評価を行うものとする。自己評価は、まず職員個々が行い、職場全体で協議し、取組内容の自己点検を行い、取組の改善を行う。
- (2) 第三者評価を受審しない年度には、(1)の自己評価を行う。

## 11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 28 及び第 36 条の 23 により、第三者評価は努力義務とされており、平成 22 年 3 月に、これらの事業の第三者評価基準ガイドラインが作成されている。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価についても、5 の社会的養護関係施設第三者評価機関が行うものとする。

なお、これらの事業は、小規模であることから、第三者評価の受審の義務化をしなかったところであり、過度の事務的負担により、事業の本質である子どもの養育等に支障をきたすことのないようにしながら、第三者評価のあり方については、今後検討していくこととしている。

## 12. 第三者評価の受審費用

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価の受審費用については、これらの施設等においては、3 年に 1 回に限り、1 回 30 万 8 千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

### 13. その他

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

## 趣旨

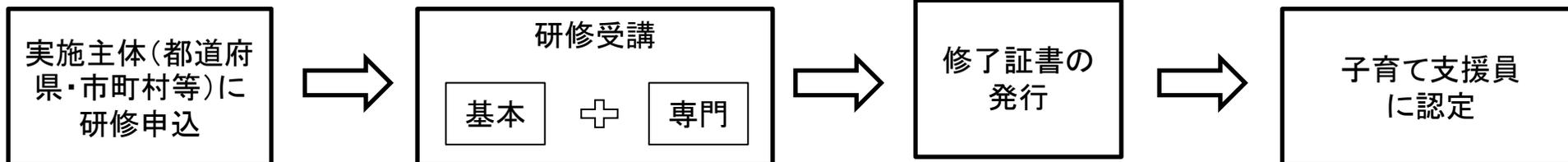
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

## 「子育て支援員」とは

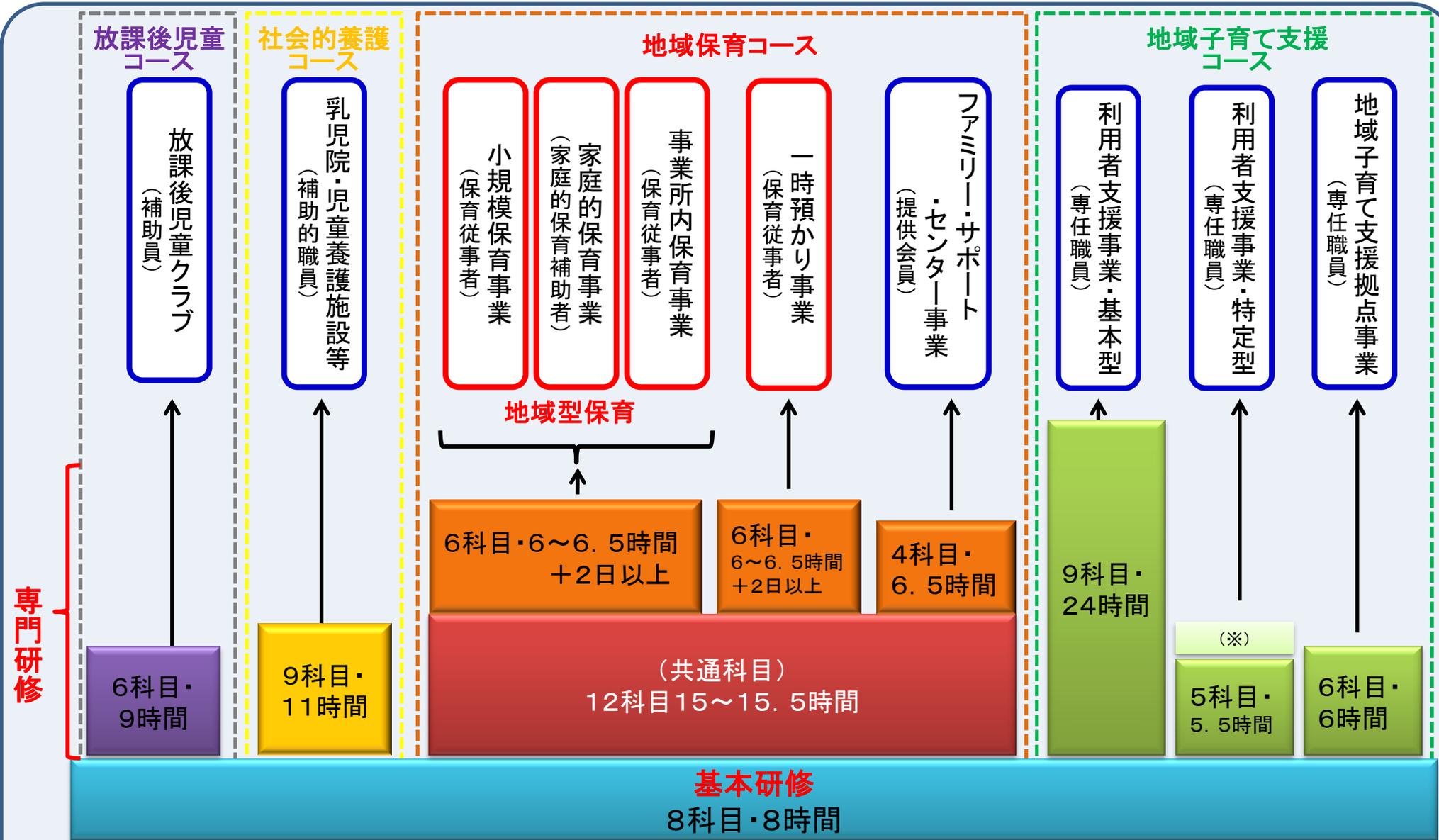
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

## 研修受講から認定までの流れ



# 子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

なお、研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、小規模保育と事業所内保育については、新たに従事する者場合でも従事開始後、概ね2年程度の間に研修を受講することで従事可。

## 子育て支援員研修の考え方

子育て支援員研修は、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等を対象に必要な研修を実施するものであり、対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。また、幅広い人材が本研修を受講することから、研修時間数について考慮するとともに、基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

## 基本研修の考え方

基本研修では専門研修で修得する各事業の特性等に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に子育て支援員として最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するものとする。

## 専門研修の考え方

### 放課後児童コース

放課後児童コースの専門研修については、放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的には担うという考え方を基本としつつ、これまでの子育て経験や教育を受けた価値観にとらわれることなく、放課後児童クラブの支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解するための内容とする。

科目構成は、放課後児童クラブの理解、子どもの理解のための基礎知識、子どもの育成支援、安全・安心への対応等の従事者として求められる役割・機能を学ぶものとする。

### 社会的養護コース

社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入口」としての社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容とする。

科目構成は、小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。

### 専門研修の考え方(続き)

#### 地域保育コース

地域保育コースの専門研修については、基本研修とあわせて現行の家庭的保育事業の基礎研修と同等以上の研修とする。  
また、各事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業)の特性を踏まえ、各事業で共通にできる科目(共通科目)と各事業ごとに必要となる科目(専門科目)に分け、このうち、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業については、「地域型保育」として同じカリキュラムとし、「一時預かり事業」、「ファミリー・サポート・センター」と合わせて3つの研修カリキュラムを設ける。

なお、「地域型保育」の研修を受講した者は、一時預かり事業に従事できることとする。ただし、「一時預かり事業」の研修を受講することを推奨する。

#### 地域子育て支援コース

○地域子育て支援コースの専門研修については、対象事業・類型(利用者支援事業<基本型><特定型>・地域子育て支援拠点事業)ごとに実施内容や従事者に求められる資質に違いがあることから、各々の研修カリキュラムを設定する。

##### ・利用者支援事業(基本型)

利用者支援事業(基本型)については、保育等の直接処遇を行わず、相談支援・ソーシャルワーク的な事業である特性に鑑み研修内容を設定する。(※事業の特性を鑑みて、受講対象者は一定の実務経験がある者等に限る。)

##### ・利用者支援事業(特定型)

利用者支援事業(特定型)については、保育に特化した利用支援を行うことから、保育資源の把握等に関する科目及び基本型の機能と共通する部分の研修科目を中心に研修内容を設定する。

##### ・地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、当該事業が当事者目線で、利用者の身近な立場から寄り添った支援を行うという特性に考慮した研修内容を設定する。

## 子育て支援員研修(基本・専門)の時間数(案)

研修時間数

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">&lt;8科目&gt;</p> <p style="font-size: 36px; margin: 0;">8時間</p> </div>	基本研修	専門研修		時間数	総時間数		現 行						
		放課後児童コース		6科目・9時間	14科目・17時間		—						
		社会的養護コース		9科目・11時間	17科目・19時間		—						
		地域子育て支援コース	基本型	9科目・24時間	17科目・32時間		—						
			特定型	5科目・5.5時間 (※)	13科目・13.5時間 (※)								
			地域子育て支援拠点事業	6科目・6時間	14科目・14時間								
		地域保育コース	共 通	12科目・15～15.5時間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">地域型保育</td> <td>26科目・29時間～30時間 +2日以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時預かり事業</td> <td>26科目・29時間～30時間 +2日以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ファミリー・サポート・センター</td> <td>24科目・29.5時間～30時間</td> </tr> </table>			地域型保育	26科目・29時間～30時間 +2日以上	一時預かり事業	26科目・29時間～30時間 +2日以上	ファミリー・サポート・センター	24科目・29.5時間～30時間
	地域型保育		26科目・29時間～30時間 +2日以上										
	一時預かり事業		26科目・29時間～30時間 +2日以上										
	ファミリー・サポート・センター		24科目・29.5時間～30時間										
	選 択	地域型保育	6科目・6～6.5時間 +2日以上										
		一時預かり事業	6科目・6～6.5時間 +2日以上										
		ファミリー・サポート・センター	4科目・6.5時間										
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者基礎研修 21時間 ～22時間 +2日以上</li> <li>・ファミリー・サポート・センター (推奨) 24時間</li> </ul>							

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

# 子育て支援員研修(基本・専門)科目(案)一覧①

<b>基本研修</b>	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)						
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)						
<b>放課後児童 コース</b>	6科目 9時間	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 (90分)	②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等 (90分)	③子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達 (90分)	④子どもの生活と遊びの理解と支援 (90分)	⑤子どもの生活面における対応等 (90分)	⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理 (90分)				
		<b>社会的養護コース</b>		9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)			
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際 (90分)		⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)	⑨施設等演習 (120分)				
<b>地域子育て支援コース</b>	基本型	9科目 24時間	①地域資源の理解(事前学習) (480分)	②利用者支援事業の概要 (60分)	③地域資源の概要Ⅰ (60分)	④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (90分)	⑤記録の取扱い (60分)	⑥事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～ (90分)	⑦事例分析Ⅱ～社会資源の活用とコーディネーション～ (90分)	⑧まとめ (30分)	⑨地域資源の見学 (480分)
	特定型	5科目 5.5時間 (※)	①利用者支援事業の概要 (60分)	②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (60分)		③保育資源の概要 (90分)	④記録の取扱い (60分)		⑤まとめ (60分)	(※)	
	拠点	6科目 6時間	①地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目 (60分)	②利用者理解 (60分)	③地域子育て支援拠点の活動 (60分)	④講座の企画 (60分)		⑤事例検討 (60分)	⑥地域資源の連携づくりと促進 (60分)		

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧(案)②

地域 保育 コース	16科目～18科目 21時間～22時間+2日以上	共通	12科目 15～ 15.5 時間	①乳幼児の生活と遊び (60分)	②乳幼児の発達と心理 (90分)	③乳幼児の食事と栄養 (60分)	④小児保健Ⅰ (60分)	⑤小児保健Ⅱ (60分)
				⑥心肺蘇生法 (120分)	⑦地域保育の環境整備 (60分)	⑧安全の確保とリスクマネジメント (60分)	⑨保育者の職業倫理と配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児) (90分)
				⑪グループ討議 (90分)	⑫実施自治体の制度について(任意) (60～90分)			
		選 択	地域型保育 6科目 6～ 6.5 時間 +2日 以上	①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の保育内容 (120分)	③地域型保育の運営 (60分)	④地域型保育における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
				⑥見学実習 2日以上				
			一時預かり事業 6科目 6～ 6.5 時間 +2日 以上	①一時預かり事業の概要 (60分)	②一時預かり事業の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
		ファミリー・サポート・センター 4科目 6.5 時間	①ファミリー・サポート・センターの概要 (60分)	②ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	③ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応 (90分)	④援助活動の実際 (120分)		

# 「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」について

子育て支援員（仮称）が認定を受けるために受講しなければならない研修のカリキュラムや研修時間等について、標記検討会を立ち上げ検討。（検討会・ワーキングチーム合わせて21回開催）

## 専門研修ワーキングチーム （放課後児童）構成員

池本 美香  
株式会社日本総合研究所主任研究員  
尾木 まり  
有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長  
柏女 霊峰  
淑徳大学総合福祉学部教授  
野中 賢治  
鎌倉女子大学非常勤講師  
堀内 智子  
静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）  
松村 祥子 ○  
放送大学名誉教授  
依田 秀任  
仁愛大学非常勤講師  
（五十音順、敬称略）

## 専門研修ワーキングチーム （社会的養護）構成員

小木曾 宏  
社会福祉法人房総双葉学園  
児童養護施設房総双葉学園施設長  
坂本 雅子  
NPO法人 SOS子どもの村JPANA副理事長  
佐野多恵子  
NPO法人 静岡市里親家庭支援センター次長  
新保 幸男 ○  
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授  
芹沢 出  
社会福祉法人 宏量福祉会母子生活支援施設野菊荘施設長  
薬師寺順子  
大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事  
山本 朝美  
社会福祉法人小鳩会 小鳩乳児院 施設長  
湯澤 直美  
立教大学コミュニティ福祉学部教授  
（五十音順、敬称略）

## 専門研修ワーキングチーム （地域保育）構成員

伊藤 誠二  
船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長  
大方 美香  
大阪総合保育大学学部長  
尾木 まり  
有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長  
佐藤 千里  
一般財団法人女性労働協会専務理事  
矢藤 誠慈郎 ○  
岡崎女子大学子ども教育学部教授  
（五十音順、敬称略）

## 専門研修ワーキングチーム （地域子育て支援）構成員

奥山 千鶴子  
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長  
田中 博章  
横浜市こども青少年局子育て支援部長  
堤 和子  
松戸市子ども子育て支援課子ども子育て政策室室長補佐  
橋本 真紀 ○  
関西学院大学教育学部教授  
村上 千幸  
日本子ども・子育て支援センター連絡協議会事務局長  
渡辺 顕一郎  
日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科教授  
（五十音順、敬称略）

## 子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会構成員

伊藤 誠二	船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長	橋本 真紀	関西学院大学教育学部教授
□尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長	堀内 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
古閑 祐樹	NPO法人あい・ぽーとステーション人材養成事業推進室長	松村 祥子	放送大学名誉教授
○汐見 稔幸	白梅学園大学学長	薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授	矢藤誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授
堤 和子	松戸市子ども子育て支援課子ども子育て政策室室長補佐		（五十音順、敬称略）

# 社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ(案)

## 【小規模化及び家庭的養護の促進 「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)】

### ○ 専門性を持つ人材の育成が喫緊の課題

・社会的養護の質及び量を確保するためには、その担い手となる人材を確保し、専門性の向上を図るため、計画的に育成する体制の整備が必要

⇒ **子育て支援員専門研修(社会的養護)は社会的養護への入口：社会的養護の基本的知識等をもつ人材層の充実**

### 家庭的養護の推進における課題

#### 小規模化の課題

- (a) 職員がひとりで多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
- (b) ユニット内できごとが周囲に伝わりにくい。
- (c) 職員に調理や家事の力が求められる。

→ 小規模での支援スキルをもつ人材の不足

#### 小規模化の意義

#### 家庭的養護と個別化の推進による「あたり前の生活」

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てる。

#### 人材の確保と専門性の向上が喫緊の課題

#### <里親委託の役割>

- (a) 自己肯定感・基本的信頼感の獲得
- (b) 家庭生活を築くモデルにできる
- (c) 社会性を養い、生活技術を獲得

→ 里親の不足

#### <ファミリーホームの整備促進>

H26までに140カ所  
将来は1,000カ所

→ 養育補助者の確保が困難

### 「子育て支援員研修」

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者等の参画を促進

→ 子ども・子育て及び社会的養護に関する基本的理解を持つ人材層の拡充

施設長  
専門里親  
(更新)

中堅職員・  
専門職員・  
専門里親

新人職員  
(児童指導員)・  
新規里親

社会的養護における  
知識・経験等を強化

キャリアアップの具体的道筋

資格取得・経験年数・  
指定された研修受講等

法令による  
規定等

社会的養護への入口

#### 子育て支援員専門研修(社会的養護)修了者

(活用例)  
ファミリーホームの養育補助者  
里親や施設の補助的な支援者 等

子育て支援員  
基本研修 修了者

保育・子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等

施設等の小規模化と施設機能の地域分散化による  
社会的養護の課題と将来像  
家庭的養護の推進

## 平成 25 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

## 1 概要

平成 21 年 4 月に施行された改正児童福祉法により、施設職員等による被措置児童等虐待（※1）について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表する制度等が法定化されたところ（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考 1 及び参考 2 を参照）。

今般、全国 47 都道府県、20 指定都市及び 2 児童相談所設置市（69 都道府県市・平成 25 年度末現在）を対象に、平成 25 年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成 25 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は 288 件であった。平成 25 年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成 24 年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 87 件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が 49 件（56.3%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が 13 件（14.9%）、「児童自立支援施設」が 11 件（12.6%）、「障害児入所施設等」が 11 件（12.6%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 55 件（63.2%）、「心理的虐待」が 17 件（19.5%）、「性的虐待」が 13 件（14.9%）、「ネグレクト」が 2 件（2.3%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は 155 人（※3）であった。児童の性別は、「男子」が 92 人（59.4%）、「女子」が 63 人（40.6%）である。就学等の状況は、「小学生」が 57 人（36.8%）、「中学生」が 54 人（34.8%）、「高校生」が 23 人（14.8%）、「就学前児童」が 18 人（11.6%）、「就労」「無職」等が 3 人（1.9%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による第二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

と定義されている（児童福祉法第 33 条の 10）。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

※3 被害が特定できなかった事例の児童数は含まれていない。

## 2 平成25年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況等に係る調査結果

### (1) 各都道府県市への届出・通告について

#### ① 届出・通告数

- 平成25年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は288件であり、届出・通告者総数は297人であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が104人(35.0%)、「児童本人」が96人(32.3%)、「家族・親戚」が27人(9.1%)、「学校、保育所・幼稚園」が8人(2.7%)等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	置児童等 児童本人以外の被措置児童	家族・親戚	職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員、元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(※)
人数	96	12	27	104	3	6	2	1	6	4	21	15	297
構成割合	32.3	4.0	9.1	35.0	1.0	2.0	0.7	0.3	2.0	1.3	7.1	5.1	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数288件と一致しない。

#### ② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が159件(55.2%)、「都道府県市の担当部署」が122件(42.4%)等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	159	122	0	3	4	288
構成割合	55.2	42.4	0.0	1.0	1.4	100.0

### (2) 事実確認調査の状況

- これまでに届出・通告のあった事例300件(平成24年度以前の繰り越し12事例を含む)のうち、「事実確認調査を行った事例」は293件、「事実確認調査を行っていない事例」は7件であった。また、「事実確認を行った事例」のうち「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は87件(29.0%)であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	認められた事実が	か認められた事実が	か判断に至らぬ	小計	不要と判断	し認後て調日、査を事予実定確	
件数	87 (6)	185 (5)	21	293 (11)	3	4 (1)	300 (12)
構成割合	29.0	61.7	7.0	97.7	1.0	1.3	100.0

※ 件数下段の（ ）内の数は、平成24年度以前に届出・通告があり、平成25年度に確認等を行った件数である。

### (3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実を認めた事例87件の種別等は以下のとおりである。

#### ① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が49件(56.3%)、「里親・ファミリーホーム」が13件(14.9%)、「児童自立支援施設」が11件(12.6%)「障害児入所施設等」が11件(12.6%)等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設49件のうち、ユニットケア(6~8人)の生活形態をとっている施設は、16件であった。

#### ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				ホ ー ム ・ フ ァ ミ リ ー	障 害 児 入 所 施 設 等	一 時 保 護 委 託 先	合 計
	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	期 情 治 緒 療 障 害 児 短	施 設 児 童 自 立 支 援				
件数	0	49	2	11	13	11	1	87
構成割合	0.0	56.3	2.3	12.6	14.9	12.6	1.1	100.0

イ 形態別内訳

	児童養護施設	児童自立支援施設	情緒障害児 短期治療施設	障害児入所施設
20人以上	20	3	2	10
13人～19人	6			1
12人以下	7	8		
本園内ユニットケア(8人以下)	12			
地域分園型ユニットケア(8人以下)	4			
合計	49	11	2	11

② 都道府県市別

○ 69都道府県市中、37都道府県市で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	12	3	三重県	1	1	沖縄県	4	3
青森県	7	0	滋賀県	1	1	札幌市		
岩手県	2	2	京都府			仙台市	1	0
宮城県			大阪府	38	1	さいたま市	3	1
秋田県			兵庫県	4	3	千葉市	2	0
山形県	2	0	奈良県	5	2	横浜市	2	2
福島県	3	0	和歌山県			川崎市	2	0
茨城県	1	1	鳥取県	2	2	相模原市		
栃木県	1	1	島根県	7	1	新潟市		
群馬県	3	3	岡山県	2	1	静岡市	4	1
埼玉県	3	1	広島県	1	0	浜松市	1	0
千葉県	14	5	山口県	8	0	名古屋市		
東京都	41	18	徳島県			京都市	3	1
神奈川県	2	2	香川県	3	0	大阪市	13	2
新潟県			愛媛県	1	1	堺市		
富山県			高知県	2	2	神戸市	4	2
石川県			福岡県	6	4	岡山市		
福井県			佐賀県	6	0	広島市	1	1
山梨県	2	1	長崎県	8	6	北九州市		
長野県	9	1	熊本県	2	2	福岡市		
岐阜県	3	0	大分県	8	3	熊本市	3	2
静岡県	29	1	宮崎県	2	2	横須賀市		
愛知県	2	0	鹿児島県	2	1	金沢市		
						国立		
						合計	288	87

※ 届出・通告件数は、平成25年度分であり、虐待事例数は、平成25年度に確認等を行った事例の件数（平成24年度以前の届出・通告事例を含む）である。

③ 虐待の種別

○ 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別を計上している。身体的虐待による外傷については、身体的虐待55事例のうち19事例で確認されている。

(単位:件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	55	2	17	13	87
構成割合	63.2	2.3	19.5	14.9	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた87件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、87件の事例に対し、児童の総数は155人（被害が特定できなかった事例の人数は含まれていない。）であった。

ア 児童の性別

	男子	女子	合計
人数	92	63	155
構成割合	59.4	40.6	100.0

イ 児童の年齢

(単位:人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	12	31	72	40	155
構成割合	7.7	20.0	46.5	25.8	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位:人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	合計
人数	18	57	54	23	0	3	155
構成割合	11.6	36.8	34.8	14.8	0.0	1.9	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた87件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、87件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は105人となっている。（施設全体のネグレクトの場合は、施設長のみ計上している。）
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られる項目に「養育技術の低さ」が挙げられており、次に「衝動性」や「怒りのコントロール不全」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位:人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	29	32	23	12	9	105
構成割合	27.6	30.5	21.9	11.4	8.6	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位:人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	合計
人数	50	24	22	5	4	105
構成割合	47.6	22.9	21.0	4.8	3.8	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位:人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	33	14	31	11	41
なし	19	31	19	26	19
不明	53	60	55	68	45
合計	105	105	105	105	105

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況については、「整えられている」「どちらかと言えば整えられている」という施設が半数以下となっている。一方、里親・ファミリーホームの支援体制・養育姿勢では、里親等の研修への参加や児童相談所の策定する自立支援計画を共有した養育などに課題がある。
- 虐待の発生状況については、16時から22時及び0時から5時にかけて多く起きている。また、発生の時間帯については、娯楽・テレビの時間や就寝時間などが多く、さらに発生場所については、居室（ホール等）や居室（個室）において多く起きていることがわかる。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位:件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも言え ない	整える必要のあ る箇所がある	整える必要のあ る箇所が多い	合計
特定の職員が子どもを抱え込まないような職員等の支援体制が整えられている	8	19	17	23	7	74
施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い	7	17	20	24	6	74
外部からの評価や意見を受け入れるなど、施設が開かれている	12	25	23	12	2	74
第三者委員の活用がなされ、子どもたちにその役割を周知している	9	22	22	20	1	74
職員が種々の研修に参加しており、虐待等への認識の共通化がなされている	11	21	20	15	7	74
スーパーバイズ体制が整えられ、自立支援計画のマネジメントを実施している	11	15	23	21	4	74
子どもの意見をくみ上げる仕組み等が整えられている	12	19	24	13	6	74
自立支援計画策定時に子どもの意向や意見を確認している	15	15	33	10	1	74

イ 里親・ファミリーホームの支援体制・養育姿勢

(単位:件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらも言えない	十分でなかった	なされていなかった	合計
里親等が子どもを抱え込まない支援体制が整えられ、養育がなされていた。	2	6	3	2	0	13
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた。	2	5	3	3	0	13
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた。	3	2	3	4	1	13
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた。	5	3	3	2	0	13
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識を持って、養育がなされていた。	3	0	2	4	4	13
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた。	3	0	7	0	3	13
子どもの意向や意見を把握し理解して、養育がなされていた。	2	1	8	0	2	13
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して、養育がなされていた。	0	2	7	3	1	13

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～(5:00)	7
5:00～(6:00)	0
6:00～(7:00)	1
7:00～(8:00)	4
8:00～(9:00)	3
9:00～(10:00)	1
10:00～(11:00)	2
11:00～(12:00)	1
12:00～(13:00)	2
13:00～(14:00)	2
14:00～(15:00)	5
15:00～(16:00)	1
16:00～(17:00)	3
17:00～(18:00)	6
18:00～(19:00)	6
19:00～(20:00)	5
20:00～(21:00)	3
21:00～(22:00)	3
22:00～(23:00)	2
23:00～(24:00)	1
合計	58

※回答なし 29

エ 日課

日課	件数
食事時間	6
配膳・後片付けの時間	5
登校から下校までの時間	3
運動・スポーツ時間	0
娯楽・テレビの時間	20
行事・イベント時	1
外出時	2
無断外出時	2
清掃時間	1
自習時間	4
就寝時間	13
上記以外	1
合計	58

※回答なし 29

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	22
居室(ホール等)	24
調理室(台所)	4
浴室	1
相談室	2
宿直室	1
施設等内の他の建物	4
施設等内の庭・運動場等	3
施設等の外	4
合計	65

※回答なし 22

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は30件(34.5%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は14件(16.1%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は32件(36.8%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は7件(8.0%)であった。

ア 虐待の期間

(単位: 件、%)

1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
30	1	13	14	29	87
34.5	1.1	14.9	16.1	33.3	100.0

イ 虐待の回数

(単位: 件、%)

1回	2回	3回	6回	8回	9回	10回以上	不明	合計
32	9	2	1	1	1	7	34	87
36.8	10.3	2.3	1.1	1.1	1.1	8.0	39.1	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、87件中30件(34.5%)で開催されており、そのうち25件で検証報告書の提出が行われている。検証・改善委員会が開催された30件中構成メンバーについての回答があった26件のうち学識者をメンバーとしているのは80.8%、弁護士をメンバーとしているのは57.7%、医師をメンバーとしているのは34.6%であった。

ア 検証・改善委員会の設置 (単位: 件)

設置している	設置していない	合計
30	57	87
34.5	65.5	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位: 件)

都道府県	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
1	8	21	30
3.3	26.7	70.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位: 件、%)

1回	2回	6回	8回	10回以上	不明	合計
9	4	1	1	4	11	30
30.0	13.3	3.3	3.3	13.3	36.7	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位: 件)

	都道府県職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	その他の者(※2)	回答事例数
構成メンバーとなっている	2	3	2	21	9	15	22	26(※1)
26件中の割合	7.7	11.5	7.7	80.8	34.6	57.7	84.6	100.0

※1 検証・改善委員会を設置した30件のうち、報告のあった26件についての集計結果である。

※2 委員会の構成メンバーについては、「その他の者」は、民生児童委員・社会保険労務士・法人関係者や当該施設関係者・新施設長・社会保険労務士・施設の第三者委員であった。

(4) 虐待発生時の状況（自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・ 職員が児童の支援に行き詰まりを感じていたが、支援体制が十分でなかった。
- ・ リーダー職員が長期休暇をとっていた。
- ・ ベテラン職員が寮から移動してしまい経験年数の少ない職員ばかりになってしまった。
- ・ 施設長が職員の性的虐待を把握していたが、そのまま職務に就かせていた。
- ・ 指示に従わない児童に対して体罰容認の傾向があった。
- ・ 里親への児童相談所の支援が十分でなかった。

② 職員等

(感情の問題)

- ・ 児童同士の喧嘩の仲裁に入ったが、感情的になってしまった。
- ・ 日課を巡り、児童と言い争いになった。
- ・ 責任感が強いタイプで、精神的に行き詰まり、不安定となっていた。
- ・ 新任職員で児童が指導に従わなかった。
- ・ 指導していた児童から叩かれたため、叩き返した。
- ・ 児童の非行行為を注意したが、聞かなかったので叩いた。
- ・ 他児に対して暴力を振るったので叩いた。
- ・ 日頃から児童にひどい言葉をかけられる中でストレスを感じていた。
- ・ 養育に苦慮している里子に対して嫉の思いが強かった。

(養育姿勢の問題)

- ・ マナー違反をグループ全体で連帯責任とした。
- ・ 自傷行為をしていた児童の目を覚まさせるため、ショックを与えて止めさせようとした。(包丁を出し、「そんなに切りたければもっと切れよ」と言う。)
- ・ 就床時に幼児がぐずっていたので、一人にしたり、大声を出してぐずりを止めさせようとした。
- ・ 児童相談所から児童の特性や行動上の課題について連絡があったが、十分に汲み上げられなかった。
- ・ パニックを起こした児童に注意喚起しようと思った。
- ・ 他の職員の虐待行為を行き過ぎだと感じながらも制止できなかった。
- ・ 身体接触からだんだんとエスカレートして性交渉をしてしまった。
- ・ 飲酒して児童の居室に入り、児童の身体を触ろうとした。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応 (③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応 (重複あり)

(単位:件)

委員会を設置し議論 (検証委員会・再発防止委員会等)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	SV体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
25	64	30	9	39
子どもの意見を汲み上げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
26	26	3	6	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応 (重複あり)

(単位:件)

各種研修への参加	SV等の指導体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
30	20	36	20	15	19	1
勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
6	1	4	5	3	12	

③ 被害児童・保護者への謝罪状況

虐待と認められた87事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、謝罪していない事例が19事例あった。

(単位:件)

	加害職員が謝罪	施設長が謝罪	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が謝罪	謝罪していない
被害児童	50	17	9	32
保護者	26	35	22	34

被害児童、保護者のどちらに対しても謝罪していない  
19事例

④ 具体的対応例 (自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載)

【職員、体制面への対応】

(委員会等の設置、ケース会議等)

- ・ 権利擁護委員会や運営改善委員会等の設置
- ・ 意見箱の設置場所の見直しや、第三者委員会への事案の報告
- ・ 児童相談所との情報共有と連携強化
- ・ 職員会議、ケース検討会議の開催増と情報の共有化

(SV体制、職員支援体制、自己点検等)

- ・ 連絡・報告体制やS V体制、チームアプローチ体制を整備
- ・ 年度内に複数回の自己評価、第三者評価の実施
- ・ 施設長による全職員のヒアリングや全職員へのアンケート調査の実施及び職員の相談体制の充実、グループホーム長会議に管理職が必ず出席
- ・ 毎月の自己点検（虐待防止チェックリスト等）の実施
- ・ 職員倫理綱領、職員行動基準の周知、遵守の徹底

（勤務体制、リスクマネジメント等）

- ・ 管理職の宿直やベテラン職員が必ず勤務者の中にいるような職員勤務体制
- ・ 問題発生時には職員の複数対応を原則化（個室での支援や夜間の支援を児童と同性職員とすることや児童の居室で話すときにはドアを開ける等のルール決め等）
- ・ 公用携帯電話の整備（職員の個人携帯電話による児童、保護者との連絡の禁止）
- ・ 使用しない部屋は施錠を徹底

（研修体制等）

- ・ 被措置児童等虐待対応ガイドラインの理解を深める学習会
- ・ 他法人施設での現場体験実習の実施（乳幼児とのコミュニケーションを学ぶために乳児院の研修実施等）
- ・ アタッチメントや発達障害児への対応、養育方法（ペアレンティング）に関する研修の実施
- ・ 事例研究やケアワークの基本学習研修を実施
- ・ 管理職員の責務についての再指導
- ・ 権利ノートの読み合わせや、新人職員のベテラン職員との振り返りの実施
- ・ 職員や児童に対して性教育を実施

（記録、自立支援計画、マニュアル等の整備）

- ・ 危機管理マニュアルの再検討（改定等）と全職員への周知
- ・ 自立支援計画の策定の見直し（複数職種がチームとなり協議）
- ・ 施設運営の手引き（支援上のルール等）の文書化あるいは見直し
- ・ ヒヤリハット事例の再編集
- ・ 児童記録の徹底と職員間での情報の共有

（その他）

- ・ 理念の再確認と定着
- ・ 児童への呼称を敬称（君・さん）に徹底
- ・ 施設長の仲立ちで謝罪の場を設け、被害児童との関係を再構築

【児童、保護者等への対応】

- ・ 被害児童の一時保護、心理的ケア
- ・ 面接及び事実確認
- ・ 保護者や施設児童全員への状況報告と謝罪
- ・ 毎月児童会を開催や意見箱の活用等、意見を拾いやすい環境の整備
- ・ 施設長の入所児童への聞き取り調査

- ・ 入所児童へのアンケートの実施方法や内容の見直しと被措置児童等虐待について児童へ周知
- ・ 児童会の活性化
- ・ 職員が個別に児童と話しをする機会増

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体の対応(自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。)

#### 【職員、体制面への対応】

(改善状況の確認等)

- ・ 改善計画の提出の指示と進捗状況の定期的な確認や不定期の施設訪問による状況確認
- ・ 年間研修計画の提出
- ・ 施設の権利擁護担当職員と定期的に連絡をとり状況確認
- ・ 児童相談所による児童措置時の十分な説明と適宜の訪問調査実施

(S V体制、職員支援体制の整備等)

- ・ 外部スーパーバイザーの導入
- ・ 全職員へのアンケート、ヒアリングの実施
- ・ 児童の権利擁護に関するチェックリストの作成
- ・ 職員と児童の信頼関係構築状況や児童の問題行動への職員の対応状況の調査
- ・ 職員のストレス度の調査

(研修等)

- ・ 施設や里親研修会における講師の派遣や児童相談所主催の研修会の実施
- ・ 大人の管理的な目線ではなく児童の目線での対応の徹底を助言
- ・ 施設内での支援会議への児童相談所職員の参加と助言
- ・ 県被措置児童等虐待対応マニュアルの作成と施設等への周知
- ・ 権利ノートの改定及び配布

(その他)

- ・ 職員採用試験において専門性だけでなく、グループワークでの適性や協調性についても評価

#### 【児童、保護者等への対応】

- ・ 児童相談所による被害児童との面接、心理療法、治療プログラムの実施
- ・ 児童相談所によるケース会議の開催
- ・ 管轄内の全委託児童に対しての児童相談所の面接実施
- ・ 児童相談所の当該里親担当児童福祉司から保護者への報告、謝罪
- ・ 施設でのカウンセリングの実施

### 3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は、48（69.6%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は、21（30.4%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしていない自治体は、35（50.7%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしていない自治体は、4（5.8%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し、「権利ノート」等を活用している自治体が、61（88.4%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、連絡先の電話番号を教えている自治体が、56（81.2%）であった。事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が、38（55.1%）であった。意見箱を設置している自治体が、33（47.8%）であった。第三者委員の連絡先を教えている自治体が、26（37.7%）であった。定期的なアンケートをとっている自治体が、3（4.3%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、44（63.8%）であり、実施していない自治体は、25（36.2%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、46（66.7%）と一番多かった。指導監査において被措置児童等虐待に関する項目がない自治体もあった。

6 9 自治体の体制整備状況		整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	48	21
2	自治体職員(児童相談所職員)への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	21	48
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	34	35
4	施設・里親への周知	65	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	68	1
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	61	
②	児童相談所職員が入所前に周知	42	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	34	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	37	
⑤	掲示物等で周知	11	
⑥	その他	3	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	ハガキを渡す	38	
②	届出先の電話番号を教える	56	
③	意見箱の設置	33	
④	第三者委員の連絡先を教える	26	
⑤	定期的なアンケート	3	
⑥	その他	6	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	44	25
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	28	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	7	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	18	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	46	
⑤	その他	17	

。

## (別紙) 虐待として報告のあった事案

### 1. 身体的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・ 行動上の問題があり、指示に従わず押し問答となった児童に手を挙げた。また他の児童の頭部を折りたたんだ段ボール紙で叩いた。
- ・ 担当の児童全員に対して行動上の問題を注意する際に感情的になり、叩くことで指示に従わせていた。
- ・ 掃除中に指導した際、従わなかった児童の襟首を掴み、頬を1回叩いた。(平成24年度以前の通告事案)
- ・ 日頃から、愛情表現として、特定の幼児の肩を歯形や痣が残るほど噛んでいた。
- ・ 夜間無断外出した児童に対して、行動を問い詰めたところ、反発されたので、頭部をこぶしで殴った。
- ・ わがままを言った児童や知的な遅れがあるなど、対応が難しい児童に対して、叩いた。嘘を言った児童等に対して「あなたたちのことは嫌いだから」と食事を一緒に摂らなかつたり、口をきかなかつたりした。居室で児童を指導する際に椅子を蹴り、壁に穴を空けた。
- ・ 自閉的傾向があり偏食があった児童が残食を捨てた行為を注意した際、反応がなかったため、児童の足を蹴り、頬を叩いた。叱った際に、威圧的に怒鳴り、児童を玄関まで引きずった。
- ・ 自閉症スペクトラムの診断を受けている幼児がテレビに集中していた時に話しかけ、幼児が拒否してもしつこく構った。その幼児が職員の足を叩いたので、抱きかかえたところ、嫌がる幼児は職員の頬を掴んだため、「そんなことをすると痛いよ」と同様に幼児の頬を掴んだ。
- ・ 児童に対して注意する際に叩いたり、首を掴んで持ち上げたりした。
- ・ 職員が物品要求にすぐに応えることが出来なかったことで、興奮して暴力を振るった児童に対して、職員も暴力で対応してしまった。
- ・ 無断外出して万引や恐喝を行った児童に対して、こぶしで1回殴った。
- ・ 居室を散らかしていた児童に注意するが、動かなかつたので腕を掴み職員室に連れて行くと、児童は「暴力を振るいやがって、お前死ね」と言って、職員を叩いたり蹴ったりした。職員は、児童の頬を殴った。
- ・ 行動上の問題があった児童の話を聞こうとしたが、児童は話したくないと言ったことから口論となり、興奮した児童が掴みかかってきた。児童が暴言を吐き、職員の腰を何度も蹴った。職員は児童の顔を平手で叩いた。
- ・ 他児を箒で叩いた児童を指導するため別室に連れて行こうとした際に、廊下の壁に張り付いて指示に従わなかった。職員は児童の頬を叩いた。
- ・ 帰園時間に遅れた児童が他の職員の声がけに反応しない態度を目撃した職員が、その児童を平手で2回叩いた。
- ・ 外出禁止の約束を守らない児童が逃げようとしたため、飛びかかり児童を転倒させた。児童が起き上がるときに職員の手が顎に当たった。同じ施設の別の職員はパニックを起こした児童に対して注意喚起のために頭にリモコンを投げつけた。
- ・ 他児にちょっかいを出していた児童を注意しても聞かないときや万引きが発覚したときに頭を叩いた。外出禁止の約束を破った児童を平手で叩いたり、胸を突いたりした。

- ・ 外出行事の際に従わなかった児童がやり取りの中で苛つきを見せた。職員はかっとなり胸ぐらを掴み激しく押した。
- ・ 他児の金品窃取や万引きをした児童の反省を促すため、頭をこぶしで叩いた。再度万引きが発覚したので平手で叩いたり、こぶしで殴ったりした。交通ルールを守らなかつたり、宿題を忘れた児童に対してもこぶしで叩いた。同じ施設の他の職員らも喧嘩をした児童や学校を無断欠席したり、無断外出した児童をこぶしで叩いた。また別の職員は、無断外出した児童に対して「死ぬ」「のたれ死にすれば良かった」などの不適切な表現を使って叱った。
- ・ 嘘をついたり、食事中にふざけていた児童らに対してげんこつで叩いた。片付けをしない時は怒鳴って、品物を取り上げることが日常的にあった。
- ・ 朝不機嫌で食事の遅い児童を注意したところ、無視や反抗があり、他児にちょっかいを出したり、箸で皿を叩くなど行動がエスカレートした。職員は感情的になり、児童のこめかみをこぶしでぐりぐりと押した。児童は暴言を吐き逃げようとしたため、職員は児童の臀部を蹴った。その勢いで児童は洗面所の入り口に脛をぶつけた。
- ・ ふざけていた児童の弟を居室に連れて行こうとした際に児童が職員に食い下がり、殴る蹴るといふ暴力を振るってきた。みぞおちを叩かれた職員は、とっさに児童の顔を平手で1回叩いた。
- ・ 登校を渋って寝ていた児童を布団から引きずり出し、頬を5回叩いた。
- ・ 職員と児童で戦いごっこをしていた際に職員顔につばを吐いたり、脇腹に噛みついた児童に対して、児童の口を指で押さえつけた。喧嘩をしていた児童の仲裁をした際に話しを聞こうとしないので、平手で叩いた。
- ・ たばこ禁止されている携帯電話を所持していた児童に問いただしたところ、態度が悪く、とぼけた。職員は感情的になり、児童に足払いをかけ、頭突きをする。その際、児童の前歯が欠損した。
- ・ ふざけて学習に身の入らない児童に対して、げんこつや平手で叩いた。

#### 【情緒障害児短期治療施設】

- ・ 箸の洗い方でペナルティポイントとされたことを納得できずに抗議した児童の態度を注意したところ、児童が興奮して掲示物をやぶった。職員は背中を引っ張って制止させようとしたが、児童が掴みかかってきたので勢いよく床に叩きつけ、けがを負わせた。

#### 【児童自立支援施設】

- ・ 喧嘩をして他児の眼鏡を壊した児童が職員に「やられたらやり返す」と反省のない態度をとるため、感情的になり、胸ぐらを掴んで居室に連れて行き、ベッドに押しつけて足を蹴り、罵声を浴びせた。
- ・ 日課時間のことで口論となった児童に対して、職員が感情的になり、腕を押さえつけ、頭部をこぶしで1回叩いた。
- ・ 行動上の問題があった児童に対して、平手で頭部を1回叩き、その後も叱責中に頬を1回叩き、こぶしの裏側で腹部を2～3回殴った。  
反抗的な態度をとった児童を静養室に座らせて、足を蹴り、耳を引っ張った。
- ・ 他児を暴力等でいじめていた児童のいじめが明らかになっても反省の様子がない態度に感情的になり、頬を平手で叩いた。
- ・ 購入したばかりの眼鏡を買い替えたいという児童に対して無理だと話したところ、児童が怒っ

て眼鏡を投げつけ、居室に入った。戻るように指示しても抵抗したため、職員が衣服を掴んだ際に首元を引っ掻いた。

- ・ 喫煙が発覚した児童の頬を平手で叩き、床に正座させて足蹴りにした。
- ・ 複数の職員が複数の児童に対して、指導と称してこぶしや平手で叩いたり、児童の行動上の問題に対する内省を深めると称して1ヶ月以上登校させなかった。
- ・ 移動中の行動制止のために職員が衣類を引っ張ったことがきっかけで児童と口論となり、職員が児童の腹部を1回殴った。
- ・ 不適切な行動が続き、前日から座りっぱなしになって動かない児童に注意すると、「やっぱり、怒る」「だから話しても無駄」と主張し、物に八つ当たりし出した。職員は児童の興奮を抑えるために平手で頬を叩いた。

## 【里親】

- ・ 里親の実子の部屋に無断で入ったと思われた自閉的傾向のある幼児に対して、事実を問いたが認めないので、正座をさせ問い詰める。それでも事実を認めないので、幼児の太腿を3回つねった。それまでも幼児の育てにくさに体罰を行うことがあった。
- ・ 行動上の問題があると、臀部を叩いたり、こぶしで頭部を叩いたりする行為があった。また、真っ暗な浴室に閉じ込めたり、再度施設に戻すと脅した。約束事を書いた紙を部屋に貼って、復唱させた。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 夕食準備中にしきりに食事を催促する幼児の臀部に調理中のフライパンを故意に押し当てた。泣き声を上げる幼児を風呂場に連れて行って冷やし、常備薬を塗る応急処置をとったが、病院への受診はなかった。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 風呂やトイレで便を漏らした幼児に対して「このお尻が悪い」とつねったり、叩いたり、耳をひっぱって自分の方を向かせたりした。臀部に爪痕が数十箇所あり、全身に表皮剥離や擦過傷があった。叩かれたことが原因と思われる鼓膜穿孔もあったが、他の児童との喧嘩もあり、原因の確認はできなかった。
- ・ 幼児の頬を叩く、泣くまで足を蹴る、スリッパで頭を叩くなどの行為を毎日行っていた。背中を強く押したため、壁に頭をぶつけて瘤を作った。
- ・ 幼児に対して暴行を加え、死亡させた。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 児童の部屋から菓子の包装や給食の残飯等が出てきたので、問い詰めるが、「覚えていない」と言うだけだった。里親の実子が「もう我慢の限界」「このまま嘘を突き通すなら、これから叩く」「叩かれたら近所の家に助けを求めなさい」と前置きをして児童の顔を複数回平手で叩いた。その場にいた里親ならびに家族は実子の行為を止めなかった。児童は実子の言葉に促され、家を出るが、夜には家に戻った。
- ・ 部活動でトラブルがあった児童に部活を辞めるように説得したところ、児童が拒否したことに対して、里親は複数回児童を叩いた。
- ・ 「間違ったことを認めて謝る」「返事をする」などをしつけるために、叱る際に叩いたり、髪の毛を引っ張ったりした。また居室に一日中閉じ込めたり、「出て行け」「帰れ」「好きで預かったわけではない」などの言葉を投げつけた。
- ・ 児童を朝夕、外に出したり、怒鳴ったりした。

### 【ファミリーホーム】

- ・ 指導の一環として児童らの尻を叩いたり、罰としてスクワットや腕立て伏せをさせた。「神社で寝ろ」と発言したり、包丁を見せて脅しながら注意したりした。
- ・ 家の窓ガラスが割れていたことを児童のせいだと認めるよう強要し、児童がやむを得ず認めると頭を物やこぶしで叩いたり、髪の毛を引っ張ったりした。食事抜きや夜中まで正座で叱責するなどの行為も行った。

### 【障害児入所施設】

- ・ 着替えを渋り、指導に従わない児童の頬を平手で叩いた。無断外出して帰園した児童の頭をスニーカーで叩いた。
- ・ おやつ時間に食堂で他児とふざけていた児童に座っておくよう指示したが、我慢が出来なくなった児童が火災報知器を鳴らしたため、顔をこぶしで殴った。
- ・ 他児を蹴っていた児童の暴力行為を止める際に、児童が職員を殴り、職員も児童を殴った。
- ・ 他児の物品を盗った児童に対して指導として頭頂部を叩いた。
- ・ 職員とゲームをして負けた児童に、罰ゲームとして足首を掴んで振り回した。スリッパで遊んでいた児童を叩いたり、質問に答えられない児童を叩いた。
- ・ 棒に大便を付けて他児の身体に擦りつけたり、就寝後に他児に小便をかけた児童を叱る際に手や頭を平手で叩いた。

### 【児童相談所一時保護所】

- ・ 指導に反抗的な態度をとった児童に対して説諭したが、職員の話しを聞かず手遊びをしたため、児童の手を叩いた。更に反抗的な態度をとったため、頬をつねった。

## 2. ネグレクト

### 【児童養護施設】

- ・ 児童が入所中の性的虐待を訴えたが、施設長は当時も現在も管理責任者として調査や記録をとるなどの十分な対応をしなかった。

### 【里親】

- ・ 幼児の掻き壊しによる傷について児童相談所の指示に従わず、受診をさせなかったため、傷を悪化させた。掻き壊し防止のため手足を縛った。

## 3. 心理的虐待

### 【児童養護施設】

- ・ 児童に対して威圧的な態度が多かった。たとえば、「てめえら」呼ばわりすることがあった。
- ・ 児童の食事が遅いことに腹を立て、やかんの水やお茶を頭からかけたり、「出て行け」と言って荷物をまとめさせ、リュックを背負せたまま玄関で寝かせた。真っ暗な部屋で食事をとらせたり、部屋に閉じ込めたりした。ナイフの刃を児童に向けたりもした。
- ・ 他児と言い争って興奮した児童に対して、押さえつけても興奮が収まらないので、「出て行け」

と言って、玄関へ押し出した。児童は雨の中を外に飛び出し、泣いているところを近隣の住民が発見して保護した。

- ・ 児童に片付けをさせるために怒鳴って、泣かせた。嘘をついた児童に「マンションから飛び降りて償え」と発言したり、食事中音を立てた児童に「死んで欲しいわ」と発言した。職員が喋っている時に横から口を挟んだ児童に「無能で屑な人間ほど自己中心的だ」「お前みたいな馬鹿」と発言した。
- ・ 児童が年少児をいじめたと誤解して、職員は児童に状況説明を求めた上、答えることができない児童に対して、「気持ち悪い」「自分の寮の子どもと関わるな」と注意した。その後、立ち去ろうとした児童に「てめえ、逃げるのか」と恫喝した。
- ・ 就床時にぐずっていた幼児を脱衣場に連れて行き一人にしたり、大声を出して脅したりした。
- ・ 施設内で児童が怖がるような乱暴な自動車運転をした。以前に怒鳴って叱ったり、平手で叩いたりしたこともあり、児童は不安感や恐怖を持っていた。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 指示に従わなかった児童の服を後ろから掴んだり、机を叩きながら威圧した。別の職員は帰園時間に遅れた児童を床に正座（自身も座る）させ、指導した。頬をつねったり、げんこつで叩くこともあったので、児童は怖がっていた。
- ・ 注意しても掃除に取り組まない児童に対して胸ぐらを掴み大声で怒鳴った。昼食の食べこぼしの片付けをしない児童に対して「いい加減にしろ」と発言し、頭を叩いたこともあり、児童に恐怖感を与えた。
- ・ ソファで寝転がっていた児童の背中に座ったり、太腿を掴んだ。（職員はコミュニケーションのつもりだった。）学習時間に席を離れて走っていた児童に頭をげんこつでグリグリと押した。おやつを食べるのが遅い児童のおやつを減らした。
- ・ 児童を注意する際に頭を小突いたり、額を叩いたりした。卑猥な言葉を使った。

#### 【児童自立支援施設】

- ・ 自傷行為のあった児童に包丁を出し、「そんなに切りたければ、もっと切れよ」と言った。被虐待児童に対して、虐待をした養父の名前を出し、「〇〇のところに戻されて一のか」と言い、蹴ったり、サインペンを投げつけたりした。

#### 【情緒障害児短期治療施設】

- ・ 無断外出に対する指導面接をしていた際、振返りが出来ない児童の態度に対して、職員が机を蹴り上げ、児童の着衣の襟を掴んだり、壁を叩き、恐怖感を与えた。別な職員は行き過ぎた行為と感じながらも制止せず、この指導に同調していた。

#### 【障害児入所施設】

- ・ 児童に対して、暴言や無視をした。「あなたのことは女性として嫌いだ」と発言した。
- ・ 指示に従わず、遊んでいた児童に迫いかけながら「殺すぞ」と暴言を吐いた。
- ・ 児童に対して適切でない言葉使いがあった。
- ・ 調理職員と喧嘩となった児童に対して、包丁を手を持って、「殺してやる」と言った。

## 4. 性的虐待

### 【児童養護施設】

- ・ マッサージと称して、性的行為を行った。（平成 24 年度以前の通告事案）
- ・ 許可外出中の児童と自宅で性的行為を行った。
- ・ 施設外において性的行為を行った。
- ・ 宿直中の見回りの際に居室に入り、性的行為を行った。
- ・ 脱衣場に隠しカメラを設置して、写真を撮っていた。
- ・ 寝ている児童に対して、性的行為を行った。
- ・ 児童と親密になり、性的行為を行った。
- ・ 寝ている児童に添い寝をし、性的行為を行った。
- ・ 飲酒をした状態で、児童の居室に入り、身体を触ろうとした。
- ・ 3年間にわたり、夜間に性的行為を行った。
- ・ 使用していない部屋で夜間に、性的行為を行った。

### 【児童自立支援施設】

- ・ 職員の自宅で性的行為を行った。

### 【障害児入所施設】

- ・ 勉強を教えると称して性的行為を行った。

参考 1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～25年度)

○届出・通告者

単位：人数（人）、[ ] 構成割合（%）

	児童本人	の児童措置本人児童以外	家族・親戚	受託里親	当該施設等職員	元当該施設等元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明（匿名を含む）	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]	
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]	
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]	
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]	
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]	

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度：214件 22年度：176件 23年度：193件 24年度：214件 25年度：288件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[ ] 構成割合（%）

	事実確認を行った事例				不事虐待と確認は断調なく	し認後て調日、い査を事等予実定確	合計
	ら実虐れが待た認め事	つら実虐たれが待な認め事	かに実虐つ至の待たら判の断事	小計			
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124(4) [56.1]	24(3) [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221(7) [100.0]
25年度	87(6) [29.0]	185(5) [61.7]	21 [7.0]	294(11) [97.7]	3 [1.0]	4(1) [1.3]	300(12) [100.0]

※（ ）は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であつたものの再掲である。

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[ ] 構成割合（%）

	社会的養護関係施設				ホリア親ムリ	業通等障害（児童施設）	委（一）児託含一時童相護所	合計
	乳児院	児童施設養護	治児情療短緒施期障害	支児童自立				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[ ] 構成割合（%）

(参考) 社会的養護関係施設数等推移

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]

単位：か所（委託里親除く）世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	委託里親	ファミリーホーム
21年度	123	578	33	58	2,837	49
22年度	125	580	37	58	2,971	113
23年度	129	585	37	58	3,292	157
24年度	130	589	38	58	3,487	184
25年度	131	595	38	58	3,560	223

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

**第33条の10** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

**第33条の11** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

**第33条の12** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定に

よる通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（秘密保持義務）

**第33条の13** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（被措置児童等の状況把握等）

**第33条の14** 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会）

**第33条の15** 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道

府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

- 3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

**第33条の16** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

**第33条の17** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

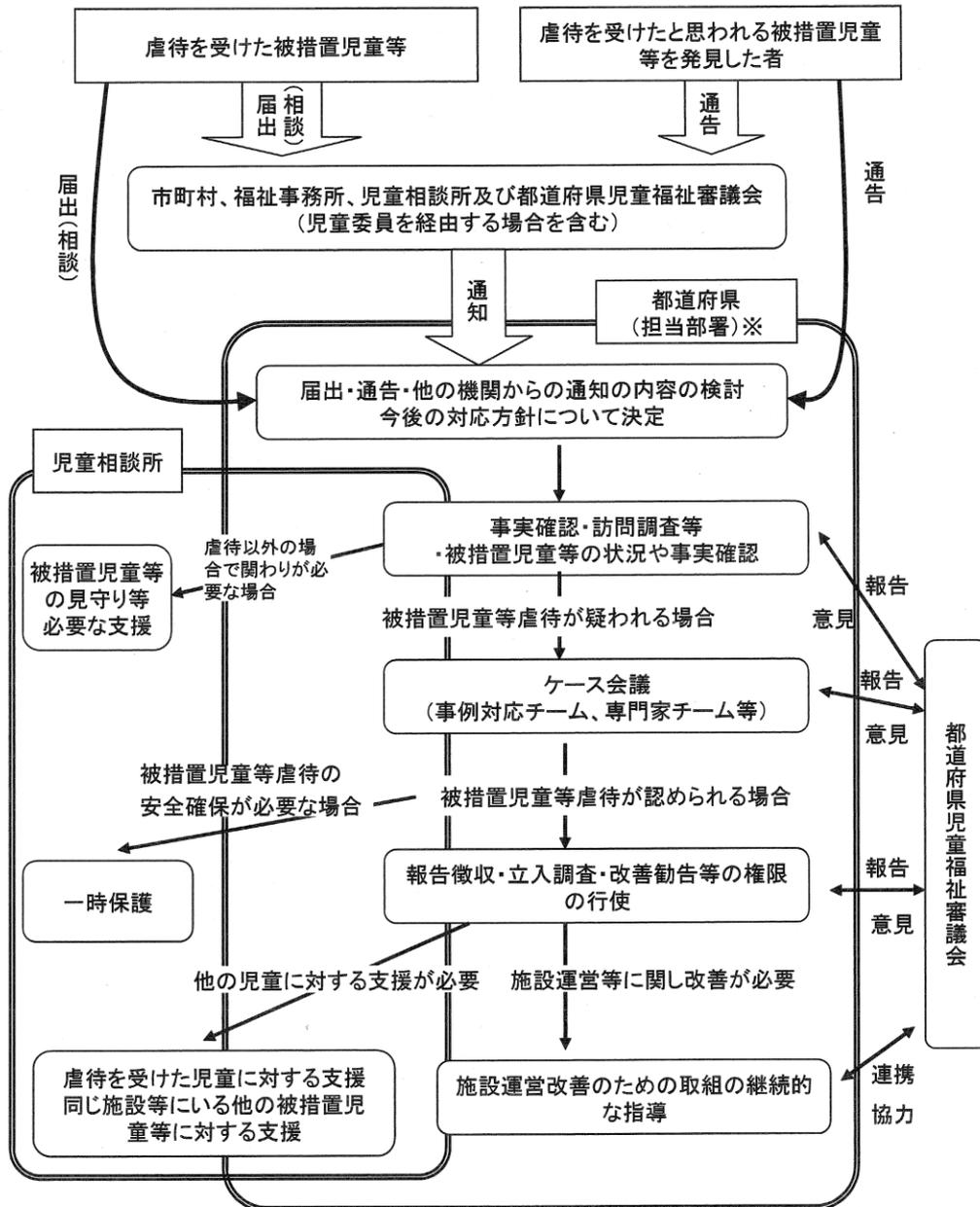
#### 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

**第36条の30** 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

参考2 被措置児童等虐待対応の流れ（「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より）

被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

## 被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループについて

### 1. 設置の趣旨

児童福祉法に基づき施設等に措置された児童等（以下「被措置児童等」という。）への虐待はあってはならず、国や都道府県市の職員、施設職員や里親などの社会的養護に関わる関係者全てが根絶に向け不断の努力を行うことが必要である。

このため、厚生労働省においては、被措置児童等虐待の防止について事案とその対応に関する透明性を確保し、子どもの権利擁護を徹底する観点から、事例の事実確認等を担っている都道府県市から前年度の事例について報告を受け、毎年度、取りまとめの上公表しているところ。

今般、平成21年4月の被措置児童等虐待に関する届出等制度の施行から約5年が経過し、事案とその対応に関する事例が集積されてきたことを踏まえ、あらためて児童等虐待の防止、及び事案発生時及び発生後の適正な対応の徹底を図る必要から、施設等及び都道府県等における今後の取組の向上に資するべく、社会的養護専門委員会に「被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ」を設置する。

ワーキンググループでは、個別事例につき、都道府県市から既に提出された報告を基に、虐待予防や適正な対応の確保に資する具体的な方策等を調査・研究する。調査研究の結果は社会的養護専門委員会に対して報告する。

なお、児童の個人情報保護の観点から、会議は非公開とする。

### 2. ワーキンググループの経過

ワーキンググループ委員として、社会的養護専門委員会委員から、犬塚委員、林委員、宮島委員、横田委員を委員長が指名。

#### 第1回WG 平成26年8月20日

- ・ 選択基準、事例数、分析担当者等について議論。
- ・ 選択基準は「長期間にわたって発見がされなかった事例」「小規模ユニットケアの事例」「里親の事例」「性的虐待の事例」とし、6事例選択。各委員3事例を担当し分析することとなった。

#### 第2回WG 平成26年12月22日

- ・ 各委員が実施した分析等について検討。

#### 第3回WG 平成27年3月27日（予定）

- ・ 被措置児童等虐待の事例分析結果の取りまとめ案の検討。

### 3. 今後の進め方

- ・ 関係する社会的養護専門委員会の委員をWGに加えて、事例分析結果の取りまとめに基づき、具体的な対応策を議論。
- ・ WGは、平成27年4月以降、3回程度の開催を予定。

# 社会的養護の課題と将来像の実現に向けて

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会  
社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)の概要とその取組の状況

1. 社会的養護の現状	・ ・ ・	1
2. 社会養護の基本理念と原理	・ ・ ・	1 2
3. 施設等種別ごとの課題と将来像	・ ・ ・	1 3
4. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築 の充実、権利擁護など	・ ・ ・	4 4
5. 施設の人員配置の課題と将来像	・ ・ ・	6 9
6. 社会的養護の整備量の将来像	・ ・ ・	7 0
7. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護	・ ・ ・	7 1
8. 社会保障・税一体改革による社会保障の 充実・安定化と社会的養護	・ ・ ・	7 8

詳しくは厚生労働省ホームページの「社会的養護」のページを参照

厚生労働省トップページから、→ 分野別の政策 → 子ども・子育て支援 → 施策情報 → 社会的養護

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html)

平成27年3月27日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

# 1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親		家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
		区分	養育里親	9,441世帯	3,560世帯	4,636人		ホーム数	223か所
(里親は重複登録有り)	養育里親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	ホーム数	223か所	
	専門里親	652世帯	157世帯	209人					
	養子縁組里親	2,706世帯	223世帯	227人					
	親族里親	477世帯	460世帯	674人					
							委託児童数	993人	

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	519人

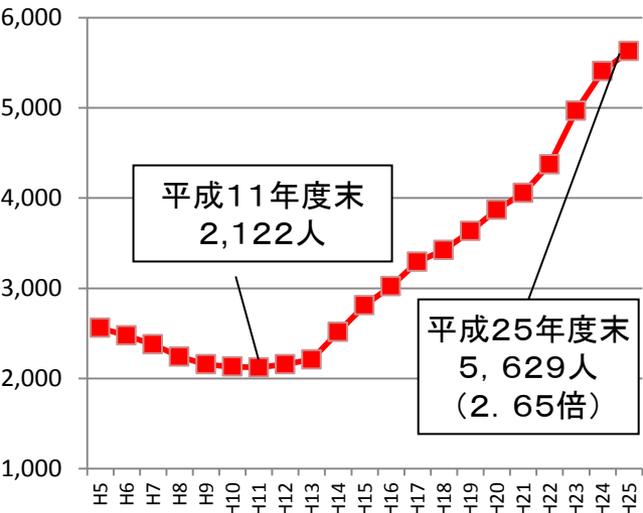
小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)  
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

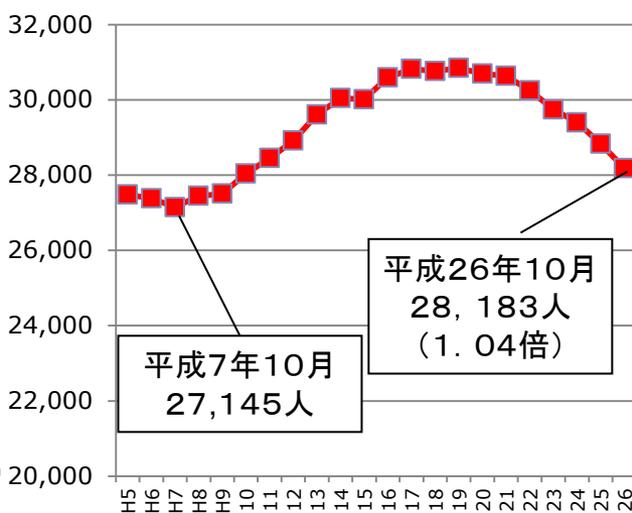
## (2)要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

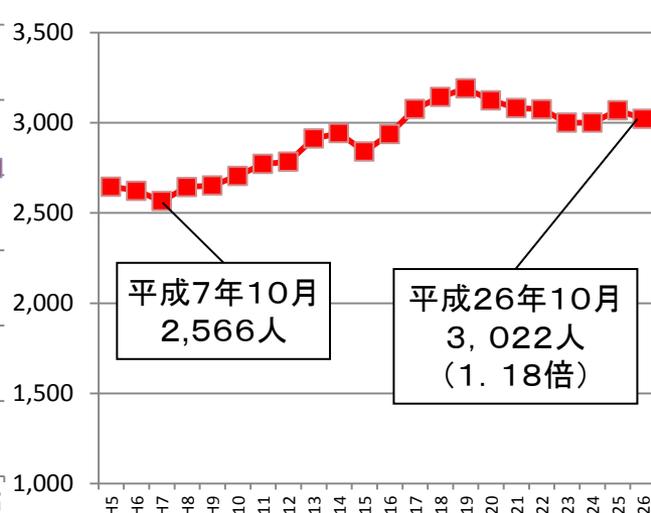
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

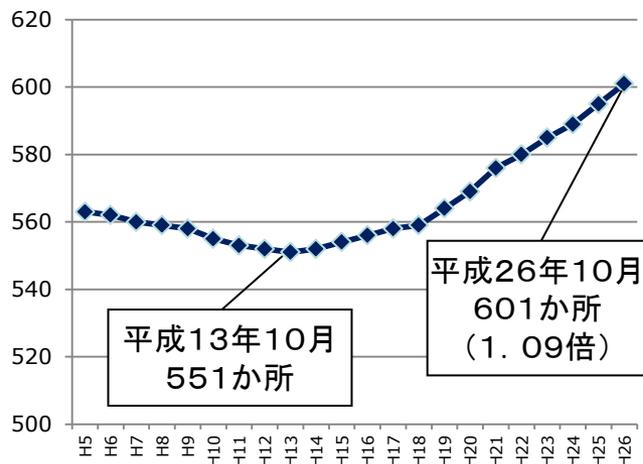


○ 乳児院の入所児童数

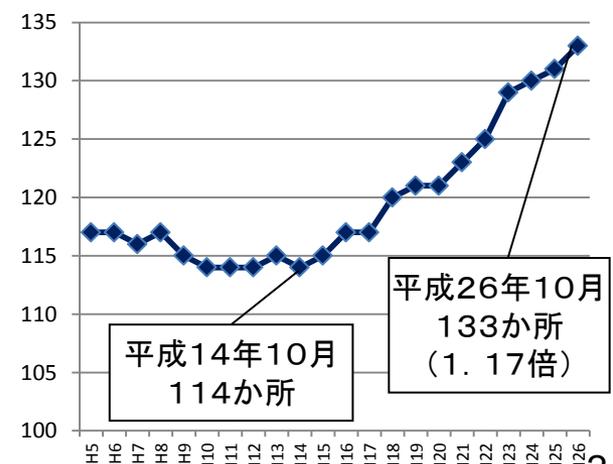


(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)  
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



# (参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

## ①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

## ②在籍児童の在籍期間

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

## ③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

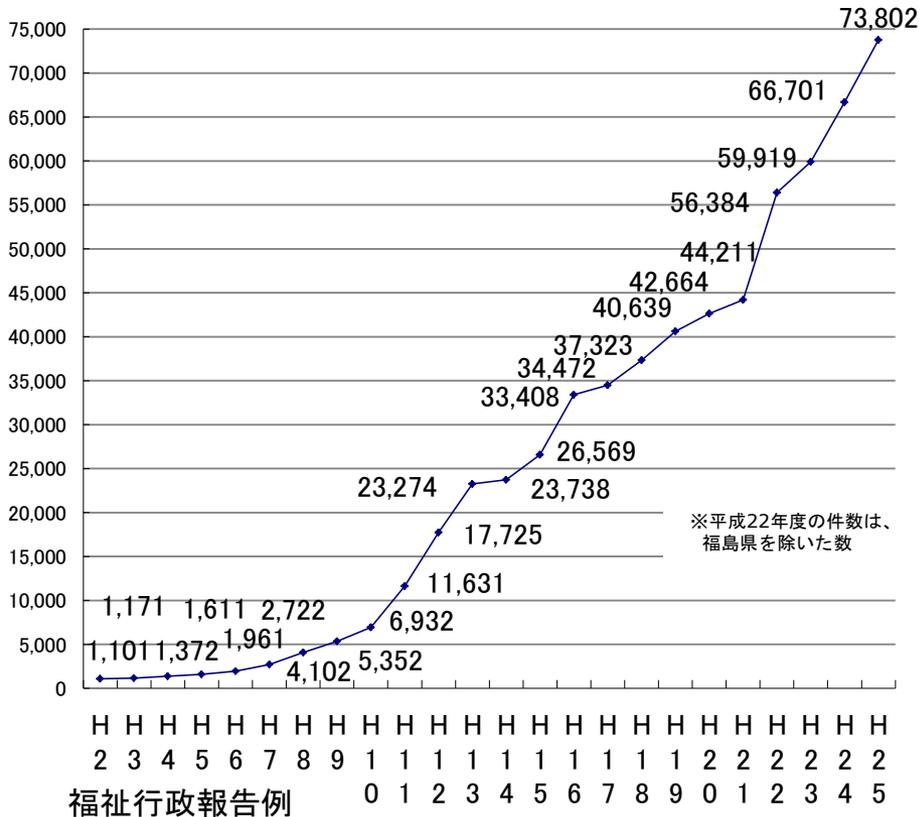
	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

# (3) 虐待を受けた児童の増加

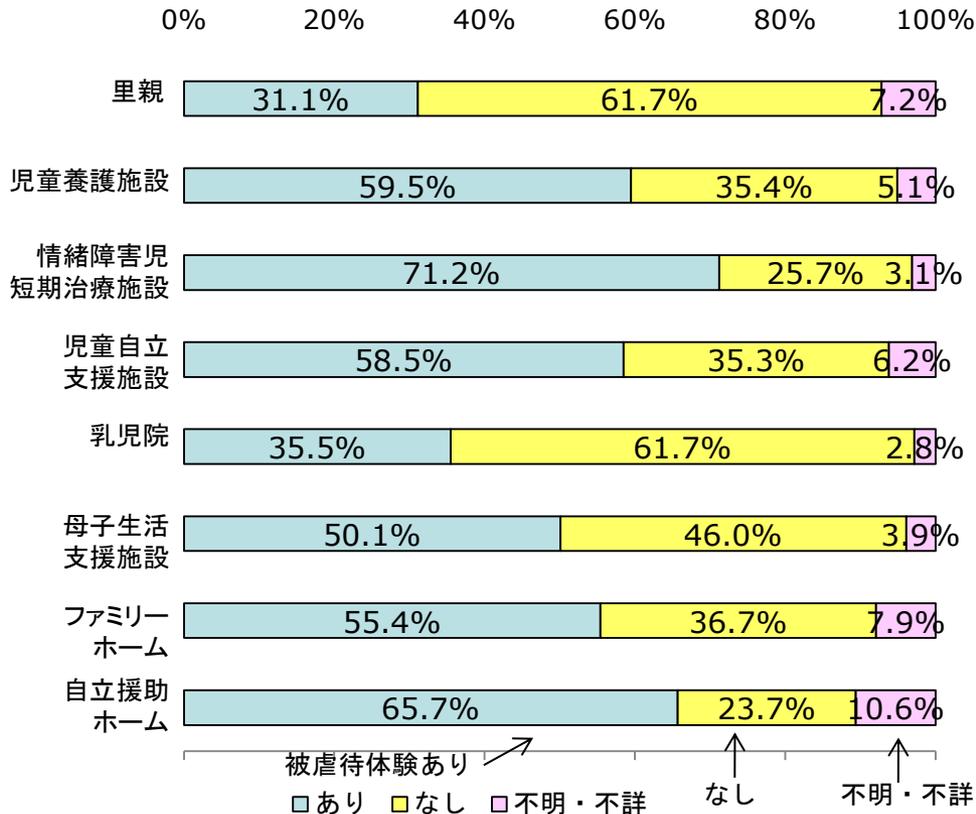
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度には約6.3倍に増加。

(件数)



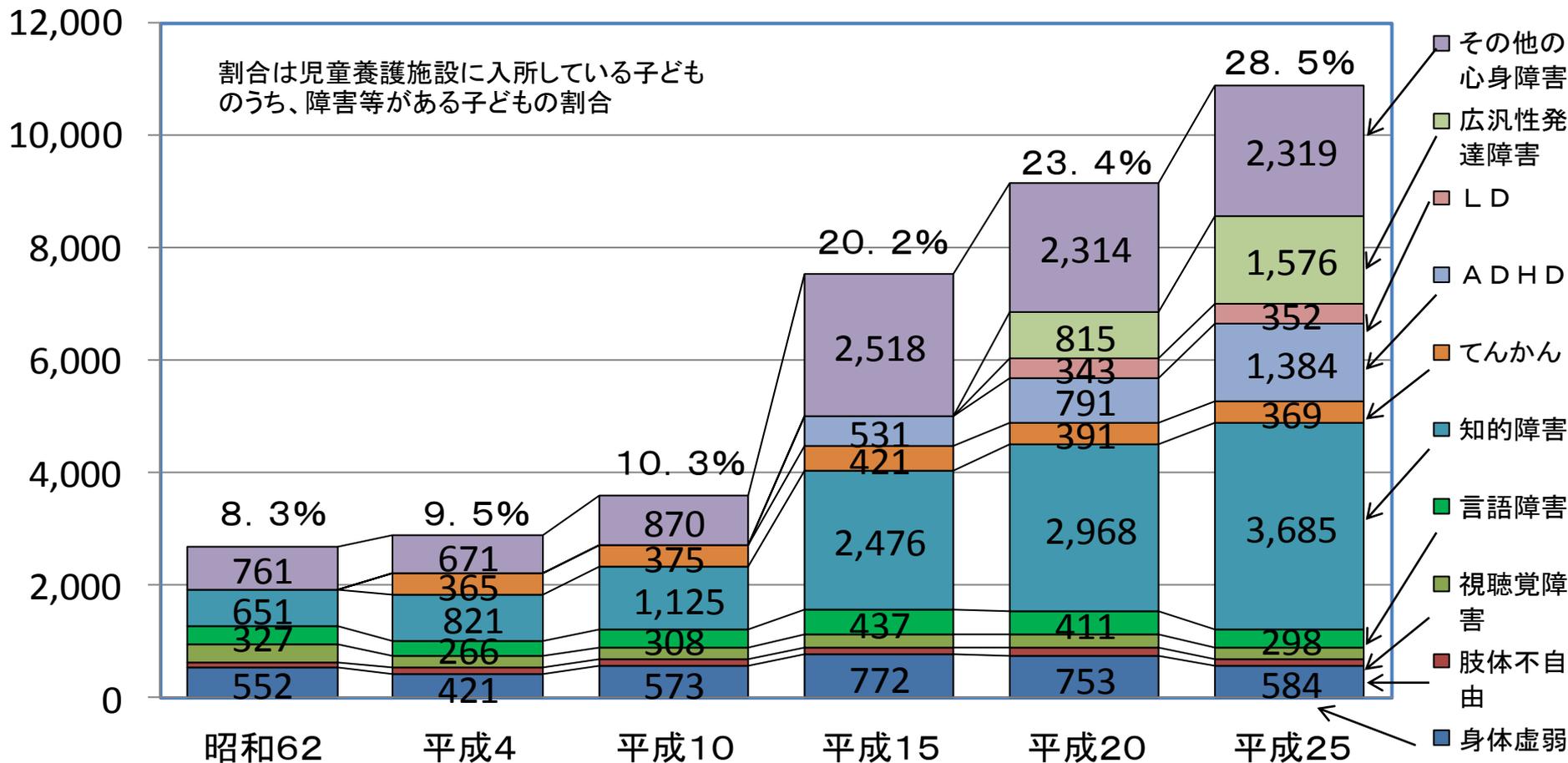
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



# (4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。

## 児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

# (5) 児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

## ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=552) (平成24年3月)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

## ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	68 (11.3%)
～ 40	104 (17.3%)
～ 50	139 (23.1%)
～ 60	100 (16.6%)
～ 70	64 (10.6%)
～ 80	49 (8.2%)
～ 90	26 (4.3%)
～ 100	18 (3.0%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	4 (0.7%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	4 (0.7%)
<b>総数</b>	<b>601 (100%)</b>

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数552（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

## (6) 児童養護施設の形態例

### 大舎制の例

相談室		児童居室 (4人部屋)
ホール 兼食堂		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
男子トイレ		児童居室 (4人部屋)
洗面所		児童居室 (4人部屋)
女子トイレ		
洗濯場		児童居室(個室)
脱衣場		児童居室(個室)
浴室		児童居室(個室)
		児童居室(個室)
宿直室	児童居室(個室)	

- ・ 児童数20名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

### 小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼食堂	
児童居室 (個室)		
洗濯機		
洗面所		
風呂		
キッチン		職員 宿直室
トイレ		

- ・ 児童数6～8名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

# (7) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
  - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
  - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、**里親研修**を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)  
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 56,440円、乳児以外48,950円  
(食費、被服費等。1人月額)(平成26年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

## (8) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

# (9) 都道府県市別の里親等委託率の差

## 69都道府県市別里親等委託率（平成25年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

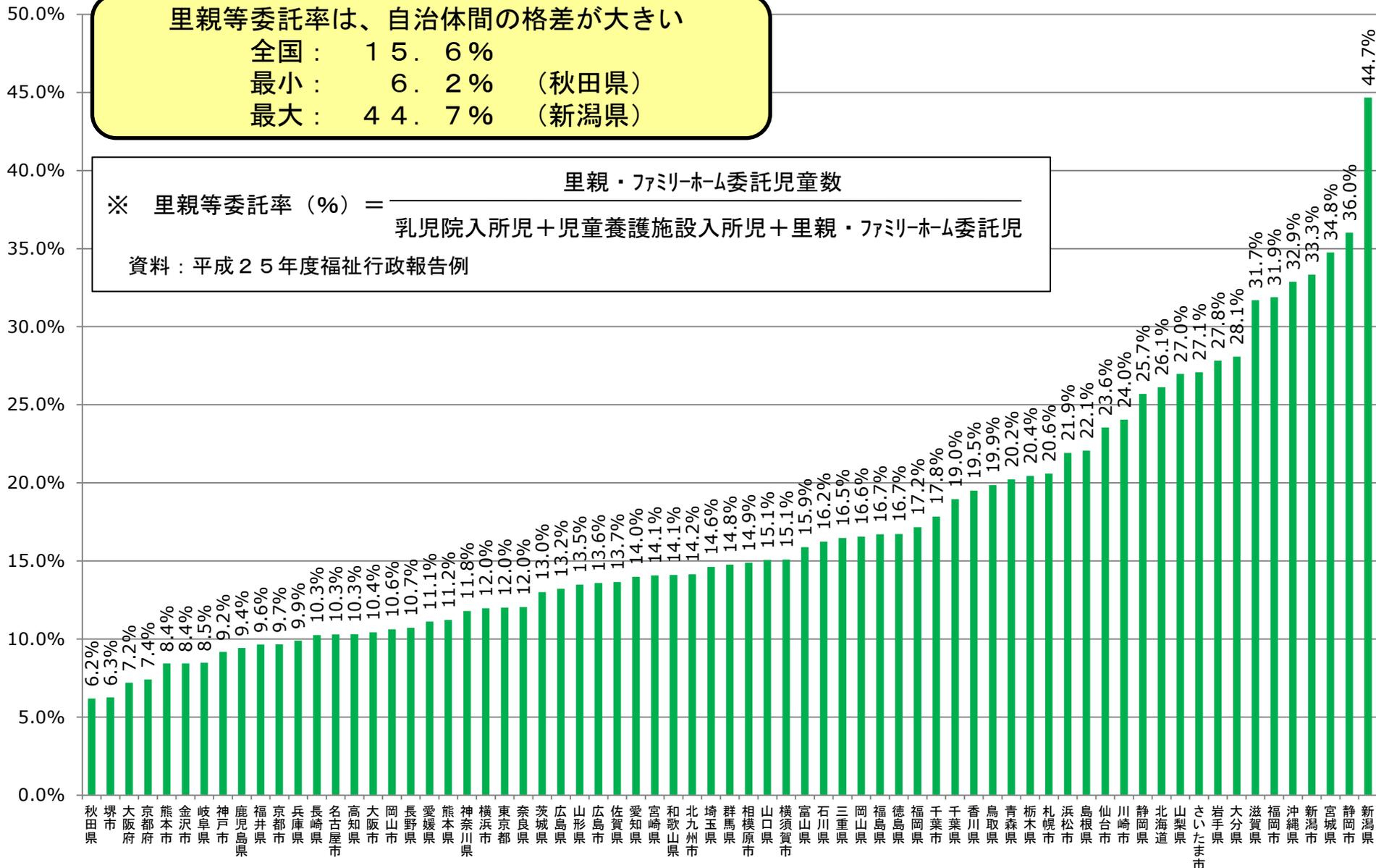
全国： 15.6%

最小： 6.2%（秋田県）

最大： 44.7%（新潟県）

※ 里親等委託率（%） =  $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

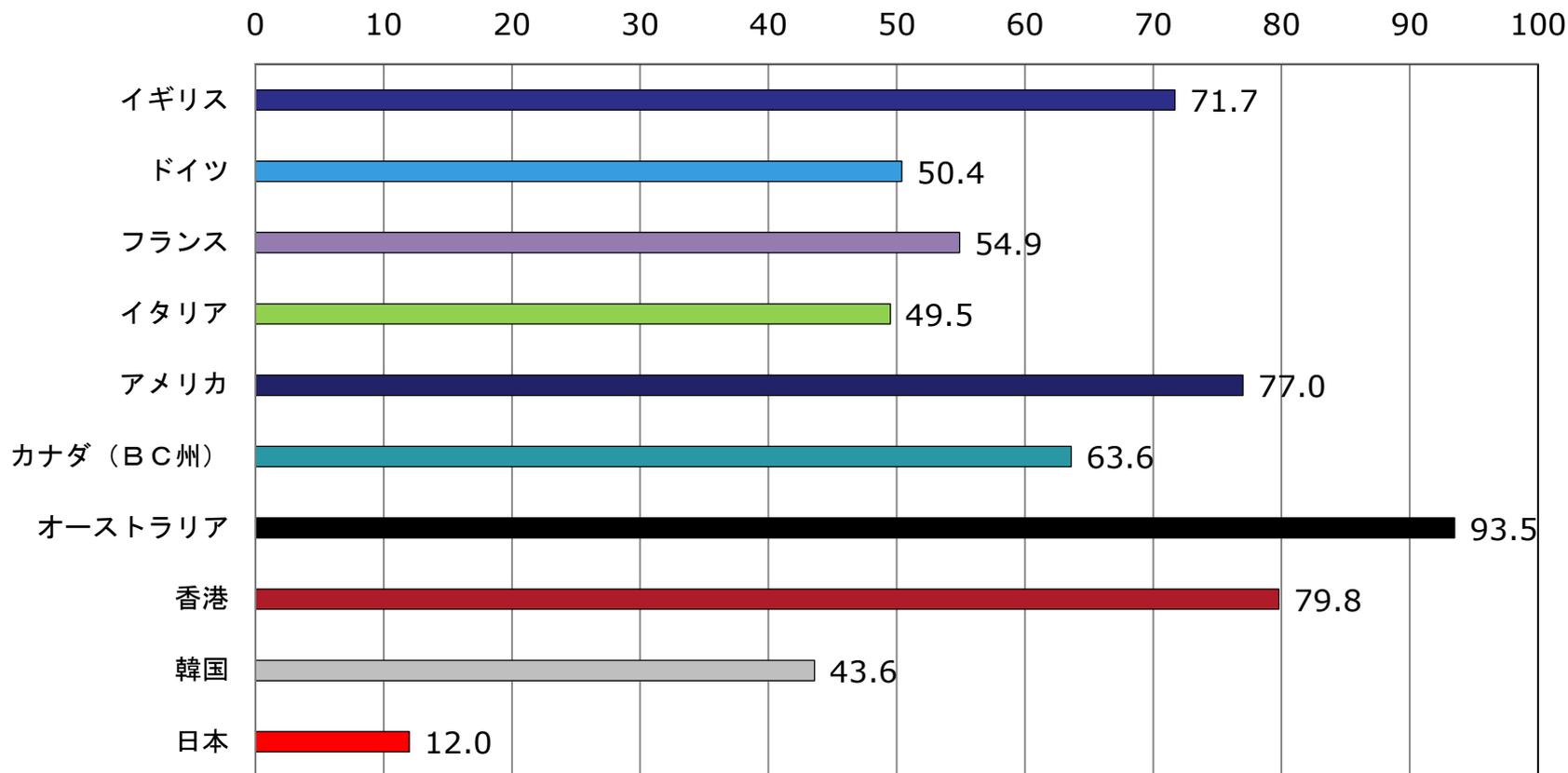
資料：平成25年度福祉行政報告例



## (10) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が9：1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2010年前後の状況）（％）



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

※ 日本の里親等委託率12.0％は、平成22年度末（2011年3月末）

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

## 2. 社会的養護の基本理念と原理

### 社会的養護の基本理念

- ① 子どもの最善の利益のために ・ 児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」  
・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体で子どもを育む ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

### 社会的養護の原理

- ① 家庭的養護と個別化 : ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援 : ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援 : ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働 : ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ : ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援 : ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

### 社会的養護の基盤づくり

- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

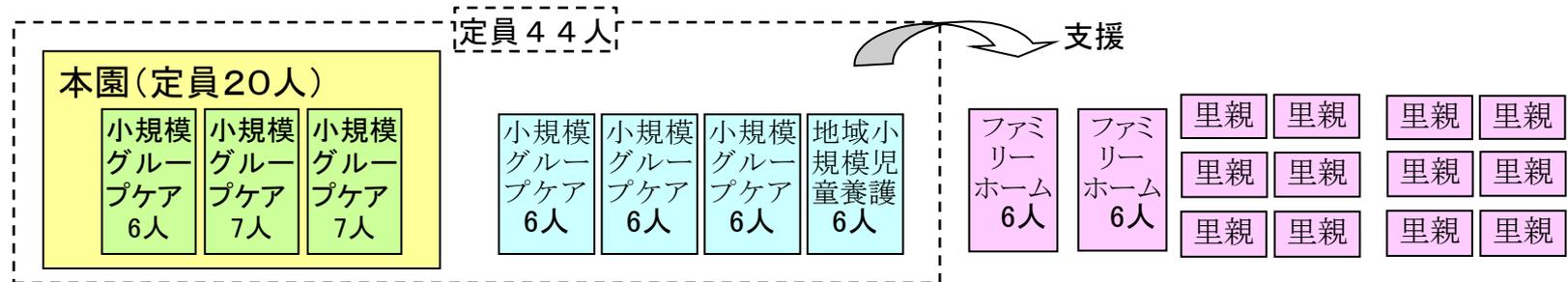
# 3. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

## (1) 児童養護施設の課題と将来像

- ①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進
  - ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
  - 本体施設の小規模化 → 定員45人以下
  - グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に
- ②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

### 【標準的な姿】

本園20人（6人×1グループ+7人×2グループ）、分園型小規模グループケア18人（6人×3ホーム）、地域小規模6人（6人×1ホーム）



【児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度】（「平成24年9月児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」より抜粋）

- (1) 小規模グループケア
  - 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外で行うもの（分園型小規模グループケア）
  - 定員は、児童養護施設は6人以上8人以下
  - 本来の基本的配置に加算：・児童指導員又は保育士1人・管理宿直等職員1人分（非常勤）・年休代替要員費等
- (2) 地域小規模児童養護施設
  - 定員6人
  - 人員配置：・児童指導員又は保育士3人（うち1人は非常勤とすることが可能）・管理宿直専門員1人分（非常勤）・年休代替要員費等
- (3) 賃借費加算
  - 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム等について、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。
- (4) その他の措置費関係
  - 平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすとした。
  - 現在、定員41人以上の施設で配置している栄養士については、グループホームを含めた栄養管理が必要であることから、地域小規模児童養護施設を含めた定員41人以上の施設で栄養士の配置ができるよう配慮する。
- (5) 施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）
  - 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
  - 地域小規模児童養護施設についても、児童養護施設本体の子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加算して、補助を算定する。
  - 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
  - 本体施設には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。
- (6) 安心こども基金
  - ・児童養護施設等環境改善事業補助

# 児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

**小規模化の意義** ・ ・ 「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

# 小規模化を推進する上での課題と取り組み

## 小規模化を進める上での課題

○職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。

○ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。

○人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。  
○小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。  
○大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。

○家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。  
○従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

## 小規模化を推進する取り組み例



○職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。



○小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。  
○施設全体の職員会議を、月に1~2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。



○スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。  
○施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。



○非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。  
○施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

# 児童養護施設における小規模化事例について

※平成25年3月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/dl/working5.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf) に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例1	神奈川県	旭児童ホーム	本園では、養育困難な児童の支援を中心に行い、その他を地域分散化している事例
事例2	東京都	二葉学園	改築後も定員を維持しつつ、本園の小規模化や分園の地域分散化、地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例3	高知県	若草園	改築後、同一敷地内に本園（管理棟）と1棟2グループを2棟設置。1グループを11人とし、小規模グループができるようにし、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例4	秋田県	聖園天使園	大舎制を改築後に小規模グループ化し、地域小規模児童養護施設を2か所増設する事例
事例5	福島県	堀川愛生園	改築後も定員を維持しつつ、同一敷地内において本園は管理棟で、別棟で小規模グループケアを設置し、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例6	神奈川県	春光学園	幼児寮、男子寮、女子寮のうち、男子寮と女子寮を大規模修繕して小規模グループにした事例

注：養育形態として、「小規模グループ」、「小規模グループ化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点

○児童養護施設は、小規模化のための設備を有しているものの、現時点において、小規模グループケアの養育を行っていないものも選定した。

○敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

# 施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

## 児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合)  
0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか  
就学児童 5.5:1(→4:1)  
3歳以上 4:1(→3:1)  
3歳未満 2:1

\* ( ) は27年度予算案

601か所  
定員33,579人  
現員28,183人

## 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所  
定員3,872人、現員3,022人

## 地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直  
26年度298か所→31年度目標390か所

## 小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)  
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直 を加算

26年度1,078か所→  
31年度目標 1,870か所(乳児院等を含む)

## 小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者  
合わせて3人

25年度223か所  
→31年度目標  
520か所  
→将来像1,000か所

## 里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	9,441世帯
うち養育里親	7,489世帯
専門里親	652世帯
養子縁組里親	2,706世帯
親族里親	477世帯

委託里親数 3,560世帯  
委託児童数 4,636人

→31年度目標  
養育里親登録 9,800世帯  
専門里親登録 850世帯

## 児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

26年度118か所  
→31年度目標 190か所

里親等委託率 =  $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$   
26年3月末 15.6% →31年度目標 22%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1  
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

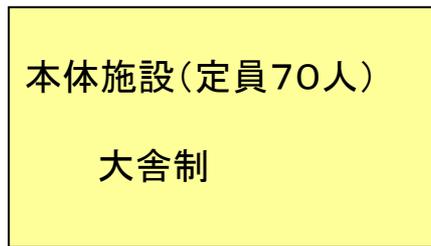
登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ

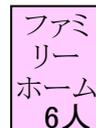
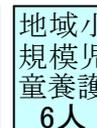
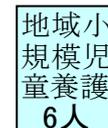
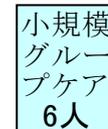
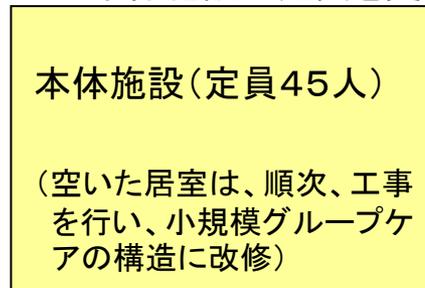
# 児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

（平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）

## ①現状（定員70人大舎制の例）

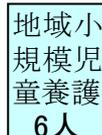
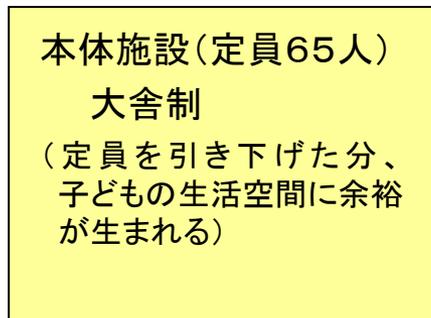


## ③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本体施設の定員を更に引下げ

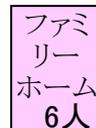
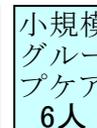
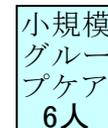
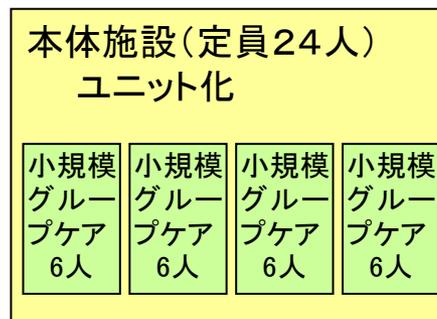


## ②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本体施設の定員を5人程度引下げ



## ④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める ⇒本体施設の定員をさらに引下げ



※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。  
 ※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。  
 ※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）が45人以下の場合が、手厚くなっている。

# 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

## 家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

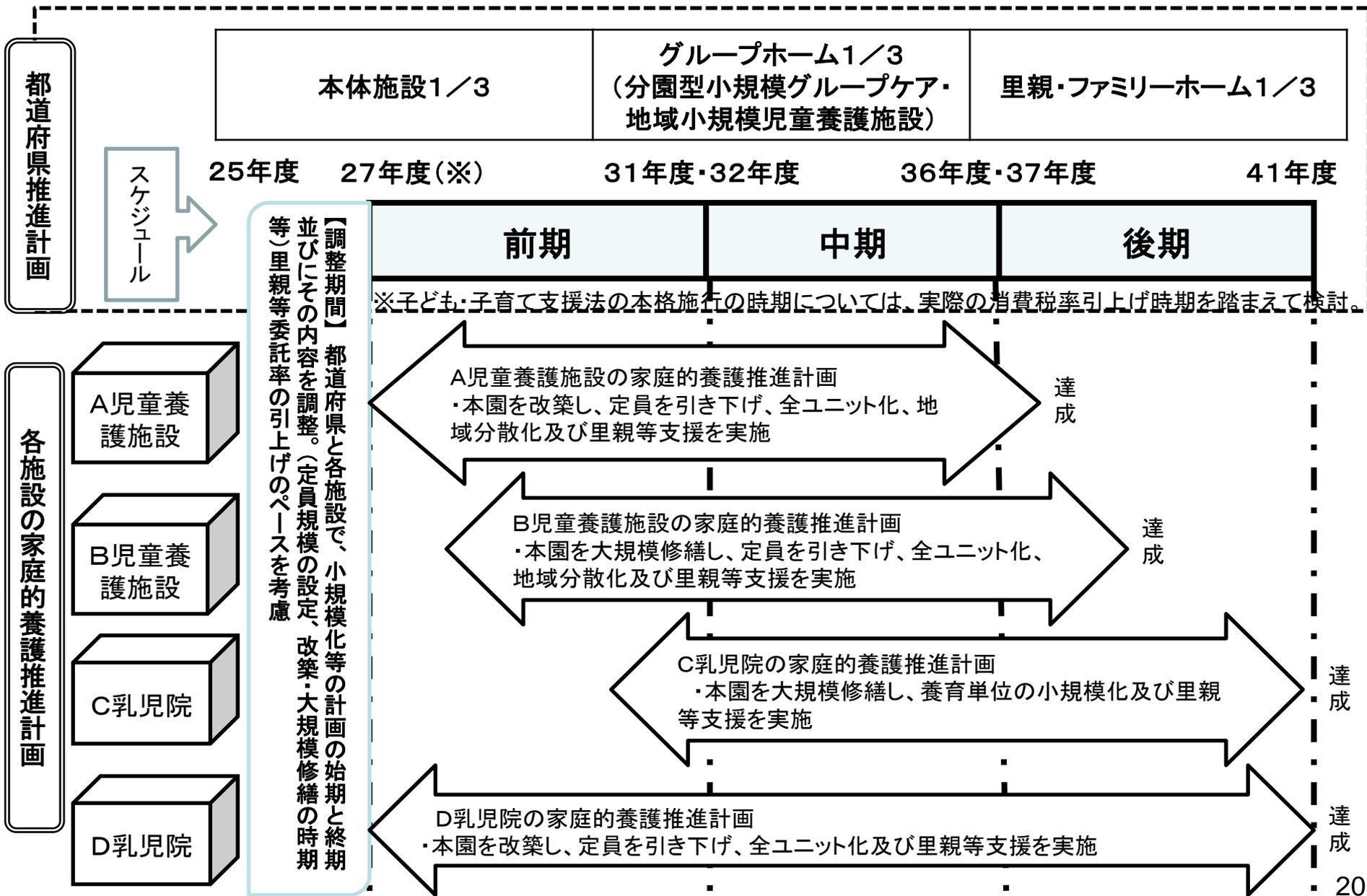
## 都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

# 「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



# 都道府県推進計画進捗状況調査(H26.5調査)結果 ～計画の策定状況～

## ○計画の現状について

	自治体数
1 計画の策定に着手している	37
2 計画の策定を検討している	22
3 計画の策定を検討していない	0

## ○委員会の開催状況について

	自治体数
1 計画策定のために委員会を開催している	27
うち都道府県児童福祉審議会の中に設置	6
うち地方版子ども・子育て支援会議の中に設置	7
うち新たに委員会を設置	10
2 計画策定のための委員会を開催していない	32

## ○計画完成時期について

	自治体数
平成26年8～12月	21
平成27年1～3月	38

※対象自治体69(都道府県47、指定都市20、児童相談所設置市2)のうち、59自治体から回答を得た。  
 (一部の指定都市、児童相談所設置市は各府県から回答)

# 都道府県推進計画進捗状況調査(H26.5調査)結果 ~現状の課題~

## ○都道府県推進計画策定に当たっての現在の課題について

	自治体数
1 人口減少と社会的養護需要量のバランスが難しい	25
2 離島や過疎地にある施設の小規模化を進めるにはどうしたらよいか分からない	3
3 大都市部で建物の取得が困難でどのようにしたらよいか分からない	9
4 施設と計画について議論しているが、施設の方角と計画の趣旨が必ずしも一致しない	26
5 その他	33

※重複回答あり

## ○その他の主な内容

- ・ 改築したばかりの施設があり、大幅な定員規模の縮小に伴う施設整備の見通しが立たない。
- ・ 本体施設に委託する児童数を全体の1/3にするためには大幅な定員削減が必要となるため、それに伴う措置費の削減等が施設の経営を圧迫してしまう。

財源の  
課題

- ・ 本体施設における小規模化やグループホーム化の実現には職員の確保や職員のスキルアップが必要不可欠だが、職員の公募をしても人が集まらず、人材の育成も図れない。

人材の  
課題

- ・ 里親の高齢化や児童とのミスマッチング等により、里親委託がなかなか進まない。
- ・ 長い期間、里親等委託よりも施設委託を優先していた風潮があったため、里親開拓を積極的に行う気運が高まりづらい。

里親等  
の課題

# 都道府県推進計画進捗状況調査(H26.5調査)結果 ～課題への対応～

## ○課題についての対応方法等について

### 財源について

- 施設運営等に関する自治体単独の補助を検討する。
- FHを開設する場合などに、措置費(家賃)の上乗せを行う。
- 整備時期が重ならないよう調整するとともに、財政部局に対し事前に計画の説明を行う。

### 人材の育成

- 児童相談所・施設職員のキャリア育成や、登録里親の養育力向上などの社会的養護に携わる総合的な人材育成をテーマとした関係機関等によるワーキンググループを開催する。
- グループホーム設置を促進するため、各施設におけるノウハウの共有や専門性の向上に向けた職員研修等を支援する。
- 施設職員の質の向上を図るため、若手・中堅職員の表彰を行う。

### 里親等委託の推進

- 望まない妊娠等の事例を里親委託に結びつけるため、医療機関への周知・啓発を図る。
- 民生委員・児童委員、保育士等を通じた里親制度の周知を行う。
- フォーラム等市民参加型の里親制度の普及活動や里親による一般向けの相談会等を実施し、里親制度等の啓発を図る。
- 子どもを預ける前の保護者向けリーフレットや里親養育の紹介VTR作成。
- 未委託里親等の資質向上や子どもへの理解を深めることや児童の家庭生活体験を目的として、長期休み等に未委託里親等の家庭に施設入所児童を受け入れる養育体験事業を実施。
- 研修や交流会等里親と接触する機会を増やし、児童相談所や里親支援専門相談員が書類上では確認できない里親の養育意識等を把握する。
- 施設の里親支援専門相談員や、里親の会に配置した里親訪問支援員等と連携した家庭訪問等による相談体制の充実を図る
- 施設のFSW向けに里親委託の支援体制についての説明会を行い、施設との協力体制の構築に努める。
- NPO法人への里親支援事業の委託を行っている。

## 施設の小規模化について（試算：月額）

※平成24年11月30日雇児発1130第3号雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」における「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」P13の①施設の全体の構成の標準的な姿より

施設種別	定員	事務費		
児童養護施設	68人	132,180円	× 68人	= 8,988千円

※事務費は26年度単価（その他地域）を使用

小規模化

施設種別	定員	割合	事務費		
児童養護施設	20人	29.4%	(※1)	(※2)	= 6,510千円
小規模グループ（本園型3か所） ・7人×2カ所、6人×1カ所			171,310円	× 38人	
小規模グループ（分園型3か所） ・6人×3カ所	18人	26.5%	13,500円	× 38人 × 3カ所	= 1,539千円
地域小規模（1か所）	6人	8.8%	201,530円	× 6人	= 1,209千円
小計	44人	64.7%			計 10,797千円
里親・ファミリーホーム	24人	35.3%			
計	68人	100.0%			

※1 職員数は、児童の年齢別加算等を含んでいない。

※2 本体施設（20人）＋小規模グループケア（18人）＝38人

## (2) 乳児院の課題と将来像

### 乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**
- 被虐待児・病児・障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**
- 子育て支援機能**（育児相談、ショートステイ等）

### 今後の課題

#### ①専門的養育機能の充実

- ・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実
- ・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
  - 平成24年度予算で、基本配置の引上げ(1.7:1→1.6:1)、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。
  - 平成27年度予算案で基本配置の引上げ(1.6:1→1.3:1)等を追加。

#### ②養育単位の小規模化

- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化（4～6人の小規模グループケア）を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。
- ・乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要

#### ③保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。
- ・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。
- ・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進
- ・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

# 乳児院における小規模化事例について

※平成25年3月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/dl/working5.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf) に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例1	東京都	東京恵明学園乳児部	施設を全て小規模グループケア化している事例
事例2	岐阜県	麦の穂乳幼児ホーム かがやき	小規模グループケアを1グループ実施している事例
事例3	神奈川県	ドルカス ベビーホーム	小規模グループケアを本体1グループ、併設施設1グループで実施している事例
事例4	愛知県	竜陽園	併設施設で小規模グループケアを2グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例

注：養育形態として、「小規模グループケア」、「小規模グループケア化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点

○乳幼児の安心・安全の確保について特段の工夫をしている事例を選定。

○本園の一部を小規模グループケアとしている事例や現に入所している幼児の居室等も含め小規模化の改築を行った事例を選定。

○敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

### (3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

#### 情短施設の役割

- 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。
- 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。
- 比較的短期間(平均在所期間2.1年(H25.2))で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。
- 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。(平成22年10月全情短調査)

#### 今後の課題

##### ① 情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要。平成20年度32カ所であったが現在38カ所。平成31年度に47カ所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来57カ所を目標。

##### ② 専門的機能の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
  - 平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
  - 平成27年度予算案で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1→7:1)

##### ③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

##### ④ 通所機能の活用

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
  - 平成24年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

##### ⑤ 外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

##### ⑥ 名称の見直し問題

- ・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
  - 情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。

## (4) 児童自立支援施設の課題と将来像

### 児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。
- 「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。(現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2)

### 今後の課題

#### ①専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが59%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが47%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理療法的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
  - 平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
  - 平成27年度予算案で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1)
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要
- ・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応

#### ②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

# (5) 母子生活支援施設の課題と将来像

## 母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子と一緒に生活しつつ、共に支援を受けられることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

## 今後の課題

### ①入所者支援の充実

- ・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

### ②職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
  - 平成24年度から、基本配置の引上げ（定員10世帯以上の施設の母子支援員を1名増員）
  - 平成27年度予算案で基本配置の引上げ（定員30世帯以上の施設の母子支援員4人配置等）
- ・個別対応職員の配置推進と20世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。
- ・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

### ③広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。
- ・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

### ④子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
  - 平成27年度予算案で退所後の社会的自立につなげる学習支援を充実
- ・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
  - 平成24年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

### ⑤児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

### ⑥公立施設の課題

- ・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み。

## (6) 里親委託の推進

### 里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
  - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
  - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
  - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

### 里親委託の推進

#### ①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で44.7%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、最近9年間で、福岡市が6.9%から31.9%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をされており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。  
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

#### ②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。  
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

# 里親制度等の改正の経緯

## 昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

## 昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

## 平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン(平成16年12月)で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加(平成16年4月～)
- ・里親委託推進事業実施(平成18年4月～)(児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置)

## 平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱(平成27年3月)で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標

## 平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

# 里親委託を推進する上での課題と取組

## 里親委託を進める上での課題

### ○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

### ○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

### ○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

### ○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等



## 里親委託を推進する取り組み例

### ○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

### ○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

### ○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

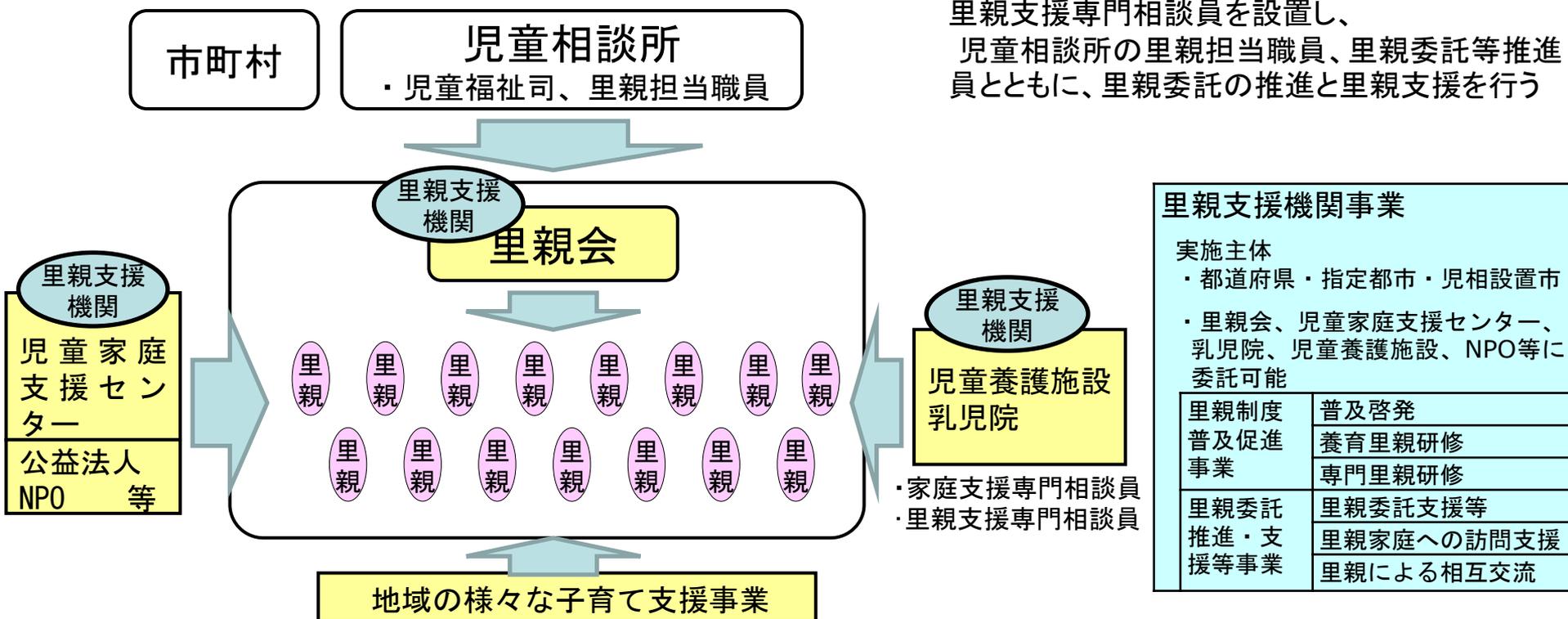
### ○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

# 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。
- 市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、里親支援専門相談員を設置し、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う



里親支援機関事業	
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

# 里親支援専門相談員の配置状況(平成24年11月、平成25年10月、平成26年10月)

- ・里親支援専門相談員は、2年間で約3倍の配置状況
- ・将来は、すべての児童養護施設、乳児院に配置(約700人)

		里親支援専門相談員配置数(か所)								
		乳児院			児童養護施設			合計		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
1	北海道			1	3	5	6	3	5	7
2	青森県			3		3	5		3	8
3	岩手県				1	1	1	1	1	1
4	宮城県					1	1		1	1
5	秋田県			1						1
6	山形県				1	2	3	1	2	3
7	福島県									
8	茨城県		2	2	1	2	3	1	4	5
9	栃木県	1	2	3	2	5	6	3	7	9
10	群馬県				3	3	3	3	3	3
11	埼玉県	1	2	3	2	10	20	3	12	23
12	千葉県				4	5	8	4	5	8
13	東京都	6	9	9	14	22	22	20	31	31
14	神奈川県	1	2	2	3	9	10	4	11	12
15	新潟県									
16	富山県									
17	石川県						2			2
18	福井県				1	1	1	1	1	1
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	2	2	2
20	長野県									
21	岐阜県		1	2		4	8		5	10
22	静岡県				2	3	4	2	3	4
23	愛知県	1	2	4				1	2	4
24	三重県		1	3		2	9		3	12
25	滋賀県	1	1	1	1	2	2	2	3	3
26	京都府		2	2		1	1		3	3
27	大阪府	3	4	4	9	16	20	12	20	24
28	兵庫県			1	4	5	5	4	5	6
29	奈良県					2	2		2	2
30	和歌山県			1			1			2
31	鳥取県	2	2	2	1	2	2	3	4	4
32	島根県									
33	岡山県						1			1
34	広島県				1	2	3	1	2	3
35	山口県	1	1	1	5	6	6	6	7	7

		里親支援専門相談員配置数(か所)								
		乳児院			児童養護施設			合計		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
36	徳島県			1	1	1	1	1	1	2
37	香川県					1	1		1	1
38	愛媛県									
39	高知県	1	1	1			2	1	1	3
40	福岡県	3	3	3	4	7	10	7	10	13
41	佐賀県		1	1	1	3	4	1	4	5
42	長崎県	1	1	1	2	2	4	3	3	5
43	熊本県				2	5	6	2	5	6
44	大分県	1	1	1	4	7	9	5	8	10
45	宮崎県				1	1	1	1	1	1
46	鹿児島県					2	8		1	10
47	沖縄県		1	1	2	2	2	2	3	3
48	札幌市	1	1	1	2	2	2	3	3	3
49	仙台市					1	1			2
50	さいたま市					1	1			2
51	千葉市						1	3		3
52	横浜市		3	3					3	3
53	川崎市					1	1	1	3	4
54	相模原市					1	1	2		3
55	新潟市									
56	静岡市						1	1		1
57	浜松市						1	1		1
58	名古屋市		1	1			1	1		2
59	京都市		1	2		4	7		5	9
60	大阪市	2	3	4	2	6	9	4	9	13
61	堺市				2	4	4	2	4	4
62	神戸市		3	3					3	3
63	岡山市						1			1
64	広島市	1	1	1	1	1	1	2	2	2
65	北九州市					1	1	1	1	1
66	福岡市		1	2			1	1		3
67	熊本市	1	1	1	1	1	3	2	2	4
68	横須賀市									
69	金沢市									
合計		29	55	79	86	171	246	115	226	325

※雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

# 里親委託推進の取組事例

## 具体的な取り組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

児童相談所

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）  
○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）  
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。  
**社会的養護の社会化** がはかられる。

○児相職員の意識の変化  
「まず里親を探そう」  
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。  
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、里親委託は大変。

○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。里親家庭への支援体制が欠かせない。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

## まとめ

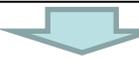
NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

## 具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適應できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。



○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。



○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。



○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

## まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

# 里親支援専門相談員の取組事例

## 大分県の取り組み

### 児童相談所と里親支援専門相談員が定期連絡会により一貫した支援

児童相談所職員と里親支援専門相談員が週に1回定期連絡会を持ち、情報共有、家庭訪問の計画調整、ケース報告などを行っている。定期連絡会は相談援助の方向性を確認し、支援の方法について意見交換することで、児童相談所の里親担当職員と相談員が一貫した支援を行うことができるとともに、里親支援専門相談員の研修的な役割も担っている。

今年度は、定期連絡会で、里親更新研修で行うロールプレイ「関わり方の悪い例、好ましい例」を検討し、研修では里親支援専門相談員が里親役、子ども役を演じる取り組みを行っている。

## 神奈川県での取り組み

### 施設による里親支援をベースに、里親支援に関わる検討会で役割分担を行うとともに、里親支援専門相談員の研修等の実施

神奈川県では昭和43年から児童養護施設による里親の養育支援を開始し、施設と里親の交流が図られている。このような中里親支援専門相談員制度ができたので、里親支援専門相談員配置の作業はスムーズに行われた。

旧来から里親支援を行う施設と児童相談所との連絡会議をベースに、県の担当課が里親支援専門相談員を含めた里親支援に関する検討会を立ち上げ、その活動内容やそれぞれの機関の役割分担等を検討。県担当課が企画し、里親支援専門相談員や里親相談員（ベテラン里親による当事者支援）、里親支援を行う施設向けの研修会を開催するなど、活動促進を図っている。

## 千葉県の取り組み

### 支援体制の構築を目指した里親支援検討会を立ち上げ、共通理解をつくるとともに、里親応援ミーティングを実施

千葉県では平成24年度に児童家庭支援センターと児童相談所の連絡会を「里親支援検討会」と位置づけ4回実施し（4か所の里親支援専門相談員が参加）、「（仮称）千葉県里親支援マニュアル～里親子関係不調による措置変更ゼロを目指す～」の案をまとめた。また、中央児童相談所では「不調による措置変更ゼロ」を目指し、子どもを委託する前後1か月間に、里親支援専門相談員も含めた里親の地域の関係者を集めて話し合う「里親応援ミーティング」を開いている。

## 山梨県の取り組み

### 児童相談所と里親支援専門相談員が情報共有して里親支援を行う

児童相談所が里親支援専門相談員に対して、専用のファイルを用意し、里親支援に必要な情報を提供している。里親支援専門相談員は、家庭訪問等の前に必ず情報を確認。また、里親にも委託された子どもについて里親用のファイルが用意されている。県内2名の里親支援専門相談員は里親から求められて、自立支援計画等にある専門用語を説明するなど、ファイル中の情報の理解を援助する。児童相談所、里親、里親支援専門相談員間で情報の共有を図り、スムーズに連携を図れる仕組みにしている。

# 里親支援機関の取組事例

## 滋賀県：乳児院・児童養護施設を持つ里親支援機関「小鳩会」の取組み

里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、里子の心理的ケアを行い、里親や子どもの集まる機会を提供する支援を行う

小鳩会では里親委託等推進員の他に、里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、被虐待児を養育する里親へ助言するとともに、里親里子の関係性把握、里子の心理状態把握と心理的ケアを行っている。里親支援の重要な役割はコーディネートであるとして、里親には「ピア・カウンセリング」等を実施、思春期の女兒には集団療法を取り入れた支援を実施している。また、「施設入所児童ホームステイ事業」をコーディネートし、子どもの家庭体験の機会とするとともに、新規里親の開拓にも効果を上げている。

## 東京都：「二葉乳児院」の取組み

児童相談所に里親委託等推進員を派遣し、密接な連携を行うとともに、外部スーパーバイザーによる指導を受けて里親支援を行う

東京都では児童相談センター(中央児童相談所)にて、平成20年度に里親支援機関事業のモデル事業を二葉乳児院に委託して開始した。平成24年度からは都内11の児童相談所全域で、4つの民間団体に里親支援機関事業を委託している。二葉乳児院は4か所の児童相談所で委託を受けている。4名の里親委託等推進員は傾聴やともに考えるという姿勢に加え、里親からの相談内容に応じて、他の社会的資源と繋げるソーシャルワークを行っている。また、月1回のグループ・スーパービジョンにおいて、実践の振り返りと課題の整理をするとともに、お互いの専門性から学び、次への取組みに視点を向けることに役立てている。また、里親の集まりのコーディネートや家庭訪問、養子縁組里親に着目した事業など、幅広く事業に取り組んでいる。

## 和歌山県：乳児院内にある里親支援機関「なでしこ」の取組み

里親への研修や施設の子どもの家庭体験の機会を作るなどの支援を行う

和歌山乳児院内に開設された「なでしこ」は平成24年から和歌山県の里親支援機関事業を受託するとともに、和歌山県里親会の事務局も引き受けている。乳児院の院長は養育里親、里親委託等推進員(なでしこでの職名は里親支援員)は専門里親という里親制度への理解のもとで、里親に施設職員とともに受ける研修を年間10回企画開催し、施設職員と里親の交流の場及び社会的養護の子どもたちの養育の技術向上を図る場を提供している。

また、施設の子どもたちに家庭体験の機会を提供する「なでしこセカンドファミリー」を平成25年から開始し、子どもたちと地域の一般家庭と繋ぐ試みを行っている。

## (7) ファミリーホームの課題と将来像

### ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

### 今後の課題

#### ①大幅な整備促進

- ・ 少子化社会対策大綱では、平成31年度までに520か所を整備（平成26年3月現在223か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込む。
- ・ これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- ・ 整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することが必要。  
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）

#### ②専門性の向上と支援体制の構築

- ・ 養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。  
→平成23年3月末の実施要綱改正で、里親支援機関や児童家庭支援センターの里親支援にファミリーホームを加え、ファミリーホームに里親研修を受講するよう努めることと規定
- ・ 児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であることを明確化するよう、平成24年3月末に児童福祉法施行規則及び実施要綱を改正。

# ファミリーホーム事例集について

## 【取りまとめの経緯】

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（座長：青山学院女子短期大学教授 横堀昌子）  
子どもの最善の利益のため、良質なファミリーホームを設置していくため、個人・法人によるファミリーホームの設置事例、ファミリーホーム実態調査、設置を進めるための留意事項等を取りまとめた。

## 【ファミリーホームのおかれている状況】

- ファミリーホームが制度として事業化されたのは、平成21年度からであるが、平成25年10月時点で200か所を超え、その運営や養育者及び補助者の資質、人数など、ファミリーホーム間で差が生じている。
- 児童養護施設によるファミリーホームの開設或いは支援や、NPO等法人や施設職員経験者によるファミリーホームの開設が増加傾向にあるため、里親から大きくなったファミリーホームだけではない、様々な形態によるファミリーホームが増えることが予想される。
- ファミリーホームが家庭養護としての役割を果たすために、ファミリーホーム関係者は様々な取り組み・議論を行っている。

## 【ファミリーホーム事例集等の取りまとめ内容】

- ファミリーホームの課題についてワーキンググループで議論し、以下ような内容を取りまとめた。
  - ①ファミリーホームの開設手続きについて、養育者の条件、地域住民の理解、申請書類等に関する内容を、  
具体的に明示したこと。
  - ②ファミリーホームの養育の質の確保を前提として設置を進めるべきとの方向性に基つき、養育における留意事項等について具体的に明示したこと。
  - ③ファミリーホームそのものの課題だけでなく、それを取り巻く施設や関係機関との連携支援における課題があるため、現時点で取り組むことのできる課題を明記し、その解決については、今後の取り組みの中で検討することとしたこと。
  - ④今後は、ファミリーホームの設置について、児童相談所など自治体関係者及びファミリーホーム関係者、  
施設関係者が「チーム社会的養護」となって連携を深めながら、子どもの最善の利益のために、あるべきファミリーホームとは何かを検討しながら設置を進める際の参考となるものとする。

## ファミリーホームについての主な考え方



ファミリーホームについて：ファミリーホームは家庭養護の一類型で里親を大きくしたもの。施設を小さくしたものではない。養育者は夫婦が原則。地域で一家庭として機能する。

子どもの人数について：ファミリーホームは、里親に比べ家族の人数が多いのが特徴であるが、これは、子ども同士が家族関係の良いモデルとして、ともに成長していくことができることが利点である。子どもの人数が多いので、養育者の力量が問われる。

里親とファミリーホームについて：実親の中には里親に委託することに対して親と対比されることを意識するため、委託の同意に抵抗がある場合があるが、ファミリーホームは比較的その意識が薄まることから委託に同意しやすい場合がある。

措置費等について：里親が大きくなったものだが、里親と異なり、都道府県市から措置費の監査を受けるので、事務処理能力が求められる。法人設置の場合、法人と養育者との雇用関係が発生するので、人事関係の事務が必要。

## ファミリーホームと関係施設・機関との連携支援

：ファミリーホームの養育者を孤立させないよう地域に開かれた仕組みが必要。

地域の関係施設・機関との連携支援によりファミリーホームの養育者の質の向上にも寄与。

児童養護施設

児童養護施設がファミリーホームを開設するには事例が少なく、今後の実践を踏まえ引き続き検討。施設職員退職者がファミリーホームを設置した際、以前勤務していた児童養護施設と連携した事例があることから、そのような支援を推進。

乳児院

乳児院は里親委託の経験があることから、養育の連続性・多様性の観点からファミリーホームへの委託支援についても推進。

児童相談所

児童相談所は措置権を有していることから、ファミリーホームの状況をよく踏まえながら、児童を委託。また、各種相談を受けながらファミリーホームを支援。

里親

ファミリーホームは里親を大きくしたものであることから相互に支援。

里親支援機関

ファミリーホームが地域に開かれ、安定的に運営できるよう支援。

## (8) 自立援助ホームの課題と将来像

### 自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

### 今後の課題

#### ①整備推進

- ・少子化社会対策大綱で、平成31年度までに190か所を整備（平成26年10月現在118か所）

#### ②対応の難しい児童等への対応

- ・自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成23年7月に実施要綱を改正し適用

#### ③運営費の充実

- ・平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
- ・借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。  
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。

#### ④20歳以降のアフターケア

- ・20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。

## (9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

### 児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

### 今後の課題

#### ①児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

#### ②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

#### ③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。
- ・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

# 4. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築の充実、権利擁護など

## (1) 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、

- ① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

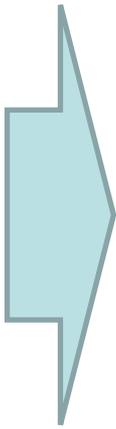
平成23年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書（ハンドブック）を平成24年度から25年度にかけて作成した。

施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成  
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。



指針等を踏まえて策定した基準により、平成24年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

「自己評価」の義務づけ

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ平成24年4月に始まった。  
→平成23年9月に省令を改正  
→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定  
→平成27年2月に評価基準を改定

# 施設運営ハンドブックの作成

1. 平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書（ハンドブック）を平成24年度から2年間かけて編集し、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。
2. 各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者。
3. 構成（施設種別ごと ◎は座長）
  - ・ 児童養護施設：◎平井誠敏 吉田隆三 丑久保恒行 太田一平 沓野一誠 横川聖 福田雅章 村瀬嘉代子
  - ・ 乳児院： ◎平田ルリ子 今田義夫 栗延雅彦 都留和光 増沢高
  - ・ 情緒障害児短期治療施設： ◎高田治 青木正博 滝川一廣 福永政治 辻亨 塩見守 下木猛史 平田美音
  - ・ 児童自立支援施設：◎相澤仁 田中康雄 豊岡敬 野田正人 吉川正美 西浪祥子 鈴木崇之
  - ・ 母子生活支援施設：◎菅田賢治 青戸和喜 大澤正男 芹沢出 森脇晋 山辺朗子 湯澤直美

**児童養護施設運営ハンドブック** 運営指針の解説書という形式をとっている。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成。

**乳児院運営ハンドブック** 全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れている。

**情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック** 今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向きに作成。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めている。

**児童自立支援施設運営ハンドブック** 全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説。

**母子生活支援施設運営ハンドブック** 運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されている。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮。

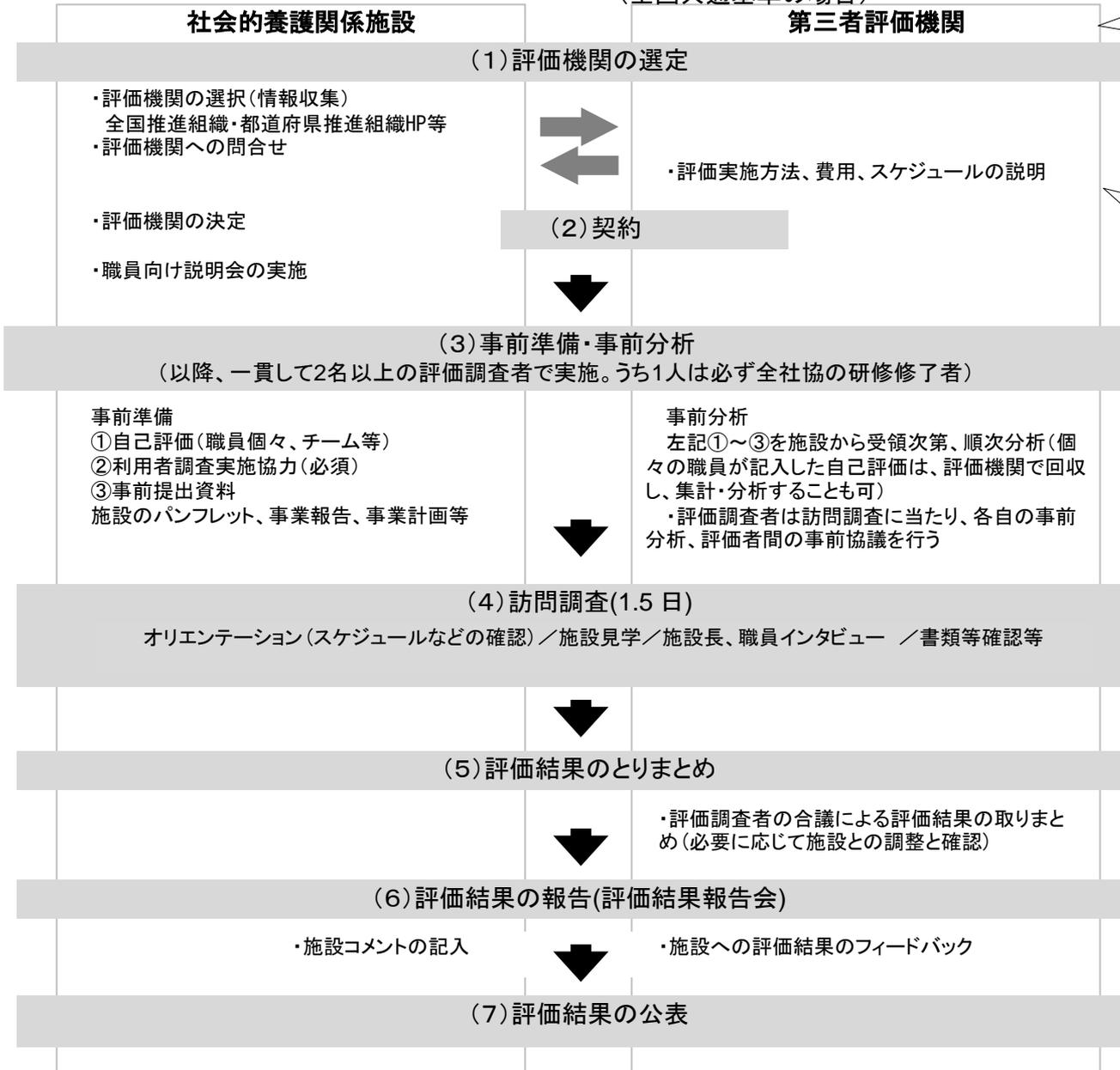
# 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

# 社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

# 社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかだけでなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

## 第三者評価受審完了状況集計結果

児童養護施設			乳児院			情緒障害児 短期治療施設			児童自立支援施設			母子生活支援施設			自治体合計
H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	
52	221	322	12	51	67	1	18	19	6	13	39	17	71	154	1063
595			130			38			58			242			

H24	88	※1 平成27年2月28日現在の受審結果（3月は見込み）である。
H25	374	※2 第三者評価機関と施設で公表内容の合意が取れた時点で受審完了とする。
H26	601	※3 東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。

## 第三者評価機関全国推進組織認証数

県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数
北海道	6	東京	14	滋賀	0	香川	1
青森	1	神奈川	7	京都	5	愛媛	2
岩手	1	新潟	1	大阪	9	高知	1
宮城	3	富山	2	兵庫	4	福岡	1
秋田	2	石川	3	奈良	2	佐賀	3
山形	1	福井	0	和歌山	2	長崎	2
福島	3	山梨	0	鳥取	1	熊本	4
茨城	1	長野	3	島根	1	大分	1
栃木	1	岐阜	5	岡山	3	宮崎	2
群馬	2	静岡	3	広島	1	鹿児島	4
埼玉	4	愛知	7	山口	1	沖縄	1
千葉	6	三重	4	徳島	1	合計	132

# 社会的養護関係施設の第三者評価基準見直し

## ○ 大前提

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

## ○ 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

## ○ 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
  - ①評価項目や着眼点の数が多し。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
  - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
  - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

## (2) 施設職員の専門性の向上

### ① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・平成23年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が多い。
- ・このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める
- ・施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ  
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

### ② 施設の組織力の向上

- ・平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- ・今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

### ③ 職員研修の充実

- ・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・人材確保のため、就職前の学生に体験してもらおうインターンシップも重要

# 社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ(案)

【小規模化及び家庭的養護の促進 「社会的養護の課題と将来像」 (平成23年7月)】

○ 専門性を持つ人材の育成が喫緊の課題

・社会的養護の質及び量を確保するためには、その担い手となる人材を確保し、専門性の向上を図るため、計画的に育成する体制の整備が必要

⇒ **子育て支援員専門研修(社会的養護)は社会的養護への入口：社会的養護の基本的知識等をもつ人材層の充実**

## 家庭的養護の推進における課題

### 小規模化の課題

- (a) 職員がひとりで多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
- (b) ユニット内できごとが周囲に伝わりにくい。
- (c) 職員に調理や家事の力が求められる。

→ 小規模での支援スキルをもつ人材の不足

### <里親委託の役割>

- (a) 自己肯定感・基本的信頼感の獲得
- (b) 家庭生活を築くモデルにできる
- (c) 社会性を養い、生活技術を獲得

→ 里親の不足

### 小規模化の意義

#### 家庭的養護と個別化の推進による「あたり前の生活」

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てる。

### 人材の確保と専門性の向上が喫緊の課題

### <ファミリーホームの整備促進>

H26までに140カ所  
将来は1,000カ所

→ 養育補助者の確保が困難

## 「子育て支援員研修」

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者等の参画を促進

→ 子ども・子育て及び社会的養護に関する基本的理解を持つ人材層の拡充

施設長  
専門里親  
(更新)

中堅職員・  
専門職員・  
専門里親

新人職員  
(児童指導員)・  
新規里親

社会的養護における  
知識・経験等を強化

キャリアアップの具体的道筋

資格取得・経験年数・  
指定された研修受講等

法令による  
規定等

社会的養護への入口

### 子育て支援員専門研修(社会的養護)修了者

(活用例)  
ファミリーホームの養育補助者  
里親や施設の補助的な支援者等

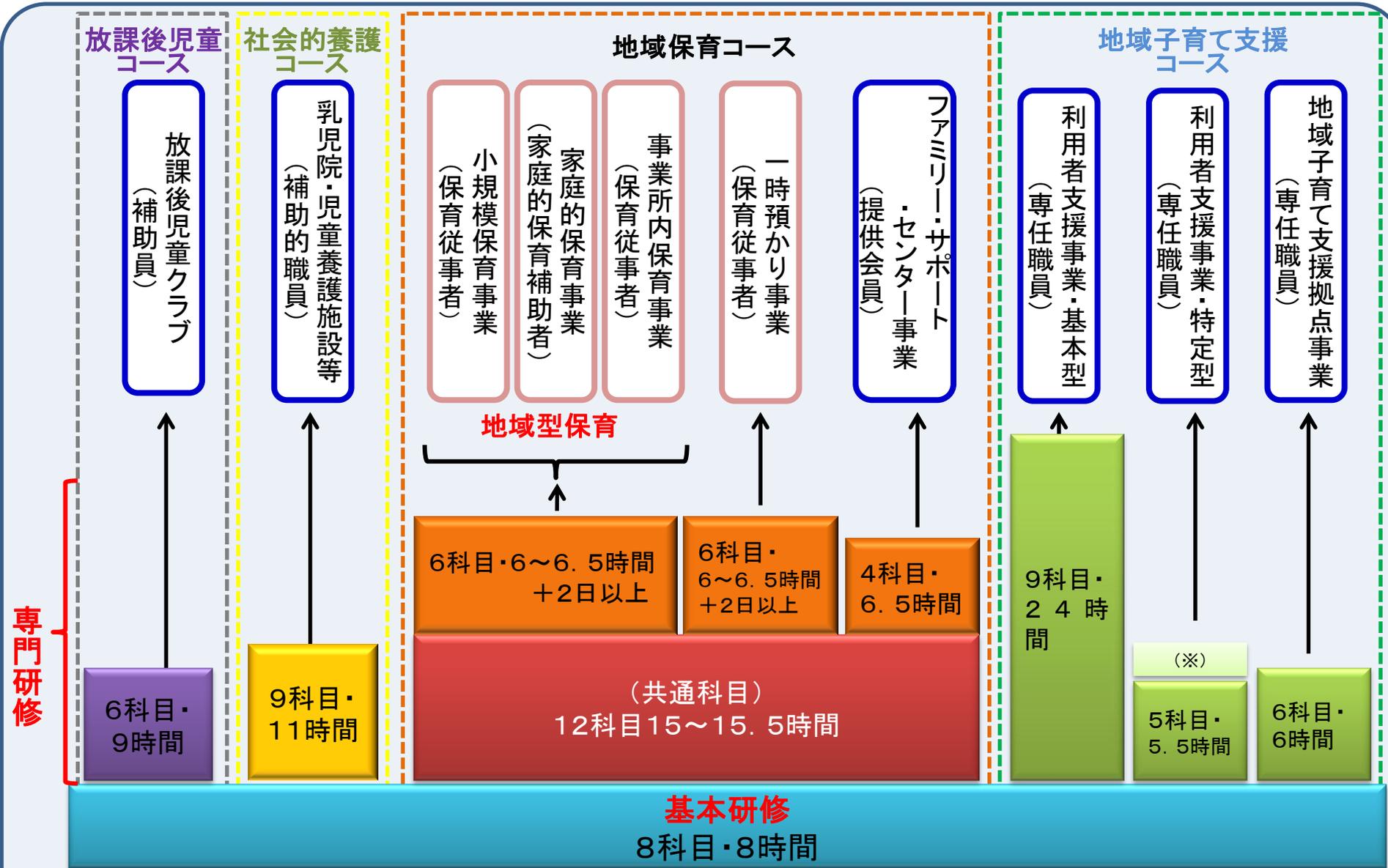
子育て支援員  
基本研修 修了者

保育・子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等

施設等の小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

「社会的養護の課題と将来像」

# 子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

なお、研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、小規模保育と事業所内保育については、新たに従事する者場合でも従事開始後、概ね2年程度の間研修を受講することで従事可。

# 「子育て支援員」研修について

## 趣旨

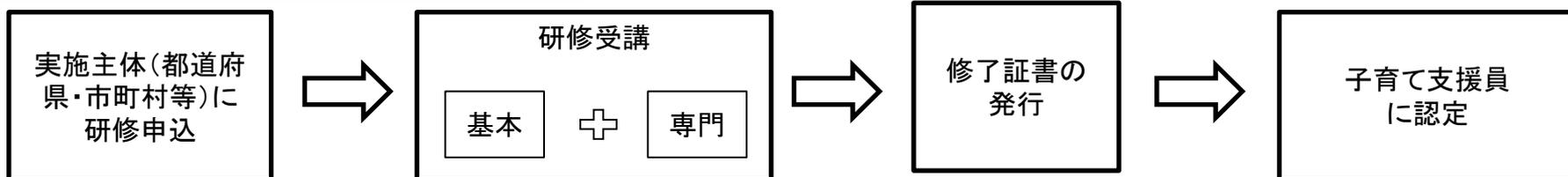
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

## 「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

## 研修受講から認定までの流れ



# 子育て支援員研修(基本・専門)の考え方と科目

## 【子育て支援員研修の考え方】

子育て支援員研修は、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等を対象に必要な研修を実施するものであり、対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。また、幅広い人材が本研修を受講することから、研修時間数について考慮するとともに、基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

## 【基本研修の考え方】

基本研修では専門研修で修得する各事業の特性等に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に子育て支援員として最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するものとする。

## 【社会的養護コースの考え方】

社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入口」としての社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容とする。

科目構成は、小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)
社会的養護コース	9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)

### (3) 親子関係の再構築支援の充実

#### ① 親子関係の再構築支援の課題

- 施設はかつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増えている。
- 児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。
- したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。

#### ② 親子関係の再構築支援の充実

- 施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。
- 子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。

#### ③ 親子関係の再構築支援ワーキンググループ

- 以上のことを受けて、平成24年度から親子関係再構築支援ワーキンググループを立ち上げ、施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集を作成して、平成25年度は、施設による親子関係再構築支援のガイドラインを作成することとしている。

# 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

**作成：**親子関係再構築支援ワーキンググループ委員（座長：大正大学人間学部臨床心理学科教授犬塚峰子）  
児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。



**構成：**

## 1. 全体的な構成

巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

## 2. 各事例の構成

全部で26事例が収集されている。（児童養護施設9事例・乳児院6事例・情緒障害児短期治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例）

各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。



**活用：**

現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。

# 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例について

※平成25年3月「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」より抜粋。詳細については、[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/dl/working7.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf) に掲載。

事例番号	施設種別	事例概要
事例1	児童養護施設	施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例
事例2	児童養護施設	反社会的傾向のある母親の言動に対し、職員が役割分担して行動変容を促し、親子関係をつないだ事例
事例3	児童養護施設	他の母子の姿(モデリング)を通して、子どもへの関わりを学んでいる事例
事例4	児童養護施設	子どもの成長ぶりの実感が母親の動機付けにつながった事例
事例5	児童養護施設	児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力して、情緒不安定な母親に母親クラブへの参加を促し、心理治療等を行っている事例
事例6	児童養護施設	母親の精神疾患のため家庭引き取りが困難だが、宿泊の親子訓練等を通して良好な関係を築いていった事例
事例7	児童養護施設	家族とのつながりを持つことが困難なため、担当職員と家族との関係を整理して自立した事例
事例8	児童養護施設	親が行方不明となり家族交流が困難になり里親委託を行なった事例
事例9	児童養護施設	児童養護施設においてコモンセンス・ペアレンティングを用いて家庭復帰支援を行った事例
事例10	乳児院	虐待を認めない親への親子関係再構築支援の事例
事例11	乳児院	虐待をした母親が、生い立ちの振り返りを行って、自己肯定感を高め子どもの家庭引き取りに至った事例
事例12	乳児院	障害の受容を支援し、家庭復帰となった事例

事例番号	施設種別	事例概要
事例13	乳児院	育児不安のため、三度の一時保護後、入所となった事例
事例14	乳児院	両親・親族がダウン症児を受け入れることができず里親委託になった事例
事例15	乳児院	父親からの身体的虐待により入所、離婚により家庭引き取りとなった事例
事例16	情緒障害児短期治療施設	母親からの心理的虐待で入所したA子(中3)が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例
事例17	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例
事例18	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら自立に向け退園した事例
事例19	児童自立支援施設	問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例
事例20	児童自立支援施設	16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例
事例21	母子生活支援施設	母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例
事例22	母子生活支援施設	養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例
事例23	母子生活支援施設	母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例
事例24	児童家庭支援センター	母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング(自助グループ)を利用した事例
事例25	児童家庭支援センター	児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例
事例26	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターが「ホームスタート」(訪問型子育て支援)を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例

# 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン

平成26年3月

## 第1章 親子関係再構築支援の定義

## 第2章 児童虐待の現状

## 第3章 児童相談所の対応の概要

## 第4章 施設による親子関係再構築支援

### 第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援

1. 入所前から入所時までの支援
2. 入所中の支援
3. 退所前の支援
4. 退所時から退所後の支援

### 第2節 乳児院における親子関係再構築支援

### 第3節 母子生活支援施設における親子関係再構築支援

### 第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

## 第5章 支援体制

1. 家庭支援専門相談員
2. 心理療法担当職員

【親子関係再構築支援ワーキンググループ委員】 犬塚峰子(座長・大正大学人間学部臨床心理学科教授)  
山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)・松永忠(児童養護施設光の園)・塩田規子(児童養護施設救世軍世光寮)  
軀川恒(かのや乳児院)・山元喜久江(広島乳児院)・平岡篤武(情緒障害児短期治療施設吉原林間学園)  
相澤孝予(国立きぬ川学院)・川崎今日子(母子生活支援施設野菊荘)・藤井美憲(児童家庭支援センター愛泉こども  
家庭センター)・鈴木浩之(神奈川県中央児童相談所)・菅野道英(滋賀県彦根子ども家庭相談センター)

## (4) 自立支援の充実

### ① 自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

### ② 特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
  - 平成24年度から、a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（26年度：56,570円）、b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→26年度：276,190円）
  - 平成27年度予算案で、a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加

### ③ 措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
  - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22：153人→H23：182人→H24：263人→H25：231人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22：73か所→H26：118か所）

### ④ アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
  - 平成27年度予算案でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
  - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

# 18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

## 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

## 児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

### (5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

## 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人（平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査） 62

# 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

## ① 中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
(参考) 全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

## ② 高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

## ③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 身元保証人確保対策支援事業について (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

## 2. 補助単価（26年度） 年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

## 3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

運営主体：全国社会福祉協議会

## 4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

## 5. 補助率

国 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、一般市及び福祉事務所設置町村 1 / 4

## (5) 子どもの権利擁護

### ①子どもの権利擁護の推進

- ・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

### ②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明、
- ・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

### ③被措置児童等虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。  
(平成24年度の届出・通告受理件数は214件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は71件)  
※平成23年度の届出・通告受理件数は193件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は46件
- ・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

### ④子どもの養育の記録

- ・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。  
→平成23年4月に「育てノート」(第1版)を作成。
- ・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

# 被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～25年度)

## ○届出・通告者

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明 (匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件 22年度:176件 23年度:193件 24年度:214件 25年度:288件

## ○事実確認の状況

単位:件数(件)、[ ] 構成割合(%)

	事実確認を行った事例				小計	不要と判断 事実確認は 調査 虐待では なく	その他の事例	合計
	虐待 認められ た事実	虐待 認められ た事実	虐待 判断に 至らな かた た事実	虐待 判断に 至らな かた た事実				
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]	
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]	
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]	
24年度	71 [32.1]	124(4) [56.1]	24(3) [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221(7) [100.0]	
25年度	87(6) [29.0]	185(5) [61.7]	21 [7.0]	294(11) [97.7]	3 [1.0]	4(1) [1.3]	300(12) [100.0]	

※( )は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

(参考)社会的養護関係  
施設数等推移

単位:か所(委託里親除く)  
世帯(委託里親)

	乳児院	児童養護施設
21年度	123	578
22年度	125	580
23年度	129	585
24年度	130	589
25年度	131	595

	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
21年度	33	58
22年度	37	58
23年度	37	58
24年度	38	58
25年度	38	58

	委託里親	ファミリーホーム
21年度	2,837	49
22年度	2,971	113
23年度	3,292	157
24年度	3,487	184
25年度	3,560	223

※1:家庭福祉課調べ(各年度10月1日現在(委託里親、ファミリーホーム除く))

※2:福祉行政報告例(各年度末現在(委託里親、ファミリーホーム))

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位:件数(件)、[ ] 構成割合(%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム	障害児施設等(障害児通所支援事業含む)	児童相談所(一時保護所(一時保護委託含む))	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]

○虐待の種別・類型

単位:件数(件)、[ ] 構成割合(%)

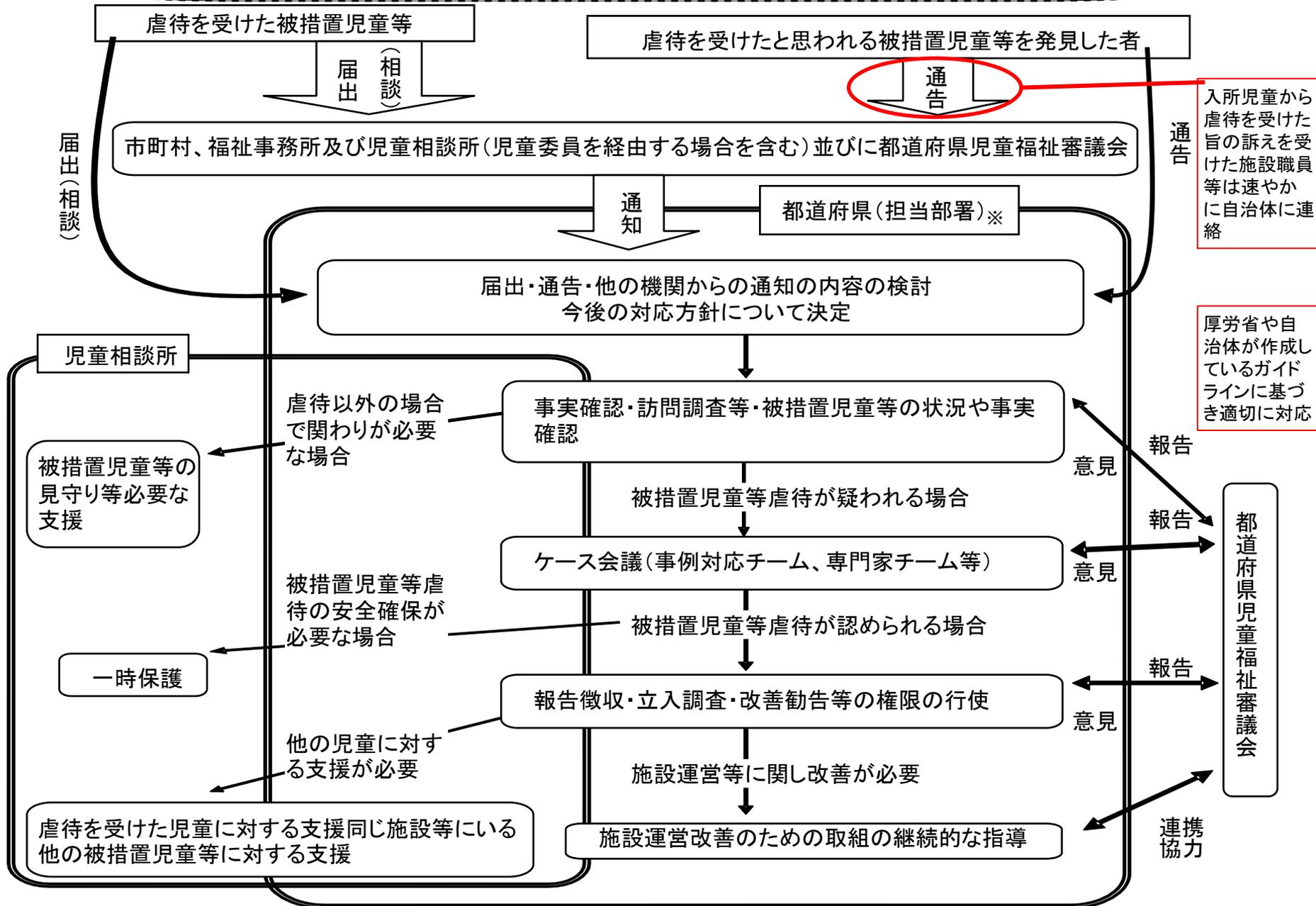
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/04.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html)

# 被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進(自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等)



# 5. 施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	従来	現行 (24年度～)	「社会的養護の課題と 将来像」の目標水準 (27年度予算案)	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: 1.7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>4:1</u> 小学生以上: <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u> 小学生以上: <u>4:1</u>  ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1.7:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u>  ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4.5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人  少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人  少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u>  少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>	昭和57年

# 6. 社会的養護の整備量の将来像

○日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、

- (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
- (b) 概ね3分の1が、グループホーム
- (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく。

<現在>

施設9割、里親等1割



<想定される将来像>

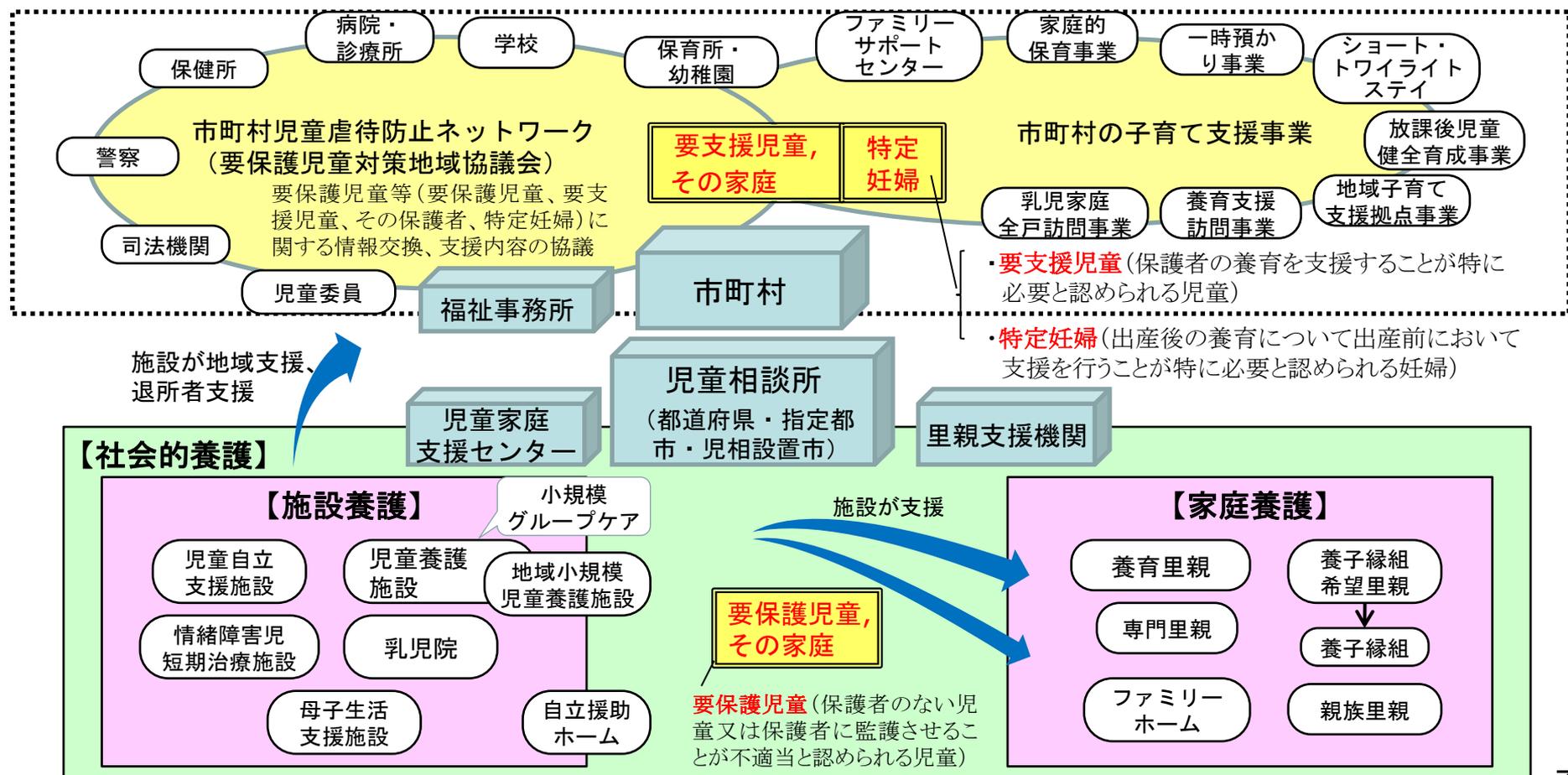
本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	本体施設	乳児院	3,000人程度
		児童養護	11,000人程度
		計	14,000人程度 (37%) ~ (32%)
グループホーム	グループホーム	地域小規模児童養護	3,200人程度
		小規模ケアのグループホーム型	9,000人程度
		計	12,200人程度 (32%) ~ (28%)
家庭養護	家庭養護	里親	7,100人程度 ~ 12,500人程度
		ファミリーホーム	5,000人程度
		計	12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)
児童数合計			38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)

(人数は一定の条件での試算)

# 7. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに  
子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施  
を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）（抄）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

（一）児童虐待防止対策の充実

（3）社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けられることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

#### 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

#### (二) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要がある。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。具体的には、今後十五年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。）について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。以下（二）において同じ。）及び里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指す。

## (1) 家庭的養護の推進

### ア 里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親等委託率を設定し、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進する。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行う。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進する。

### イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

（二）の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画（平成二十七年度から十五年間程度を対象とした児童養護施設及び乳児院の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）を、家庭的養護推進計画（管内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）と整合的なものとなるよう調整して作成することとされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して地域の実情に即した取組を推進すること。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努める。

## (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには情緒障害児短期治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が必要である。このため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。

なお、情緒障害児短期治療施設については、各都道府県で一か所以上の設置が適切である。

### (3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要がある、そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力がないまま施設退所等を行うこととならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、施設退所者数や地域の実情等を勘案して必要量を見込み、設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

### (4) 家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要である。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。さらに、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

## (5) 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

# 8. 社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化と社会的養護

## 子ども・子育て支援の充実に必要な財源について

### 社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日  
政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに（略）

#### I 社会保障改革の全体像

##### 1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

（略）

##### 2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

###### (1) 改革の優先順位

- 厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、2. 参加保障・包括的支援（全ての人に参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、4. 安心に基づく活力）を踏まえ、
- ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
  - ② 医療・介護等のサービス改革
  - ③ 年金改革
  - ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」についてまず優先的に取り組む。

###### (2) 個別分野における具体的改革

（略）

<個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）>

###### I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

- ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
- ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等（略）

III 年金（略）

IV 就労促進（略）

V I～IV以外の充実、重点化・効率化（略）

VI 地方単独事業（略）

###### (3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入（略）

## II 社会保障費用の推計

### 1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1 兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等 ～1.6 兆円弱程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

III 年金 ～0.6 兆円程度

（再掲：貧困・格差対策 ～1.4 兆円程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

と見込まれる。

### 2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

# 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」 の骨子について（平成25年8月21日閣議決定）（抄）

## 一 講ずべき社会保障制度改革の措置等

### 1. 少子化対策

- (1) 急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに仕事と子育ての両立支援を推進する観点から、次に掲げる措置（待機児童解消加速化プランの実施に当たって必要となるものを含む。）等を着実に実施する。

その際、全世代型の社会保障を目指す中で、少子化対策をすべての世代に夢や希望を与える日本社会への投資であると認識し、幅広い観点から取り組む。

- ① 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- ② 保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- ③ 社会的養護の充実に当たり必要となる児童養護施設等における養育環境等の整備のために必要な措置

- (2) 平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 三 その他

### 1. 財源の確保

一に掲げる措置については、関連する法律の施行により増加する消費税及び地方消費税の収入並びに社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ行う。

# 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抄） （平成25年法律第112号）

## （少子化対策）

第三条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

- 一 子ども・子育て支援法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付及び同法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- 二 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- 三 保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村（特別区を含む。次条第七項第一号口において同じ。）以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十三条の規定による国庫の負担
- 四 社会的養護の充実に当たって必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

# 平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案			(参考) 平成26年度 予算額	
		(注1)	国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6	64	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	602	301	544	
		392	277	115	353	
	医療・介護サービスの提供体制改革 地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	—	
		1,051	531	520	—	
		236	118	118	43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合 計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

# 平成27年度における「社会保障の充実」関係施策(抄)

【金額は国費】

## 子ども・子育て支援の充実

(子ども・子育て支援新制度の実施) (略)

(社会的養護の充実)

【142億円】

○ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

・ 児童養護施設等の職員配置の改善

児童養護施設等の職員配置について、現行の 5.5 : 1 を 4 : 1 に引き上げる等の改善を行う。

・ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進

児童養護施設等における小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増を図る。

・ 職員の定着・確保のための給与の改善

民間児童養護施設等に勤務する職員給与の改善 (平均3%相当の改善) を行う。

(育児休業中の経済的支援の強化) (略)

# 平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

## 1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3)社会的養護関係	121億円

## 4. 質の改善 (社会的養護関係)

①項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 ②項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布 / 平成26年1月17日施行

## 目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

## 大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

## 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

## 施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)  
(平成26年1月17日施行)

## 現状・背景

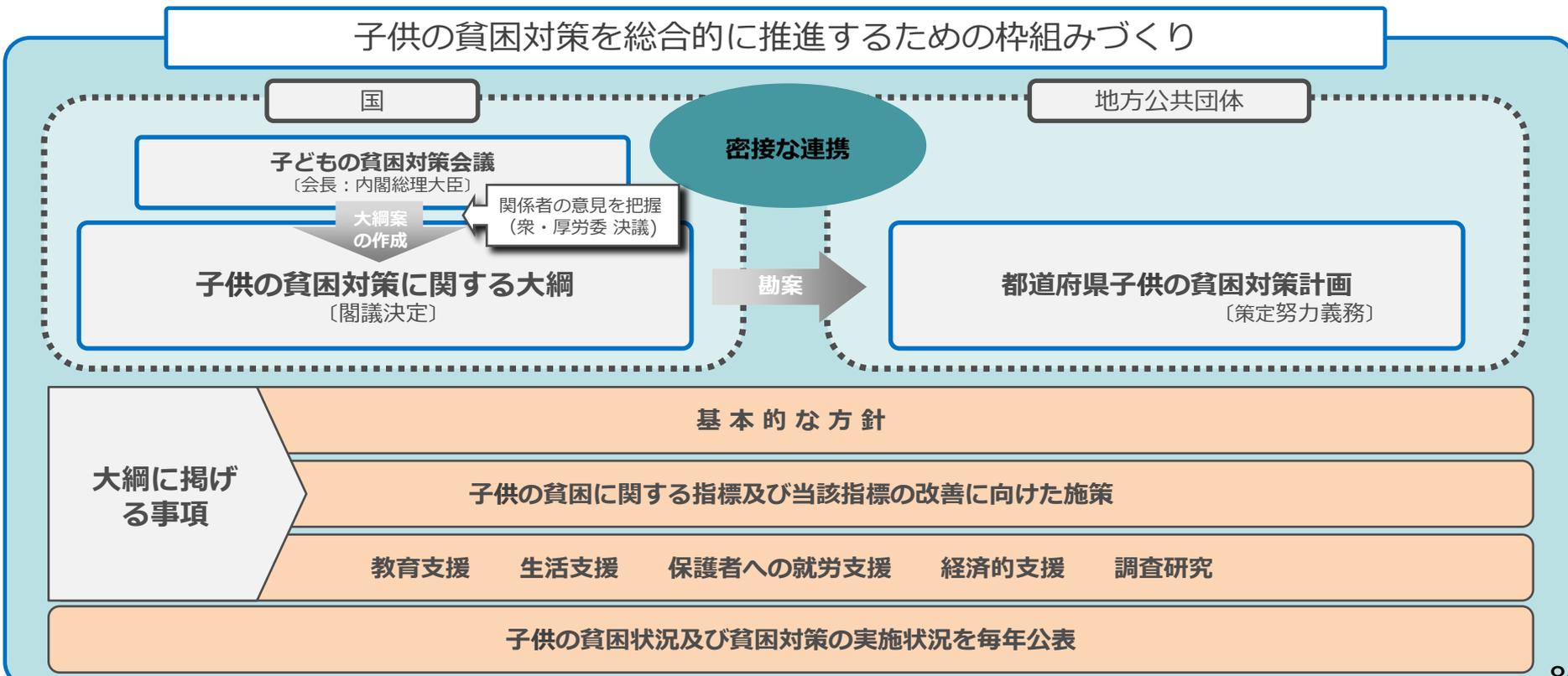
- 子供の貧困率  
16.3% (2012年厚労省)  
(2010年OECD加盟34カ国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年 (15.7%) )
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率  
54.6% (2012年厚労省)  
(2010年OECD加盟34カ国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年 (50.8%) )
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率  
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

## 目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

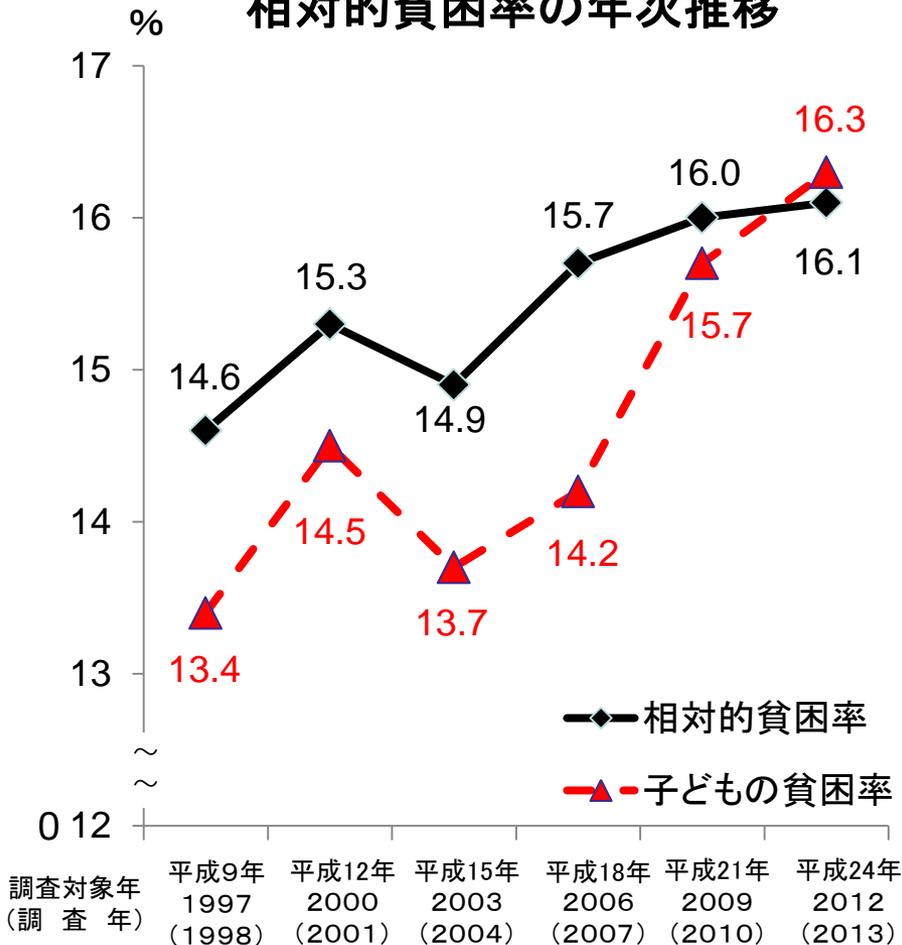
## 子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



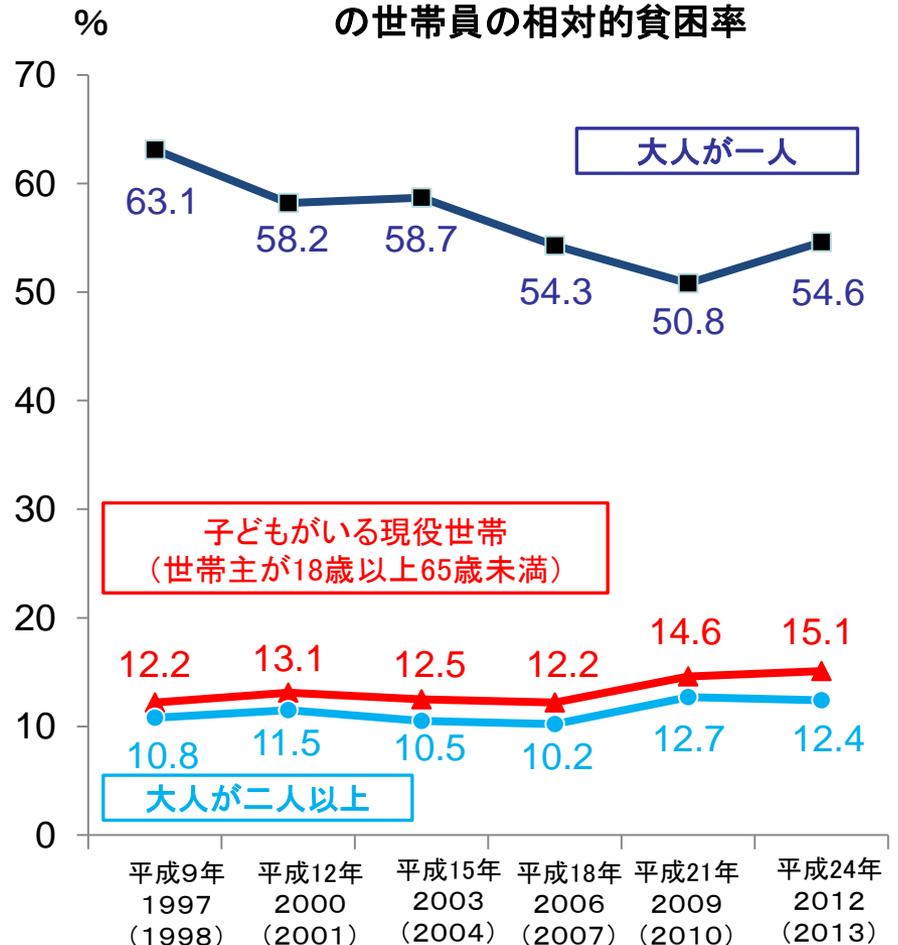
# 相対的貧困率の推移について

- 最新(2013年調査)の相対的貧困率は、全体で16.1%、子どもで16.3%
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で54.6%

## 相対的貧困率の年次推移



## 子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率

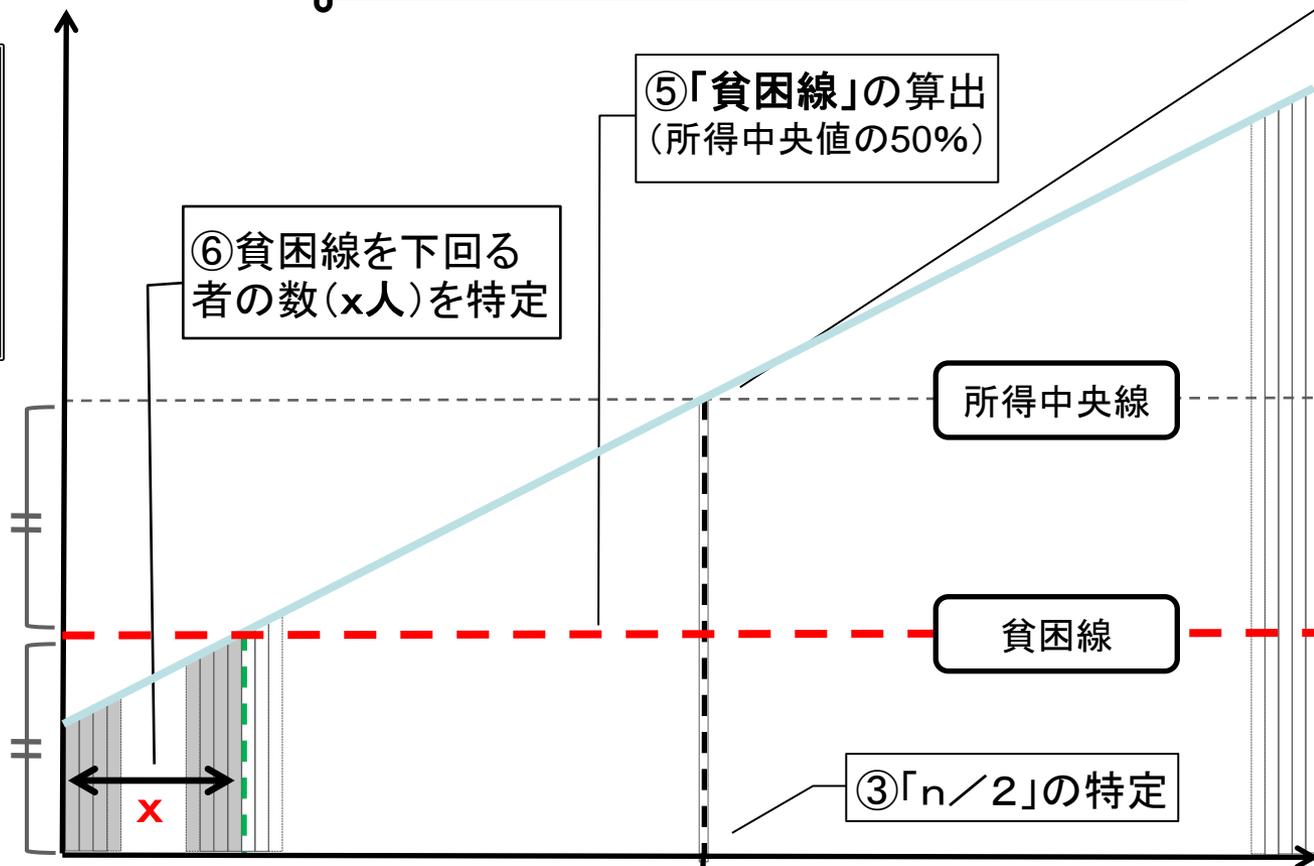


資料:「平成25年国民生活基礎調査」

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$

可処分所得



④「所得中央値」の算出  
(真ん中の順位の人所得)

①世帯員数の差を調整した「可処分所得」を算出  
(「等価可処分所得」(世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの))

※ 「可処分所得」とは、収入から直接税・社会保険料を除いたものであり、資産・現物給付を含まない。

1 ..... n/2(中央値) ..... n 人数

②「可処分所得」を低い順に並べる

# 子供の貧困対策に関する大綱について

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。  
など、10の基本的な方針

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%  
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率  
・母子家庭の就業率: 80.6%  
(正規39.4% 非正規47.4%)  
・父子家庭の就業率: 91.3%  
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率  
16.3% (平成24年)

など、25の指標

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### <教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進  
・きめ細かな学習指導による学力保障  
・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減  
・幼児教育の無償化に向けた段階的取組  
・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減  
・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

### <保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援  
・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

### <生活の支援>

- 保護者の生活支援  
・保護者の自立支援
- 子供の生活支援  
・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備  
・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保  
・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上 など

### <経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

### <施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての  
子供たちが  
夢と希望を  
持って成長  
していける  
社会の  
実現

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)  
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /  
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)  
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)  
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)  
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)  
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### 教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
  - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
  - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
  - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
  - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

### 生活の支援

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
  - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
  - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### 保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

### 経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

### 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

### 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

# 平成27年度社会的養護関係予算案の概要

## 社会的養護の充実

1,031億円 → 1,180億円

〔 児童入所施設措置費等 : 1,076億円  
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 47億円  
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 57億円 など 〕

## (1) 施設における家庭的養護の推進

### ○ 児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行う。

また、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

< 社会保障の充実（社会的養護関係） >

#### 【量的拡充】

受入児童数増への対応

#### 【質の改善】

- ① 児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする）
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（平均+3%相当）
- ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進（27年度から15年かけて全施設で実施）

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

### ○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【※子育て支援臨時特例交付金からの一部組み替え】

児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う（基準額：1施設当たり800万円等）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

## (2) 里親委託の推進等

### ○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う。また、新たに、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を実施し、里親委託の推進を図る（10か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 里親支援専門相談員の配置の推進

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

## (3) 被虐待児童等への支援の充実

### ○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る。（101か所→106か所）
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増（20か所→27か所）を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る（33か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援の実施【一部新規】

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）
  - ・ 高校生等に対する学習支援（学習塾代等）
  - ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）
- （※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。）

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 就職支度費の支給対象の拡大【新規】

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕94

# 個人寄附に係る税額控除の要件の見直し（所得税）

## 平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）

学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

（注1）上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の事業を行う施設をいう。

（注2）上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

（注3）上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用する。

○ 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があり、(1)②の要件が緩和される。

### 【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 寄附金が収入の5分の1以上であること

② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

### 【改正後の要件】 (1)①及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉法人の保育所等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（**最低10人**）以上（※）
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

（※）例えば、A保育所（200人）、B保育所（200人）、児童養護施設（100人）を運営している法人は、10人（ $\frac{500}{5000} \times 100$ ）以上の寄附が必要。

# 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

## 別添1 施策の具体的内容

### 1. 重点課題(1)子育て支援施策を一層充実させる。③子育て

#### <児童虐待の防止、社会的養護の充実>

##### ○家庭的養護の推進

- ・里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

##### ○施設退所児童等の自立支援策の推進

- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

##### ○被措置児童等虐待の防止

- ・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員(スーパーバイザー)の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

##### ○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

- ・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

## 別添2 施策に関する数値目標 社会的養護の充実

項目		目標	現状	項目	目標	現状
里親の拡充	里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)
	専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)
	養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)		520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)
小規模グループケア		1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)

# 社会的養護の現状について(参考資料)

平成 2 7 年 3 月

1. 社会的養護の現状	1
2. 措置費の現状と充実	7
3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実	11
4. 里親委託の推進	13
5. 施設運営指針、里親等養育指針	24
6. 社会的養護関係施設の第三者評価等	26
7. 市町村における要保護児童対策	34
8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組	36
9. 平成 2 3 年からの主な取組	38
10. 平成 2 7 年度社会的養護関係予算案の概要	58
11. 平成 2 4 ~ 2 6 年度の各種ワーキング等	60
(参考) 統計表等	71

# 1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親 家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
			9,441世帯	3,560世帯		4,636人	ホーム数
区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人	委託児童数	993人	
	専門里親	652世帯	157世帯	209人			
	養子縁組里親	2,706世帯	223世帯	227人			
	親族里親	477世帯	460世帯	674人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	519人

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)  
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

## (2) 児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

### ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=552) (平成24年3月)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

### ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	68 (11.3%)
～ 40	104 (17.3%)
～ 50	139 (23.1%)
～ 60	100 (16.6%)
～ 70	64 (10.6%)
～ 80	49 (8.2%)
～ 90	26 (4.3%)
～ 100	18 (3.0%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	4 (0.7%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	4 (0.7%)
<b>総数</b>	<b>601 (100%)</b>

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数552（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

家庭福祉課調べ  
(平成26年10月1日)

### (3) 小規模化の実施状況

#### (1) 地域小規模児童養護施設の推移

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	施設数	実施数												
合計	146	146	149	171	157	190	173	214	182	232	190	250	199	266
1か所実施	146	146	・	・	131	131	140	140	141	141	142	142	145	145
2か所実施	—	—	・	・	22	44	28	56	34	68	39	78	45	90
3か所以上実施	—	—	・	・	4	15	5	18	7	23	9	30	9	31

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20年7月1日から複数設置が可能。(平成20年度は1施設あたりの実施か所数の内訳調査なし)

#### (2) 小規模グループケア実施状況の推移(児童養護施設)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	施設数	実施数												
合計	315	315	333	395	318	403	335	459	357	559	381	709	395	817
1か所実施	315	315	271	271	233	233	222	222	197	197	171	171	156	156
2か所実施	—	—	62	124	85	170	102	204	139	278	159	318	172	344
3か所実施	—	—	—	—	—	—	11	33	11	33	18	54	21	63
4か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	2	8	13	52	20	80
5か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	5	25	6	30	12	60
6か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	3	18	14	84	19	114

#### (3) 小規模グループケア実施状況の推移(乳児院)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	施設数	実施数												
合計	33	33	38	39	40	46	49	58	55	74	60	92	63	114
1か所実施	33	33	37	37	34	34	40	40	37	37	35	35	33	33
2か所実施	—	—	1	2	6	12	9	18	17	34	21	42	23	46
3か所実施	—	—	—	—	—	—	0	0	1	3	2	6	4	12
4か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	4	0	0
5か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	5	1	5
6か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	3	18

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20、21年度は2か所、平成22年度は3か所、平成23年度からは6か所まで指定が可能。

## (4)進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

### ①中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
(参考) 全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

### ②高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

### ③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成21年度 (H22.5.1)		平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)	
		人数	割合								
児童養護施設児（単位：人）		2,509人	100.0%	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%
進学	高校等	2,305人	91.9%	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%
	専修学校等	64人	2.6%	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%
就職		62人	2.5%	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%
その他		78人	3.1%	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%
里親委託児（単位：人）		209人	100.0%	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%
進学	高校等	197人	94.3%	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%
	専修学校等	4人	1.9%	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%
就職		3人	1.4%	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%
その他		5人	2.4%	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%
（参考）全中卒者（単位：千人）		1,188千人	100.0%	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%
進学	高校等	1,163千人	97.9%	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%
	専修学校等	5千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%
就職		6千人	0.5%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
その他		14千人	1.2%	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成21年度 (H22.5.1)		平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)	
		人数	割合								
児童養護施設児（単位：人）		1,444人	100.0%	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%
進学	大学等	187人	13.0%	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%
	専修学校等	146人	10.1%	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%
就職		969人	67.1%	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%
その他		142人	9.8%	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%
里親委託児（単位：人）		175人	100.0%	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%
進学	大学等	47人	26.9%	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%
	専修学校等	34人	19.4%	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%
就職		75人	42.9%	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%
その他		19人	10.9%	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%
(参考)全高卒者（単位：千人）		1,064千人	100.0%	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%
進学	大学等	573千人	53.9%	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%
	専修学校等	230千人	21.6%	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%
就職		192千人	18.0%	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%
その他		69千人	6.5%	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

## 2. 措置費の現状と充実

### (1) 施設の人員配置と措置費について

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算(案)においては、児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)に必要な経費を計上したところである。

#### ○児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

- ・児童指導員、保育士
- ・0・1歳児  
1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児  
2:1
- ・年少児(3歳～)  
4:1(3.5:1、3:1)
- ・少年(就学～)  
5.5:1(5:1、4.5:1、4:1)
- ※()内は加算にて対応。

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算  
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人)

#### ○措置費

(例) 定員45人(職員配置:5.5:1)の児童養護施設の場合

##### 事務費

- ・一般分保護単価 178,200円
- ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 21,300円
- ・民間施設給与等改善費  
8%～25%加算

+

##### 事業費

- ・一般生活費 49,030円
- ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等)  
予算額1人平均 24,800円



児童1人月額  
約27万円

※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、更に、児童1人月額 約8万3千円加算

# 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度予算案においては、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

		支弁される額 (H27年度予算案)	
幼稚園費		実費 ※平成21年度～	
入進学支度費		小学校1年生: 40,600円(年額/1人) 中学校1年生: 47,400円(年額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人)	中学校: 4,300円(月額/1人)
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
	部活動費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
特別育成費		公立高校: 22,910円(月額/1人) 私立高校: 33,910円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 61,030円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等): 15,000円(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援): 25,000円(月額/1人)	
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費		小学校6年生: 21,190円(年額/1人) 中学校3年生: 57,290円(年額/1人) 高等学校3年生: 111,290円(年額/1人)	
就職、大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円	
		} 合計276,190円	

## 児童養護施設等入所児童への学習支援の充実(平成27年度予算案)

### 事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

### 事業内容

#### ○小学生等(※)に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。  
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

#### ○高校生等(※)に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。  
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

#### ○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。  
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

### 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

## (2) 18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
  - 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
- ※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合  
H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

### 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

### 児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

#### (5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。  
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

### 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
- 具体的には、
- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
  - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
  - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人（平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査） 10

### 3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実

#### (1) 人員配置基準の改正経緯

##### ①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23~37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H25
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3:1	2.5:1					2:1						1.7:1						0.1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1	0.1歳 1.6:1 2歳 2:1 3歳以上 4:1
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1	8:1				3:1			3:1			2:1						0歳 1.7:1 1歳以上同左	0.1歳 1.6:1 2歳 2:1 3歳以上 4:1 小学生以上 5.5:1
	3歳以上							6:1			5:1			4:1							
	少年							8:1			7:1			6:1							
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1											5:1							4.5:1
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1												5:1				4.5:1
母子生活支援 施設		寮母:1名 少年指導員:少年20人以上で1名							寮母:1名 少年指導員:1名										母子支援員・少年指導員 各 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名	母子支援員10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名 少年指導員 同左	

##### ②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24	H27(案)	
乳児院 (10人以上)		(看護師) 2.5:1						2:1					1.7:1					0.1歳 同左 2歳 2:1	同左 同左 2歳以上4:1	0.1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上同左	0.1歳1.6(1.5、 1.4、1.3):1 2歳 同左 3歳以上 4(3.5、3):1	
児童 養護 施設	3歳未満	5:1						3:1					2:1							0歳 1.7:1 1・2歳 同左	0.1歳 1.6:1 2歳 同左	0.1歳 1.6(1.5、 1.4、1.3):1 2歳 同左
	3歳以上	10:1	9:1	8:1	7:1	6:1	5.5:1	5:1	5.5:1	5:1			4:1							同左	4(3.5、3):1	
	少年	10:1	9:1	8:1	8:1		7.5:1	7:1					6:1							5.5:1	5.5(5、4.5、4):1	
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1		5:1							4.5:1	4.5(4、3.5、3):1	
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1										5:1					4.5:1	4.5(4、3.5、3):1	
母子 生活 支援 施設	母子 指導員	1名											20世帯未満:1名 20世帯以上:2名							10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名	10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名 30世帯以上:4名	
	少年 指導員	50世帯未満:1名 50世帯以上:2名									40世帯未満:1名 40世帯以上:2名					20世帯未満:1名 20世帯以上:2名			同左	同左		

※1 H10及びH16の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

※2 H27(案)の( )書き部分は、加算にて対応

## (2) 居室面積及び居室定員の最低基準の改定

### ① 居室面積（1人当たり）の引上げ

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	1. 65㎡以上			2. 47㎡以上
児童養護施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3. 3㎡以上)
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡以上	3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
児童自立支援施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47㎡以上		1人あたり 3. 3㎡以上	1室あたり 30㎡以上

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65㎡/人以上、障害者支援施設は9. 9㎡/人以上に引き上げられている)

### ② 居室定員の上限の引下げ

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
情緒障害児短期治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

# 4. 里親委託の推進 (1) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
  - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
  - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

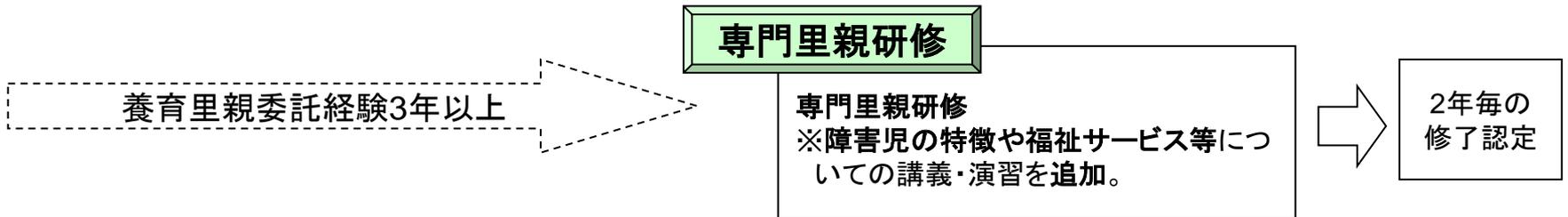
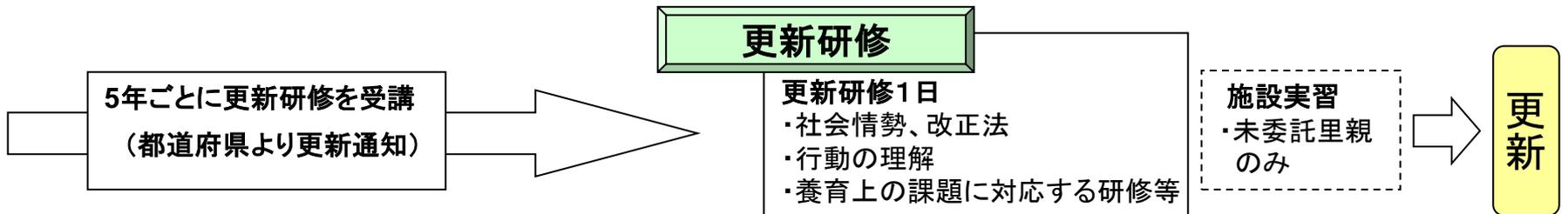
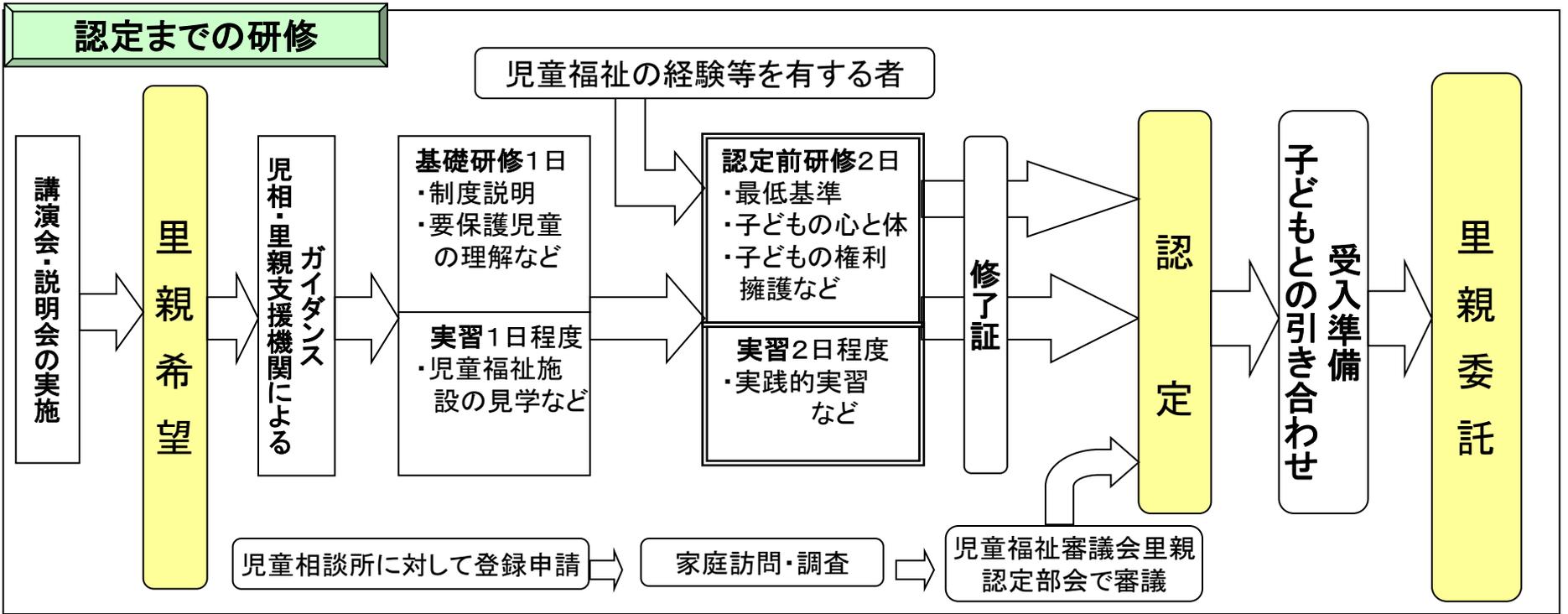
里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)  
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 56,440円、乳児以外48,950円  
(食費、被服費等。1人月額)(平成26年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

# 養育里親の里親研修と認定の流れ



# 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
<b>(1) 基礎研修</b> ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
<b>(2) 認定前研修</b> ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
<b>(3) 更新研修</b> ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度  ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

# 里親等委託率の最近9年間の増加幅の大きい自治体

- 最近9年間で、福岡市が6.9%から31.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→25比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成25年度末
1	福岡市	25.0%増加	6.9%	31.9%
2	大分県	20.7%増加	7.4%	28.1%
3	静岡県	16.4%増加	10.6%	27.0% (静岡市・浜松市分を含む)
4	さいたま市	16.1%増加	11.0%	27.1%
5	新潟県	13.9%増加	26.4%	40.3% (新潟市分を含む)
6	福岡県	13.2%増加	4.0%	17.2%
7	香川県	13.0%増加	6.5%	19.5%
8	栃木県	12.5%増加	7.9%	20.4%
9	佐賀県	12.5%増加	1.2%	13.7%
10	徳島県	12.0%増加	4.7%	16.7%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：26.8%増（8.0%→34.8%）、岩手県17.4%増（10.4%→27.8%）、仙台市：12.0%増（11.6%→23.6%））が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

# (参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料)福祉行政報告例(平成26年3月末現在)

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
1	北海道	492	24.2%	54	2.7%	1,486	73.1%	2,032
2	青森県	74	20.2%	18	4.9%	274	74.9%	366
3	岩手県	113	27.8%	33	8.1%	260	64.0%	406
4	宮城県	175	30.4%	75	13.0%	326	56.6%	576
5	秋田県	14	6.2%	23	10.2%	189	83.6%	226
6	山形県	34	13.5%	15	6.0%	203	80.6%	252
7	福島県	76	16.7%	21	4.6%	358	78.7%	455
8	茨城県	100	13.0%	62	8.1%	607	78.9%	769
9	栃木県	129	20.4%	73	11.6%	429	68.0%	631
10	群馬県	66	14.8%	40	8.9%	341	76.3%	447
11	埼玉県	301	16.9%	167	9.4%	1,314	73.7%	1,782
12	千葉県	216	18.8%	84	7.3%	849	73.9%	1,149
13	東京都	436	12.0%	402	11.1%	2,791	76.9%	3,629
14	神奈川県	276	14.2%	166	8.5%	1,501	77.3%	1,943
15	新潟県	123	40.3%	29	9.5%	153	50.2%	305
16	富山県	27	15.9%	19	11.2%	124	72.9%	170
17	石川県	45	12.8%	22	6.3%	284	80.9%	351
18	福井県	19	9.6%	22	11.2%	156	79.2%	197
19	山梨県	89	27.0%	31	9.4%	210	63.6%	330
20	長野県	74	10.7%	54	7.8%	562	81.4%	690
21	岐阜県	48	8.5%	33	5.8%	485	85.7%	566
22	静岡県	227	27.0%	64	7.6%	549	65.4%	840
23	愛知県	234	12.5%	176	9.4%	1,460	78.1%	1,870
24	三重県	83	16.5%	29	5.8%	392	77.8%	504

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
25	滋賀県	97	31.7%	33	10.8%	176	57.5%	306
26	京都府	64	8.7%	69	9.4%	599	81.8%	732
27	大阪府	261	8.5%	320	10.4%	2,500	81.1%	3,081
28	兵庫県	155	9.7%	145	9.1%	1,299	81.2%	1,599
29	奈良県	40	12.0%	24	7.2%	268	80.7%	332
30	和歌山県	55	14.1%	35	9.0%	300	76.9%	390
31	鳥取県	55	19.9%	33	11.9%	189	68.2%	277
32	島根県	47	22.1%	25	11.7%	141	66.2%	213
33	岡山県	79	14.2%	21	3.8%	458	82.1%	558
34	広島県	99	13.4%	44	5.9%	598	80.7%	741
35	山口県	83	15.1%	34	6.2%	434	78.8%	551
36	徳島県	45	16.7%	19	7.1%	205	76.2%	269
37	香川県	39	19.5%	22	11.0%	139	69.5%	200
38	愛媛県	57	11.1%	43	8.4%	413	80.5%	513
39	高知県	40	10.3%	26	6.7%	322	83.0%	388
40	福岡県	340	20.5%	131	7.9%	1,189	71.6%	1,660
41	佐賀県	37	13.7%	17	6.3%	217	80.1%	271
42	長崎県	52	10.3%	35	6.9%	420	82.8%	507
43	熊本県	75	10.0%	50	6.7%	626	83.4%	751
44	大分県	130	28.1%	18	3.9%	315	68.0%	463
45	宮崎県	67	14.1%	26	5.5%	383	80.5%	476
46	鹿児島県	72	9.4%	53	6.9%	639	83.6%	764
47	沖縄県	169	32.9%	13	2.5%	332	64.6%	514
	全国	5,629	15.6%	2,948	8.2%	27,465	76.2%	36,042

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

## (2) 里親支援の体制整備について

### (1) 里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

### (2) 里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

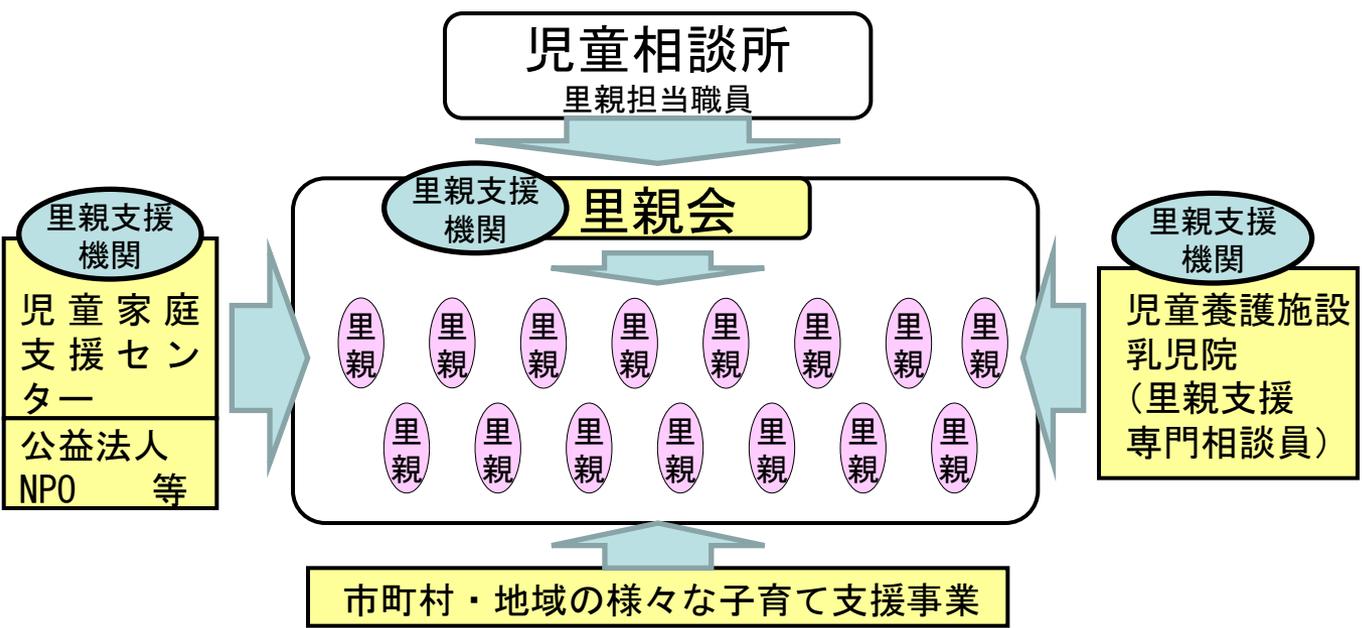
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定  
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

### (2) (1) を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員（25年10月現在：207児相中150人）
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成26年10月現在：325か所）  
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

# ①里親支援と里親支援機関

- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
  - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
  - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
  - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）  
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。

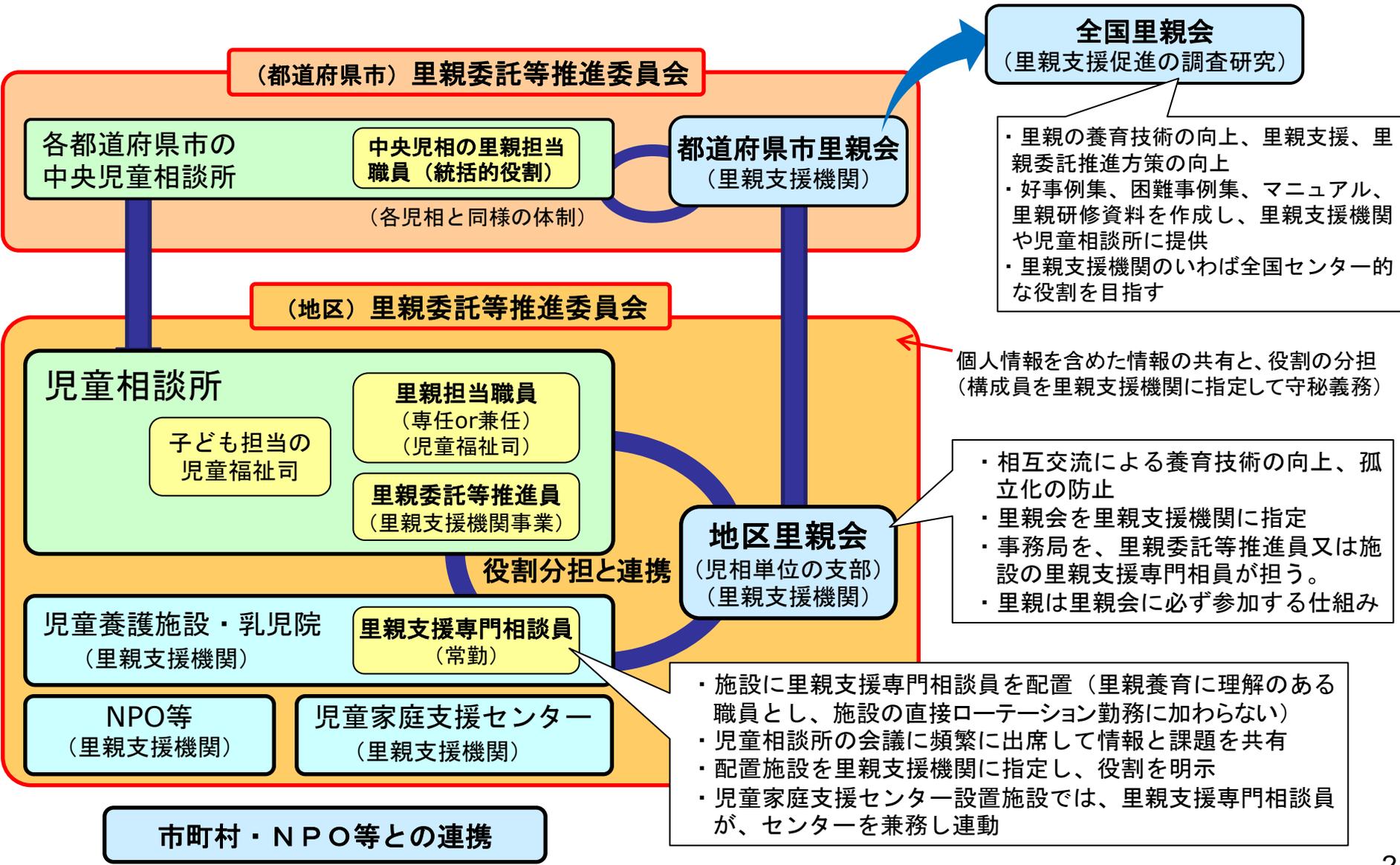


里親支援機関事業	
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流



### ③ 児童相談所単位での里親支援の体制整備

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



# ④ 里親支援機関と児童相談所の役割

## 都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

### 都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務

・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となっていく。

### 里親支援機関に行わせること可能な業務

・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。

※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携  
 ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる

里親制度普及

里親の認定  
・登録

里親委託

里親支援  
・指導

委託解除

○認定、登録に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請の受理</li> <li>里親認定の決定、通知</li> <li>里親の登録、更新、取消申請の受理等</li> </ul>
○委託に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親委託の対象となる子どもの特定</li> <li>子どものアセスメント</li> <li>委託する里親の選定</li> <li>里親委託の措置の決定</li> <li>措置に当たっての里親や子どもへの説明</li> <li>自立支援計画の策定、里親への説明</li> </ul>
○里親指導・連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育上の指導、養育状況の把握</li> <li>実親（保護者）との関係調整</li> <li>レスパイトケアの利用決定</li> <li>自立支援計画の見直し</li> </ul>
○里親委託の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託解除の決定</li> <li>解除に当たっての里親や子どもへの対応</li> </ul>

●新規里親の開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親制度の広報啓発</li> <li>講演会、説明会、体験発表会等の開催</li> </ul>
●里親候補者の週末里親等の調整	
●里親への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録前研修の実施</li> <li>更新研修の実施</li> <li>その他の研修</li> </ul>
●里親委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>未委託里親の状況や意向の把握</li> <li>子どもに適合する里親を選定するための事前調整</li> <li>里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整</li> </ul>
●里親家庭への訪問、電話相談	
●レスパイトケアの調整	
●里親サロンの運営(里親の相互交流)	
●里親会活動への参加勧奨、活動支援	
●アフターケアとしての相談	

## ⑤ 里親支援機関事業の概要

### 里親支援機関事業

#### 里親制度普及促進事業

- ①普及促進
  - ・ 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修の実施）
  - ・ 養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③専門里親研修
  - ・ 被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

#### 里親委託推進・支援等事業

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
    - ・ 児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
  - ②訪問支援
    - ・ 里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
  - ③相互交流
    - ・ 里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

#### 里親トレーニング事業（新規）

- （里親登録後の）新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング
- ・ 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
  - ・ ケースワーカーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
  - ・ トレーニングを実施した里親リストを都道府県（児童相談所）に登録して委託を推進

#### 実施主体

- ・ 都道府県・指定都市・児相設置市
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

# 5. 施設運営指針、里親等養育指針

○第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設等の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像などが記されている。※「2. 社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針共通の部分である。

○第Ⅱ部各論に挙げられた項目は、目指すべき方向である。施設は、自己評価、第三者評価によりこれらの項目の点検を行い、より良い支援を提供できるよう質の改善を図る構成となっている。

## <指針の基本構成>

<b>第Ⅰ部 総論</b> 1. 目的 2. 社会的養護の基本理念と原理 3. 施設の役割と理念 4. 対象児童等 5. 養育、支援等のあり方の基本 6. 施設の将来像	
<b>第Ⅱ部 各論</b> 1. 養育、支援等 2. 家族への支援 3. 自立支援計画、記録 4. 権利擁護 5. 事故防止と安全対策 6. 関係機関連携・地域支援 7. 職員の資質向上 8. 施設の運営	

○社会的養護の基本理念  
①子どもの最善の利益、 ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理  
①家庭的養護と個別化、 ④家族との連携協働、  
②発達の保障と自立支援、 ⑤継続的支援と連携アプローチ  
③回復を目指した支援、 ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設：養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院：乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設：心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設：生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設：入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム：養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、第三者評価基準の評価項目に対応（児童養護86、乳児院67、情短87、児童自立86、母子施設73項目）

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

# (参考) 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念	3. 児童自立支援施設の役割と理念	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念
4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 利用対象	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本	5. 養育のあり方の基本	5. 治療・支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 家庭養護のあり方の基本
6. 児童養護施設の将来像	6. 乳児院の将来像	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像	6. 児童自立支援施設の将来像	6. 母子生活支援施設の将来像	6. 里親等の支援
第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論
1 養育・支援	1 養育・支援	1 治療・支援	1 支援	1 支援	1 養育・支援
2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援		
3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	2 自立支援計画、記録	2 自立支援計画と記録
4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	3 権利擁護	3 権利擁護
5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	4 事故防止と安全対策	
6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	5 関係機関連携・地域支援	4 関係機関・地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	6 職員の資質向上	5 養育の技術向上等
8 施設の運営	8 施設運営	8 施設運営	8 施設運営	7 施設運営	

# 6. 社会的養護関係施設の第三者評価等

## (1) 福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。
- 福祉サービスの第三者評価は施設が任意で受審する制度であったが、社会的養護関係施設においては、平成24年度より任意だった第三者評価を義務化した。

### ○第三者評価の推進体制

#### ①全国推進組織：全国社会福祉協議会

- ・ 第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・ 第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定 等

#### ②都道府県推進組織：行政32，社協12，社団財団2，その他1

- ・ 第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・ 評価機関の認証、評価調査者の研修 等

### ○第三者評価事業の経緯

- ・ 平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
- ・ 平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
- ・ 平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
- ・ 平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出（任意の受審）
- ・ 平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」を局長通知として発出
- ・ 平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通53項目）
- ・ 平成24年3月、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」を局長通知として発出（義務化）
- ・ 平成24年3月、「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」を課長通知として発出
- ・ 平成26年4月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」を局長通知として発出
- ・ 平成27年2月、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」を局長通知として発出

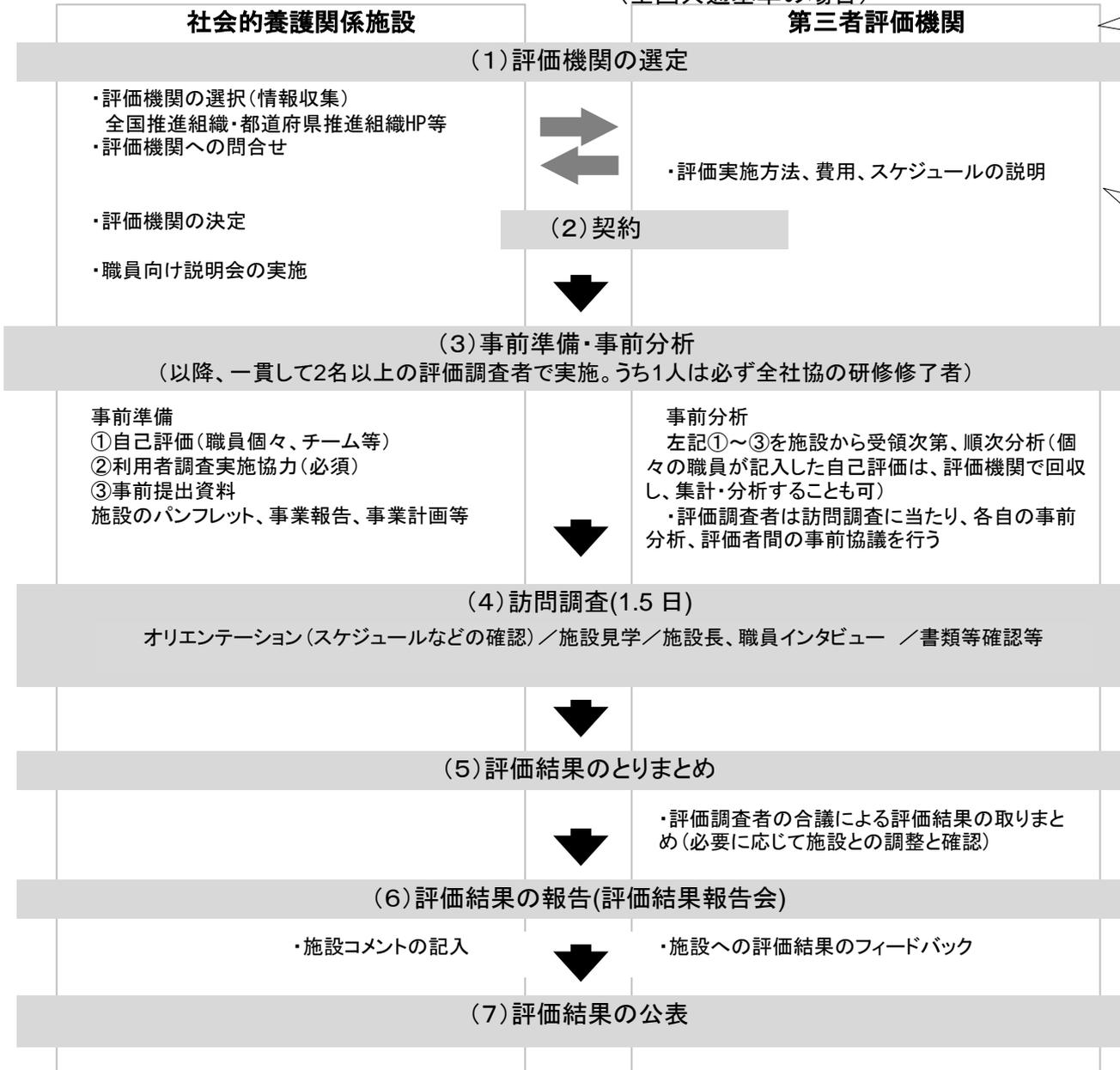
## (2) 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件  都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

# 社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

# 社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

	自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容	
	職員レベル ※職員が自分でできているかだけでなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）		
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

# 社会的養護関係施設第三者評価基準見直しの検討経過

- 社会的養護関係施設第三者評価基準については、3年毎に見直すこととなっている。  
(平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)
- 平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が、53項目から45項目に改定。  
(平成26年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)
- 平成26年6月23日 平成26年度第1回第三者評価等推進研究会開催。
  - ・[児童養護WG] 7/22,8/18,9/11,10/6(4回)
  - ・[乳児院WG] 7/22,8/29,9/22,10/16(4回)
  - ・[情短施設WG] 7/24,8/29,9/30,10/23(4回)
  - ・[児童自立支援施設WG] 7/14,8/13,9/4,10/7(4回)
  - ・[母子生活支援施設WG] 7/25,8/26,10/8,11/6(4回)
- 平成26年11月19日 平成26年度第2回第三者評価等推進研究会開催

## 第三者評価基準見直しワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎武藤素明、福田雅章、則武直美、側垣二也、高橋誠一郎、山縣文治、岡田賢宏、新津ふみ子)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、横川哲、水谷暢子、甲斐國英、本間正彦、潮谷恵美、藤本勝彦)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、平田美音、松風勝代、白土隆司、細江逸雄、坂口繁治)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、梶原敦、井苅献太、田中進、吉川正美、野田正人、新津ふみ子、岡田賢宏)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、大澤正男、廣瀬みどり、芹澤出、乙部公裕、山辺朗子、田崎基)

第三者評価等推進研究会(厚労省)・児童部会社会的養護小委員会(全社協)  
柏女靈峰委員長+5WG座長+5評価調査者

福祉サービスの質の向上推進委員会(第三者評価全国推進組織:全国社会福祉協議会)

平成27年2月17日  
通知発出

評価調査者継続研修・評価調査者養成研修(全社協)

# 社会的養護関係施設の第三者評価基準見直しのポイント

## ○ 大前提

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

## ○ 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

## ○ 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
  - ①評価項目や着眼点の数が多。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
  - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
  - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

# 旧評価基準と新評価基準の比較

旧評価基準 (運営指針各論に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
1	養育・支援	1	30	1	19	1	28	1	28	1	23
2	家族への支援		3		3		3		3		
3	自立支援計画、記録	6		6		6		6		6	1
4	権利擁護	8	10	8	4	8	11	8	10	8	7
5	事故防止と安全対策	3		3		3		3		3	1
6	関係機関連携・地域支援	7	1	7		7		7	1	7	
7	職員の資質向上	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
8	施設の運営	25		25		25		25		25	
共通評価・内容評価各項目数		53	45	53	27	53	43	53	43	53	33
評価基準合計項目数		98		80		96		96		86	

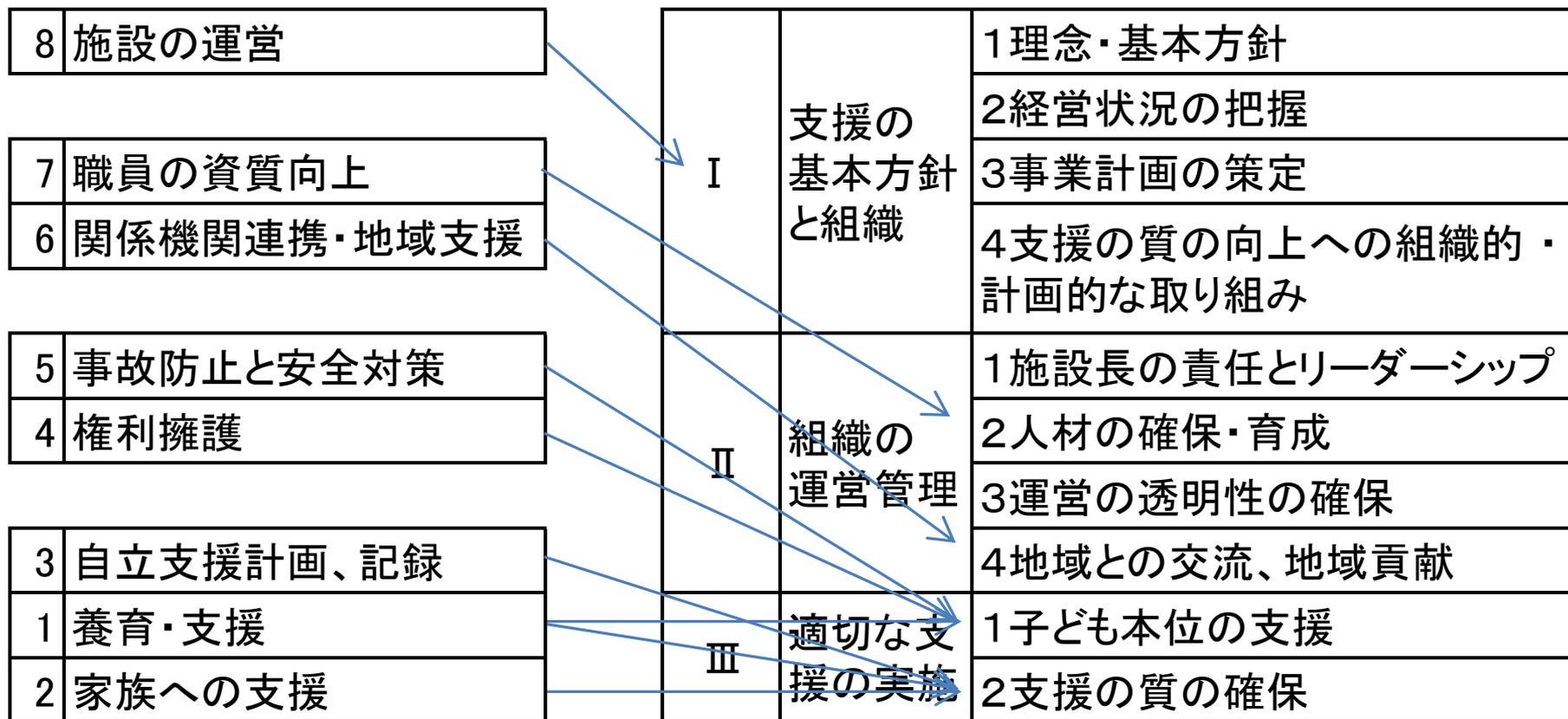
新評価基準 (共通評価基準に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
I	支援の基本方針と組織	1	理念・基本方針	1		1		1		1	
		2	経営状況の把握	2		2		2		2	
		4	3事業計画の策定	4		4		4		4	
		2	4支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み	2		2		2		2	
II	組織の運営管理	4	1施設長の責任とリーダーシップ	4		4		4		4	
		7	2人材の確保・育成	7		7		7		7	
		2	3運営の透明性の確保	2		2		2		2	
		5	4地域との交流、地域貢献	5		5		5		5	
III	適切な支援の実施	12	1子ども本位の支援	12	4	12	16	12	15	12	9
		6	2支援の質の確保	6	18	6	26	6	26	6	19
共通評価・内容評価各項目数		45	41	45	22	45	42	45	41	45	28
評価基準合計項目数		86		67		87		86		73	

# 運営指針各論に沿った並び順から共通評価基準に沿った並び順へ

- 旧評価基準は、運営指針各論に沿った並び順で構成されていたが、
- 新評価基準は、運営指針各論に基づいて、改定されているが、共通評価基準に沿った並び順に内容評価基準を付加する構成となっている。

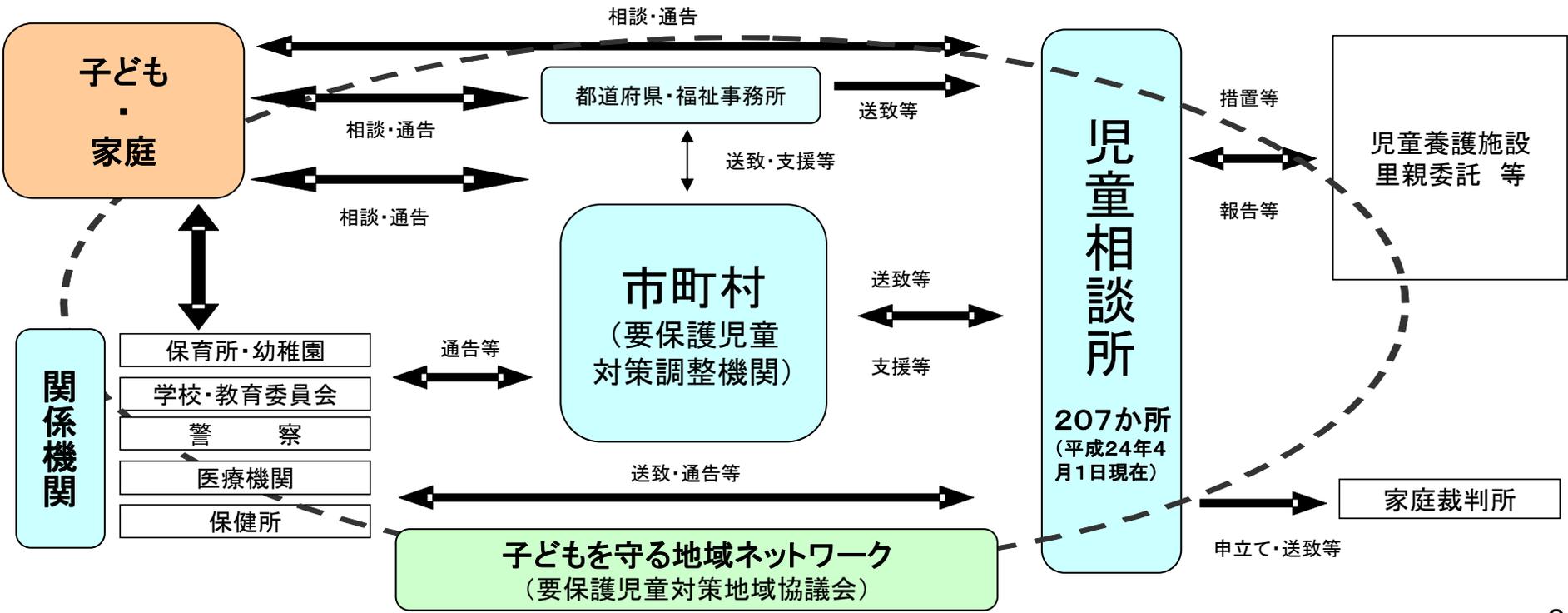
## 運営指針各論（児童養護施設）

## 共通評価基準



# 7. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
  - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
  - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
  - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。
- 社会的養護の施設が要保護児童対策地域協議会に参加して地域支援の連携を図ったり、養育支援訪問事業を市町村から受託するなどの取組が重要。



# 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

## 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

【H25.4.1実施率95.3%】

### 訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

### 訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

特に必要なケース

## 要保護児童対策地域協議会

【設置率:98.9%(H25.4.1)】

## 調整機関 (養育支援訪問事業 中核機関)

進行管理

進行管理

特に必要なケース

連絡調整



## 養育支援訪問事業

【H25.4.1実施率:70.3%】

### 訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

### 訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

連携

## 母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

## その他の支援

(児童相談所による対応等)

# 8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

## 平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

- ①施設類型・機能の見直し
  - ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
  - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
  - ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
    - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
    - 〔・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
  - ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定(平成15年改正)
  - ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)
- ②地域化、小規模化の推進
  - ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
  - ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
  - ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)
- ③措置費による加算職員の配置
  - ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
  - ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
  - ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))
- ④施設基準の充実
  - ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
  - ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)
- ⑤行政体制
  - ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
  - ・児相設置市の創設(平成16年改正)





## 平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
  - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
  - ・里親手当の倍額への引上げ
  - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
  - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
  - ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
  - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
  - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
  - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
  - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



## 今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

# 9. 平成23年からの主な取組

## (1) 里親委託ガイドラインの策定（平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

（平成23年9月1日、平成24年3月29日改正）

### 1. 里親委託の意義

○何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。里親は、子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である。

### 2. 里親委託優先の原則

○家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

- ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
  - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
  - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、
- などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

### 3. 里親委託する子ども

○里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

### 4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

### 5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

## 6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

## 7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、養育が不安定になった場合などには、必要に応じて訪問する。
- 定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。
- 里親の相互交流、研修、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談などの支援。

## 8. 子どもの権利擁護

- 里親委託の子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができることなどを伝える。里親には、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

## 9. 里親制度の普及と理解の促進

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

## 10. 里親委託及び里親支援の体制整備

- 児童相談所の里親担当職員は、できる限り専任であることが望ましい。
- 里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、里親委託及び里親支援を推進する。
- 児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員は、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するもの。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携し、里親支援を行う。児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、特色に応じて役割分担と連携を図る。
- 都道府県市の里親委託等推進委員会の設置。全国の里親委託等推進委員会の設置。

## (2) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要 (平成23年6月17日公布施行)

### 1. 職員配置基準関係

#### (1) 加算職員の配置の義務化

##### ① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

##### ② 個別対応職員

※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

##### ③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

#### (2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

##### ① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士：1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1（現在は乳児1.7:1のみ規定）
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

##### ② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置（現在は各1人のみ規定）
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置（最低1人）

##### ③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

## 2. 設備基準関係

### ① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム  
1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)

### ② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

### ③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

## 3. 各施設の運営理念等関係

### ① 乳児院における養育(第23条、第25条)

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

### ② 母子生活支援施設における生活支援(第29条)

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定(第30条)を削除(現在は、設置されていないため)

### ③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

### ④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

## 4. 総則関係

### ① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

### ② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

### ③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

### ④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

### (3)「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正の概要(平成23年9月1日公布)

#### 1. 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化(児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行)

- 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

#### ○施設長の資格要件

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

- (a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師(乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師)
- (b) 社会福祉士
- (c) その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者
- (d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
  - イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課等を含む)の従事期間
  - ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間
  - ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く)

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。

※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。

※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c)(d)は5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

#### ○2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う(児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会)

## 2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成24年4月1日施行）

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。
- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととする。
  - ※第三者評価基準の見直しや評価調査者研修などの実施準備を行い、実質的に、24年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする。
  - ※ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

## 3. 親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。
  - ※親族里親には、一般生活費（月額47,680円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。
  - ※民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」
- しかし、3親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。
  - このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。
  - ※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）
  - ※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

## 4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、DVを受けた母子が生活しており、同様である。
- このため、児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

# (4)児童福祉施設最低基準の条例委任について

## 1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。
- 地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。
  - ① 従うべき基準： 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
  - ② 参酌すべき基準： 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
  - ③ 標準： 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

## 2. 改正の概要

### ○児童福祉法の改正

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）
  - ➡ 児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
  - ・人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※ただし、施行日から1年を超えない期間内、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

### ○この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）

- ➡ 省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
- ・都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
- ・最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

# (5)ファミリーホームの要件の明確化について(平成24年4月1日施行)

- ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。
- しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。(児童福祉法施行規則と実施要綱を改正)

## <理念の明確化>

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

## <要件規定等の見直し>

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。(小規模住居型児童養育事業所の用語は廃止)
- ②「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」又は「養育者1名+補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

# ファミリーホームの形態について

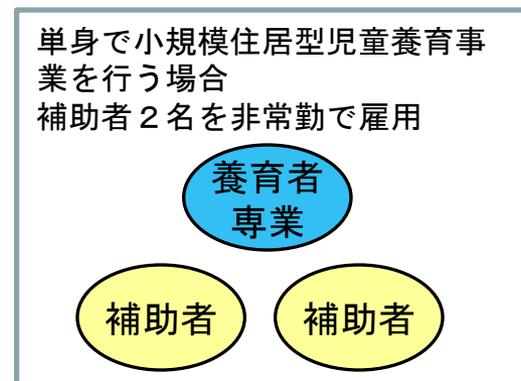
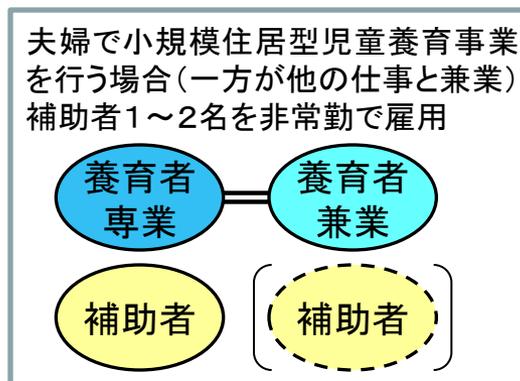
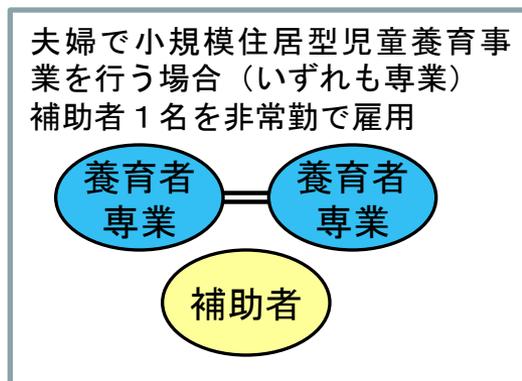
※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。（それ以外は補助者）

※養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※措置費は、常勤1名分＋非常勤2名分（児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い）

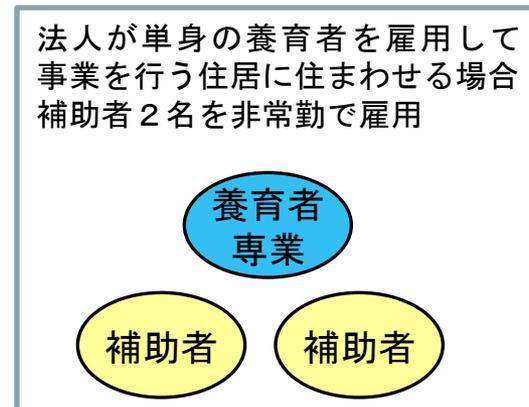
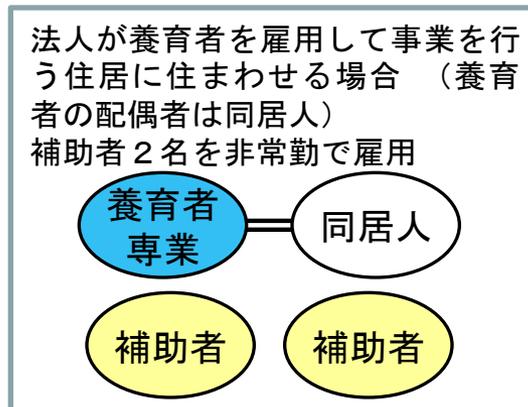
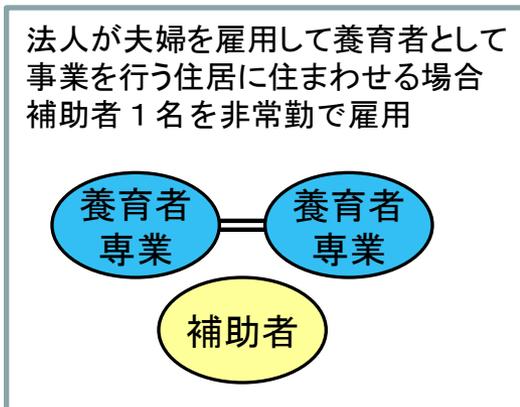
## 自営型

- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



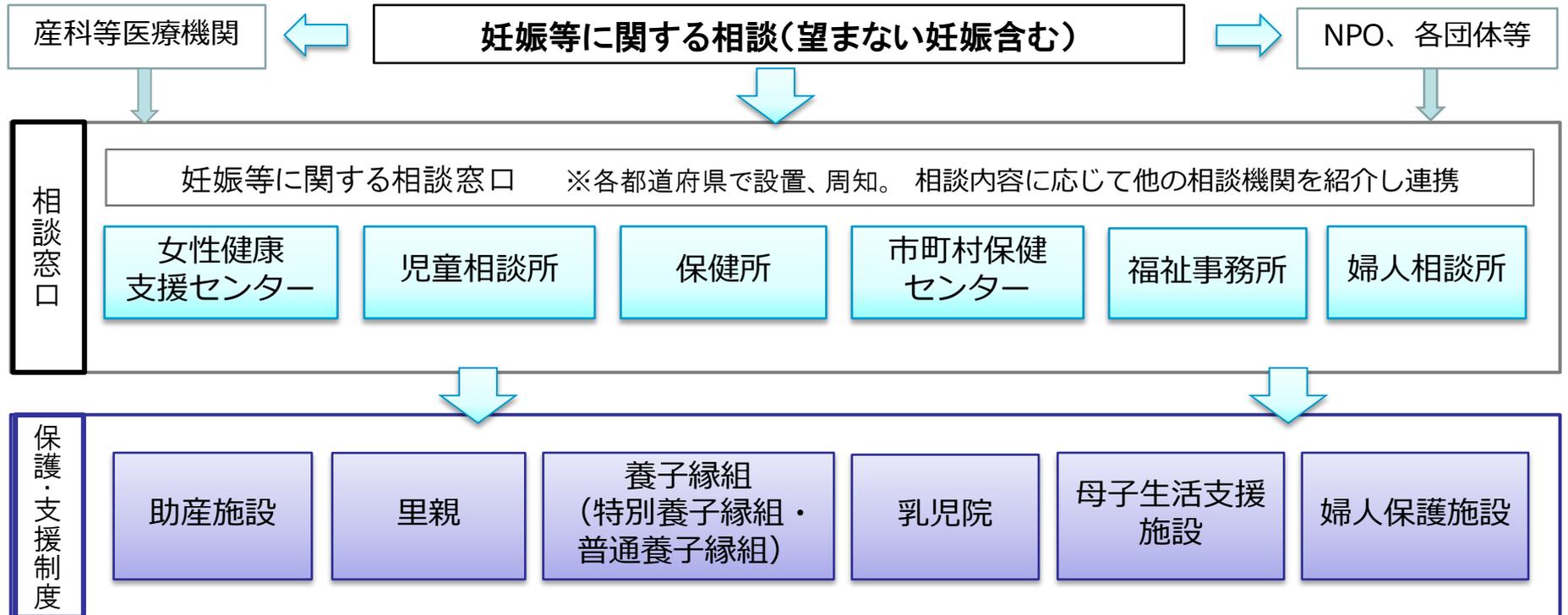
## 法人型

- ③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



# (6) 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人(19.9%)が、日齢0日児(67人)又は日齢1日以上の日齢0か月児(10人)であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



# (7) 民間事業者による養子縁組あっせん事業について

## ○ 民間事業者による養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成24年度116人（15事業者の計）（家庭福祉課調べ）

※ 民間事業者のほか、児童相談所も養子縁組あっせんを実施。養子縁組による措置解除数 平成24年度306人（家庭福祉課調べ）

## ○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止

※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

- ・ 業として実施する場合は、**社会福祉法**の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要

※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

## ○ 養子縁組あっせん事業に関する通知

### ■ 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

- ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する**実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。**

- ・ **児童の権利条約の規定を十分に尊重**するための遵守事項を規定

※ 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定

- ・ **事業の適正な運営を担保**するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定

※ 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、**営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。**

### ■ 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ・ 「実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定

- ・ 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、養親希望者等への説明等を規定

# (8) 施設入所中の児童等の児童手当について

○施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、今般の法律では、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

**【支給対象者】** 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者  
 ※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給  
 ※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。  
 ※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子に係る手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定

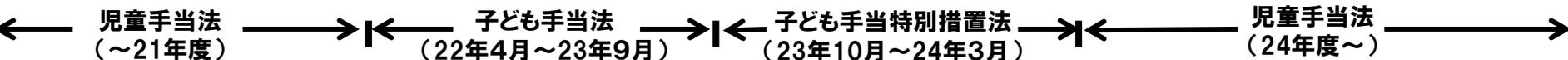
**【支給額】**  
 0歳～3歳未満 一人(一律) 15,000円  
 3歳～中学校修了 一人(一律) 10,000円  
 ※施設の設置者に第何子という概念が存在しないことや、入所している児童の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの児童には一人一律10,000円を支給。

**【対象施設等】** 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設 等

**【適切な管理】** 児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。  
 (児童福祉施設設備運営基準・里親養育最低基準等に規定)  
 ・他の財産と区分して管理すること。 ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。  
 ・手当の支給の趣旨に従って用いること。 ・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

	①親のいない児童	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童	③それ以外の児童(親が監護生計要件を満たす場合のみ)
平成21年度以前の児童手当	×	×	○(親へ支給)
平成22年度の対応	△(安心子ども基金で施設等へ支給)	△(安心子ども基金で施設等へ支給)	○(親へ支給)
平成23年度子ども手当特別措置法 → 平成24年度以降の児童手当法(恒久化)	○(施設等へ支給)	○(施設等へ支給)	○(施設等へ支給)

# (参考) 児童手当・子ども手当制度の比較



## 支給対象となる児童・支給額

【0~3歳未満】 月額10,000円  
 【3歳~小学校修了】  
 第1子・第2子 月額 5,000円  
 第3子以降 月額10,000円  
 【中学生】 (支給せず)

【0歳~中学生】  
 一律 月額13,000円

【0~3歳未満】 月額15,000円  
 【3歳~小学校修了】  
 第1子・第2子 月額10,000円  
 第3子以降 月額15,000円  
 【中学生】 月額10,000円

**1. 所得制限内**  
 【0~3歳未満】 月額15,000円  
 【3歳~小学校修了】  
 第1子・第2子 月額10,000円  
 第3子以降 月額15,000円  
 【中学生】 月額10,000円  
**2. 所得制限超**  
 ※当分の間の特例給付(法附則)  
 (24年6月分~) 月額 5,000円

<給付総額: 1兆円(21年度)>

<給付総額: 2.7兆円(23年度1次)>

<給付総額: 2.6兆円(23年度3次)>  
 ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)

<給付総額: 2.3兆円(H24年度)>

## 所得制限

所得制限 有り  
 被用者: 年収860万円  
 (専業主婦、児童二人世帯)  
 ※ 扶養親族数により差がある。

所得制限 無し

(特別措置法 附則)  
 ・平成24年6月分から所得制限を実施。  
 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の  
 所要の措置を講じる。

所得制限 有り(24年6月分~)  
 年収960万円  
 (専業主婦、児童二人世帯)  
 ※ 扶養親族数により差がある。

※子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定(改正法附則)

## 手当を必要とする児童に届く改善

### ■施設入所の児童、里親

・親が監護している →親へ支給  
 ・親がない等 →支給されない

・親が監護している →親へ支給  
 ・親がない等 →「安心子ども基金」から支給

すべての児童について施設(設置者)・里親へ支給

### ■両親の別居

児童の生活費を主に負担している親へ支給

児童と同居している親に支給

### ■子どもの居住地

国外でも支給

国外でも支給(確認の厳格化)

留学を除き、支給しない

## 地域の実情に対応するための措置

①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当

地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない

# (9) 民法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日 施行】

### 1. 親権と親権制限の制度の見直し

#### ○ 子の利益の観点の明確化等

- (現行)
- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
  - 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
  - 親子の面会交流等についての明文規定がない。

- (改正後) 【民法関係】
- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
  - 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
  - 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

#### ○ 親権停止制度の創設

- (現行)
- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

- (改正後) 【民法関係】
- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

#### ○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

- (現行)
- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
  - 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

- (改正後) 【民法関係】
- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
  - 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

#### ○ 親権喪失等の請求権者の見直し

- (現行)
- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

- (改正後) 【民法関係】
- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

- (現行)
- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

- (改正後) 【児童福祉法関係】
- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

## 2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

### ○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

### ○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者(父母)あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	<b>児童相談所長による親権代行</b> (児童相談所長による監護措置)	同上	同上 <b>児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止)</b> <b>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</b>
里親等委託中	<b>児童相談所長による親権代行</b> 里親等による監護措置	同上	同上 里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) <b>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</b>
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上 施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) <b>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</b>

### 3. 未成年後見制度の見直し

#### ○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。  
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)  
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

#### 【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。  
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

#### 【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

### 4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

### 5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

# 児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて(概要)

## 1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

## 2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定(詳細は別紙)。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

### (1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)(暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等)	ウ その他(関係者へのア・イの行為等)
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為(騒音・振動、施設の汚損・破損等)	

### (2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為	ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為	オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為	エ 児童の教育上支障を生じさせる行為	

### (3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

## 3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)~(4)の対応が考えられる。(※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。)
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

### (1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

### (2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令(強制入所措置の場合)での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解を得られない場合には、これらの対応を検討。

### (3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限(親権喪失、親権停止又は管理権喪失)の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

### (4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体・安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

# 「不当に妨げる行為の事例」の詳細

## (1) 態様、手段が適切でない場合

▶ 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうと考える。

**ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)**

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返しの電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする(教唆する)行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物(火気、刃物等)等を渡す行為

**イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為**

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

**ウ その他**

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

## (2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

▶ 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうと考える。  
▶ 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。  
▶ 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

**ア 児童に経済的な損失を与える行為**

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

**ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為**

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為(精神科医療を含む。)
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為(予防接種、健康診査等)
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為(療育手帳等)
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

**イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為**

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為(携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等)
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

**エ 児童の教育上支障を生じさせる行為**

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

**オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為**

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

## (3) その他の場合

▶ 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

# 「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（４７②）
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（４７④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。
- ③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。
- ④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- ② （略）

# 10. 平成27年度社会的養護関係予算案の概要

## 社会的養護の充実

1,031億円 → 1,180億円

〔 児童入所施設措置費等 : 1,076億円  
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 47億円  
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 57億円 など 〕

### (1) 施設における家庭的養護の推進

#### ○ 児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行う。

また、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

< 社会保障の充実（社会的養護関係） >

#### 【量的拡充】

受入児童数増への対応

#### 【質の改善】

- ① 児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする）
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（平均+3%相当）
- ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進（27年度から15年かけて全施設で実施）

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

#### ○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【※子育て支援臨時特例交付金からの一部組み替え】

児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う（基準額：1施設当たり800万円等）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

## (2) 里親委託の推進等

### ○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う。また、新たに、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を実施し、里親委託の推進を図る（10か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 里親支援専門相談員の配置の推進

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

## (3) 被虐待児童等への支援の充実

### ○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る。（101か所→106か所）
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増（20か所→27か所）を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る（33か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援の実施【一部新規】

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）
  - ・ 高校生等に対する学習支援（学習塾代等）
  - ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）
- （※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。）

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 就職支度費の支給対象の拡大【新規】

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕59

## 11. 平成24年度、平成25年度、平成26年度の各種ワーキングについて

- 厚生労働省では、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、同年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
- 「社会的養護の課題と将来像」における提言内容の実現に向けて平成24年度から以下の通り、各種ワーキングを実施している。

### (1) 全国里親委託等推進委員会（参考1）

（概要）里親委託等の推進を図るため、里親委託等の推進方策や里親の養育技術の向上等を図るための調査研究を行い、事例集やマニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供を行う。  
（平成24年度より実施）

#### 【平成24年度の取組】

- 「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、配布。
  - ・里親委託率が大幅に増加した福岡市と大分県の事例について、取りまとめ。自治体・児相・里親会に配布。
- 「里親 ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成。
  - ・養育指針の解説、里親等が養育に引き付けられるよう事例を収集。自治体・児相・里親会に配布。養育里親更新研修等で活用。

#### 【平成25年度の取組】

- 「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」を作成。
  - ・自治体の里親支援体制とその中の里親支援専門相談員の活動、里親支援機関の活動、里親サロン活動を調査し、そのポイント等について紹介。
- 「IFCO2013大阪世界大会記録集」の作成。
  - ・大会の講演やワークショップの内容を記録、家庭養護に関する国際的潮流について紹介。

#### 【平成26年度の取組】

- 平成26年度調査研究報告書として、「①里親サロン運営マニュアル、②里親研修でグループ演習を行うファシリテータのために、③委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み、④里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」を作成。

## (2) 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ（参考2）

（概要） 児童養護施設と乳児院における小規模化に係る計画の策定を進めることにより、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化・地域分散化や養育単位の小規模化についての具体例や工夫を収集・整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について施設や自治体への提供を行う。  
（平成24年度に実施）

### 【平成24年度の取組】

- 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」の作成。
  - ・ 小規模化等を行う上での留意点を整理し、マニュアル化。
- 「施設の小規模化等事例集」の作成。
  - ・ 児童養護施設における小規模化の6事例、乳児院における小規模化の4事例を収集し、取りまとめ。

## (3) ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（参考3）

（概要） ファミリーホームの設置を推進するために、設置に当たる具体例や工夫などを収集、整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について、自治体や施設への提供を行う。  
（平成25年度に実施）

### 【平成25年度の取組】

- 「ファミリーホームの設置を進めるために」の作成。
  - ・ ファミリーホームの設置を進めるため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、マニュアル化。
- 「ファミリーホーム事例集」、「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」の作成。
  - ・ ファミリーホームの先駆的な事例を収集するとともにファミリーホームの現状を調査し、取りまとめ。

#### (4) 親子関係再構築支援ワーキンググループ（参考4）

（概要） 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の充実を図るため、親子関係再構築支援の取組事例を収集し、留意点を整理した事例集やガイドラインを作成するとともに、当該事例集やガイドラインについて、自治体や施設、児童相談所への提供を行う。（平成24年度より実施）

##### 【平成24年度の取組】

- 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」の作成。
  - ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭センターにおける親子関係再構築支援の26事例を収集し、留意点等について整理。

##### 【平成25年度の取組】

- 「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成予定。
  - ・ 児童相談所との連携の方策など、親子関係再構築支援における考え方やその内容について整理。

#### (5) 施設運営の手引書編集委員会（参考5）

（概要） 施設運営の質の向上を図るために、施設種別ごとの運営指針に基づいた「運営ハンドブック」を作成する。（平成24年度より実施）

##### 【平成24年度、平成25年度の取組】

施設種別ごとの手引書編集委員会において、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた以下の「運営ハンドブック」を編集中。（下記の社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会が監修。）

- 児童養護施設運営ハンドブック
- 乳児院運営ハンドブック
- 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック
- 児童自立支援施設運営ハンドブック
- 母子生活支援施設運営ハンドブック

## (6) 社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会（参考6）

（概要） 社会的養護関係施設に義務づけられている第三者評価事業の質の向上や施設の第三者評価・自己評価への取組の推進を図るため、研修会の開催やテキスト等の作成の他、上記の施設運営ハンドブックについての監修などを行う。

（平成24年度より実施）

### 【平成24年度の取組】

- 「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」の作成。
  - ・ 施設、第三者評価機関に対して、自己評価と第三者評価の具体的な取り組み方を提示。
- 「社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価の手引き」の作成。
  - ・ 施設に対して第三者評価を受審するためのマニュアルとして、評価調査者に対しては養成研修用テキストとして活用。

### 【平成25年度の取組】

- 「第三者評価基準見直しのための資料」の作成。
  - ・ 施設及び第三者評価機関に対するアンケート調査及びインタビュー調査の集計結果等を分析した内容。平成26年度に第三者評価基準見直しのための資料として使用。

### 【平成26年度の取組】

- WGを立ち上げ、第三者評価基準の見直しを行う。（共通評価基準解説版、内容評価基準改定版を作成。）

## (7) 子育て支援員研修制度に関する検討会専門研修ワーキングチーム(社会的養護)（参考7）

（概要）

- 子育て支援員研修は、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るもの。
- 対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

### 【平成26年度の取組】

- 基本研修 8科目（8時間）に加えて、専門研修（社会的養護コース） 9科目（11時間）を創設。

## 全国里親委託等推進委員会について

### 1 趣旨

里親委託等の推進を図るため、関係各方面の参画を得て、公益財団法人全国里親会に全国里親委託等推進委員会を設け、関係者による情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進方策の向上を図るための調査研究を行い、里親等からの相談事例、子どもからの意見、児童相談所、里親支援機関等の関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供する。

### 2 検討内容

この取り組みとして、平成24年度は、①里親委託率の増加幅の大きな自治体の取り組みをまとめた事例集「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、②里親等や支援者向けの「里親及びファミリーホーム養育指針」の手引書「里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成を行った。

平成25年度は、①里親支援専門相談員の活動の推進に資するため、里親支援専門相談員と同様に児童相談所とは違う立場から里親委託等の推進を行っている里親支援機関の活動等の調査報告に加え、里親サロンの運営で、里親が集まりやすく、話がしやすいような工夫や課題などの調査を報告し、②平成25年9月に行われた家庭養護に関する世界大会（IFCO2013大阪世界大会）の講演やワークショップの内容を記録し、家庭養護に関する国際的潮流について紹介する報告書を作成した。

平成26年度は、①平成25年度の調査に基づき里親サロン運営にあたって配慮すべきことをまとめた「里親サロン運営マニュアル」、②参加型の里親研修に参考となる「里親研修でグループ演習を行うファシリテーターのために」、③里親支援機関への訪問調査により「委託推進の基盤づくりのための先進的な取り組み」、④児童相談所や民間里親支援機関等を対象に実施した「里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」を作成した。

### 3 構成（◎は座長）

◎星野 崇	全国里親会会長	御所 伸之	全国里親会副会長
木ノ内博道	全国里親会副会長	草野 恵子	山形県里親会会長(北海道・東北ブロック)
青葉 紘宇	東京養育家庭の会理事長(関東・甲信越ブロック)	二飯田秀一	石川県里親会会長(東海北陸ブロック)
宮川 長生	大阪市里親会会長(近畿ブロック)	河内 美舟	山口県里親会会長(中・四国ブロック)
原田 泉	福岡市里親会常任理事(九州ブロック)	ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム)
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授	宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科教授	藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター所長
奥田 晃久	東京都児童相談センター相談援助課長	武藤 素明	全国児童養護施設協議会副会長(二葉学園)
摩尼 昌子	全国乳児福祉協議会広報・研修副委員長(ドルカスベビーホーム)		
坂口 明夫	全国児童家庭支援センター協議会副会長(あまぎやま)	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長

※ 事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、全国里親会が行う。

## (参考 2)

# 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

## 1 趣旨

「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、本体施設は全施設を小規模グループケアするとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。

これを受け、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、マニュアル及び事例集を作成する。

## 2 検討内容

マニュアルについては、施設の小規模化の意義や課題等をまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめとし、併せて、都道府県推進計画及び家庭的養護推進計画の策定及び具体的計画期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を平成24年11月30日付で各都道府県等に発出した。 ※ 雇児発1130第3号 平成24年11月30日 各都道府県、指定都市、児童相談所設置市市長宛

事例集等については平成24年度中に取りまとめ、各都道府県等や児童養護施設及び乳児院に発出済。

### (スケジュール)

第1回平成24年6月29日 マニュアルの論点整理

第2回 7月25日 マニュアルの議論

第3回 8月27日 マニュアルの取りまとめ

※10月15日 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会においてマニュアルを議論

※11月30日 社会的養護専門委員会での意見を踏まえマニュアルを修正し、社会的養護専門委員会取りまとめるとともに計画の策定及び具体的期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知を発出

第4回平成25年1月29日 事例集等の議論

第5回 2月28日 事例集について議論し、修正の上発出を確認

## 3 構成 (◎は座長)

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員、恵明学園乳児部施設長

## (参考3)

# ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループについて

## 1 趣旨

平成24年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で発出した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」では、児童養護施設や乳児院の小規模化を行うとともに、里親委託やファミリーホームの設置推進を図ることとしている。

これは、現在、施設が9割、里親が1割のところ、施設1/3、グループホーム1/3、里親1/3という姿に変えていくため、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間で、その実現に向けて計画的に進めていくことにしている。

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居(ファミリーホーム)において、児童の養育を行う制度である。

養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童5~6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということでも生まれた経緯がある。

子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備する目標(平成23年4月現在126か所)となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込んでいる。

このワーキンググループでは、ファミリーホームの設置を推進するため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、設置のためのマニュアルを作成するとともに、設置類型毎の事例を収集していく。

## 2 検討内容

- ・それぞれのファミリーホームの設置経緯と運営状況等

- ・ファミリーホームの3つの類型別の運営分析

  - 里親の中で大きいものからの移行

  - 児童養護施設等の職員が独立して開設するもの

  - 児童養護施設等を行う法人が開設するもの

- ・整備促進方策

- ・ファミリーホームについても、養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で支援を推進すること

## 3 構成(◎は座長)

◎横堀昌子 青山学院女子短期大学子ども学科教授

吉田隆三 アメニティホーム広畑学園施設長

栗延雅彦 和泉乳児院施設長

ト蔵康行 日本ファミリーホーム協議会会長

星野 崇 全国里親会

河野洋子 大分県中央児童相談所主幹

## (参考4)

# 親子関係再構築支援ワーキンググループについて

### 1 趣旨

社会的養護の施設においては、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

親子関係再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら、社会的養護の地域支援の拠点として、その取組を推進する。また、児童家庭支援センターも、施設と地域をつなぐ拠点として、親子関係の再構築支援における役割の充実が期待されている。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、地域支援の役割を高めていく社会的養護の施設の方向性として、施設による親子関係の再構築支援の充実を掲げ、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制整備の推進、児童相談所との連携などを図っていくこととした。

このワーキンググループは、これらの社会的養護の施設における親子関係の再構築支援の充実を図るため、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、平成24年度に発足した。平成24年度は取組事例を収集し、留意すべき点などを整理し、事例集を作成した。平成25年度は、事例集を作成する過程での検討を通して明確化してきた支援についての考え方や内容を基にガイドラインを作成した。

### 2 検討内容

- (1) 施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集（平成24年度末に事例集の作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載）
- (2) 施設による親子関係再構築支援のガイドラインの作成（平成25年度末にガイドラインの作成を終え、厚生労働省ホームページに掲載）

### 3 構成（◎は座長）

◎ 犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長
松永 忠	児童養護施設 光の園施設長
塩田 規子	児童養護施設 救世軍世光寮副施設長
軀川 恒	乳児院 かのや乳児院施設長（平成24年度は、谷本 恭子 乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長）
山元 喜久江	乳児院 広島乳児院施設長
平岡 篤武	情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長
相澤 孝予	国立きぬ川学院 調査課長
川崎 今日子	母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員
藤井 美憲	児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長
鈴木 浩之	児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長
管野 道英	児童相談所 滋賀県彦根子ども家庭相談センター長

## (参考5)

### 施設運営の手引書編集委員会について

#### 1 趣旨

平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書を作成する。

平成24年度から2年間で編集を行い、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。

#### 2 検討内容

各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者とする。

#### 3 構成（施設種別ごと ◎は座長）

##### ・ 児童養護施設

◎平井誠敏、吉田隆三、丑久保恒行、太田一平、沓野一誠、横川聖、福田雅章、村瀬嘉代子  
（平成24年度は、◎桑原教修、伊達直利、側垣二也、神戸信行、太田一平、福田雅章、横川聖、村瀬嘉代子）

##### ・ 乳児院

◎平田ルリ子、今田義夫、栗延雅彦（平成24年度は、柴崎順三）、都留和光、増沢高

##### ・ 情緒障害児短期治療施設

◎高田治、青木正博、滝川一廣、福永政治、辻亨、塩見守、下木猛史、平田美音

##### ・ 児童自立支援施設

◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美、西浪祥子、鈴木崇之

##### ・ 母子生活支援施設

◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美

## (参考6)

### 社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会について

#### 1 趣旨

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」に基づき、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、社会的養護関係施設においては、平成24年度から、3年に1度の第三者評価の受審及び毎年度の自己評価の実施が義務化され、これにあわせて社会的養護の各施設の第三者評価基準が定められるとともに、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証等の仕組みが定められた。

この研究会は、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長及び学識経験者に加え、社会的養護施設の第三者評価に経験と識見を有する評価調査者の参画を得て、評価のフォローアップ、今後の評価基準の見直しに向けた論点の蓄積等を行い、社会的養護第三者評価事業の評価の質の向上や、各施設の取組の推進を図ることを目的として、平成24年度に発足した。平成24年度は、自己評価や第三者評価の理解のための施設及び評価調査者養成研修用のテキストとして、「自己評価、第三者評価の手引き」を作成した。平成25年度は評価基準見直しのために調査を行い、それを元に平成26年度に第三者評価基準の改定を行った。

#### 2 構成 (◎は座長)

- ◎柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授  
武藤 素明 全国児童養護施設協議会副会長 二葉学園統括施設長  
(平成24年度は、桑原 教修 全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長)
- 福田 雅章 社会福祉法人養徳園総合施設長  
平田ルリ子 全国乳児福祉協議会副会長 清心乳児園施設長  
高田 治 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長 横浜いずみ学園施設長  
相澤 仁 全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院院長  
菅田 賢治 全国母子生活支援施設協議会副会長 仙台市社会事業協会事務局長  
岡田 賢宏 NPO法人福祉経営ネットワーク事務局長  
藤本 勝彦 大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター評価調査者  
(平成24年度は、諏訪免 典子 愛媛県社会福祉協議会評価調査者)
- 坂口 繁治 岩手県社会福祉協議会評価調査者 坂口社会福祉士事務所所長  
田崎 基 新潟県社会福祉士会評価調査者  
(平成24年度は、要 厚子 NPO法人メイアイヘルプユー理事)
- 新津ふみ子 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科客員教授

## (参考7)

# 子育て支援員研修制度に関する検討会専門研修ワーキングチーム(社会的養護)について

## 1 趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。(「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定))
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

### (研修の考え方)

対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

#### ●基本研修の考え方

基本研修では専門研修で修得する各事業の特性等に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に子育て支援員として最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するものとする。

## 2 検討内容

### ●専門研修:社会的養護コースの考え方

社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入口」としての社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容とする。

科目構成は、小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。

基本研修 8科目(8時間)に加えて、専門研修(社会的養護コース) 9科目(11時間)を創設。

## 3 構成 (◎は座長) 専門研修ワーキングチーム(社会的養護) 構成員

◎小木曾 宏	児童養護施設房総双葉学園 施設長	薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
坂本 雅子	SOS子どもの村J P A N A 副理事長	山本 朝美	小鳩乳児院 施設長
◎佐野多恵子	静岡市里親家庭支援センター 次長	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
◎新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授		
芹沢 出	宏量福祉会母子生活支援施設野菊荘施設長		

# (参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢 (平成25年2月1日現在)

(単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	111	2.4%	875	27.8%	2	0.0%	—	—	—	—	222	3.7%
1歳	140	3.1%	1,118	35.5%	30	0.1%	—	—	—	—	366	6.1%
2歳	203	4.5%	783	24.9%	366	1.2%	—	—	—	—	428	7.1%
3歳	240	5.3%	268	8.5%	933	3.1%	—	—	—	—	461	7.7%
4歳	214	4.7%	77	2.4%	1,299	4.3%	—	—	—	—	476	7.9%
5歳	246	5.4%	20	0.6%	1,417	4.7%	2	0.2%	—	—	476	7.9%
6歳	255	5.6%	5	0.2%	1,598	5.3%	4	0.3%	—	—	452	7.5%
7歳	228	5.0%	1	0.0%	1,556	5.2%	27	2.2%	—	—	413	6.9%
8歳	255	5.6%	—	—	1,712	5.7%	48	3.9%	3	0.2%	378	6.3%
9歳	240	5.3%	—	—	1,910	6.4%	80	6.5%	7	0.4%	363	6.0%
10歳	231	5.1%	—	—	2,022	6.7%	114	9.2%	26	1.6%	336	5.6%
11歳	264	5.8%	—	—	2,101	7.0%	128	10.4%	46	2.8%	330	5.5%
12歳	261	5.8%	—	—	2,283	7.6%	171	13.8%	106	6.3%	296	4.9%
13歳	249	5.5%	—	—	2,242	7.5%	166	13.4%	254	15.2%	233	3.9%
14歳	251	5.5%	—	—	2,414	8.1%	175	14.2%	514	30.8%	238	4.0%
15歳	261	5.8%	—	—	2,471	8.2%	159	12.9%	569	34.1%	200	3.3%
16歳	290	6.4%	—	—	2,130	7.1%	68	5.5%	80	4.8%	138	2.3%
17歳	311	6.9%	—	—	1,861	6.2%	54	4.4%	40	2.4%	114	1.9%
18歳以上	282	6.2%	—	—	1,607	5.4%	39	3.2%	25	1.5%	84	1.4%
総数※	4,534	100%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	9.9歳		1.2歳		11.2歳		12.7歳		14.1歳		7.4歳	

## (1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	3	0.4%	—	—
1歳	10	1.2%	—	—
2歳	20	2.4%	—	—
3歳	30	3.6%	—	—
4歳	32	3.9%	—	—
5歳	40	4.8%	—	—
6歳	32	3.9%	—	—
7歳	36	4.3%	—	—
8歳	46	5.5%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	45	5.4%	—	—
11歳	50	6.0%	—	—
12歳	59	7.1%	—	—
13歳	61	7.4%	—	—
14歳	72	8.7%	—	—
15歳	54	6.5%	11	2.9%
16歳	57	6.9%	74	19.7%
17歳	70	8.4%	103	27.4%
18歳以上	65	7.8%	188	50.0%
総数※	829	100%	376	100.0%
平均年齢	11.2歳		17.5歳	

## (2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	443	9.8%	2,461	78.2%	55	0.2%	—	—	—	—	812	13.5%
1歳	474	10.5%	530	16.8%	849	2.8%	—	—	—	—	642	10.7%
2歳	666	14.7%	127	4.0%	6,408	21.4%	—	—	—	—	608	10.1%
3歳	440	9.7%	24	0.8%	3,745	12.5%	—	—	—	—	544	9.1%
4歳	280	6.2%	2	0.1%	2,620	8.7%	1	0.1%	—	—	531	8.8%
5歳	241	5.3%	1	0.0%	2,187	7.3%	6	0.5%	—	—	437	7.3%
6歳	270	6.0%	—	—	2,171	7.2%	51	4.1%	1	0.1%	382	6.4%
7歳	195	4.3%	—	—	1,814	6.1%	101	8.2%	1	0.1%	344	5.7%
8歳	161	3.6%	—	—	1,702	5.7%	133	10.8%	7	0.4%	308	5.1%
9歳	154	3.4%	—	—	1,510	5.0%	150	12.1%	29	1.7%	297	4.9%
10歳	143	3.2%	—	—	1,402	4.7%	151	12.2%	42	2.5%	268	4.5%
11歳	139	3.1%	—	—	1,324	4.4%	151	12.2%	107	6.4%	223	3.7%
12歳	174	3.8%	—	—	1,156	3.9%	162	13.1%	219	13.1%	179	3.0%
13歳	149	3.3%	—	—	1,126	3.8%	165	13.4%	564	33.8%	152	2.5%
14歳	146	3.2%	—	—	909	3.0%	120	9.7%	511	30.6%	113	1.9%
15歳	203	4.5%	—	—	619	2.1%	38	3.1%	142	8.5%	80	1.3%
16歳	152	3.4%	—	—	241	0.8%	—	—	33	2.0%	45	0.7%
17歳	79	1.7%	—	—	92	0.3%	4	0.3%	11	0.7%	27	0.4%
18歳以上	12	0.3%	—	—	14	0.0%	—	—	2	0.1%	7	0.1%
総数※	4,534	100.0%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	6.3歳		0.3歳		6.2歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

## (2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位：人、%)

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	34	4.1%	—	—
1歳	38	4.6%	—	—
2歳	68	8.2%	—	—
3歳	59	7.1%	—	—
4歳	40	4.8%	—	—
5歳	48	5.8%	—	—
6歳	50	6.0%	—	—
7歳	48	5.8%	—	—
8歳	43	5.2%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	35	4.2%	—	—
11歳	48	5.8%	—	—
12歳	33	4.0%	—	—
13歳	53	6.4%	—	—
14歳	48	5.8%	—	—
15歳	62	7.5%	51	13.6%
16歳	47	5.7%	137	36.4%
17歳	23	2.8%	80	21.3%
18歳以上	5	0.6%	101	26.9%
総数※	829	100.0%	376	100.0%
平均年齢	8.4歳		17.0歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

## (3) 措置理由別児童数（平成25年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	123	9.0%	12	0.6%	90	1.8%
父母の行方不明	57	4.2%	41	1.9%	50	1.0%
父母の離婚	12	0.9%	43	2.0%	91	1.8%
父母の不和	10	0.7%	24	1.1%	47	0.9%
父母の拘禁	64	4.7%	84	3.9%	272	5.3%
父母の入院	77	5.6%	216	10.0%	304	6.0%
父母の就労	24	1.8%	77	3.6%	143	2.8%
父母の精神障害	114	8.3%	420	19.4%	530	10.4%
父母の放任怠惰	101	7.4%	243	11.3%	578	11.3%
父母の虐待	199	14.6%	383	17.7%	1,778	34.8%
棄児	9	0.7%	19	0.9%	5	0.1%
父母の養育拒否	250	18.3%	164	7.6%	215	4.2%
破産等経済的理由	56	4.1%	113	5.2%	204	4.0%
児童の監護困難	57	4.2%	—	—	297	5.8%
その他	214	15.7%	321	14.9%	504	9.9%
合計	1,367	100.0%	2,160	100.0%	5,108	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成25年度入所世帯）

区 分		管内入所		広域入所				合 計	
				県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	508		433		501		1,442	
	母 児童	508	811	433	777	501	919	1,442	2,507
入所前の家庭環境の不適切	世帯数	179		33		7		219	
	母 児童	179	249	33	41	7	12	219	302
母親の心身の不安定	世帯数	65		11		1		77	
	母 児童	65	87	11	11	1	1	77	99
職業上の理由	世帯数	2		0		0		2	
	母 児童	2	2	0	0	0	0	2	2
住宅事情	世帯数	429		30		4		463	
	母 児童	429	605	30	41	4	4	463	650
経済的理由	世帯数	315		31		12		358	
	母 児童	315	430	31	43	12	18	358	491
その他	世帯数	66		11		14		91	
	母 児童	66	91	11	20	14	24	91	135
合 計	世帯数	1,564		549		539		2,652	
	母 児童	1,564	2,275	549	933	539	978	2,652	4,186

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

※ 単位：世帯数は世帯、入所人員は人

※ 上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

## (5) 在所期間別在籍児童数 (平成26年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,060	22.8%	1,518	47.1%	4,451	15.1%	390	28.5%	1,025	58.3%
1年以上 2年未満	741	15.9%	999	31.0%	3,819	13.0%	400	29.3%	555	31.6%
2年以上 3年未満	699	15.0%	502	15.6%	3,357	11.4%	231	16.9%	146	8.3%
3年以上 4年未満	411	8.8%	140	4.3%	2,927	9.9%	162	11.9%	23	1.3%
4年以上 5年未満	316	6.8%	45	1.4%	2,362	8.0%	69	5.0%	7	0.4%
5年以上 6年未満	259	5.6%	17	0.5%	2,095	7.1%	44	3.2%	1	0.1%
6年以上 7年未満	214	4.6%	3	0.1%	1,892	6.4%	27	2.0%	0	0.0%
7年以上 8年未満	159	3.4%	-	-	1,573	5.3%	28	2.0%	1	0.1%
8年以上 9年未満	167	3.6%	-	-	1,379	4.7%	9	0.7%	1	0.1%
9年以上 10年未満	154	3.3%	-	-	1,245	4.2%	5	0.4%	0	0.0%
10年以上 11年未満	129	2.8%	-	-	1,056	3.6%	2	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	101	2.2%	-	-	903	3.1%	0	0.0%	-	-
12年以上 13年未満	84	1.8%	-	-	811	2.8%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	51	1.1%	-	-	583	2.0%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	46	1.0%	-	-	498	1.7%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	28	0.6%	-	-	287	1.0%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	15	0.3%	-	-	169	0.6%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	16	0.3%	-	-	35	0.1%	-	-	-	-
18年以上	6	0.1%	-	-	18	0.1%	-	-	-	-
総数	4,656	100.0%	3,224	100.0%	29,460	100.0%	1,367	100.0%	1,759	100.0%

家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

## (6) 在所期間別退所児童数 (平成25年度中に退所した児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	53	4.2%	220	10.3%	131	2.2%	1	0.2%	4	0.4%
1か月以上2か月未満	71	5.6%	152	7.1%	159	2.7%	4	0.9%	12	1.1%
2か月以上6か月未満	164	12.9%	302	14.2%	375	6.4%	29	6.4%	56	5.3%
6か月以上1年未満	224	17.6%	315	14.8%	507	8.7%	53	11.7%	265	25.0%
1年以上2年未満	253	19.9%	523	24.5%	705	12.1%	140	30.9%	552	52.2%
2年以上3年未満	144	11.3%	437	20.5%	651	11.1%	76	16.8%	129	12.2%
3年以上4年未満	78	6.1%	130	6.1%	513	8.8%	73	16.1%	27	2.6%
4年以上5年未満	57	4.5%	40	1.9%	414	7.1%	32	7.1%	11	1.0%
5年以上6年未満	57	4.5%	9	0.4%	331	5.7%	13	2.9%	0	0.0%
6年以上7年未満	28	2.2%	3	0.1%	249	4.3%	13	2.9%	1	0.1%
7年以上8年未満	24	1.9%	-	-	251	4.3%	12	2.6%	1	0.1%
8年以上9年未満	21	1.7%	-	-	236	4.0%	4	0.9%	0	0.0%
9年以上10年未満	20	1.6%	-	-	216	3.7%	2	0.4%	0	0.0%
10年以上11年未満	15	1.2%	-	-	158	2.7%	0	0.0%	-	-
11年以上12年未満	8	0.6%	-	-	174	3.0%	1	0.2%	-	-
12年以上13年未満	12	0.9%	-	-	185	3.2%	-	-	-	-
13年以上14年未満	9	0.7%	-	-	160	2.7%	-	-	-	-
14年以上15年未満	4	0.3%	-	-	135	2.3%	-	-	-	-
15年以上16年未満	8	0.6%	-	-	140	2.4%	-	-	-	-
16年以上17年未満	6	0.5%	-	-	118	2.0%	-	-	-	-
17年以上18年未満	6	0.5%	-	-	29	0.5%	-	-	-	-
18年以上	10	0.8%	-	-	11	0.2%	-	-	-	-
総数	1,272	100.0%	2,132	100.0%	5,848	100.0%	453	100.0%	1,058	100.0%

## (7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員 (平成26年3月1日現在)

(単位:人)

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	31	240	534	774	851	717	338	136	21	10	0	1	3,653

## (8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数 (平成25年度)

(単位:世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	278	247	423	259	169	84	120	38	1,618

## (9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態 (平成25年度)

(単位:世帯)

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	129	3	117	46	1,193	323	850	6	14	66	64	1,618

(7) ~ (9) : 家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(10) 児童養護施設の入退所の状況 (平成25年度中)

(単位:人)

平成25年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
1,127	3,908	73	5,108

平成25年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境改善	養子縁組	自立就職	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
3,069	15	1,402	57	2	432	4,977	871

↑

変更前の内訳						
乳児院	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
641	162	77	97	23	102	25

↓

変更後の内訳							
他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
195	51	166	146	49	9	91	164

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成25年度中)

(単位:人)

平成25年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
87	1,766	307	2,160

平成25年度退所児童数					
解除					変更
家庭環境改善	養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
957	52	4	61	1,074	1,057

↑

変更前の内訳			
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	その他
53	10	23	1

↓

変更後の内訳					
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	児童養護施設	その他
39	7	224	31	684	72

(12) 情緒障害児短期治療施設の入退所の状況 (平成25年度中)

(単位:人)

平成25年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
52	337	17	406

平成25年度退所児童数								
解除								変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
86	145	0	23	3	1	34	292	161

↑

変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
0	34	5	3	0	5	5

↓

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
90	7	24	7	3	1	5	24

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成25年度中)

(単位:人)

平成25年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
232	797	80	1,109

平成25年度退所児童数								
解除								変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
99	631	0	40	27	2	60	859	199

↑

変更前の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
175	20	13	3	14	7

↓

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
103	4	9	25	11	0	22	25

(14) 自立援助ホームの入退居の状況 (平成25年度中)

(単位:人)

平成25年度新規入居児童数			
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計
231	245	67	543

平成25年度退居児童数							
退居							児童福祉施設等への入所
自立就職	進学	家庭復帰	無断外出	死亡	その他	計	
176	8	102	19	0	69	374	17

↑

変更前の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
146	8	31	17	4	25

↓

変更後の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
3	0	0	4	0	10

(15) 里親の委託・委託解除の状況 (平成25年度中)

(単位:人)

平成25年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
569	718	80	1,367

平成25年度委託解除児童数							
解除							変更
家庭環境改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
299	286	194	7	2	140	928	344

↑

変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	その他
267	152	7	23	1	73	46

↓

変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	自立援助ホーム	その他
17	112	3	15	2	82	67	11	35

(16) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成25年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	277	644	1,598
児童養護施設	58	155	482
乳児院	30	56	141
その他	29	50	155
合計	394	905	2,376

※レスパイト・ケアを利用した  
里親世帯数・・・395世帯

(16): 家庭福祉課調べ  
(「社会的養護の現況に関する調査」)

(17) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,656 (52.6%)	9,746 (32.5%)	671 (14.8%)
父のみ（養父含む）	75 (2.4%)	3,528 (11.8%)	291 (6.4%)
母のみ（養母含む）	1,307 (41.5%)	11,189 (37.3%)	1,405 (31.0%)
両親ともいない	87 (2.8%)	4,790 (16.0%)	1,924 (42.4%)
両親とも不明	19 (0.6%)	517 (1.7%)	183 (4.1%)
不詳	3 (0.1%)	209 (0.7%)	60 (1.3%)
総数	3,147 (100.0%)	29,979 (100.0%)	4,534 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

## (18) 里親の状況 (平成26年3月1日現在)

(人)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,598	夫婦世帯 3,104	一方が働いている	1,596 (44.4%)
		共働き	1,257 (34.9%)
		どちらも働いていない	251 (7.0%)
	ひとり親世帯 494	働いている	282 (7.8%)
		働いていない	212 (5.9%)

## (19) 新生児等の措置先 (平成25年度中)

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児 (1か月未満)	382	71	453
0歳児 (1か月以上)	812	135	947
1歳以上2歳未満	449	132	581
合計	1,643	338	1,981
割合	82.9%	17.1%	100%

(18) (19) : 家庭福祉課調べ  
 (「社会的養護の現況に関する調査」)

## (20) 新生児等の新規措置の措置先 (都道府県市別)

(平成25年度)

(家庭福祉課 調べ)

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	11	6	0	8	16	13
青森県	0	7	2	0	0	0
岩手県	1	15	5	0	0	0
宮城県	3	6	5	0	0	1
秋田県	0	3	0	0	0	0
山形県	2	3	3	0	1	0
福島県	6	2	2	3	4	4
茨城県	12	12	3	0	0	0
栃木県	3	12	5	1	1	1
群馬県	10	2	17	0	1	1
埼玉県	33	50	41	0	6	3
千葉県	2	13	0	5	6	8
東京都	83	140	91	0	1	20
神奈川県	6	12	11	0	2	2
新潟県	2	4	0	0	3	1
富山県	4	4	2	0	0	2
石川県	3	1	2	0	0	0
福井県	4	3	3	0	0	0
山梨県	1	8	0	0	2	2
長野県	5	19	18	3	3	2
岐阜県	1	4	0	2	0	0
静岡県	6	9	10	0	5	2
愛知県	11	25	19	8	12	13
三重県	2	17	6	3	9	3
滋賀県	0	3	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0
大阪府	1	14	4	0	0	3
兵庫県	11	18	11	0	2	2
奈良県	1	15	6	1	1	0
和歌山県	11	10	4	2	3	0
鳥取県	4	8	1	0	1	0
島根県	2	6	2	0	0	0
岡山県	0	2	0	0	0	0
広島県	2	3	4	0	0	2
山口県	8	7	5	0	2	1

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	1	0	0	0	2	0
香川県	4	5	6	0	1	2
愛媛県	4	5	4	2	1	1
高知県	3	5	5	0	0	0
福岡県	6	15	5	0	1	0
佐賀県	3	5	2	3	1	1
長崎県	4	5	3	2	1	0
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	4	5	3	5	8	2
宮崎県	2	3	2	0	0	0
鹿児島県	6	12	7	0	1	0
沖縄県	3	5	2	0	2	2
札幌市	3	13	4	5	7	10
仙台市	0	10	6	0	2	0
さいたま市	5	16	3	0	2	0
千葉市	0	4	2	1	0	1
横浜市	4	37	6	0	1	1
川崎市	7	14	6	2	2	0
相模原市	1	5	8	0	1	2
新潟市	1	0	2	0	0	0
静岡市	0	3	3	2	0	0
浜松市	6	4	1	1	3	2
名古屋市	9	28	13	5	5	2
京都市	6	10	7	0	1	0
大阪市	25	68	42	1	3	14
堺市	5	13	3	1	3	1
神戸市	8	12	7	0	3	0
岡山市	2	3	3	0	0	1
広島市	1	6	3	0	1	2
北九州市	0	0	0	1	0	0
福岡市	7	14	4	3	1	1
熊本市	1	24	2	0	1	1
横須賀市	0	0	0	1	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	0
合計	382	812	449	71	135	132

## (21) 乳児院退所後の措置変更先(都道府県市別)(平成25年度)(単位:人、%)

(家庭福祉課調べ)

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数						その他へ
		里親(FH含)へ		児童養護施設へ		児童数	割合	
		児童数	割合	児童数	割合			
北海道	2	6	4	66.7%	2	33.3%	0	
青森県	7	8	5	62.5%	3	37.5%	0	
岩手県	9	10	4	40.0%	6	60.0%	0	
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
秋田県	0	3	2	66.7%	1	33.3%	0	
山形県	5	3	3	100.0%	0	0.0%	0	
福島県	2	13	6	46.2%	7	53.8%	0	
茨城県	16	17	4	23.5%	11	64.7%	2	
栃木県	11	24	7	29.2%	11	45.8%	6	
群馬県	13	14	3	21.4%	9	64.3%	2	
埼玉県	89	72	15	20.8%	48	66.7%	9	
千葉県	16	29	7	24.1%	17	58.6%	5	
東京都	170	138	19	13.8%	80	58.0%	39	
神奈川県	24	27	8	29.6%	16	59.3%	3	
新潟県	6	9	4	44.4%	5	55.6%	0	
富山県	4	9	4	44.4%	5	55.6%	0	
石川県	9	6	3	50.0%	3	50.0%	0	
福井県	2	6	2	33.3%	4	66.7%	0	
山梨県	2	3	0	0.0%	3	100.0%	0	
長野県	10	24	3	12.5%	20	83.3%	1	
岐阜県	3	6	4	66.7%	1	16.7%	1	
静岡県	6	8	3	37.5%	5	62.5%	0	
愛知県	31	32	8	25.0%	21	65.6%	3	
三重県	10	19	5	26.3%	14	73.7%	0	
滋賀県	4	14	2	14.3%	12	85.7%	0	
京都府	7	9	0	0.0%	9	100.0%	0	
大阪府	53	58	11	19.0%	40	69.0%	7	
兵庫県	15	31	9	29.0%	21	67.7%	1	
奈良県	31	11	0	0.0%	7	63.6%	4	
和歌山県	5	23	4	17.4%	19	82.6%	0	
鳥取県	11	9	0	0.0%	9	100.0%	0	
島根県	45	5	1	20.0%	3	60.0%	1	
岡山県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
広島県	5	12	3	25.0%	6	50.0%	3	
山口県	4	13	3	23.1%	9	69.2%	1	

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数						その他へ
		里親(FH含)へ		児童養護施設へ		児童数	割合	
		児童数	割合	児童数	割合			
徳島県	13	4	1	25.0%	3	75.0%	0	
香川県	7	7	3	42.9%	4	57.1%	0	
愛媛県	5	15	5	33.3%	8	53.3%	2	
高知県	6	10	2	20.0%	8	80.0%	0	
福岡県	22	15	4	26.7%	9	60.0%	2	
佐賀県	2	7	2	28.6%	5	71.4%	0	
長崎県	4	5	2	40.0%	2	40.0%	1	
熊本県	2	6	1	16.7%	4	66.7%	1	
大分県	6	8	1	12.5%	7	87.5%	0	
宮崎県	2	11	1	9.1%	10	90.9%	0	
鹿児島県	18	14	3	21.4%	10	71.4%	1	
沖縄県	3	10	5	50.0%	5	50.0%	0	
札幌市	8	15	10	66.7%	5	33.3%	0	
仙台市	22	20	5	25.0%	13	65.0%	2	
さいたま市	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0	
千葉市	4	2	0	0.0%	1	50.0%	1	
横浜市	19	23	4	17.4%	17	73.9%	2	
川崎市	20	5	1	20.0%	2	40.0%	2	
相模原市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
新潟市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
静岡市	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0	
浜松市	3	5	2	40.0%	3	60.0%	0	
名古屋市	18	41	9	22.0%	31	75.6%	1	
京都市	11	16	1	6.3%	13	81.3%	2	
大阪市	48	52	11	21.2%	34	65.4%	7	
堺市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
神戸市	20	12	7	58.3%	4	33.3%	1	
岡山市	14	12	5	41.7%	7	58.3%	0	
広島市	2	15	2	13.3%	12	80.0%	1	
北九州市	5	11	0	0.0%	9	81.8%	2	
福岡市	24	12	3	25.0%	9	75.0%	0	
熊本市	8	22	4	18.2%	16	72.7%	2	
横須賀市	8	3	1	33.3%	2	66.7%	0	
金沢市	2	4	3	75.0%	1	25.0%	0	
合計	957	1,057	255	24.1%	684	64.7%	118	

## (22) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
3,481	1,515	1,069	434	428	35
100.0%	43.5%	30.7%	12.5%	12.3%	1.0%

## (23) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
3,481	2,585	666	176	53	1
100.0%	74.3%	19.1%	5.1%	1.5%	0.0%

## (24) 里親の年齢

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	3,481	14	207	712	1,070	1,093	382	3
	100.0%	0.4%	5.9%	20.5%	30.7%	31.4%	11.0%	0.1%
里母	3,481	26	251	1,010	1,151	966	75	2
	100.0%	0.7%	7.2%	29.0%	33.1%	27.8%	2.2%	0.1%

## (25) 里親の職業

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
3,481	221	100	648	185	383	192	134	181	254	371	480	332
100.0%	6.3%	2.9%	18.6%	5.3%	11.0%	5.5%	3.8%	5.2%	7.3%	10.7%	13.8%	9.5%

(22)～(25) 児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

## (26) 家族との交流状況

(単位：人)

		養護施設児	乳児院児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総数		29,979 (100.0%)	3,147 (100.0%)	4,534 (100.0%)	1,235 (100.0%)	1,670 (100.0%)
交流あり	帰宅	13,772 (45.9%)	588 (18.7%)	336 (7.4%)	684 (55.4%)	832 (49.8%)
	面会	6,935 (23.1%)	1,704 (54.1%)	655 (14.4%)	259 (21.0%)	420 (25.1%)
	電話手紙連絡	3,864 (12.9%)	244 (7.8%)	241 (5.3%)	106 (8.6%)	237 (14.2%)
交流なし		5,396 (18.0%)	610 (19.4%)	3,284 (72.4%)	183 (14.8%)	180 (10.8%)
不詳		12 (0.0%)	1 (0.0%)	18 (0.4%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)

		ファミリーホーム児	自立援助ホーム児
総数		829 (100.0%)	376 (100.0%)
交流あり	帰宅	164 (19.8%)	76 (20.2%)
	面会	218 (26.3%)	55 (14.6%)
	電話手紙連絡	108 (13.0%)	89 (23.7%)
交流なし		336 (40.5%)	155 (41.2%)
不詳		3 (0.4%)	1 (0.3%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

## (27) 家族との交流の頻度 ( (26) における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		総 数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳 児 院 児	帰 宅	588 (100.0%)	418 (71.1%)	160 (27.2%)	9 (1.5%)	1 (0.2%)
	面 会	1,704 (100.0%)	881 (51.7%)	732 (43.0%)	90 (5.3%)	1 (0.1%)
	電話手紙連絡	244 (100.0%)	105 (43.0%)	118 (48.4%)	21 (8.6%)	0 (0.0%)
養 護 施 設 児	帰 宅	13,772 (100.0%)	3,160 (22.9%)	9,906 (71.9%)	689 (5.0%)	17 (0.1%)
	面 会	6,935 (100.0%)	1,404 (20.2%)	4,717 (68.0%)	807 (11.6%)	7 (0.1%)
	電話手紙連絡	3,864 (100.0%)	912 (23.6%)	2,382 (61.6%)	562 (14.5%)	8 (0.2%)
里 親 委 託 児	帰 宅	336 (100.0%)	113 (33.6%)	190 (56.5%)	33 (9.8%)	0 (0.0%)
	面 会	655 (100.0%)	104 (15.9%)	391 (59.7%)	158 (24.1%)	2 (0.3%)
	電話手紙連絡	241 (100.0%)	36 (14.9%)	130 (53.9%)	74 (30.7%)	1 (0.4%)
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム 児	帰 宅	164 (100.0%)	46 (28.0%)	104 (63.4%)	14 (8.5%)	0 (0.0%)
	面 会	218 (100.0%)	44 (20.2%)	130 (59.6%)	44 (20.2%)	0 (0.0%)
	電話手紙連絡	108 (100.0%)	19 (17.6%)	66 (61.1%)	22 (20.4%)	1 (0.9%)

児童養護施設入所児童等調査 (平成25年2月1日)

## (28) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

種別 定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	133	100.0%	601	100.0%	38	100.0%	58	100.0%	247	100.0%
20人以下	57	42.9%	7	1.2%	2	5.3%	1	1.7%	202	81.8%
21～30	33	24.8%	68	11.3%	9	23.7%	4	6.9%	32	13.0%
31～40	23	17.3%	104	17.3%	13	34.2%	8	13.8%	7	2.8%
41～50	10	7.5%	139	23.1%	12	31.6%	14	24.1%	6	2.4%
51～60	4	3.0%	100	16.6%	2	5.3%	10	17.2%	-	-
61～70	2	1.5%	64	10.6%	-	-	6	10.3%	-	-
71～80	3	2.3%	49	8.2%	-	-	3	5.2%	-	-
81～90	1	0.8%	26	4.3%	-	-	3	5.2%	-	-
91～100	-	-	18	3.0%	-	-	2	3.4%	-	-
101～110	-	-	13	2.2%	-	-	-	-	-	-
111～120	-	-	4	0.7%	-	-	2	3.4%	-	-
121～150	-	-	5	0.8%	-	-	4	6.9%	-	-
151人以上	-	-	4	0.7%	-	-	1	1.7%	-	-

※ 母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成26年10月1日現在）

## (29) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況(平成26年10月現在:家庭福祉課調べ)

	児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
	児童相談所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
		専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置		
全 国	207	335	98	237	162	37	125	124	11	16	11	
1北海道	8	8	8		8	8					8	
2青森県	6	6		6	1		1	1				
3岩手県	3	3	1	2	1		1	1				
4宮城県	3	4	1	3	3		3	3				
5秋田県	3	7		7								
6山形県	2	2		2	1	1				1		
7福島県	4	4		4	4		4	4				
8茨城県	3	3		3	1		1	1				
9栃木県	3	3		3	3		3	3				
10群馬県	3	12		12	4		4	3		1		
11埼玉県	6	12		12	15		15	15				
12千葉県	6	12	6	6	1		1			1		
13東京都	11	26	24	2	11	11			11			
14神奈川県	5	11	6	5	11	6	5	11				
15新潟県	5	1		1								
16富山県	2	3		3	2		2			2		
17石川県	2	5	2	3	2		2	2				
18福井県	2	3		3	2		2	2				
19山梨県	2	2		2	1		1	1				
20長野県	5	8		8	1		1	1				
21岐阜県	5	13	1	12	1		1	1				
22静岡県	5	6	1	5	4		4	4				
23愛知県	10	10		10	2		2	2				
24三重県	5	14	1	13	1		1	1				
25滋賀県	2	2		2	2		2			2		
26京都府	3	4		4								
27大阪府	6	7	7		8		8	8				
28兵庫県	5	5		5	5		5	5				
29奈良県	2	6	1	5	1		1	1				
30和歌山県	2	4		4								
31鳥取県	3	3		3	2	2				2		
32島根県	4	4		4								

	児童相談所の体制						里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
	児童相談所数	里親担当職員				里親委託等推進員		里親委託等推進員の配置状況					
		専任	兼任	常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置				
33	岡山県	3	7		7	2		2	2				
34	広島県	3	3	3		3		3	3				
35	山口県	5	5		5	1		1	1				
36	徳島県	3	7		7	1		1				1	
37	香川県	2	2		2	1		1	1				
38	愛媛県	3	1		1								
39	高知県	2	3		3								
40	福岡県	6	6	3	3	3		3	3				
41	佐賀県	1	1	1		2		2	2				
42	長崎県	2	3	1	2	2		2	2				
43	熊本県	2	2		2	2		2	2				
44	大分県	2	3	2	1	4		4	4				
45	宮崎県	3	3		3	3		3	3				
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1				
47	沖縄県	2	2	2		2		2	2				
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1				
49	仙台市	1	2		2	2		2	2				
50	さいたま市	1	6	6		1	1		1				
51	千葉市	1	2		2	1		1	1				
52	横浜市	4	11	4	7	4		4	4				
53	川崎市	3	3	1	2	3		3	3				
54	相模原市	1	1	1		1		1	1				
55	新潟市	1	2		2								
56	静岡市	1	2		2	1	1					1	
57	浜松市	1	4	1	3	1		1	1				
58	名古屋市	2	4	2	2	2		2	2				
59	京都市	2	2		2	3	3					1	2
60	大阪市	1	6	5	1	1		1	1				
61	堺市	1	3	1	2	4	1	3				4	
62	神戸市	1	5		5	1	1		1				
63	岡山市	1	2		2	1		1	1				
64	広島市	1	4	1	3	1	1		1				
65	北九州市	1	1	1		2		2	2				
66	福岡市	1	3	3		3		3	3				
67	熊本市	1	1		1	2		2	2				
81	横須賀市	1	1		1	1		1	1				
83	金沢市	1	4		4	1	1						



○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

【※子育て支援臨時特例交付金からの一部組み替え】

児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う（基準額：1施設当たり800万円等）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親委託の推進等

○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う。

また、新たに、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を実施し、里親委託の推進を図る（10か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 里親支援専門相談員の配置の推進

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

(3) 被虐待児童等への支援の充実

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る。  
(101か所→106か所)
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増(20か所→27か所)を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る(33か所)。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実【一部新規】

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）
- ・ 高校生等に対する学習支援（学習塾代等）
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）

（※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。）

〔児童入所施設措置費等〕

○ 就職支度費の支給対象の拡大【新規】

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

## 2. 母子家庭等自立支援対策・DV対策の推進

(平成 26 年度予算額)

2, 265 億円

→

(平成 27 年度予算案)

2, 252 億円

児童扶養手当：1, 718 億円  
母子家庭等対策総合支援事業等： 75 億円  
児童虐待・DV対策等総合支援事業： 47 億円  
母子父子寡婦福祉資金貸付金： 44 億円  
婦人保護施設措置費等： 22 億円  
など

### (1) 就業支援の推進

○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施【新規】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する事業を実施する（資料 1 参照）。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

○ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等についての相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、本事業のうち、在宅就業推進事業を拡充し（従前は、在宅就業に

関するセミナー等を実施)、自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」がサポートを行う（資料2参照）。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

### ○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

### ○ 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

#### ・ 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給する。

#### ・ 自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

### ○ ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進

地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的・包括的な支援体制を構築・強化する。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

（※前年度予算額及び予算額は、職業安定局等で計上する就業支援策を含む。）

## （2）子育て・生活支援の推進

### ○ ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

### ○ ひとり親家庭等生活向上事業の充実【拡充】

貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭への学習支援ボランティア事業を充実する（月2回（年24回）→週1回（年52回））。

また、相談支援、生活支援講習会の開催、児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣、ひとり親家庭の情報交換の場の提供などにより、ひとり親家庭等の生活の支援を図る。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

### （３）養育費確保支援の推進等

#### ○ 養育費・面会交流相談支援センター事業の推進 56 百万円

養育費・面会交流相談支援センターにおいて、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応や、養育費等の相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

#### ○ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進（再掲）

母子家庭等就業・自立支援センター等に、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により養育費の確保を図るとともに、ひとり親家庭の児童の健やかな成長を支援するため面会交流の支援を行う。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

### （４）調査研究事業等の充実

#### ○ 子供の貧困対策に資する調査研究事業等の実施【拡充】 77 百万円

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

#### ○ 母子家庭等自立促進基盤事業の推進【拡充】 9 百万円

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する取組・事業に対する財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤づくりを行う。

#### ○ 在宅就業に関する情報提供 12 百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業に関する先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

### （５）自立を促進するための経済的支援

#### ○ 児童扶養手当 1,718 億円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの家庭の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

#### ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 44 億円

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、技能取得等に  
必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援  
を行う。

**(6) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進** **69億円**

配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立  
支援等の取組を推進する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

〔婦人保護施設措置費等〕

施策内容

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、**正規雇用を中心とした就業**につなげていく。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

- ひとり親世帯の親の**約13.8%**(平成23年度全国母子世帯等調査)は、最終学歴が中学卒。より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力があることは最低限、必要な条件と考えられる。
- このため、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業を実施する。

(平成27年度予算案:母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数〔所要額:2.3億円〕)

学び直しを通じ、より良い条件での就業・より高度な職業訓練へ



# ひとり親家庭の在宅就業推進事業

(資料2)

○在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅就業コーディネーター（仮称）による支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。

（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）

○事業実施者は、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品を行うとともに、在宅就業コーディネーターを配置し、在宅就業者のサポートを行う。

○事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

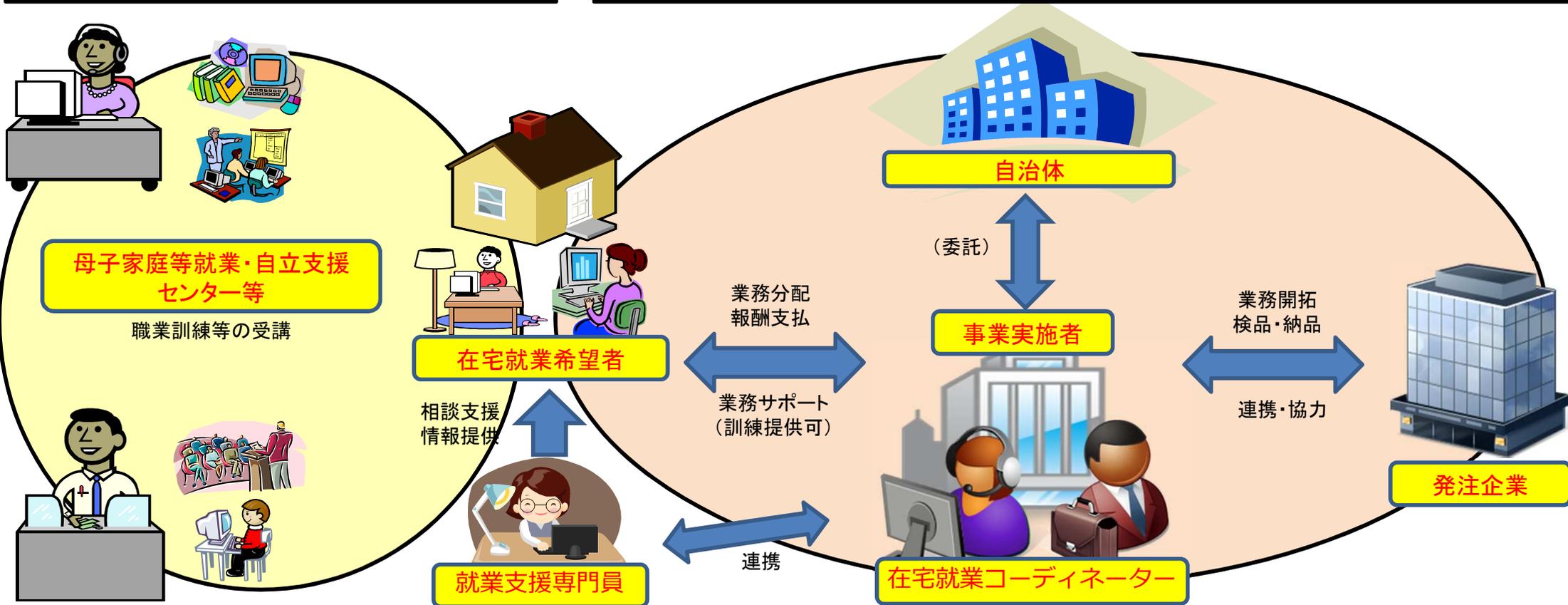
【事業実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村（委託可能）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 2

【27年度予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数〔所要額：1.6億円〕

一般の職業訓練等

在宅就業推進事業(27年度予算案)



# 児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

平成27年1月

# 目次

調査の概要	1
結果の概要	2
I 児童の現在の状況	2
1 児童の現在の年齢 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
2 児童の委託（入所）時の年齢 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
3 児童の委託（在所）期間 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
4 児童の委託（入所）経路 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
5 児童の就学状況 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
6 児童の心身の状況 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
7 児童の罹患傾向 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
8 特に指導上留意している点 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
9 学業の状況 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、母子施設児、ファミリーホーム児)	
10 通学状況 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、母子施設児、ファミリーホーム児)	
II 委託（入所）時の家庭の状況	9
1 養護問題発生理由 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
2 児童の被虐待経験の有無、虐待の種類 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
3 委託（入所）時の保護者の状況 (里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児)	
III 家族との関係（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）	12
1 家族との交流関係	
2 児童の今後の見通し	
IV 里親家庭の状況	14
1 里親申込みの動機	
2 登録期間	
3 委託児童数	
4 里親の年齢	
5 里親の仕事の種類	
6 里親家庭の年間所得	
7 里親家庭の住宅所有状況	

**V 母子生活支援施設入所世帯（母親）の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16**

- 1 児童数
- 2 入所理由及び在所期間
- 3 入所時の年齢
- 4 母子世帯になった理由
- 5 年金等の受給状況
- 6 公営住宅入居希望の有無及び現在の状況
- 7 従業上の地位及び仕事の種類
- 8 転職希望の有無
- 9 年間所得

**VI 児童養護施設の年長児童の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20**

- 1 年長児童の就学状況
- 2 児童の生活行動経験
- 3 大切なこと
- 4 高等学校（各種学校）進学希望
- 5 大学（短大）進学希望
- 6 将来の希望（1）－職業－
- 7 将来の希望（2）－家庭復帰、結婚、自立－
- 8 友人関係

**VII 児童自立支援施設の年長児童の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25**

- 1 年長児童の就学状況
- 2 児童の生活行動経験
- 3 大切なこと
- 4 高等学校（各種学校）進学希望
- 5 大学（短大）進学希望
- 6 将来の希望（1）－職業－
- 7 将来の希望（2）－家庭復帰、結婚、自立－
- 8 友人関係

**VIII 自立援助ホームの児童の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29**

- 1 児童の就学状況
- 2 児童の生活行動経験
- 3 大切なこと
- 4 大学（短大）進学希望
- 5 将来の希望（1）－職業－
- 6 将来の希望（2）－家庭復帰、結婚、自立－
- 7 友人関係

## 1 調査の目的

この調査は、児童福祉法に基づいて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童並びにその保護者、児童自立生活生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）に入居している児童の実態を明らかにして、要保護児童の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の対象及び客体

全国の里親委託児童、児童養護施設の入所児童、情緒障害児短期治療施設の入所児童、児童自立支援施設の入所児童、乳児院の入所児童、母子生活支援施設の利用児童並びに保護者、ファミリーホーム委託児童、自立援助ホームの入居児童を対象とし、その全員を調査客体とした。

客体：里親委託児童 4,534人

児童養護施設入所児童 29,979人（内、中学3年生以上の年長児童 8,412人）

情緒障害児短期治療施設入所児童 1,235人

児童自立支援施設入所児童 1,670人（内、中学3年生以上の年長児童 810人）

乳児院入所児童 3,147人

母子生活支援施設入所世帯 3,725世帯 及び 当該児童 6,006人

ファミリーホーム委託児童 829人

自立援助ホーム入居児童 376人

## 3 調査の時期

平成25年2月1日

## 4 調査の方法

厚生労働省  
雇用均等・  
児童家庭局

都道府県  
指定都市  
中核市

児童相談所  
児童養護施設  
情緒障害児短期治療施設  
児童自立支援施設  
乳児院  
母子生活支援施設  
ファミリーホーム  
自立援助ホーム

## 5 結果の集計

結果の集計は、雇用均等・児童家庭局において行った。

## 6 観察上の注意

この調査は、すべて全数調査であり、以下の統計数字は実数値である。

以下では、里親に委託されている児童を「里親委託児」、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童をそれぞれ「養護施設児」「情緒障害児」「自立施設児」「乳児院児」、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童を「母子施設児」、ファミリーホームに委託されている児童を「ファミリーホーム児」、自立援助ホームに入居している児童を「援助ホーム児」という。

なお、構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※ 結果については、前回調査の数字を比較の参考として掲載している。（前回調査日 平成20年2月1日）  
なお、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては、今回より調査している。

## 結果の概要

### I 児童の現在の状況

#### 1 児童の現在の年齢（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

調査日（平成25年2月1日）現在の年齢別児童数は表1のとおりであるが、児童数は里親委託児が4,534人（前回3,611人）、養護施設児が29,979人（前回31,593人）、情緒障害児が1,235人（前回1,104人）、自立施設児が1,670人（前回1,995人）、乳児院児が3,147人（前回3,299人）、母子施設児が6,006人（前回6,552人）、ファミリーホーム児が829人、援助ホーム児が376人であった。

また、児童の平均年齢は、里親委託児が9.9歳（前回9.3歳）、養護施設児が11.2歳（前回10.6歳）、情緒障害児が12.7歳（前回12.4歳）、自立施設児が14.1歳（前回14.2歳）、乳児院児が1.2歳（前回1.2歳）、母子施設児が7.4歳（前回7.3歳）、ファミリーホーム児が11.2歳、援助ホーム児が17.5歳であった。前回調査に比べ、里親委託児及び養護施設児の平均年齢が上昇したこと以外は大きな変化はない。

表1 現在の年齢別児童数

	児童数								構成割合 (%)							
	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	母子施設児	ファミリーホーム児	援助ホーム児	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	母子施設児	ファミリーホーム児	援助ホーム児
総数	4,534	29,979	1,235	1,670	3,147	6,006	829	376	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	2,291	16,108	721	1,185	1,665	3,059	443	180	50.5	53.7	58.4	71.0	52.9	50.9	53.4	47.9
女	2,234	13,685	506	481	1,467	2,931	382	196	49.3	45.6	41.0	28.8	46.6	48.8	46.1	52.1
0歳	111	2	-	-	875	222	3	-	2.4	0.0	-	-	27.8	3.7	0.4	-
1歳	140	30	-	-	1,118	366	10	-	3.1	0.1	-	-	35.5	6.1	1.2	-
2歳	203	366	-	-	783	428	20	-	4.5	1.2	-	-	24.9	7.1	2.4	-
3歳	240	933	-	-	268	461	30	-	5.3	3.1	-	-	8.5	7.7	3.6	-
4歳	214	1,299	-	-	77	476	32	-	4.7	4.3	-	-	2.4	7.9	3.9	-
5歳	246	1,417	2	-	20	476	40	-	5.4	4.7	0.2	-	0.6	7.9	4.8	-
6歳	255	1,598	4	-	5	452	32	-	5.6	5.3	0.3	-	0.2	7.5	3.9	-
7歳	228	1,556	27	-	1	413	36	-	5.0	5.2	2.2	-	0.0	6.9	4.3	-
8歳	255	1,712	48	3	-	378	46	-	5.6	5.7	3.9	0.2	-	6.3	5.5	-
9歳	240	1,910	80	7	-	363	47	-	5.3	6.4	6.5	0.4	-	6.0	5.7	-
10歳	231	2,022	114	26	-	336	45	-	5.1	6.7	9.2	1.6	-	5.6	5.4	-
11歳	264	2,101	128	46	-	330	50	-	5.8	7.0	10.4	2.8	-	5.5	6.0	-
12歳	261	2,283	171	106	-	296	59	-	5.8	7.6	13.8	6.3	-	4.9	7.1	-
13歳	249	2,242	166	254	-	233	61	-	5.5	7.5	13.4	15.2	-	3.9	7.4	-
14歳	251	2,414	175	514	-	238	72	-	5.5	8.1	14.2	30.8	-	4.0	8.7	-
15歳	261	2,471	159	569	-	200	54	11	5.8	8.2	12.9	34.1	-	3.3	6.5	2.9
16歳	290	2,130	68	80	-	138	57	74	6.4	7.1	5.5	4.8	-	2.3	6.9	19.7
17歳	311	1,861	54	40	-	114	70	103	6.9	6.2	4.4	2.4	-	1.9	8.4	27.4
18歳以上	282	1,607	39	25	-	84	65	188	6.2	5.4	3.2	1.5	-	1.4	7.8	50.0
平均年齢	9.9歳	11.2歳	12.7歳	14.1歳	1.2歳	7.4歳	11.2歳	17.5歳	・	・	・	・	・	・	・	・

注) 総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

## 2 児童の委託（入所）時の年齢（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の委託時または入所時の年齢は、里親委託児、養護施設児及びファミリーホーム児では2歳、情緒障害児及び自立施設児では13歳、乳児院児及び母子施設児では0歳、援助ホーム児では16歳が最も多くなっている。

また、6歳未満で委託または入所した児童は、乳児院児の全部をはじめ、里親委託児で56.1%（前回59.4%）、養護施設児で52.9%（前回53.8%）、母子施設児で59.5%（前回57.8%）、ファミリーホーム児で34.6%となっている。12歳以上で入所した児童は、養護施設児で13.9%（前回12.0%）、情緒障害児で39.6%（前回39.9%）、自立施設児で88.7%（前回87.1%）となっている。

表2 委託時又は入所時の年齢別児童数

	児童数								構成割合 (%)							
	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	母子施設児	ファミリーホーム児	援助ホーム児	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	母子施設児	ファミリーホーム児	援助ホーム児
総数	4,534	29,979	1,235	1,670	3,147	6,006	829	376	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0歳	443	55	-	-	2,461	812	34	-	9.8	0.2	-	-	78.2	13.5	4.1	-
1歳	474	849	-	-	530	642	38	-	10.5	2.8	-	-	16.8	10.7	4.6	-
2歳	666	6,408	-	-	127	608	68	-	14.7	21.4	-	-	4.0	10.1	8.2	-
3歳	440	3,745	-	-	24	544	59	-	9.7	12.5	-	-	0.8	9.1	7.1	-
4歳	280	2,620	1	-	2	531	40	-	6.2	8.7	0.1	-	0.1	8.8	4.8	-
5歳	241	2,187	6	-	1	437	48	-	5.3	7.3	0.5	-	0.0	7.3	5.8	-
6歳	270	2,171	51	1	-	382	50	-	6.0	7.2	4.1	0.1	-	6.4	6.0	-
7歳	195	1,814	101	1	-	344	48	-	4.3	6.1	8.2	0.1	-	5.7	5.8	-
8歳	161	1,702	133	7	-	308	43	-	3.6	5.7	10.8	0.4	-	5.1	5.2	-
9歳	154	1,510	150	29	-	297	47	-	3.4	5.0	12.1	1.7	-	4.9	5.7	-
10歳	143	1,402	151	42	-	268	35	-	3.2	4.7	12.2	2.5	-	4.5	4.2	-
11歳	139	1,324	151	107	-	223	48	-	3.1	4.4	12.2	6.4	-	3.7	5.8	-
12歳	174	1,156	162	219	-	179	33	-	3.8	3.9	13.1	13.1	-	3.0	4.0	-
13歳	149	1,126	165	564	-	152	53	-	3.3	3.8	13.4	33.8	-	2.5	6.4	-
14歳	146	909	120	511	-	113	48	-	3.2	3.0	9.7	30.6	-	1.9	5.8	-
15歳	203	619	38	142	-	80	62	51	4.5	2.1	3.1	8.5	-	1.3	7.5	13.6
16歳	152	241	-	33	-	45	47	137	3.4	0.8	-	2.0	-	0.7	5.7	36.4
17歳	79	92	4	11	-	27	23	80	1.7	0.3	0.3	0.7	-	0.4	2.8	21.3
18歳以上	12	14	-	2	-	7	5	101	0.3	0.0	-	0.1	-	0.1	0.6	26.9
平均年齢	6.3歳	6.2歳	10.6歳	13.1歳	0.3歳	5.2歳	8.4歳	17.0歳	•	•	•	•	•	•	•	•

注) 総数には、年齢不詳を含む。

### 3 児童の委託（在所）期間（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の委託期間または在所期間は、いずれの場合も「1年未満」が最も多く、養護施設児、情緒障害児、乳児院児、援助ホーム児は期間が長くなるに従い児童数が漸減している。

また平均委託（在所）期間は、里親委託児 3.9年（前回 3.9年）、養護施設児 4.9年（前回 4.6年）、情緒障害児 2.1年（前回 1.9年）、自立施設児 1.0年（前回 1.1年）、乳児院児 1.2年（前回 1.1年）、ファミリーホーム児 2.9年、援助ホーム児 0.9年となっている。

表3 委託期間又は在所期間別児童数

	児 童 数							構成割合 (%)						
	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	ファミリーホーム児	援助ホーム児	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	ファミリーホーム児	援助ホーム児
総数	4,534	29,979	1,235	1,670	3,147	829	376	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	1,121	4,637	417	996	1,649	240	255	24.7	15.5	33.8	59.6	52.4	29.0	67.8
1年以上2年未満	858	4,042	317	511	910	178	86	18.9	13.5	25.7	30.6	28.9	21.5	22.9
2年以上3年未満	491	3,415	214	112	427	179	19	10.8	11.4	17.3	6.7	13.6	21.6	5.1
3年以上4年未満	381	2,748	106	26	113	85	4	8.4	9.2	8.6	1.6	3.6	10.3	1.1
4年以上5年未満	309	2,567	60	15	36	14	-	6.8	8.6	4.9	0.9	1.1	1.7	-
5年以上6年未満	247	2,166	46	2	8	16	-	5.4	7.2	3.7	0.1	0.3	1.9	-
6年以上7年未満	181	1,824	45	3	1	19	-	4.0	6.1	3.6	0.2	0.0	2.3	-
7年以上8年未満	195	1,586	9	1	1	18	-	4.3	5.3	0.7	0.1	0.0	2.2	-
8年以上9年未満	166	1,469	4	-	-	23	-	3.7	4.9	0.3	-	-	2.8	-
9年以上10年未満	155	1,222	4	-	-	16	-	3.4	4.1	0.3	-	-	1.9	-
10年以上11年未満	123	1,064	-	-	-	10	-	2.7	3.5	-	-	-	1.2	-
11年以上12年未満	86	978	-	-	-	15	-	1.9	3.3	-	-	-	1.8	-
12年以上	204	2,105	-	-	-	16	-	4.5	7.0	-	-	-	1.9	-
平均期間	3.9年	4.9年	2.1年	1.0年	1.2年	2.9年	0.9年	・	・	・	・	・	・	・

注) 総数には、期間不詳を含む。

「ファミリーホーム児」委託期間は、ファミリーホーム制度創設以前における里親委託期間を含む。

#### 4 児童の委託（入所）経路（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の委託経路または入所経路をみると、里親委託児では「家庭から」が47.0%（前回44.3%）、「乳児院から」が26.7%（前回27.0%）、「児童養護施設から」が16.3%（前回19.7%）と多い。

養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児でも「家庭から」が、それぞれ68.2%（前回71.5%）、76.0%（前回79.8%）、61.0%（前回63.5%）、76.1%（前回86.2%）、42.9%、47.1%と最も多い。

また、自立施設児では、家庭裁判所からの決定によるものが18.3%（前回17.4%）となっている。

表4 委託経路又は入所経路別児童数

	総数	家庭から	乳児院から	児童養護施設から	児童自立支援施設から	他の児童福祉施設から	里親家庭から	家庭裁判所から	ファミリーホームから	単身から	その他から	不詳
里親委託児	4,534 100.0%	2,131 47.0%	1,209 26.7%	741 16.3%	*	68 1.5%	186 4.1%	*	14 0.3%	*	155 3.4%	30 0.7%
養護施設児	29,979 100.0%	20,436 68.2%	6,558 21.9%	875 2.9%	*	886 3.0%	593 2.0%	20 0.1%	22 0.1%	*	421 1.4%	168 0.6%
情緒障害児	1,235 100.0%	939 76.0%	2 0.2%	*	*	204 16.5%	19 1.5%	*	3 0.2%	*	61 4.9%	7 0.6%
自立施設児	1,670 100.0%	1,018 61.0%	*	236 14.1%	*	49 2.9%	26 1.6%	306 18.3%	6 0.4%	*	18 1.1%	11 0.7%
乳児院児	3,147 100.0%	2,396 76.1%	75 2.4%	*	*	*	24 0.8%	*	2 0.1%	*	636 20.2%	14 0.4%
ファミリーホーム児	829 100.0%	356 42.9%	92 11.1%	128 15.4%	*	34 4.1%	168 20.3%	*	3 0.4%	*	46 5.5%	2 0.2%
援助ホーム児	376 100.0%	177 47.1%	*	89 23.7%	25 6.6%	11 2.9%	9 2.4%	*	1 0.3%	24 6.4%	38 10.1%	2 0.5%

注）\*は、調査項目としていない。

「家庭裁判所から」は、入所前に生活していた場所に関係なく、保護処分により入所したことをいう。

#### 5 児童の就学状況（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の就学状況をみると、里親委託児及び母子施設児では「就学前」が最も多く、それぞれ30.3%（前回34.0%）、43.7%（前回42.1%）となっており、養護施設児、情緒障害児及び自立施設児では「中学校」が最も多く、それぞれ23.7%（前回22.7%）、41.4%（前回40.6%）、80.5%（前回74.0%）となっている。

また、ファミリーホーム児及び援助ホーム児では「中学卒」が最も多く、それぞれ24.4%、81.9%となっている。

表5 就学状況別児童数

	総数	就学前	小学校 低学年 (1~3)	小学校 高学年 (4~6)	中学校	中学卒			高校卒			不詳
						公立 高校	私立 高校	その他	大学 ・短大	就職	その他	
里親委託児	4,534 100.0%	1,375 30.3%	724 16.0%	744 16.4%	767 16.9%	573 12.6%	226 5.0%	61 1.3%	15 0.3%	10 0.2%	34 0.7%	5 0.1%
養護施設児	29,979 100.0%	5,424 18.1%	5,119 17.1%	6,332 21.1%	7,100 23.7%	4,370 14.6%	1,078 3.6%	364 1.2%	33 0.1%	58 0.2%	55 0.2%	46 0.2%
情緒障害児	1,235 100.0%	4 0.3%	141 11.4%	404 32.7%	511 41.4%	120 9.7%	28 2.3%	23 1.9%	1 0.1%	-	3 0.2%	-
自立施設児	1,670 100.0%	-	6 0.4%	158 9.5%	1,345 80.5%	58 3.5%	11 0.7%	89 5.3%	-	-	3 0.2%	-
母子施設児	6,006 100.0%	2,624 43.7%	1,174 19.5%	961 16.0%	700 11.7%	222 3.7%	74 1.2%	51 0.8%	2 0.0%	1 0.0%	5 0.1%	192 3.2%
ファミリーホーム児	829 100.0%	161 19.4%	125 15.1%	154 18.6%	180 21.7%	129 15.6%	52 6.3%	21 2.5%	1 0.1%	4 0.5%	2 0.2%	-
援助ホーム児	376 100.0%	-	-	-	6 1.6%	62 16.5%	26 6.9%	220 58.5%	2 0.5%	37 9.8%	18 4.8%	5 1.3%

## 6 児童の心身の状況（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の心身の状況については、里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児及び母子施設児において「障害等あり」の割合が、それぞれ20.6%（前回18.0%）、28.5%（前回23.4%）、72.9%（前回70.7%）、46.7%（前回35.4%）、28.2%（前回32.3%）、17.6%（前回16.3%）となっており、乳児院児を除き前回調査より増えている。また、ファミリーホーム児及び援助ホーム児の「障害等あり」の割合は、それぞれ37.9%、37.0%となっている。

表6 心身の状況別児童数

	総数	障害等あり	障害等あり内訳（重複回答）									
			身体虚弱	肢体不自由	視聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	ADHD	LD	広汎性発達障害	その他の障害等
里親委託児	4,534	933	76	27	35	33	359	46	149	35	200	224
	100.0%	20.6%	1.7%	0.6%	0.8%	0.7%	7.9%	1.0%	3.3%	0.8%	4.4%	4.9%
養護施設児	29,979	8,558	584	101	221	298	3,685	369	1,384	352	1,576	2,319
	100.0%	28.5%	1.9%	0.3%	0.7%	1.0%	12.3%	1.2%	4.6%	1.2%	5.3%	7.7%
情緒障害児	1,235	900	7	3	3	6	173	17	243	23	367	442
	100.0%	72.9%	0.6%	0.2%	0.2%	0.5%	14.0%	1.4%	19.7%	1.9%	29.7%	35.8%
自立施設児	1,670	780	16	2	4	2	225	12	255	36	246	230
	100.0%	46.7%	1.0%	0.1%	0.2%	0.1%	13.5%	0.7%	15.3%	2.2%	14.7%	13.8%
乳児院児	3,147	889	526	90	87	83	182	67	5	1	41	235
	100.0%	28.2%	16.7%	2.9%	2.8%	2.6%	5.8%	2.1%	0.2%	0.0%	1.3%	7.5%
母子施設児	6,006	1,056	116	20	24	65	268	38	123	65	225	364
	100.0%	17.6%	1.9%	0.3%	0.4%	1.1%	4.5%	0.6%	2.0%	1.1%	3.7%	6.1%
ファミリーホーム児	829	314	24	7	11	17	114	11	59	34	85	119
	100.0%	37.9%	2.9%	0.8%	1.3%	2.1%	13.8%	1.3%	7.1%	4.1%	10.3%	14.4%
援助ホーム児	376	139	8	-	1	-	37	3	24	5	24	69
	100.0%	37.0%	2.1%	-	0.3%	-	9.8%	0.8%	6.4%	1.3%	6.4%	18.4%

## 7 児童の罹患傾向（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の罹患傾向をみると、「罹患傾向あり」が里親委託児で14.1%（前回14.0%）、養護施設児で20.8%（前回20.0%）、情緒障害児で18.1%（前回23.6%）、自立施設児で18.3%（前回20.8%）、乳児院児で65.3%（前回61.5%）、母子施設児で34.2%（前回32.4%）となっている。また、ファミリーホーム児及び援助ホーム児の「罹患傾向あり」の割合は、それぞれ29.8%、30.6%となっている。

表7 罹患傾向別児童数

	総数	罹患傾向あり	罹患状況内訳（重複回答）					その他
			ひきつけたことがある	下痢をしやすい	よく熱をだす	風邪をひきやすい	湿疹が出やすい	
里親委託児	4,534	638	36	35	84	194	119	299
	100.0%	14.1%	0.8%	0.8%	1.9%	4.3%	2.6%	6.6%
養護施設児	29,979	6,227	361	442	736	1,720	1,328	2,709
	100.0%	20.8%	1.2%	1.5%	2.5%	5.7%	4.4%	9.0%
情緒障害児	1,235	224	5	31	13	41	55	107
	100.0%	18.1%	0.4%	2.5%	1.1%	3.3%	4.5%	8.7%
自立施設児	1,670	305	12	44	23	37	71	154
	100.0%	18.3%	0.7%	2.6%	1.4%	2.2%	4.3%	9.2%
乳児院児	3,147	2,056	193	287	511	924	617	663
	100.0%	65.3%	6.1%	9.1%	16.2%	29.4%	19.6%	21.1%
母子施設児	6,006	2,054	164	199	404	946	283	711
	100.0%	34.2%	2.7%	3.3%	6.7%	15.8%	4.7%	11.8%
ファミリーホーム児	829	247	16	24	32	79	57	92
	100.0%	29.8%	1.9%	2.9%	3.9%	9.5%	6.9%	11.1%
援助ホーム児	376	115	3	12	9	30	18	63
	100.0%	30.6%	0.8%	3.2%	2.4%	8.0%	4.8%	16.8%

## 8 特に指導上留意している点（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

「心の安定」を留意点としてあげているのは共通している傾向であるが、里親委託児では次いで「里親との関係」39.3%、養護施設児では「家族との関係」56.1%、情緒障害児では一番が「友人との関係」67.4%、次いで「家族との関係」63.3%、自立施設児では一番が「社会規範」69.8%、母子施設児では「家族との関係」45.4%、ファミリーホーム児では「しつけ」46.7%、援助ホーム児では一番が「就職及び職業の安定」58.2%となっている。

表8-1 特に指導上留意している点別児童数

	総数	特に留意している点あり	留意点（重複回答）							
			心の安定	友人との関係	家族との関係	学習への興味・関心	しつけ	心理的対応	社会規範	職員（里親・養育者）との関係
里親委託児	4,534 100.0%	4,153 91.6%	2,250 49.6%	865 19.1%	894 19.7%	1,029 22.7%	1,261 27.8%	318 7.0%	557 12.3%	1,780 39.3%
養護施設児	29,979 100.0%	29,711 99.1%	20,052 66.9%	12,308 41.1%	16,818 56.1%	10,516 35.1%	9,835 32.8%	6,048 20.2%	7,583 25.3%	11,342 37.8%
情緒障害児	1,235 100.0%	1,235 100.0%	753 61.0%	832 67.4%	782 63.3%	388 31.4%	241 19.5%	650 52.6%	411 33.3%	460 37.2%
自立施設児	1,670 100.0%	1,669 99.9%	1,074 64.3%	877 52.5%	953 57.1%	547 32.8%	417 25.0%	326 19.5%	1,166 69.8%	636 38.1%
母子施設児	6,006 100.0%	5,351 89.1%	3,230 53.8%	2,101 35.0%	2,726 45.4%	1,680 28.0%	1,991 33.2%	872 14.5%	771 12.8%	1,065 17.7%
ファミリーホーム児	829 100.0%	812 97.9%	547 66.0%	280 33.8%	273 32.9%	327 39.4%	387 46.7%	172 20.7%	216 26.1%	258 31.1%
援助ホーム児	376 100.0%	372 98.9%	206 54.8%	109 29.0%	104 27.7%	49 13.0%	59 15.7%	80 21.3%	150 39.9%	110 29.3%

（表8-2に続く）

表8-2 特に指導上留意している点別児童数

	留意点（重複回答）									
	思いやり	将来設計	男女交際	自主性・積極性	自己表現力	文化・生活習慣	経済観念	医療的対応	就職及び職業の安定	行動上の問題
里親委託児	766 16.9%	739 16.3%	150 3.3%	542 12.0%	576 12.7%	431 9.5%	275 6.1%	291 6.4%	178 3.9%	330 7.3%
養護施設児	10,226 34.1%	5,591 18.6%	2,864 9.6%	6,500 21.7%	12,188 40.7%	7,054 23.5%	3,608 12.0%	2,962 9.9%	1,570 5.2%	3,788 12.6%
情緒障害児	187 15.1%	183 14.8%	166 13.4%	262 21.2%	529 42.8%	246 19.9%	83 6.7%	294 23.8%	52 4.2%	324 26.2%
自立施設児	478 28.6%	287 17.2%	197 11.8%	391 23.4%	746 44.7%	419 25.1%	107 6.4%	258 15.4%	71 4.3%	549 32.9%
母子施設児	1,696 28.2%	391 6.5%	121 2.0%	945 15.7%	1,457 24.3%	1,063 17.7%	214 3.6%	255 4.2%	79 1.3%	594 9.9%
ファミリーホーム児	291 35.1%	215 25.9%	97 11.7%	218 26.3%	261 31.5%	206 24.8%	148 17.9%	111 13.4%	66 8.0%	110 13.3%
援助ホーム児	41 10.9%	165 43.9%	115 30.6%	102 27.1%	104 27.7%	91 24.2%	176 46.8%	53 14.1%	219 58.2%	71 18.9%

## 9 学業の状況（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、母子施設児、ファミリーホーム児）

学業の状況については、里親委託児、養護施設児及びファミリーホーム児では「特に問題なし」が最も高く、その割合はそれぞれ47.1%（前回43.9%）、48.9%（前回47.8%）、41.7%となっているが、情緒障害児及び自立施設児では「遅れがある」が最も高く、その割合はそれぞれ51.5%（前回53.4%）、59.3%（前回64.0%）となっている。

**表9 学業の状況別児童数**

	総数	すぐれている	特に問題なし	遅れがある	不詳
里親委託児	4,534 100.0%	283 6.2%	2,135 47.1%	699 15.4%	1,417 31.3%
養護施設児	29,979 100.0%	1,322 4.4%	14,659 48.9%	8,447 28.2%	5,551 18.5%
情緒障害児	1,235 100.0%	42 3.4%	550 44.5%	636 51.5%	7 0.6%
自立施設児	1,670 100.0%	34 2.0%	643 38.5%	991 59.3%	2 0.1%
母子施設児	6,006 100.0%	143 2.4%	2,026 33.7%	967 16.1%	2,870 47.8%
ファミリーホーム児	829 100.0%	53 6.4%	346 41.7%	257 31.0%	173 20.9%

## 10 通学状況（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、母子施設児、ファミリーホーム児）

通学状況については、里親委託児、養護施設児、情緒障害児及びファミリーホーム児では「普通に通学」が最も多く、その割合はそれぞれ65.0%（前回61.9%）、77.1%（前回75.8%）、91.9%（前回89.6%）、73.5%となっている。

**表10 通学状況別児童数**

	総数	普通に通学	欠席しがち	不詳
里親委託児	4,534 100.0%	2,947 65.0%	160 3.5%	1,427 31.5%
養護施設児	29,979 100.0%	23,113 77.1%	1,292 4.3%	5,574 18.6%
情緒障害児	1,235 100.0%	1,135 91.9%	87 7.0%	13 1.1%
母子施設児	6,006 100.0%	2,767 46.1%	369 6.1%	2,870 47.8%
ファミリーホーム児	829 100.0%	609 73.5%	44 5.3%	176 21.2%

## II 委託（入所）時の家庭の状況

### 1 養護問題発生理由（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

養護問題発生理由の主なものは、里親委託児の場合には「養育拒否」16.5%（前回16.0%）、「父又は母の死亡」11.4%（前回6.6%）であり、養護施設児の場合には「父又は母の虐待・酷使」18.1%（前回14.4%）、「父又は母の放任・怠だ」14.7%（前回13.8%）、乳児院の場合には「父又は母の精神疾患等」22.2%（前回19.1%）、「父又は母の放任・怠だ」11.1%（前回8.8%）となっている。

情緒障害児の場合には「父又は母の虐待・酷使」30.4%（前回26.5%）、「父又は母の精神疾患等」15.2%（前回13.8%）であり、自立施設児の場合には「父又は母の放任・怠だ」20.7%（前回22.3%）、「父又は母の虐待・酷使」16.8%（前回17.0%）、ファミリーホーム児の場合には「父又は母の虐待・酷使」15.8%、「父又は母の放任・怠だ」11.7%であり、援助ホーム児の場合には「父又は母の虐待・酷使」21.3%、「児童の問題による監護困難」19.7%となっている。

なお、一般的に「虐待」とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、里親委託児は全体の37.4%（前回36.7%）、養護施設児37.9%（前回33.1%）、情緒障害児50.0%（前回47.9%）、自立施設児41.7%（前回45.8%）、乳児院児27.1%（前回27.2%）、ファミリーホーム児38.4%、援助ホーム児35.6%となっており、里親委託児、養護施設児及び情緒障害児では、前回調査に比し虐待を理由とした委託及び入所が増えている。

表11 養護問題発生理由別児童数

	児童数							構成割合 (%)						
	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	ファミリーホーム児	援助ホーム児	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院児	ファミリーホーム児	援助ホーム児
総数	4,534	29,979	1,235	1,670	3,147	829	376	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
父の死亡	113	142	6	14	2	8	2	2.5	0.5	0.5	0.8	0.1	1.0	0.5
母の死亡	403	521	13	17	24	22	8	8.9	1.7	1.1	1.0	0.8	2.7	2.1
父の行方不明	99	141	1	6	4	6	1	2.2	0.5	0.1	0.4	0.1	0.7	0.3
母の行方不明	388	1,138	10	17	79	36	9	8.6	3.8	0.8	1.0	2.5	4.3	2.4
父母の離婚	97	872	33	133	56	50	18	2.1	2.9	2.7	8.0	1.8	6.0	4.8
両親の未婚	*	*	*	*	195	*	*	*	*	*	*	6.2	*	*
父母の不和	18	233	18	30	41	8	2	0.4	0.8	1.5	1.8	1.3	1.0	0.5
父の拘禁	47	419	4	9	18	8	3	1.0	1.4	0.3	0.5	0.6	1.0	0.8
母の拘禁	130	1,037	14	26	121	31	2	2.9	3.5	1.1	1.6	3.8	3.7	0.5
父の入院	27	180	-	2	7	7	1	0.6	0.6	-	0.1	0.2	0.8	0.3
母の入院	131	1,124	9	9	96	32	3	2.9	3.7	0.7	0.5	3.1	3.9	0.8
家族の疾病の付添	*	*	*	*	11	*	*	*	*	*	*	0.3	*	*
次子出産	*	*	*	*	19	*	*	*	*	*	*	0.6	*	*
父の就労	44	963	11	22	11	10	1	1.0	3.2	0.9	1.3	0.3	1.2	0.3
母の就労	109	767	12	65	123	16	-	2.4	2.6	1.0	3.9	3.9	1.9	-
父の精神疾患等	16	178	9	17	13	-	2	0.4	0.6	0.7	1.0	0.4	-	0.5
母の精神疾患等	356	3,519	179	127	686	94	33	7.9	11.7	14.5	7.6	21.8	11.3	8.8
父の放任・怠だ	46	537	27	77	9	13	8	1.0	1.8	2.2	4.6	0.3	1.6	2.1
母の放任・怠だ	431	3,878	133	268	340	84	17	9.5	12.9	10.8	16.0	10.8	10.1	4.5
父の虐待・酷使	124	2,183	161	152	82	58	45	2.7	7.3	13.0	9.1	2.6	7.0	12.0
母の虐待・酷使	249	3,228	214	129	186	73	35	5.5	10.8	17.3	7.7	5.9	8.8	9.3
棄児	94	124	5	6	18	19	1	2.1	0.4	0.4	0.4	0.6	2.3	0.3
養育拒否	750	1,427	78	65	217	71	28	16.5	4.8	6.3	3.9	6.9	8.6	7.4
破産等の経済的理由	249	1,762	12	13	146	28	10	5.5	5.9	1.0	0.8	4.6	3.4	2.7
児童の問題による監護困難	69	1,130	*	*	19	33	74	1.5	3.8	*	*	0.6	4.0	19.7
その他	392	3,619	156	172	547	60	57	8.6	12.1	12.6	10.3	17.4	7.2	15.2
特になし	*	*	91	202	*	*	*	*	*	7.4	12.1	*	*	*
不詳	152	857	39	92	77	62	16	3.4	2.9	3.2	5.5	2.4	7.5	4.3

注) \*は、調査項目としていない。

## 2 児童の被虐待経験の有無、虐待の種類（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

「虐待経験あり」の割合をみると、里親委託児で31.1%（前回31.5%）、養護施設児で59.5%（前回53.4%）、情緒障害児で71.2%（前回71.6%）、自立施設児で58.5%（前回65.9%）、乳児院児で35.5%（前回32.3%）、母子施設児で50.1%（前回41.4%）、ファミリーホーム児55.4%、援助ホーム児65.7%となっている。

また、里親委託児、養護施設児、乳児院児及びファミリーホーム児ではネグレクトが最も多く、その割合は68.5%（前回67.1%）、63.7%（前回66.2%）、73.9%（前回71.4%）、63.6%である。情緒障害児、自立施設児及び援助ホーム児では身体的虐待が最も多く、その割合は64.7%（前回60.5%）、60.5%（前回59.5%）、53.0%である。母子施設児では心理的虐待が最も多く、その割合は78.0%（前回73.8%）である。

表 1 2 被虐待経験の有無及び虐待の種類

	総 数	虐待経験 あ り	虐待経験の種類（複数回答）				虐待経験 な し	不 明
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		
里親委託児	4,534 100.0%	1,409 31.1%	416 29.5%	71 5.0%	965 68.5%	242 17.2%	2,798 61.7%	304 6.7%
養護施設児	29,979 100.0%	17,850 59.5%	7,498 42.0%	732 4.1%	11,367 63.7%	3,753 21.0%	10,610 35.4%	1,481 4.9%
情緒障害児	1,235 100.0%	879 71.2%	569 64.7%	70 8.0%	386 43.9%	275 31.3%	318 25.7%	38 3.1%
自立施設児	1,670 100.0%	977 58.5%	590 60.5%	45 4.6%	525 53.8%	287 29.4%	589 35.3%	104 6.2%
乳児院児	3,147 100.0%	1,117 35.5%	287 25.7%	1 0.1%	825 73.9%	94 8.4%	1,942 61.7%	85 2.7%
母子施設児	6,006 100.0%	3,009 50.1%	1,037 34.5%	102 3.4%	617 20.5%	2,346 78.0%	2,762 46.0%	235 3.9%
ファミリーホーム児	829 100.0%	459 55.4%	189 41.2%	45 9.8%	292 63.6%	134 29.2%	304 36.7%	66 8.0%
援助ホーム児	376 100.0%	247 65.7%	131 53.0%	38 15.4%	124 50.2%	96 38.9%	89 23.7%	38 10.1%

注）総数には、不詳を含む。

## 3 委託（入所）時の保護者の状況（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

委託（入所）時に「両親又は一人親あり」の割合をみると、里親委託児で52.2%（前回67.7%）、養護施設児で81.7%（前回83.2%）、情緒障害児で88.0%（前回87.3%）、自立施設児で86.5%（前回87.7%）、乳児院児で96.6%（前回89.0%）、ファミリーホーム児で67.3%、援助ホーム児で71.5%となっており、里親委託児で最も低くなっている。

「両親又は一人親あり」の児童についてみると、最も割合の多い保護者は、里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、ファミリーホーム児及び援助ホーム児が「実母のみ」でそれぞれ59.0%（前回59.0%）、45.4%（前回42.5%）、42.3%（前回46.5%）、46.7%（前回45.1%）、50.0%、34.2%であり、乳児院児が「実父母有」で52.9%（前回52.4%）となっている。

「両親ともいない・不明」の児童についてみると、祖父母が養育を行っている割合が高い。

表 1 3-1 委託（入所）時の保護者の状況別児童数

	総 数	両親又は一人親	両親ともいない	両親とも不明	不 詳
里親委託児	4,534 100.0%	2,369 52.2%	1,924 42.4%	183 4.0%	58 1.3%
養護施設児	29,979 100.0%	24,489 81.7%	4,790 16.0%	517 1.7%	183 0.6%
情緒障害児	1,235 100.0%	1,087 88.0%	131 10.6%	12 1.0%	5 0.4%
自立施設児	1,670 100.0%	1,444 86.5%	197 11.8%	16 1.0%	13 0.8%
乳児院児	3,147 100.0%	3,040 96.6%	87 2.8%	19 0.6%	1 0.0%
ファミリーホーム児	829 100.0%	558 67.3%	222 26.8%	31 3.7%	18 2.2%
援助ホーム児	376 100.0%	269 71.5%	94 25.0%	9 2.4%	4 1.1%

表 1 3-2 両親又は一人親ありの保護者の状況別児童数

	総数	実父母有	実父のみ	実母のみ	実父養母	養父実母	養父養母	養父のみ	養母のみ	不詳
里親委託児	2,369 100.0%	519 21.9%	283 11.9%	1,398 59.0%	24 1.0%	122 5.1%	6 0.3%	8 0.3%	7 0.3%	2 0.1%
養護施設児	24,489 100.0%	6,612 27.0%	3,433 14.0%	11,113 45.4%	719 2.9%	2,350 9.6%	65 0.3%	95 0.4%	76 0.3%	26 0.1%
情緒障害児	1,087 100.0%	272 25.0%	103 9.5%	460 42.3%	54 5.0%	178 16.4%	6 0.6%	5 0.5%	8 0.7%	1 0.1%
自立施設児	1,444 100.0%	322 22.3%	169 11.7%	675 46.7%	49 3.4%	214 14.8%	5 0.3%	3 0.2%	7 0.5%	-
乳児院児	3,040 100.0%	1,609 52.9%	74 2.4%	1,307 43.0%	1 0.0%	44 1.4%	2 0.1%	1 0.0%	-	2 0.1%
ファミリーホーム児	558 100.0%	116 20.8%	88 15.8%	279 50.0%	19 3.4%	52 9.3%	-	2 0.4%	2 0.4%	-
援助ホーム児	269 100.0%	64 23.8%	34 12.6%	92 34.2%	13 4.8%	59 21.9%	1 0.4%	4 1.5%	2 0.7%	-

注) 横軸は、保護者の状況。

表 1 3-3 両親ともいない・不明の保護者の状況別児童数

	総 数	祖父母	養父母 の 親	兄・姉	義 兄 義 姉	伯 (叔) 父 母	義 伯 (叔) 父 母	里 親	その他	な し	不 明	不 詳
里親委託児	2,107 100.0%	513 24.3%	-	25 1.2%	1 0.0%	141 6.7%	8 0.4%	122 5.8%	1,074 51.0%	118 5.6%	68 3.2%	37 1.8%
養護施設児	5,307 100.0%	759 14.3%	15 0.3%	117 2.2%	17 0.3%	181 3.4%	12 0.2%	284 5.4%	3,457 65.1%	283 5.3%	113 2.1%	69 1.3%
情緒障害児	143 100.0%	36 25.2%	-	3 2.1%	-	7 4.9%	-	10 7.0%	68 47.6%	13 9.1%	4 2.8%	2 1.4%
自立施設児	213 100.0%	48 22.5%	-	6 2.8%	-	7 3.3%	-	18 8.5%	108 50.7%	18 8.5%	6 2.8%	2 0.9%
乳児院児	106 100.0%	22 20.8%	-	4 3.8%	-	3 2.8%	-	14 13.2%	43 40.6%	5 4.7%	14 13.2%	1 0.9%
ファミリーホーム児	253 100.0%	32 12.6%	1 0.4%	10 4.0%	-	5 2.0%	-	75 29.6%	91 36.0%	22 8.7%	17 6.7%	-
援助ホーム児	103 100.0%	13 12.6%	-	4 3.9%	1 1.0%	2 1.9%	2 1.9%	5 4.9%	57 55.3%	13 12.6%	6 5.8%	-

注) 横軸は、保護者の状況。

### Ⅲ 家族との関係（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

#### 1 家族との交流関係

家族との交流関係について「交流なし」の割合は、里親委託児で72.4%（前回71.9%）、養護施設児で18.0%（前回16.1%）、情緒障害児で14.8%（前回9.0%）、自立施設児で10.8%（前回7.3%）、乳児院児で19.4%（前回20.2%）、ファミリーホーム児で40.5%、援助ホーム児で41.2%となっており、特に、里親委託児で「交流なし」が高くなっている。

施設入所児童では「交流あり」のうち「帰省」の割合が高く、養護施設児で45.9%（前回52.7%）、情緒障害児で55.4%（前回69.0%）、自立施設児で49.8%（前回45.3%）となっているが、乳児院児では「面会」の割合が多く、54.1%（前回51.3%）となっている。

表14-1 家族との交流関係別児童数

	総数	交流あり			交流なし	不詳
		帰省	面会	電話・手紙連絡		
里親委託児	4,534 100.0%	336 7.4%	655 14.4%	241 5.3%	3,284 72.4%	18 0.4%
養護施設児	29,979 100.0%	13,772 45.9%	6,935 23.1%	3,864 12.9%	5,396 18.0%	12 0.0%
情緒障害児	1,235 100.0%	684 55.4%	259 21.0%	106 8.6%	183 14.8%	3 0.2%
自立施設児	1,670 100.0%	832 49.8%	420 25.1%	237 14.2%	180 10.8%	1 0.1%
乳児院児	3,147 100.0%	588 18.7%	1,704 54.1%	244 7.8%	610 19.4%	1 0.0%
ファミリーホーム児	829 100.0%	164 19.8%	218 26.3%	108 13.0%	336 40.5%	3 0.4%
援助ホーム児	376 100.0%	76 20.2%	55 14.6%	89 23.7%	155 41.2%	1 0.3%

次に家族との交流頻度であるが、「電話・手紙」において「年2回～11回」が高く、里親委託児で53.9%（前回52.8%）、養護施設児で61.6%（前回63.5%）、情緒障害児で54.7%（前回67.3%）、自立施設児で59.5%（前回51.7%）、乳児院児で48.4%（前回47.7%）、ファミリーホーム児で61.1%、援助ホーム児で59.6%であった。

また、「面会」において「月1回以上」が高かったのは乳児院児で51.7%（前回48.9%）であった。「年2回～11回」が高かったのは、里親委託児59.7%（前回62.3%）、養護施設児68.0%（前回68.5%）、情緒障害児61.0%（前回63.9%）、自立施設児64.3%（前回60.8%）、ファミリーホーム児59.6%、援助ホーム児60.0%であった。

さらに、「帰省」において「月1回以上」が高かったのは乳児院児で71.1%（前回61.2%）であった。「年2回～11回」が高かったのは、里親委託児56.5%（前回54.4%）、養護施設児71.9%（前回70.2%）、情緒障害児48.1%（前回45.4%）、自立施設児78.2%（前回72.2%）、ファミリーホーム児63.4%、援助ホーム児51.3%であった。

表 1 4-2 家族との交流頻度別児童数

	児 童 数							構成割合 (%)						
	里 親 委託児	養 護 施設児	情 緒 障害児	自 立 施設児	乳 児 院 児	ファミー ホーム児	援助 ホーム児	里 親 委託児	養 護 施設児	情 緒 障害児	自 立 施設児	乳 児 院 児	ファミー ホーム児	援助 ホーム児
【電話・手紙】														
総 数	241	3,864	106	237	244	108	89	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
月1回以上	36	912	41	77	105	19	27	14.9	23.6	38.7	32.5	43.0	17.6	30.3
年2回～11回	130	2,382	58	141	118	66	53	53.9	61.6	54.7	59.5	48.4	61.1	59.6
年1回ぐらい	74	562	7	19	21	22	9	30.7	14.5	6.6	8.0	8.6	20.4	10.1
不 詳	1	8	-	-	-	1	-	0.4	0.2	-	-	-	0.9	-
【面 会】														
総 数	655	6,935	259	420	1,704	218	55	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
月1回以上	104	1,404	75	120	881	44	14	15.9	20.2	29.0	28.6	51.7	20.2	25.5
年2回～11回	391	4,717	158	270	732	130	33	59.7	68.0	61.0	64.3	43.0	59.6	60.0
年1回ぐらい	158	807	25	30	90	44	8	24.1	11.6	9.7	7.1	5.3	20.2	14.5
不 詳	2	7	1	-	1	-	-	0.3	0.1	0.4	-	0.1	-	-
【帰 省】														
総 数	336	13,772	684	832	588	164	76	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
月1回以上	113	3,160	324	132	418	46	29	33.6	22.9	47.4	15.9	71.1	28.0	38.2
年2回～11回	190	9,906	329	651	160	104	39	56.5	71.9	48.1	78.2	27.2	63.4	51.3
年1回ぐらい	33	689	31	47	9	14	8	9.8	5.0	4.5	5.6	1.5	8.5	10.5
不 詳	-	17	-	2	1	-	-	-	0.1	-	0.2	0.2	-	-

2 児童の今後の見通し

児童の今後の見通しについては、里親委託児では「自立まで現在の里親家庭で養育」が68.5%（前回60.9%）に対し、「保護者のもとへ復帰」は10.7%（前回13.8%）にすぎない。養護施設児では「自立まで現在の児童養護施設で養育」が55.1%（前回55.1%）、情緒障害児では「保護者のもとへ復帰」が44.3%（前回52.4%）、自立施設児では「保護者のもとへ復帰」が59.7%（前回61.0%）、ファミリーホーム児では「自立まで現在のファミリーホームで養育」が70.0%、援助ホーム児では「自立まで現在の自立援助ホームで養育」が80.6%が最も高くなっている。

また、乳児院児では「現在の乳児院で養育」が42.1%（前回34.1%）と最も高くなっている。

表 1 5-1 児童の今後の見通し別児童数（乳児院児除く）

	総 数	保護者 のもと へ復帰	親類等の 家庭への 引き取り	自立まで 現在のまま で 養 育	養子縁組 又は里親・ ファミーホーム委託	現 在 の ままでは 養育困難	その他	不 詳
里親委託児	4,534	485	55	3,105	578	112	191	8
	100.0%	10.7%	1.2%	68.5%	12.7%	2.5%	4.2%	0.2%
養護施設児	29,979	8,328	499	16,522	395	2,420	1,756	59
	100.0%	27.8%	1.7%	55.1%	1.3%	8.1%	5.9%	0.2%
情緒障害児	1,235	547	11	238	14	96	327	2
	100.0%	44.3%	0.9%	19.3%	1.1%	7.8%	26.5%	0.2%
自立施設児	1,670	997	32	206	38	53	337	7
	100.0%	59.7%	1.9%	12.3%	2.3%	3.2%	20.2%	0.4%
ファミーホーム児	829	158	5	580	5	31	43	7
	100.0%	19.1%	0.6%	70.0%	0.6%	3.7%	5.2%	0.8%
援助ホーム児	376	24	3	303	1	23	19	3
	100.0%	6.4%	0.8%	80.6%	0.3%	6.1%	5.1%	0.8%

表 1 5-2 児童の今後の見通し別児童数（乳児院児）

	総 数	保護者 のもと へ復帰	親類等の 家庭への 引き取り	現在の 乳児院 で養育	児童養護 施設 へ	母子生活 支援施設へ	養子縁組 又は里親 委 託	その他	不 詳
乳児院児	3,147	736	29	1,324	621	5	266	155	11
	100.0%	23.4%	0.9%	42.1%	19.7%	0.2%	8.5%	4.9%	0.3%

#### IV 里親家庭の状況

##### 1 里親申込みの動機

調査日（平成 25 年 2 月 1 日）現在で、現に委託されている里親家庭の総数は 3,481 世帯となっており、前回調査の 2,626 世帯より 855 世帯（32.6%）増加している。

里親申込みの動機別をみると「児童福祉への理解から」が 43.5%（前回 37.1%）、「子どもを育てたいから」が 30.7%（前回 31.4%）、「養子を得たいため」が 12.5%（前回 21.8%）となっている。前回調査と比較すると、「養子を得たいため」の割合が下がり、「児童福祉への理解から」の割合が上がっている。

表 16 里親申込みの動機別里親家庭数

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
3,481	1,515	1,069	434	428	35
100.0%	43.5%	30.7%	12.5%	12.3%	1.0%

##### 2 登録期間

児童が委託されている里親家庭の登録期間は、「5年未満」が 43.6%（前回 46.5%）と最も多く、以下、登録期間が長くなるに従い減っていくが、「15年以上」も 17.2%（前回 15.8%）ある。

表 17 登録期間別里親家庭数

総数	5年未満	5年～9年	10年～14年	15年以上	不詳
3,481	1,517	931	433	600	-
100.0%	43.6%	26.7%	12.4%	17.2%	-

##### 3 委託児童数

委託児童数は、「1人」が 74.3%（前回 51.8%）と最も多く、「2人」が 19.1%（前回 25.0%）、「3人」が 5.1%（前回 11.1%）、「4人」が 1.5%（前回 5.7%）となっている。

表 18 委託児童別里親家庭数

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
3,481	2,585	666	176	53	1
100.0%	74.3%	19.1%	5.1%	1.5%	0.0%

#### 4 里親の年齢

里親の年齢は「50歳代」（里父・里母合わせて31.9%）が最も多く、「60歳以上」（里父・里母合わせて29.6%）がこれに次いでいる。

なお、前回調査と比べると「50歳代」〔里父（前回39.0%）・里母（前回38.0%）〕が減少し、「60歳以上」〔里父（前回23.6%）、里母（前回20.5%）〕が増加している。

表19 里親の年齢別里親家庭数

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	3,481 100.0%	14 0.4%	207 5.9%	712 20.5%	1,070 30.7%	1,093 31.4%	382 11.0%	3 0.1%
里母	3,481 100.0%	26 0.7%	251 7.2%	1,010 29.0%	1,151 33.1%	966 27.8%	75 2.2%	2 0.1%

#### 5 里親の仕事の種類

就業している里親の仕事の種類は、「専門・技術」が18.6%（前回19.2%）と最も多く、次いで「事務」が11.0%（前回12.8%）、「宗教家」が10.7%（前回10.3%）となっている。

表20 仕事の種類別里親家庭数

総数	社会福祉事業従事者	宗教家	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	その他の就業者	不詳
3,481 100.0%	221 6.3%	371 10.7%	100 2.9%	648 18.6%	185 5.3%	383 11.0%	192 5.5%	134 3.8%	181 5.2%	254 7.3%	480 13.8%	332 9.5%

#### 6 里親家庭の年間所得

里親家庭の平成24年年間所得（税込）は表21のとおり、一般家庭と比較してみると、「平均所得金額」は里親家庭で591万8千円、一般家庭で537万2千円となっている。

表21 年間所得（税込）

	平均所得金額	回答世帯数
里親家庭	591.8万円	3,481世帯
一般家庭	537.2万円	50,112千世帯

注）一般家庭は「平成25年国民生活基礎調査」

#### 7 里親家庭の住宅所有状況

里親家庭の住宅所有状況は、「自家・一戸建て」が72.8%（前回75.8%）と多くを占めており、次いで「借家・集合住宅」が7.8%（前回5.0%）、「自家・集合住宅」が7.4%（前回6.7%）、「借家・一戸建て」が5.4%（前回6.4%）となっている。

表22 住宅の所有状況別里親家庭数

総数	自家		借家					間借	その他	不明	不詳
	一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅	公営住宅	公社・UR住宅	給与住宅				
3,481 100.0%	2,535 72.8%	257 7.4%	187 5.4%	272 7.8%	113 3.2%	12 0.3%	31 0.9%	4 0.1%	48 1.4%	4 0.1%	18 0.5%

## V 母子生活支援施設入所世帯（母親）の状況

### 1 児童数

調査日（平成25年2月1日）現在における母子生活支援施設入所世帯数は3,725世帯となっており、前回調査の4,056世帯より331世帯（8.2%）減少している。母子生活支援施設入所世帯を児童数別にみると、「1人」が56.8%（前回55.4%）と最も多く、次いで「2人」が29.8%（前回31.2%）となっている。

表23 児童数別母子生活支援施設入所世帯数

総数	1人	2人	3人	4人以上	不詳
3,725	2,115	1,109	379	122	-
100.0%	56.8%	29.8%	10.2%	3.3%	-

### 2 入所理由及び在所期間

#### (1) 入所理由

母子生活支援施設への入所理由は、「配偶者からの暴力」が45.7%（前回40.8%）で最も多く、次いで「経済的理由による」が18.7%（前回24.6%）、「住宅事情による」が15.9%（前回15.3%）となっている。

表24 入所理由別母子生活支援施設入所世帯数

総数	入所前の家庭内環境の不適切による	母親の心身の不安定による	職業上の理由による	住宅事情による	経済的理由による	配偶者からの暴力	その他	不詳
3,725	323	139	10	594	696	1,702	178	83
100.0%	8.7%	3.7%	0.3%	15.9%	18.7%	45.7%	4.8%	2.2%

#### (2) 在所期間

母子生活支援施設へ入所してからの期間は、「5年未満」が85.7%（前回83.6%）と大部分を占め、「5年未満」の中でも「1年未満」が37.9%（前回33.2%）、「1年」が21.9%（前回22.2%）となっている。

表25 在所期間別母子生活支援施設入所世帯数

総数	5年未満	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年～9年	10年以上	不詳
3,725	3,191	1,412	816	480	305	178	389	116	29
100.0%	85.7%	37.9%	21.9%	12.9%	8.2%	4.8%	10.4%	3.1%	0.8%

### 3 入所時の年齢

母子生活支援施設入所世帯の入所時の母親の年齢は、30歳代が43.7%（前回50.7%）と最も多く、次いで40歳代が28.5%（前回16.9%）、20歳代が21.9%（前回29.4%）となっている。

表26 入所時の年齢別母子生活支援施設入所世帯数

総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明
3,725	38	271	546	736	891	737	325	178	3
100.0%	1.0%	7.3%	14.7%	19.8%	23.9%	19.8%	8.7%	4.8%	0.1%

#### 4 母子世帯になった理由

母子世帯になった理由は、「離婚」が58.3%（前回61.5%）と最も多く、次いで「未婚の母」が14.5%（前回13.1%）となっている。

**表27 母子世帯になった理由別母子生活支援施設入所世帯数**

総数	死別			離別	遺棄	生死不明	未婚の母	その他	不詳
	病死	交通事故死	その他						
3,725 100.0%	27 0.7%	1 0.0%	16 0.4%	2,171 58.3%	283 7.6%	6 0.2%	541 14.5%	653 17.5%	27 0.7%

#### 5 年金等の受給状況

年金等の受給状況は、母子生活支援施設入所世帯の8割以上が「児童手当」83.3%（前回68.0%）を受給しており、次いで「児童扶養手当」を受給している世帯が76.0%（前回76.6%）と多いが、「国民年金」等の各種年金は全部を合計しても3.5%（前回3.2%）と1割にも満たない。

**表28 年金等の受給状況別母子生活支援施設入所世帯数**

総数	受給あり（重複回答）									受給なし
	国民年金			厚生年金 船員保険	共済年金 等	児童手当	児童扶養 手 当	特別児童 扶養手当	その他	
	母子年金	遺族基礎 年金	その他							
3,725 100.0%	3 0.1%	27 0.7%	81 2.2%	18 0.5%	1 0.0%	3,103 83.3%	2,830 76.0%	125 3.4%	315 8.5%	391 10.5%

#### 6 公営住宅入居希望の有無及び現在の状況

##### (1) 公営住宅入居希望

公営住宅入居希望は、母子生活支援施設入所世帯の51.8%（前回57.0%）と過半数を超えている。

**表29 公営住宅入居希望の有無別母子生活支援施設入所世帯数**

総数	あり	なし	わからない	不詳
3,725 100.0%	1,928 51.8%	762 20.5%	1,033 27.7%	2 0.1%

##### (2) 現在の状況

現在の状況は、「適当な住居さえあれば退所できる」が17.0%（前回24.0%）、「1年以内に退所の見込み」が16.1%（前回13.5%）、「3か月以内に退所の見込み」が12.7%（前回10.7%）、「末子が18歳になるまで退所困難」が9.3%（前回12.8%）となっている。

**表30 現在の状況別母子生活支援施設入所世帯数**

総数	3か月以内に 退所の見込み	1年以内に 退所の見込み	適当な住宅 さえあれば 退所できる	末子が18歳 になるまで 退所困難	その他	不詳
3,725 100.0%	474 12.7%	599 16.1%	632 17.0%	345 9.3%	1,648 44.2%	27 0.7%

## 7 従業上の地位及び仕事の種類

### (1) 従業上の地位

母子生活支援施設の入所世帯の母親の66.1%（前回74.6%）は就業している。就業している母親では、「臨時・日雇・パート」が50.3%（前回53.5%）と最も多く、「常用勤労者」が13.6%（前回19.0%）となっている。また「不就業」については、33.5%（前回24.8%）となっている。

表3 1-1 従業上の地位別母子生活支援施設入所世帯数

総数	事業主	常用勤労者	臨時・日雇・パート	その他の就業	不就業	不明	不詳
3,725	8	506	1,875	72	1,248	16	-
100.0%	0.2%	13.6%	50.3%	1.9%	33.5%	0.4%	-

なお、不就業の理由であるが、「精神的・身体的障害がある」が22.1%（前回23.6%）と最も多く、次いで「条件にあった求人なし」が19.3%（前回24.9%）、「講習等で就業準備中」が18.0%（前回9.0%）となっている。

表3 1-2 不就業の理由別母子生活支援施設入所世帯数

総数	講習等で就業準備中	保育が確保できない	乳児がいる	条件にあった求人なし	就業習慣がない	就業意欲が乏しい	疾病・虚弱である	精神的・身体的障害がある	児童に障害・疾病がある	不詳
1,248	225	129	56	241	31	70	150	276	43	27
100.0%	18.0%	10.3%	4.5%	19.3%	2.5%	5.6%	12.0%	22.1%	3.4%	2.2%

### (2) 仕事の種類

就業している母親について仕事の種類をみると、「サービス業従事者」が28.5%（前回26.3%）と最も多く、次いで「技能工・生産工程作業員及び労務作業員」が19.7%（前回27.3%）、「専門的・技術的職業従事者」が15.1%（前回12.9%）となっている。

表3 2 仕事の種類別母子生活支援施設入所世帯数

総数	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能・生産等	保安職業	サービス	その他就業者	不詳
2,477	373	6	335	207	8	17	487	7	706	283	48
100.0%	15.1%	0.2%	13.5%	8.4%	0.3%	0.7%	19.7%	0.3%	28.5%	11.4%	1.9%

注) 「不就業」を除く。

## 8 転職希望の有無

就業している母親のうち、転職を希望する母親は26.7%（前回28.1%）、転職希望のない母親は47.7%（前回48.6%）となっている。

表3 3 転職希望の有無別母子生活支援施設入所世帯数

総数	あり	なし	わからない	不詳
2,477	662	1,181	603	31
100.0%	26.7%	47.7%	24.3%	1.3%

注) 「不就業」を除く。

## 9 年間所得

母子生活支援施設入所世帯の平成 24 年の年間所得分布は、表 34 のとおりとなっている。「不明」を除いた分について「平均所得金額」をみると、172 万 3 千円（前回 174 万 5 千円）となっており、一般家庭の 537.2 万円（平成 25 年国民生活基礎調査）の 3 割程度に止まっている。

**表 3 4 年間所得別母子生活支援施設入所世帯数**

総 数	100万円 未 満	100～199 万 円	200～299 万 円	300～399 万 円	400万円 以 上	不 明	平均所得 金 額
3,725	612	1,316	955	168	32	642	172.3万円
100.0%	16.4%	35.3%	25.6%	4.5%	0.9%	17.2%	

注) 「平均所得金額」は総数から不明を除いて算出。

## VI 児童養護施設の年長児童の状況

### 1 年長児童の就学状況

今回の調査に回答した中学3年生以上の年長児童は、8,412人であった。そのうち男子は4,417人(52.5%)、女子は3,951人(47.0%)、性別不詳が44人(0.5%)となっている。

また、就学状況別の年長児童数は、「中学3年生」は2,485人(29.5%)、「高校生」(通信制を含む)は5,642人(67.1%)である。

それ以外では、大学・短期大学には24人(0.3%)、専修学校には35人(0.4%)が、公共職業訓練校には15人(0.2%)が通っている。

表35 児童養護施設の年長児童の就学状況

	総数	中3	中学卒	高1	高2	高3	高4	通信制	高校卒	大・短大	専修学	公職訓	その他	不詳
総数	8,412 100.0%	2,485 29.5%	39 0.5%	2,097 24.9%	1,817 21.6%	1,632 19.4%	40 0.5%	56 0.7%	22 0.3%	24 0.3%	35 0.4%	15 0.2%	106 1.3%	44 0.5%
男	4,417 52.5% [100.0]	1,361 [30.8%]	24 [0.5%]	1,075 [24.3%]	930 [21.1%]	848 [19.2%]	24 [0.5%]	19 [0.4%]	14 [0.3%]	16 [0.4%]	16 [0.4%]	12 [0.3%]	56 [1.3%]	22 [0.5%]
女	3,951 47.0% [100.0]	1,114 [28.2%]	15 [0.4%]	1,017 [25.7%]	882 [22.3%]	777 [19.7%]	15 [0.4%]	37 [0.9%]	7 [0.2%]	8 [0.2%]	19 [0.5%]	3 [0.1%]	48 [1.2%]	9 [0.2%]

注) 総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

総数欄の%つきの数字は、就学状況の構成割合。[ ]内の数字は、就学状況別構成割合。

### 2 児童の生活行動経験

思いやりの行動や社会的自立に関わる行動について質問(質問項目については参考を参照)した中で最も多く経験しているのは「自分の気に入った洋服や持ち物を選んで買ったこと」の92.7%(前回93.0%)でほとんどの児童が経験しており、逆に最も少ないのは「大勢で1人をいじめてしまったこと」の19.8%(前回25.0%)となっている。

男女間で差の大きな項目は、「赤ちゃんをあやしたり、おむつの世話をしたこと」で女子の経験が23.1ポイント男子より高くなっている。就学状況別で差の大きい項目は、「一人で銀行や役所(区役所・市役所・町役場等)などで、手続きをしたこと」、「アルバイトやパートタイムの仕事をしたこと」で中3から学年が高校高学年に進むに従って経験の割合が高くなっている。

「いじめ」に関しては、「大勢で1人をいじめてしまったこと」19.8%(前回25.0%)、「いじめを受けていたこと」34.7%(前回38.6%)であり、いじめた側は男子の比率が高く、いじめられる側は女子の比率が高い。

また、「虐待」に関しては、「虐待を受けたこと」が30.7%(前回27.4%)であり、女子の経験が10.8ポイント男子より高い結果となっている。

表36 児童養護施設の年長児童の経験状況

	実数	ア. ネコの 世話	イ. 人を助 ける	ウ. やりと げる	エ. 旅行	オ. 赤ちゃん	カ. ボラン ティア	キ. 手続き	ク. 買う	ケ. アルバ イト	コ. 大勢で いじめ た	サ. いじめ を受け た	シ. 虐待を 受けた
総数	8,412	56.2%	76.3%	77.2%	22.0%	42.6%	67.5%	24.4%	92.7%	35.6%	19.8%	34.7%	30.7%
男	4,417	52.6%	73.9%	77.4%	24.4%	31.7%	67.1%	25.1%	90.5%	33.4%	20.6%	29.7%	25.6%
女	3,951	60.3%	79.1%	76.9%	19.2%	54.8%	67.8%	23.6%	95.3%	38.0%	18.9%	40.5%	36.4%
中3	2,485	56.7%	75.7%	77.1%	23.1%	41.4%	64.7%	9.9%	91.1%	2.7%	20.0%	32.6%	29.3%
高1	2,097	56.7%	74.9%	75.4%	19.5%	41.7%	67.8%	21.8%	92.5%	32.2%	19.5%	32.7%	30.3%
高2	1,817	57.2%	76.6%	76.7%	20.7%	43.4%	69.3%	28.2%	93.7%	49.6%	19.0%	35.8%	30.4%
高3・4	1,672	53.9%	78.7%	80.8%	24.0%	44.4%	69.4%	42.0%	94.4%	67.1%	19.9%	38.6%	31.9%
大・専・職	74	58.1%	79.7%	85.1%	29.7%	41.9%	71.6%	56.8%	97.3%	77.0%	25.7%	44.6%	36.5%
その他	223	54.3%	75.3%	67.7%	22.0%	45.3%	62.8%	35.0%	92.8%	68.6%	22.4%	38.1%	39.9%

注) 総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

(参考) 表36の全質問項目一覧

- 「ア. 犬、ネコなどや家畜などの世話をしたこと」
- 「イ. 困っている人を助けてあげたこと」
- 「ウ. 自分で決めた事(スポーツや勉強など)をやりとげ、よくやったなとうれしく思うこと」
- 「エ. 自分や友人たちと計画して、旅行したこと」
- 「オ. 赤ちゃんをあやしたり、おむつの世話をしたこと」
- 「カ. ボランティアをしたこと」
- 「キ. 一人で銀行や役所(区役所・市役所・町役場等)などで、手続きをしたこと」
- 「ク. 自分の気に入った洋服や持ち物を選んで買ったこと」
- 「ケ. アルバイトやパートタイムの仕事をしたこと」
- 「コ. 大勢で1人をいじめてしまったこと」
- 「サ. いじめを受けていたこと」
- 「シ. 虐待を受けたこと」

### 3 大切なこと

大切なことと思うものについて、10項目(質問項目については参考を参照)の中から、3つを選び回答してもらった。単語自体には多義的なものも多いが、特に限定せず児童の判断に任せた。

最も選択率が高かったものは、「健康であること」の51.9%(前回53.2%)で、次いで「友達がたくさんいること」の44.8%(前回52.6%)、「将来に夢を持っていること」の43.2%(前回41.8%)となっている。

逆に、最も選択率の低かったものは、「人のいやがる事をすすんでやること」の7.3%(前回6.8%)で、次いで「勉強ができること」の13.7%(前回11.6%)、「勇気を持っていること」の19.9%(18.8%)となっている。男女ともに「人のいやがる事をすすんでやること」が最も選択されず、次いで「勉強ができること」、「勇気を持っていること」の順は男女とも同じである。

男女間で差の大きい項目は、「運動や歌などで、何か得意なもの(特技)があること」では男子が女子より8.5ポイント高いのに対し、「健康であること」では女子が7.7ポイント、「家族と仲良く生活すること」では女子が5.1ポイント、男子より高くなっている。

就学状況別で差の大きい項目は、中3から高校高学年に進むにつれ、「健康であること」及び「安定した仕事をする事」の割合が高くなっている。

表37 児童養護施設の年長児童の大切なこと(3つ選択)

	実数	1. 勉強	2. 家族	3. お金	4. 友達	5. 健康	6. 特技	7. 夢	8. すすんでやる	9. 勇気	10. 仕事
総数	8,412	13.7%	34.7%	23.5%	44.8%	51.9%	27.9%	43.2%	7.3%	19.9%	26.5%
男	4,417	14.4%	32.4%	23.9%	47.1%	48.3%	31.9%	43.2%	7.4%	18.7%	25.3%
女	3,951	13.0%	37.5%	23.0%	42.3%	56.0%	23.4%	43.3%	7.2%	21.3%	27.7%
中3	2,485	17.9%	40.8%	20.8%	44.5%	50.1%	27.4%	42.3%	6.8%	20.6%	21.9%
高1	2,097	14.0%	34.6%	23.8%	46.1%	51.2%	28.4%	43.9%	6.2%	19.7%	25.7%
高2	1,817	13.9%	30.8%	25.3%	44.0%	50.9%	29.8%	43.5%	8.1%	18.7%	30.8%
高3・4	1,672	7.5%	31.3%	24.5%	44.9%	56.2%	26.0%	44.5%	8.8%	20.7%	28.3%
大・専・職	74	14.9%	28.4%	18.9%	44.6%	58.1%	21.6%	40.5%	13.5%	21.6%	33.8%
その他	223	9.0%	29.1%	26.0%	43.9%	57.8%	27.4%	37.7%	4.5%	16.6%	32.7%

注) 総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

(参考) 表37の全質問項目一覧

- 「1. 勉強ができること」
- 「2. 家族と仲良く生活すること」
- 「3. お金がたくさんあること」
- 「4. 友達がたくさんいること」
- 「5. 健康であること」
- 「6. 運動や歌などで、何か得意なもの(特技)があること」
- 「7. 将来に夢を持っていること」
- 「8. 人のいやがる事をすすんでやること」
- 「9. 勇気を持っていること」
- 「10. 安定した仕事をする事」

#### 4 高等学校(各種学校)進学希望

中学3年生の高等学校又は各種学校への進学希望については、「希望する」が85.0%(前回84.5%)、「考えていない」が8.4%(前回8.3%)、「希望しない」が5.2%(前回5.8%)となっている。進学を希望する児童において、男子に比べて女子が2.7ポイント高い結果となっている。

表38 児童養護施設の年長児童の高等学校(各種学校)進学希望

	実数	希望する	考えていない	希望しない	不詳
中学3年生	2,485	85.0%	8.4%	5.2%	1.4%
男	1,361	83.8%	9.0%	5.6%	1.7%
女	1,114	86.5%	7.8%	4.8%	0.9%

注) 総数には、性別不詳を含む。

#### 5 大学(短大)進学希望

中学3年生以上の年長児童全員の大学又は短期大学への進学希望については、「希望する」が27.0%(前回25.7%)、「考えていない」が30.1%(前回28.1%)、「希望しない」が37.2%(前回40.7%)となっており、前回調査より進学希望が増加している。性別では、高等学校(各種学校)同様、女子の方が男子に比べ8.2ポイント進学の希望が高い。

表39 児童養護施設の年長児童の大学(短大)進学希望

	実数	希望する	考えていない	希望しない	不詳
総数	8,412	27.0%	30.1%	37.2%	5.7%
男	4,417	23.2%	32.0%	38.8%	6.0%
女	3,951	31.4%	28.1%	35.4%	5.2%
中3	2,485	29.5%	38.7%	28.4%	3.4%
高1	2,097	27.0%	31.7%	36.8%	4.5%
高2	1,817	25.4%	25.9%	42.1%	6.6%
高3・4	1,672	26.0%	20.2%	45.6%	8.3%
大・専・職	74	32.4%	23.0%	21.6%	23.0%
その他	223	18.8%	40.8%	33.2%	7.2%

注) 総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

## 6 将来の希望（1）－職業－

将来やりたい職業について、「会社や役所に勤める」、「工場に勤める」、「商店・デパート等に勤める」、「農業・漁業・林業・酪農など」、「学校の先生や保育士・看護師など」、「自動車・電車などの運転手及び船乗り・パイロットなど」、「美容師・理容師」、「スポーツ・芸能・芸術」、「警察・消防・自衛官」、「大工・建設業」、「新聞記者・アナウンサー」、「医者・弁護士」などの項目の中から1つを選択した結果が、次の表40である。

男子では、「工場に勤める」9.6%（前回11.8%）、「スポーツ・芸能・芸術」8.9%（前回12.1%）、「飲食業・調理等」8.0%（前回8.0%）が上位を占めている。

女子では、「学校の先生や保育士・看護師など」18.9%（前回20.9%）、「飲食業・調理等」11.2%（前回9.3%）「スポーツ・芸能・芸術」6.4%（前回8.4%）が上位を占めている。

表40 児童養護施設の年長児童の将来の希望（職業）

	実数	会社や役所に勤める	工場に勤める	商店・デパートに勤める	農業・漁業・林業・酪農等	先生・保育士・看護師等	運転手・船乗り・パイロット等	美容師・理容師	飲食業・調理等	スポーツ・芸能・芸術	警察・消防・自衛官	大工・建設業	新聞記者・アナウンサー	医者・弁護士	その他	未決
総数	8,412	4.4%	6.0%	3.4%	1.9%	12.1%	2.0%	3.6%	9.5%	7.8%	2.6%	4.3%	0.2%	1.1%	13.0%	20.9%
中3	2,485	4.2%	4.4%	2.7%	2.4%	11.6%	2.2%	3.6%	9.7%	10.4%	2.5%	4.9%	0.2%	1.0%	11.6%	21.7%
高1	2,097	4.6%	4.2%	3.4%	1.5%	11.2%	2.2%	4.1%	8.3%	6.9%	2.5%	4.2%	0.1%	1.2%	11.7%	26.4%
高2	1,817	4.2%	7.4%	4.2%	2.2%	12.0%	1.9%	3.4%	8.6%	7.0%	3.0%	3.1%	0.2%	1.1%	13.7%	21.0%
高3・4	1,672	4.9%	9.0%	3.8%	1.4%	13.9%	1.7%	3.5%	11.2%	6.0%	2.6%	4.5%	-	0.9%	16.3%	12.6%
大・専・職	74	5.4%	1.4%	1.4%	2.7%	20.3%	-	1.4%	8.1%	6.8%	-	5.4%	-	4.1%	17.6%	18.9%
その他	223	3.1%	6.3%	2.7%	1.3%	11.2%	1.3%	3.6%	13.0%	6.3%	2.2%	5.4%	0.4%	0.4%	10.8%	24.2%
男	4,417	5.5%	9.6%	2.2%	2.9%	6.0%	3.6%	1.8%	8.0%	8.9%	4.2%	7.8%	0.2%	1.0%	10.2%	21.6%
中3	1,361	5.5%	7.9%	2.1%	3.7%	3.6%	3.8%	0.7%	8.0%	12.4%	4.0%	8.7%	0.4%	0.7%	9.4%	23.6%
高1	1,075	5.8%	7.6%	2.0%	2.1%	5.5%	3.9%	2.2%	7.9%	6.9%	4.0%	8.0%	0.1%	0.9%	7.7%	28.7%
高2	930	4.9%	12.0%	2.9%	3.4%	6.8%	3.7%	2.3%	6.0%	8.4%	4.8%	5.6%	0.2%	1.1%	11.1%	19.8%
高3・4	872	5.5%	13.2%	2.1%	1.9%	9.3%	3.0%	2.3%	9.2%	7.1%	4.4%	8.0%	-	0.9%	13.9%	12.0%
大・専・職	44	6.8%	2.3%	-	4.5%	11.4%	-	-	6.8%	6.8%	-	9.1%	-	2.3%	15.9%	22.7%
その他	113	3.5%	7.1%	1.8%	2.7%	7.1%	1.8%	3.5%	14.2%	7.1%	3.5%	10.6%	-	0.9%	8.8%	21.2%
女	3,951	3.3%	1.9%	4.8%	0.8%	18.9%	0.2%	5.7%	11.2%	6.4%	0.8%	0.4%	0.1%	1.2%	16.1%	20.0%
中3	1,114	2.6%	0.3%	3.6%	0.8%	21.4%	0.2%	7.1%	11.8%	8.0%	0.5%	0.4%	-	1.3%	14.4%	19.5%
高1	1,017	3.4%	0.7%	4.8%	0.9%	17.3%	0.3%	6.2%	8.8%	6.8%	1.0%	0.2%	0.2%	1.5%	16.0%	23.9%
高2	882	3.4%	2.6%	5.6%	0.9%	17.5%	0.1%	4.5%	11.2%	5.7%	1.1%	0.5%	0.2%	1.1%	16.6%	22.1%
高3・4	792	4.3%	4.5%	5.8%	0.9%	18.9%	0.3%	4.9%	13.4%	4.7%	0.6%	0.8%	-	0.9%	18.8%	12.9%
大・専・職	30	3.3%	-	3.3%	-	33.3%	-	3.3%	10.0%	6.7%	-	-	-	6.7%	20.0%	13.3%
その他	107	2.8%	5.6%	3.7%	-	15.9%	0.9%	3.7%	11.2%	5.6%	0.9%	-	0.9%	-	12.1%	28.0%

注) 総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

## 7 将来の希望（2）－家庭復帰、結婚、自立－

もとの家庭への復帰希望、結婚への願望、施設から出て自活する自信の有無については、もとの家庭へ復帰したいと答えた児童は、全体で34.4%（前回37.7%）であるが、14歳では47.4%（前回45.2%）、15歳では43.0%（前回45.8%）が希望しており、その後は年齢が高くなるとともに減少している。

結婚して落ち着いた家庭を作りたいと答えた児童は、41.8%（前回42.0%）であり、年齢が高くなるとともに増加している。

施設を出て、自分で生活することに自信があると答えた児童は、29.1%（前回31.3%）となっており、特に性別による差が大きく、男子が32.6%（前回36.7%）に対して、女子は25.2%（前回25.6%）となっている。

なお、「家庭復帰希望」「自立生活への自信」の項目に関しては、平成4年の調査以来減少の傾向を示している。

（「家庭復帰希望」：47.0% → 41.9% → 38.4% → 37.7% → 34.4%）

（「自立生活への自信」：36.6% → 33.5% → 31.5% → 31.3% → 29.1%）

※ [H4.12 調査 → H10.2 調査 → H15.2 調査 → H20.2 調査 → H25.2 調査]

**表4-1 児童養護施設の年長児童の将来の希望（家庭復帰、結婚、自立）**

	実数	家庭復帰	結婚したい	生活していく自信
総数	8,412	34.4%	41.8%	29.1%
男	4,417	32.8%	41.0%	32.6%
女	3,951	36.1%	42.8%	25.2%
14歳	331	47.4%	39.9%	27.2%
15歳	2,404	43.0%	38.4%	31.4%
16歳	2,078	34.7%	40.7%	28.0%
17歳	1,816	29.0%	44.0%	28.1%
18歳以上	1,595	24.1%	46.4%	28.1%

注）総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

## 8 友人関係

友人関係について、「親身になってくれるともだちがいますか」という質問に対して、「いる」という回答をした年長児童は64.5%（前回63.1%）、「いない」は6.8%（前回7.3%）、「わからない」は26.8%（前回27.5%）であった。

**表4-2 児童養護施設の年長児童の友人関係**

	実数	いる	いない	わからない	不詳
総数	8,412	64.5%	6.8%	26.8%	1.9%
男	4,417	61.5%	7.6%	28.6%	2.2%
女	3,951	67.7%	6.0%	24.8%	1.5%
14歳	331	60.7%	6.3%	29.9%	3.0%
15歳	2,404	62.9%	7.0%	27.5%	2.5%
16歳	2,078	63.3%	6.8%	28.0%	1.9%
17歳	1,816	64.5%	7.0%	27.5%	1.0%
18歳以上	1,595	69.2%	6.8%	22.4%	1.6%

注）総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

## Ⅶ 児童自立支援施設の年長児童の状況

### 1 年長児童の就学状況

今回の調査に回答した年長児童数は、810人であった。そのうち男子は543人(67.0%)、女子は267人(33.0%)となっている。

また、就学状況別の年長児童数は、「中学3年生」が最も多く、660人(81.5%)となっている。

表4-3 児童自立支援施設の年長児童の就学状況

	総数	中3	中学卒	高1	高2	高3	高4	通信制	高校卒	大・短大	専修学	公職訓	その他	不詳
総数	810 100.0%	660 81.5%	72 8.9%	22 2.7%	20 2.5%	18 2.2%	1 0.1%	6 0.7%	-	-	-	4 0.5%	7 0.9%	-
男	543 67.0% [100.0]	451 [83.1%]	36 [6.6%]	15 [2.8%]	16 [2.9%]	15 [2.8%]	1 [0.2%]	4 [0.7%]	-	-	-	3 [0.6%]	2 [0.4%]	-
女	267 33.0% [100.0]	209 [78.3%]	36 [13.5%]	7 [2.6%]	4 [1.5%]	3 [1.1%]	-	2 [0.7%]	-	-	-	1 [0.4%]	5 [1.9%]	-

注) 総数欄の%つきの数字は、就学状況の構成割合。[ ]内の数字は、就学状況別構成割合。

### 2 児童の生活行動経験

思いやりの行動や社会的自立に関わる行動として、児童養護施設と同様の項目で、それぞれについての経験の有無を聞いた。(質問項目については、参考を参照)

全項目中で最も多く経験しているのは「自分の気に入った洋服や持ち物を選んで買ったこと」の92.0%(前回92.0%)で、ほとんどの児童が経験しており、逆に少ないのは「一人で銀行や役所(区役所・市役所・町役場等)などで、手続きをしたこと」で16.5%(前回21.3%)の児童しか経験がない。

男女間で差の大きな項目は、「赤ちゃんをあやしたり、おむつの世話をしたこと」であり、女子が男子に比べて22.5ポイント高くなっている。

「いじめ」に関しては、「大勢で1人をいじめてしまったこと」39.8%(前回44.6%)、「いじめを受けていたこと」が38.1%(前回43.2%)であり、いずれの項目についても、女子の比率が高い。

また、「虐待」に関しては、「虐待を受けたこと」が全体の28.3%(前回31.2%)であり、女子が男子より18.7ポイント高い結果となっている。

表4-4 児童自立支援施設の年長児童の経験状況

	実数	ア. ネコの 世話	イ. 人を助 ける	ウ. やりと げる	エ. 旅行	オ. 赤ちゃん	カ. ボラン ティア	キ. 手続き	ク. 買う	ケ. アルバ イト	コ. 大勢で いじめ た	サ. いじめ を受け た	シ. 虐待を 受けた
総数	810	74.2%	77.7%	80.0%	30.9%	53.5%	57.3%	16.5%	92.0%	17.8%	39.8%	38.1%	28.3%
男	543	70.7%	76.4%	81.6%	30.9%	46.0%	56.7%	14.2%	91.3%	15.3%	36.8%	34.6%	22.1%
女	267	81.3%	80.1%	76.8%	30.7%	68.5%	58.4%	21.3%	93.3%	22.8%	45.7%	45.3%	40.8%
中3	660	75.0%	78.0%	82.0%	32.7%	53.9%	56.2%	12.4%	92.4%	12.9%	40.2%	34.8%	25.8%
中学卒業	72	76.4%	73.6%	69.4%	26.4%	52.8%	61.1%	29.2%	93.1%	33.3%	47.2%	51.4%	37.5%
高校生等	78	65.4%	78.2%	73.1%	19.2%	50.0%	62.8%	39.7%	87.2%	44.9%	29.5%	53.8%	41.0%

(参考) 表4-4の全質問項目一覧

「ア. 犬、ネコなどや家畜などの世話をしたこと」

「イ. 困っている人を助けてあげたこと」

「ウ. 自分で決めた事(スポーツや勉強など)をやりとげ、よくやったなとうれしく思うこと」

「エ. 自分や友人たちと計画して、旅行したこと」

- 「オ. 赤ちゃんをあやしたり、おむつの世話をしたこと」
- 「カ. ボランティアをしたこと」
- 「キ. 一人で銀行や役所（区役所・市役所・町役場等）などで、手続きをしたこと」
- 「ク. 自分の気に入った洋服や持ち物を選んで買ったこと」
- 「ケ. アルバイトやパートタイムの仕事をしたこと」
- 「コ. 大勢で1人をいじめてしまったこと」
- 「サ. いじめを受けていたこと」
- 「シ. 虐待を受けたこと」

### 3 大切なこと

児童養護施設と同様に、大切なことと思うものについて3つを選び回答してもらった。（質問項目については参考を参照）

最も選択率の高かったものは、「家族と仲良く生活すること」の62.8%（前回60.3%）で、次いで「友達がたくさんいること」の48.1%（前回50.9%）、「健康であること」の48.0%（前回45.1%）となっている。

逆に、最も選択率の低かったものは、「人のいやがる事をすすんでやること」の8.5%（前回9.2%）で、次いで「勉強ができること」の10.5%（前回7.3%）となっている。

男女間で差の大きい項目は、「将来に夢を持っていること」で男子が女子より10.0ポイント高いのに対し、「お金がたくさんあること」で女子が13.4ポイント、「家族と仲良く生活すること」で女子が7.4ポイント、男子より高くなっている。

**表45 児童自立支援施設の年長児童の大切なこと（3つ選択）**

	実数	1. 勉強	2. 家族	3. お金	4. 友達	5. 健康	6. 特技	7. 夢	8. すすんでやる	9. 勇気	10. 仕事
総数	810	10.5%	62.8%	18.0%	48.1%	48.0%	18.0%	35.9%	8.5%	20.6%	25.9%
男	543	10.9%	60.4%	13.6%	48.8%	47.3%	20.8%	39.2%	10.3%	21.0%	23.6%
女	267	9.7%	67.8%	27.0%	46.8%	49.4%	12.4%	29.2%	4.9%	19.9%	30.7%
中3	660	10.9%	66.4%	18.2%	48.9%	46.7%	17.7%	35.6%	8.3%	19.8%	23.9%
中学卒業	72	6.9%	56.9%	19.4%	36.1%	58.3%	13.9%	31.9%	5.6%	26.4%	40.3%
高校生等	78	10.3%	38.5%	15.4%	52.6%	50.0%	24.4%	42.3%	12.8%	21.8%	29.5%

（参考）表45の全質問項目一覧

- 「1. 勉強ができること」
- 「2. 家族と仲良く生活すること」
- 「3. お金がたくさんあること」
- 「4. 友達がたくさんいること」
- 「5. 健康であること」
- 「6. 運動や歌などで、何か得意なもの（特技）があること」
- 「7. 将来に夢を持っていること」
- 「8. 人のいやがる事をすすんでやること」
- 「9. 勇気を持っていること」
- 「10. 安定した仕事をする事」

#### 4 高等学校（各種学校）進学希望

中学3年生の高等学校または各種学校への進学希望については、「希望する」が83.2%(前回77.4%)、「考えていない」が6.5%(前回7.2%)、「希望しない」が9.2%(前回14.9%)となっており、前回調査に比べ進学希望が増加している。

性別では、女子が男子に比べ進学希望が2.2ポイント高い。

表46 児童自立支援施設の年長児童の高等学校（各種学校）進学希望

	実数	希望する	考えていない	希望しない	不詳
中学3年生	660	83.2%	6.5%	9.2%	1.1%
男	451	82.5%	6.9%	9.5%	1.1%
女	209	84.7%	5.7%	8.6%	1.0%

#### 5 大学（短大）進学希望

中学3年生以上の年長児童全員の大学または短期大学への進学希望については、「希望する」が25.2%(前回23.5%)、「考えていない」が37.0%(前回33.1%)、「希望しない」が34.1%(前回41.5%)となっており、前回調査より進学希望が増加している。

性別では高等学校（各種学校）同様、女子が男子に比べ進学希望が5.4ポイント高い。

表47 児童自立支援施設の年長児童の大学（短大）進学希望

	実数	希望する	考えていない	希望しない	不詳
総数	810	25.2%	37.0%	34.1%	3.7%
男	543	23.4%	38.9%	34.6%	3.1%
女	267	28.8%	33.3%	33.0%	4.9%
中3	660	25.8%	38.2%	32.9%	3.2%
中学卒業	72	22.2%	31.9%	44.4%	1.4%
高校生等	78	23.1%	32.1%	34.6%	10.3%

#### 6 将来の希望(1)－職業－

男子では、「大工・建設業」18.0%(前回19.6%)、「スポーツ・芸能・芸術」8.8%(前回8.9%)、「飲食業・調理等」7.6%(前回8.3%)が上位を占めている。女子では、「学校の先生や保育士・看護師など」17.6%(前回17.1%)、「美容師・理容師」12.0%(前回10.3%)、「飲食業・調理等」8.6%(前回8.0%)が上位を占めている。

女子の希望で男子と異なる特徴は、「美容師・理容師」、「学校の先生や保育士・看護師など」、「商店・デパート等に勤める」の割合が高くなっており、「大工・建設業」、「農業・漁業・林業・酪農等」、「工場に勤める」の割合が低くなっている。

表 4 8 児童自立支援施設の年長児童の将来の希望（職業）

	実数	会社や 役所に 勤める	工場に 勤める	商店・デ パートに 勤める	農業・ 漁業・ 林業・ 酪農等	先生・ 保育士・ 看護師等	運転手・ 船乗り・ パイロット等	美容師・ 理容師	飲食業・ 調理等	スポー ツ・芸 能・芸術	警察・ 消防・ 自衛官	大工・ 建築業	新聞 記者・ アナウン サー	医者・ 弁護士	その他	未決
総数	810	2.5%	4.3%	2.8%	3.5%	9.1%	3.8%	5.9%	7.9%	8.5%	2.6%	12.7%	-	0.5%	11.1%	16.4%
中3	660	2.4%	4.1%	2.3%	3.2%	9.4%	3.8%	6.8%	7.4%	8.8%	2.4%	13.8%	-	0.6%	10.2%	16.1%
中学卒業	72	1.4%	8.3%	5.6%	2.8%	5.6%	2.8%	2.8%	9.7%	6.9%	1.4%	9.7%	-	-	19.4%	19.4%
高校生等	78	3.8%	2.6%	5.1%	6.4%	10.3%	5.1%	1.3%	10.3%	7.7%	5.1%	6.4%	-	-	11.5%	16.7%
男	543	2.8%	5.7%	1.8%	5.0%	5.0%	5.2%	2.9%	7.6%	8.8%	3.9%	18.0%	-	0.6%	9.4%	16.2%
中3	451	2.4%	5.5%	1.1%	4.4%	5.3%	5.1%	3.1%	7.3%	9.3%	3.5%	19.3%	-	0.7%	9.3%	16.0%
中学卒業	36	2.8%	11.1%	5.6%	5.6%	2.8%	5.6%	2.8%	8.3%	8.3%	2.8%	16.7%	-	-	11.1%	13.9%
高校生等	56	5.4%	3.6%	5.4%	8.9%	3.6%	5.4%	1.8%	8.9%	5.4%	7.1%	8.9%	-	-	8.9%	19.6%
女	267	1.9%	1.5%	4.9%	0.4%	17.6%	1.1%	12.0%	8.6%	7.9%	-	1.9%	-	0.4%	14.6%	16.9%
中3	209	2.4%	1.0%	4.8%	0.5%	18.2%	1.0%	14.8%	7.7%	7.7%	-	1.9%	-	0.5%	12.0%	16.3%
中学卒業	36	-	5.6%	5.6%	-	8.3%	-	2.8%	11.1%	5.6%	-	2.8%	-	-	27.8%	25.0%
高校生等	22	-	-	4.5%	-	27.3%	4.5%	-	13.6%	13.6%	-	-	-	-	18.2%	9.1%

## 7 将来の希望（2）－家庭復帰、結婚、自立－

もとの家庭への復帰希望、結婚への願望、施設から出て自活する自信の有無については、もとの家庭へ復帰したいと答えた児童は77.4%（前回74.7%）、結婚して落ち着いた家庭を作りたいと答えた児童は60.7%（前回54.1%）、施設を出て、自分で生活することに自信があると答えた児童は53.8%（前回51.9%）となっている。

表 4 9 児童自立支援施設の年長児童の将来の希望（家庭復帰、結婚、自立）

	実数	家庭復帰	結婚したい	生活して いく自信
総数	810	77.4%	60.7%	53.8%
男	543	80.3%	58.6%	54.5%
女	267	71.5%	65.2%	52.4%
14歳	107	84.1%	57.9%	49.5%
15歳	553	82.6%	62.9%	59.9%
16歳	79	55.7%	54.4%	35.4%
17歳	35	42.9%	54.3%	25.7%
18歳以上	22	45.5%	59.1%	40.9%

注）総数には、年齢不詳を含む。

## 8 友人関係

友人関係について、「親身になってくれるともだちがいますか」という質問に対して、「いる」という回答をした年長児童は63.7%（前回60.8%）、「いない」は8.6%（前回10.9%）、「わからない」は26.3%（前回27.4%）であった。

表 5 0 児童自立支援施設の年長児童の友人関係

	実数	いる	いない	わからない	不詳
総数	810	63.7%	8.6%	26.3%	1.4%
男	543	62.4%	8.7%	27.4%	1.5%
女	267	66.3%	8.6%	24.0%	1.1%
14歳	107	58.9%	14.0%	24.3%	2.8%
15歳	553	64.9%	7.1%	26.9%	1.1%
16歳	79	59.5%	13.9%	25.3%	1.3%
17歳	35	65.7%	5.7%	28.6%	-
18歳以上	22	59.1%	9.1%	31.8%	-

注）総数には、年齢不詳を含む。

## Ⅷ 自立援助ホームの児童の状況

### 1 児童の就学状況

今回の調査に回答した児童数は、349人であった。そのうち男子は168人(48.1%)、女子は180人(51.6%)となっている。就学状況別の児童数は、「中学卒業生」が最も多く、78人(22.3%)となっている。

なお、自立援助ホームについては、義務教育終了後の児童が入居するものであり、今回の調査に回答した者の全員が中学3年生以上の「年長児童」であるため、以下「児童」と表記する。

表5-1 自立援助ホームの児童の就学状況

	総数	中3	中学卒	高1	高2	高3	高4	通信制	高校卒	大・短大	専修学	公職訓	その他	不詳
総数	349 100.0%	-	78 22.3%	22 6.3%	24 6.9%	23 6.6%	5 1.4%	32 9.2%	27 7.7%	2 0.6%	6 1.7%	3 0.9%	113 32.4%	14 4.0%
男	168 48.1% [100.0%]	-	38 [22.6%]	12 [7.1%]	11 [6.5%]	1 [0.6%]	2 [1.2%]	19 [11.3%]	18 [10.7%]	1 [0.6%]	3 [1.8%]	3 [1.8%]	52 [31.0%]	8 [4.8%]
女	180 51.6% [100.0%]	-	40 [22.2%]	10 [5.6%]	13 [7.2%]	22 [12.2%]	3 [1.7%]	13 [7.2%]	9 [5.0%]	1 [0.6%]	3 [1.7%]	-	60 [33.3%]	6 [3.3%]

注) 総数には、性別不詳・学年不詳を含む。

総数欄の%つきの数字は、就学状況の構成割合。[ ]内の数字は、就学状況別構成割合。

### 2 児童の生活行動経験

思いやりの行動や社会的自立に関わる行動として、児童養護施設及び児童自立支援施設と同様の項目で、それぞれについての経験の有無を聞いた。(質問項目については、参考を参照)

全項目中で最も多く経験しているのは「自分の気に入った洋服や持ち物を選んで買ったこと」の91.1%で、ほとんどの児童が経験しており、逆に少ないのは「大勢で1人をいじめてしまったこと」で27.8%となっている。

男女間で差の大きな項目は、「赤ちゃんをあやしたり、おむつの世話をしたこと」であり、女子が男子に比べて25.5ポイント高くなっている。

「いじめ」に関しては、「大勢で1人をいじめてしまったこと」27.8%、「いじめを受けていたこと」が51.0%となっている。

また、「虐待」に関しては、「虐待を受けたこと」が全体の54.7%であり、女子が男子より21.5ポイント高い結果となっている。

表5-2 自立援助ホームの児童の経験状況

	実数	ア. ネコの 世話	イ. 人を助 ける	ウ. やりと げる	エ. 旅行	オ. 赤ちゃん	カ. ボラン ティア	キ. 手続き	ク. 買う	ケ. アルバ イト	コ. 大勢で いじめ た	サ. いじめ を受け た	シ. 虐待を 受けた
総数	349	73.9%	77.7%	71.9%	36.7%	55.3%	69.3%	60.7%	91.1%	89.1%	27.8%	51.0%	54.7%
男	168	69.6%	75.6%	72.6%	40.5%	42.3%	69.6%	62.5%	85.1%	85.7%	31.5%	44.6%	43.5%
女	180	77.8%	79.4%	71.1%	33.3%	67.8%	68.9%	58.9%	97.2%	92.2%	23.9%	56.7%	65.0%
中学卒業	78	71.8%	70.5%	70.5%	39.7%	52.6%	70.5%	64.1%	91.0%	85.9%	29.5%	51.3%	56.4%
高1~4	74	73.0%	82.4%	79.7%	36.5%	63.5%	75.7%	54.1%	93.2%	91.9%	25.7%	43.2%	56.8%
その他	197	75.1%	78.7%	69.5%	35.5%	53.3%	66.5%	61.9%	90.4%	89.3%	27.9%	53.8%	53.3%

注) 総数には、性別不詳・年齢不詳を含む。

(参考) 表5-2の全質問項目一覧

「ア. 犬、ネコなどや家畜などの世話をしたこと」

「イ. 困っている人を助けてあげたこと」

- 「ウ. 自分で決めた事（スポーツや勉強など）をやりとげ、よくやったなとうれしく思うこと」
- 「エ. 自分や友人たちと計画して、旅行したこと」
- 「オ. 赤ちゃんをあやしたり、おむつの世話をしたこと」
- 「カ. ボランティアをしたこと」
- 「キ. 一人で銀行や役所（区役所・市役所・町役場等）などで、手続きをしたこと」
- 「ク. 自分の気に入った洋服や持ち物を選んで買ったこと」
- 「ケ. アルバイトやパートタイムの仕事をしたこと」
- 「コ. 大勢で1人をいじめてしまったこと」
- 「サ. いじめを受けていたこと」
- 「シ. 虐待を受けたこと」

### 3 大切なこと

児童養護施設及び児童自立支援施設と同様に、大切なことと思うものについて3つを選び回答してもらった。（質問項目については参考を参照）

最も選択率の高かったものは、「健康であること」の49.6%で、次いで「将来に夢を持っていること」の45.3%、「友達がたくさんいること」の38.4%となっている。

逆に、最も選択率の低かったものは、「人のいやがる事をすすんでやること」の7.4%で、次いで「勉強ができること」の8.3%となっている。

男女間で差の大きい項目は、「運動や歌などで、何か得意なもの（特技）があること」で男子が女子より8.8ポイント高いのに対し、「健康であること」では女子が11.0ポイント、「勇気を持っていること」では女子が6.0ポイント、男子より高くなっている。

表5.3 自立援助ホームの児童の大切なこと（3つ選択）

	実数	1. 勉強	2. 家族	3. お金	4. 友達	5. 健康	6. 特技	7. 夢	8. すすんでやる	9. 勇気	10. 仕事
総数	349	8.3%	27.2%	28.1%	38.4%	49.6%	26.6%	45.3%	7.4%	22.1%	38.1%
男	168	8.9%	26.2%	29.2%	41.7%	44.0%	31.0%	46.4%	10.7%	19.0%	37.5%
女	180	7.8%	28.3%	27.2%	35.0%	55.0%	22.2%	43.9%	4.4%	25.0%	38.9%
中学卒業	78	14.1%	24.4%	29.5%	25.6%	57.7%	24.4%	50.0%	5.1%	21.8%	37.2%
高1～4	74	8.1%	29.7%	21.6%	44.6%	50.0%	24.3%	51.4%	5.4%	29.7%	31.1%
その他	197	6.1%	27.4%	29.9%	41.1%	46.2%	28.4%	41.1%	9.1%	19.3%	41.1%

注) 総数には、性別不詳を含む。

(参考) 表5.3の全質問項目一覧

- 「1. 勉強ができること」
- 「2. 家族と仲良く生活すること」
- 「3. お金がたくさんあること」
- 「4. 友達がたくさんいること」
- 「5. 健康であること」
- 「6. 運動や歌などで、何か得意なもの（特技）があること」
- 「7. 将来に夢を持っていること」
- 「8. 人のいやがる事をすすんでやること」
- 「9. 勇気を持っていること」
- 「10. 安定した仕事をする事」

#### 4 大学（短大）進学希望

児童の大学または短期大学への進学希望については、「希望する」が24.9%、「考えていない」が35.5%、「希望しない」が36.1%となっている。

性別では、女子が男子に比べ進学希望が5.8ポイント高い。

表5-4 自立援助ホームの児童の大学（短大）進学希望

	実数	希望する	考えていない	希望しない	不詳
総数	349	24.9%	35.5%	36.1%	3.4%
男	168	22.0%	42.3%	31.0%	4.8%
女	180	27.8%	29.4%	40.6%	2.2%
中学卒業	78	16.7%	37.2%	43.6%	2.6%
高1～4	74	35.1%	20.3%	39.2%	5.4%
その他	197	24.4%	40.6%	32.0%	3.0%

注) 総数には、性別不詳を含む。

#### 5 将来の希望（1）－職業－

男子では、「学校の先生や保育士・看護師など」10.1%、「飲食業・調理等」10.1%、「大工・建築業」8.9%が上位を占めている。女子では、「学校の先生や保育士・看護師など」11.1%、「美容師・理容師」8.3%、「飲食業・調理等」8.3%が上位を占めている。

女子の希望で男子と異なる特徴は、「美容師・理容師」の割合が高くなっており、「大工・建設業」の割合が低くなっている。

表5-5 自立援助ホームの児童の将来の希望（職業）

	実数	会社や役所に勤める	工場に勤める	商店・デパートに勤める	農業・漁業・林業・酪農等	先生・保育士・看護師等	運転手・船乗り・パイロット等	美容師・理容師	飲食業・調理等	スポーツ・芸能・芸術	警察・消防・自衛官	大工・建築業	新聞記者・アナウンサー	医者・弁護士	その他	未決
総数	349	2.3%	2.3%	0.9%	2.3%	10.6%	1.7%	6.6%	9.2%	6.0%	2.0%	4.6%	0.6%	1.1%	15.8%	26.4%
中学卒業	78	1.3%	5.1%	1.3%	1.3%	9.0%	-	5.1%	12.8%	3.8%	2.6%	5.1%	-	1.3%	9.0%	33.3%
高1～4	74	1.4%	2.7%	-	1.4%	8.1%	-	6.8%	8.1%	8.1%	1.4%	4.1%	1.4%	2.7%	20.3%	21.6%
その他	197	3.0%	1.0%	1.0%	3.0%	12.2%	3.0%	7.1%	8.1%	6.1%	2.0%	4.6%	0.5%	0.5%	16.8%	25.4%
男	168	3.0%	3.6%	-	3.0%	10.1%	3.0%	4.8%	10.1%	7.1%	2.4%	8.9%	0.6%	1.2%	13.7%	24.4%
中学卒業	38	-	5.3%	-	2.6%	10.5%	-	5.3%	13.2%	5.3%	-	10.5%	-	-	5.3%	36.8%
高1～4	26	3.8%	7.7%	-	3.8%	-	-	3.8%	11.5%	11.5%	-	7.7%	-	3.8%	11.5%	23.1%
その他	104	3.8%	1.9%	-	2.9%	12.5%	4.8%	4.8%	8.7%	6.7%	3.8%	8.7%	1.0%	1.0%	17.3%	20.2%
女	180	1.7%	1.1%	1.7%	1.7%	11.1%	0.6%	8.3%	8.3%	5.0%	1.7%	0.6%	0.6%	1.1%	17.8%	28.3%
中学卒業	40	2.5%	5.0%	2.5%	-	7.5%	-	5.0%	12.5%	2.5%	5.0%	-	-	2.5%	12.5%	30.0%
高1～4	48	-	-	-	-	12.5%	-	8.3%	6.3%	6.3%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	25.0%	20.8%
その他	92	2.2%	-	2.2%	3.3%	12.0%	1.1%	9.8%	7.6%	5.4%	-	-	-	-	16.3%	31.5%

注) 総数には、性別不詳を含む。

## 6 将来の希望（2）－家庭復帰、結婚、自立－

もとの家庭への復帰希望、結婚への願望、施設から出て自活する自信の有無については、もとの家庭へ復帰したいと答えた児童は16.9%、結婚して落ち着いた家庭を作りたいと答えた児童は52.7%、施設を出て、自分で生活することに自信があると答えた児童は33.0%となっている。

**表56 自立援助ホームの児童の将来の希望（家庭復帰、結婚、自立）**

	実数	家庭復帰	結婚したい	生活していく自信
総数	349	16.9%	52.7%	33.0%
男	168	13.1%	48.8%	32.1%
女	180	20.6%	56.1%	33.3%
14歳	-	-	-	-
15歳	10	20.0%	50.0%	40.0%
16歳	58	15.5%	56.9%	32.8%
17歳	95	18.9%	51.6%	36.8%
18歳以上	171	15.8%	52.6%	31.0%

注) 総数には、性別不詳・年齢不詳を含む。

## 7 友人関係

友人関係について、「親身になってくれるともだちがいますか」という質問に対して、「いる」という回答をした児童は62.5%、「いない」は10.0%、「わからない」は26.4%であった。

**表57 自立援助ホームの児童の友人関係**

	実数	いる	いない	わからない	不詳
総数	349	62.5%	10.0%	26.4%	1.1%
男	168	61.9%	8.3%	28.0%	1.8%
女	180	62.8%	11.7%	25.0%	0.6%
14歳	-	-	-	-	-
15歳	10	60.0%	10.0%	30.0%	-
16歳	58	58.6%	6.9%	32.8%	1.7%
17歳	95	61.1%	11.6%	26.3%	1.1%
18歳以上	171	65.5%	9.4%	24.0%	1.2%

注) 総数には、性別不詳・年齢不詳を含む。

## 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

## 社会的養護関係施設における第三者評価促進のための受審完了状況一覧

	児童養護施設			乳児院			情緒障害児短期治療施設			児童自立支援施設			母子生活支援施設			自治体合計			
	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	
北海道	1	4	13	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	0	1	1	5	18	24
青森県	1	2	3	0	0	3	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	3	8	13
岩手県	2	3	1	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	5	1	10
宮城県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	1	3	5
秋田県	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	3	7	10
山形県	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	7	8
福島県	0	4	4	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	2	1	5	7	13
茨城県	0	7	12	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	9	18	27
栃木県	0	5	6	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	1	2	0	7	12	19
群馬県	1	5	2	1	0	2	0	0	1	0	1	0	1	0	1	3	6	6	15
埼玉県	3	7	10	0	2	2	0	0	1	0	0	1	0	2	0	3	11	14	28
千葉県	1	7	7	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	9	14	24
東京都	20	19	19	4	3	3	0	0	0	0	0	2	12	11	11	36	33	35	104
神奈川県	0	6	9	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	6	14	20
新潟県	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	3	6	9
富山県	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	2	5
石川県	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	4	6
福井県	0	1	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	7	9
山梨県	0	2	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4	6	10
長野県	5	4	6	1	2	1	0	1	0	1	0	0	0	2	2	7	9	9	25
岐阜県	1	3	6	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	6	8	15
静岡県	0	5	3	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	9	4	13
愛知県	3	13	5	1	2	1	0	1	1	0	0	1	0	2	3	4	18	11	33
三重県	1	8	3	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	5	1	12	8	21
滋賀県	0	0	4	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	8	8
京都府	0	3	3	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	6	5	11
大阪府	1	9	15	0	1	3	0	0	3	0	0	2	0	1	2	1	11	25	37
兵庫県	1	7	8	0	1	3	0	1	0	0	0	1	0	1	2	1	10	14	25
奈良県	0	1	5	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	2	9	11
和歌山県	1	0	7	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	5	1	1	14	16
鳥取県	0	3	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	2	3	0	7	7	14
島根県	0	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	2	4	7
岡山県	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7	8
広島県	0	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	8	8	16
山口県	0	3	7	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	6	8	14
徳島県	0	3	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	5	6	12
香川県	0	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4	1	6
愛媛県	0	5	5	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	9	9	18
高知県	2	2	4	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	3	3	6	12
福岡県	0	3	8	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	1	6	0	5	18	23
佐賀県	0	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4	7	11
長崎県	2	3	6	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	3	4	9	16
熊本県	0	3	5	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	7	11
大分県	2	2	5	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	4	7	13
宮崎県	0	4	7	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	6	10	16
鹿児島県	0	3	11	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	4	1	3	19	23
沖縄県	1	2	5	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	3	8	12
札幌市	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	4	7	12
仙台市	0	1	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	4	5	9
さいたま市	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	1	5
千葉市	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0	4
横浜市	0	2	8	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0	2	6	0	8	16	24
川崎市	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	5
相模原市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2

新潟市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	3
静岡市	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	3
浜松市	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	5
名古屋市	0	7	7	0	1	3	0	1	0	0	1	0	0	3	2	0	13	12	25
京都市	0	3	4	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	4	9	13
大阪市	0	3	7	0	2	2	0	0	2	0	0	1	0	0	4	0	5	16	21
堺市	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	5
神戸市	0	3	10	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	2	5	0	6	18	24
岡山市	1	2	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4	3	8
広島市	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	3	6	9
北九州市	0	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	6	9
福岡市	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	1	7
熊本市	0	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	4	8
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	1	3	4
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
横須賀市	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
金沢市	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	6
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
尼崎市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	3
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	3	2	5
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
国立施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
施設合計	52	221	322	12	51	67	1	18	19	6	13	39	17	71	154	88	374	601	1063
			595			130			38			58			242				

※1 平成27年2月28日現在の受審完了状況(3月分は見込み)である。

※2 第三者評価機関と施設で公表内容の合意が取れた時点で受審完了とする。

※3 東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。